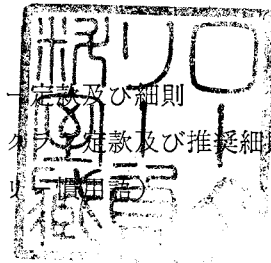


手続要覧

付 録 付

- 国際ロータリー定款及び細則
- ロータリー・クラブ定款及び推定細則
- 語彙（ロータリー用語）



国際ロータリー
EVANSTON, ILL., U.S.A.
ZURICH, SWITZERLAND
LONDON, ENGLAND

序

国際ロータリー定款及び細則並にロータリー・クラブの標準定款に規定せられた、ロータリーの基本法則を解説又は補足する方針や手続は、国際ロータリー加盟クラブにより、国際ロータリー大会に集ったその代表を通じ、又国際ロータリー理事会によって時々制定せられている。

此の要覧は、ロータリーの運営、習慣、その他一般の知識で補足されたそれらの方針及び手続を集めたものである。その資料は、国際ロータリー大会の報告、国際ロータリー理事会の議事録、国際ロータリー定款及び細則、その他から集めたものである。

本要覧は、又た国際ロータリーの定款及び細則、並に国際ロータリー大会によって採択された標準クラブ定款、国際ロータリー理事会で推奨せられたクラブ細則、及びロータリーにおいて用いられている言葉及び語句の語彙を含む。

目 次

第一部

国際ロータリーの運営	7—13
地方運営	14
クラブ例会への出席	15—18
国際ロータリーの理事会	19—23
職業分類	24—28
クラブの運営	29—33
国際ロータリーの委員会	34—36
社会奉仕	37—41
定款に関する事項	42—45
国際大会	46—54
地区の運営	55—68
欧州、北アフリカ及東地中海諮問委員会	69—72
ロータリーの拡大	73—81
財政問題	82—91
国際奉仕	92—101
国際大会における立法	102—108
ロータリークラブの会員資格	109—117
名称及び徽章	118—127
国家への奉仕	128—129
ロータリーの計画	130—131
国際ロータリーの文献	132—137
広報	138—139
地域大会	140—144
救助事業	145—147
ロータリー財団	148—161
区域の限界	162—163
職業奉仕	164—167
青少年	168—170

第二部

国際ロータリーの定款	175—178
国際ロータリーの細則	181—222
ロータリー・クラブの定款	225—233
ロータリー・クラブの細則	235—242

第三部

地帯及び理事指名用地帯並に集団の説明	244—245
ロータリー慣用語及び熟語の語彙	247—254
索引	255

国際ロータリーの運営

(Administration of Rotary International)

国際ロータリーの会員組織

(Membership of R.I.)

国際ロータリーは会員たるロータリー・クラブを以て構成される。クラブの数は11,360で、所属ロータリー会員は、およそ 526,500 である (1962年9月)。これら個々のロータリアンはそれぞれのロータリー・クラブの会員であり、ロータリー・クラブは国際ロータリーの会員である。国際ロータリーは世界中のロータリー・クラブの団体である。

国際大会 (Convention)

国際ロータリーの立法機関は、毎年5月或は6月中 (緊急の場合には理事会が変更することがある) 理事会の決定する時日及び場所にて開催される大会である。

国際ロータリー加盟クラブの代表であるロータリアンは大会に参集して国際ロータリーの規則及び方針を決定し且つ役員を選挙する。国際ロータリー定款及び細則、並に標準クラブ定款の改正は国際大会に於てのみ行い得るものである。

各クラブには会員 50 名及びその過半数毎に1名の代議員 (Delegate) を出す権利が与えられている。各クラブは少なくとも1名の代議員を出す権利を有する。クラブは委任状による代理人 (Proxy) によって代表されてもよい。国際ロータリーの各役員及び現在も尚おロータリー・クラブの正会員、シニア・アクティブ会員又はパスト・サービス会員の資格を有する国際ロータリーの元会長 (Past President) は自由代議員 (Delegate-at-large) である。

規定審議会 (Council on Legislation)

毎偶数年に年次大会の一部として開催される規定審議会は、代議制審議機関である。審議会は提案された立法案のすべてを審議し、それに関する勧告を大会に報告し代議員の最後の決定に委ねる。審議会はロータリーのある各地方よりの代表者約 300 名を以て構成される。その構成員は、決定権を有するものとして、正式に構成された各地域のクラブにより選挙された代表者1名、地区に属しないクラブよりの代表者、自由代表者、元会長5名、及び審議会長並に議決権を有しないその他の者若干名からなる。

国際ロータリー理事会

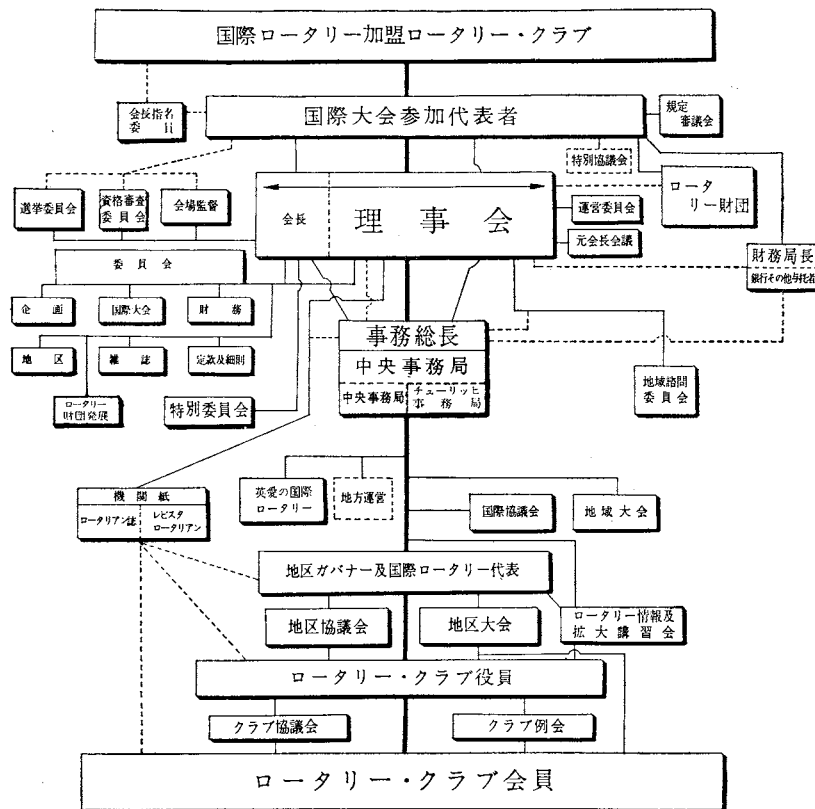
(Board of Directors of R.I.)

国際ロータリーの運営機関は次の 14 名より成る理事会である。

- 会長 (理事会の議長となる)。
- 被選会長。
- アメリカ合衆国よりの理事 5 名。
- カナダよりの理事 1 名。
- 英国及びアイルランドよりの理事 1 名。
- 欧州大陸、北アフリカ及び東地中海地域よりの理事 2 名。
- アジアよりの理事 1 名
- イベロアメリカよりの理事 1 名
- 上記に含まれない加盟クラブよりの理事 1 名。

各理事は、それぞれの地帯、地理的集団或は地域又は理事会によって推薦されるのであるが、大会に於てすべてのクラブにより選挙されるものである、斯くしてロータリーの運営に全クラブを代表しているという責任が、

国際ロータリー組織



各理事にかかってくるわけである。

理事会は国際ロータリーの運営機関であり、定款及び細則の規定に従い、国際ロータリーの事務と資金の処理及び管理にあたる。理事会は、国際ロータリーのすべての役員及び委員会を全般的に統御監督する。理事会はロータリーの目的の推進及びロータリーの綱領の達成に対し、必要と思われるあらゆる事をなす任務をもっている。理事会の決定は国際ロータリー大会への異議申立ができることを条件として、最後のものとする。

執行委員会：理事会は、3名乃至5名の限度内で理事を執行委員に任命し、その委員会に対し理事会の会合のない間、理事会に代って執行又は運営に関する事項を国際ロータリーの方針に従い処理する権限を委任する事が出来る。

運営上の単位 (Administrative Units)

国際ロータリー定款(第8条)は、クラブの運営は次に示す直接監督の形式の一つ又はその他による理事会の一般監督の下におかれるべきものであることを規定している。

(1) 理事会によるクラブの直接監督。

これは現在地区に属しない62クラブのために規定された監督の形式である。

(2) 地区ガバナー(グレートブリテン及びアイルランドにおける国際ロータリー代表)によるクラブの直接監督。

現在地区の数は、英国及びアイルランドの19を含めて271ある。

(3) 地区ガバナー(グレート・ブリテン及びアイルランドにおける国際ロータリー代表)による監督の外に理事会が必要と認め、且つ大会に於て承認された場合に於ける地理的に隣接する2又はそれ以上の地区から成る地域内クラブの監督。

理事会は国際ロータリーの管理機構について次のような説明を行っている：

(i) 地区及び地域組織を最小限度にとどめ、運営目的のための国際ロータリー代表としての地区ガバナーの任務を強化することが最もロータリーのためになるものである。

(ii) 今日の国際ロータリーが一つの進化の産物であることを思えば、現在の機構は、国際的にその機能を発揮する上に良く立案されたものであり、又、問題が起る場合には国際ロータリー定款及び細則によって権限を与えられている人々がその問題をロータリーのため最も有利に解決できることなどが考えられる。(理 46—47)

クラブの地域的又は地方的集団 (Regional or Sectional Groupings of Clubs)

国際理解、親善及び平和の理想の増進は国際ロータリーに対する加盟クラブの直接関係と共通責任に基盤がおかれている。理事会は統一された世界的組織としての国際ロータリーの縮小に向かう流れ又は傾向の如何なる出現をも心配して見守っている。

理事会は、その目的の如何にかかわらず、クラブの地域的又は地方的非公式集団の発展は、組織統一の縮小に可能性を持つ最初の基盤となるものと考え、それ故に注意すべき事柄及び理事会によりとるべき可能な行為は、斯様な集団におけるクラブ及び地区ガバナーの機能及び活動が地域又は地方に関する問題或は斯様な集団の強化を計画した活動を過度に強調し且つこれに集中することによって限界が定められるようなことのないように気を付けることである。理事会の意見によれば、かような限界を定めた機能及び活動は広く世界にわたるクラブの交際を通じての理解と親善を造成するより大なる機会に、クラブ及び地区ガバナーの参加の効果を少くする結果となるようである。(理 61—62)

運営事務 (Administrative Service)

理事会はロータリーの運営上の事務に関して次の如き一般方針を採用している：

1. 国際ロータリーの運営上の事務は、世界中のすべてのガバナー及びクラブに対し出来る限り衡平法に基づいてなされることになっている。

2. この事務は中央事務局における各人から成る局員によって取扱われることになっている。広く世界にわたって出来る最善の事務をとるために中央事務局に変更すべき事柄があれば、之れを随時理事会に報告することは、事務総長の任務とされている。

3. 航空機による世界的な通信機関の絶えざる進歩はクラブ及び中央事務局間の連絡を益々急速なものにしている。従って事務総長は通信及び物品の送付に航空便を使用する権限が与えられている。このため事務総長は航空便の費用に関し定期的に調査を行い、財務委員会が理事会に勧告すべき予算の作製中に同委員会に対し、この種の費用について考慮せしめるようにしなければならない。

4. 交通通信の便が常に改善されて行くので、極めて特別な国情、そしてそれが出来るだけ広い範囲の国際事務に供える目的のためである場合を除いては、別に事務局の支局を置く必要はないと考えられている。

5. 中央事務局から極めて遠距離の地域、特に戦災地域に於ては、一時的に特別の事務を必要とする場合があるかもしれない。従って、事務総長は、理事会がこれらの必要に応じ最善の方法を決定することができるよう、随時理事会にその特殊な必要事項について報告するよう要請されている。

6. 国家の財政状態が保証する処には、事務総長は銀行勘定を設定して財務代行者の制度を設ける権限が与えられている。この場合は財務委員会及び理事会に対しその旨報告しなければならない。

7. 通信及び文献は出来るかぎりこれを

受取る者が容易に理解出来る言語で書かれていなければならない。従って事務総長は、ロータリーの伝統であるこの種事務の増加に関する情報について財務委員会及び理事会の考慮を促さなければならない。(理 47—48;55—56 61—62)

国際ロータリーの役員 (Officers of R.I.)

国際ロータリーの役員は、会長、第1副会長、第2副会長、第3副会長、その他の理事、事務総長、財務局長、地区ガバナー、グレート・ブリテン及びアイルランドに於ける国際ロータリー代表者、グレート・ブリテン及びアイルランドにおける国際ロータリーの会長、直前会長、副会長及び名誉会計等である。

会長：会長は此組織の執行長であり、国際ロータリーの事業及び活動を監督する。会長は理事会の一員であると共に議長であり、理事会を主宰する。常任委員及び特別委員はすべて会長によって任命される。会長は、会長推薦委員会を除くこれらすべての委員会の職権による委員である。

会長は、国際ロータリー大会の議長となる。会長は又規定審議会の議長でもあるが、別に議長を任命して自己の任務を代行させることもできる。

大会に先だつ数箇月前、会長候補者1名が会長指名委員会によって指名される。会長指名委員会によってなされた指名の外に、いずれのクラブも会長被指名者1名を選ぶことができる。会長は大会に於て全クラブの選挙人によって選挙される。

大会は次の如き決議案を採択している：
「国際ロータリー第29回年次大会は、加盟クラブの国際的な態度に助けられて確立された伝統の自然の発展により、国際ロータリー会長は如何なる国からも3年以上連続して選挙せらるべきではないという見解を茲に決議する。」(サンフランシスコ大会決議、38—24)

副会長：大会終了直後に開かれる暫定会合において次期会計年度の理事会の会員は彼等の会員中より第1第2及び第3の各副会長を互選する。

副会長の欠員は残余の副会長の順序に従って充当される。即ち、第1副会長の空員は第2副会長をもって、第2副会長の欠員は第3副会長をもって充当される。第3副会長の欠員は理事会が理事の中より選んで充当することになる。(理 43-44)

事務総長：事務総長は、会長の監督と理事会の統制の下に国際ロータリーの事務全般を処理する役員である。事務総長は直接理事会に報告を行い、その年次報告は理事会の承認を経て大会に提出される。次期会計年度の理事会々員は大会終了直後の暫定会合に於て任期を1年として事務総長を選挙する。事務総長の任期は1月1日に始まる。

約215名の人員が事務総長と共に国際ロータリー事務局を形成し、アメリカ合衆国イリノイ州エバンストン、及びスイス国チューリッヒに事務所を置いている。

財務局長：財務局長は理事会の規定する方法によって国際ロータリー資金の支払を行い且つ理事会によって委任されたその職務に属するその他の任務を行う。財務局長は、理事会の要求する報告を理事会に行い、又大会に対して年次報告を提出する。財務局長は、大会に出席し且つ投票する投票人によって推薦され選挙される。

地区ガバナー：地区ガバナー（グレートブ

リテン及びアイルランドでは国際ロータリー代表）の数は271名である。(1962年7月)。各ガバナーは理事会の全般的監督の下に、自己の地区内クラブを直接監督する。その上国際ロータリーの目的を推進し、クラブの結成を監督し、地区内の各クラブ間、及びこれらのクラブと国際ロータリーとの間の友好関係を増進するのがガバナーの任務である。ガバナーは地区協議会及び地区大会を主宰する。

ガバナーは地区大会に於て地区のクラブによって指名されるが、例外的な場合には、郵便による投票を行うこともある。ガバナーは国際大会に出席し且つ投票する投票人によって選挙される。

国際ロータリー代表：英国及びアイルランドに於ける19の地区の国際ロータリー代表はガバナーと同様なものである。国際ロータリー代表は R.I.B.I. の審議会員であり、審議会議を通じて自己の地区の監督に関し国際ロータリーの理事会に対し責任を有するのである。

国際ロータリー代表は地区のクラブによって被指名者として選ばれ、R.I.B.I. 大会に於て指名され、国際大会に出席し且つ投票する投票人によって選挙される。

R.I.B.I. の選挙される役員：英国及びアイルランドの選挙される役員は、R.I.B.I. の会長、直前会長、副会長及び名誉会計である。会長、副会長及び名誉会計は R.I.B.I. 大会によって指名され、国際大会に出席し且つ投票する投票人によって選挙される。

役員の任期：国際ロータリーの各役員の任期は、会長及び事務総長¹⁾を除き、その選挙された国際大会終了直後の7月1日に始まる。会長の職務上の任期はその選挙された翌年7月1日に始まる。但し、彼はその選挙された直後の7月1日に被選会長として理事の職につくものとする。

特別な事情のある場合には、理事会はガバナーの任期を7月1日以後に始めることを認可する権限が与えられているも、10月1日以後とすることはできない。

役員は理事を除きすべて任期1箇年である。理事の任期は1952年（メキシコ・シテイ）大会に於ける立法によって2箇年間となっている。会長も理事としての任期は2箇年—1年は被選会長として、次の1年は会長として一である。

役員昇進の順序

(Order of Advancement in Offices)

理事会は次の各項が望ましいとしている。即ち、

- (1) クラブ理事はクラブの委員会の長を務めた経験のあるもの。
- (2) クラブ会長はクラブ理事或はクラブ幹事を務めた経験のあるもの。
- (3) 地区ガバナーはクラブ会長又はクラブ幹事の経験のあるもの。
- (4) 国際ロータリー理事はガバナーの経験あ

1) 事務総長は毎年理事会において選挙され1月1日に就任する。

るもの。

- (5) 国際ロータリー会長は国際ロータリー理事の経験あるもの。(理 49-50)

国際協議会 (International Assembly)

国際協議会は毎年普通国際大会の開かれる直前に開催される。

協議会は、会長、副会長、及びその他の理事、もしあれば会長被指名者、及び理事被指名者、事務総長、財務局長、国際ロータリー地区ガバナー被指名者、R.I.B.I. 参事会議員被指名者、国際ロータリー各委員長及び理事会が指定する者から成る。

この協議会の目的とする処は、これらの役員及び委員会が会合し国際ロータリー及び各クラブの次年度の事業活動を協力して計画し、且つロータリーに関する教育と運営上の任務に関する教育を行い、出席者間の親睦をはかる機会を与えることである。

国際ロータリーの委員会

(Committees of R.I.)

細則(第13条)は七つの常任委員会を規定している。即ち、

定款・細則	雑誌
大会	プログラム計画
地区設定	ロータリー財団発展
財務	

常任委員は会長によって任命されるが、会長は又自己或は理事会の判断に於て必要と認められる特別委員を任命することができる。会長は自己の任命した委員会の委員長を定め、委員に欠員を生じた時はこれを補充する権限を有する。

理事会は地域諮問委員会（国際ロータリー細則第13条第4節）を認可することができる。同委員会は理事会によって承認された手続に従って諮問機関としての機能を果たす。

会長指名委員会を除き、すべての委員会の決定は理事会の承認を受けなければならない。

元会長会議 (Council of Past Presidents)

国際ロータリー細則（第17条）は職責上の議員としての会長と共に、元会長でその所属クラブにおいて正会員、シニヤ・アクティブ会員又はパスト・サービス会員の籍を有するものを以て元会長会議を常置することを規定している。

会議は通信にて、会長又は理事会により諮問された事項を研究し、そして理事会に対し助言且つ勧告することができる。

会長又は理事会は会議の会合を招集することができる。但し年次大会において、大会に出席した会議員の非公式会合が開催されるであろう。

地区協議会 (District Assembly)

ロータリーの教育及び知識を提供し、且つ地区活動の調整をなす目的を以て、各地区内全クラブの次年度会長及び幹事の協議会を毎年4月又は5月に開く。次年度の各クラブ会長及び幹事はこれに出席するものとする。

地区大会 (District Conference)

地区大会は、各地区において毎年、地区協議会、国際協議会、又は国際大会と同時にない条件の下に、地区ガバナー及び地区内過半数のクラブ会長の一致した意見の下に決定した時期と場所において開催される。

地区大会の目的は、親睦、感激的挨拶及び地区の問題並びに国際ロータリーに關係する事柄を広く討論することによってロータリーの綱領を推進するにある。地区大会は国際ロータリー理事会から大会に提案される特殊な事項或は地区内に発生した事柄をすべて考慮する。地区大会は規定審議機関ではない。地区大会は時としては大会の討議から自然に発生した制定案を採択して、これを国際大会に提出することもある。大会は又、次年度ガバナーを指名する。（理 56—57）

地域大会 (Regional Conferences)

地域大会は理事会の決定する時日及び場所に於て理事会によって招集される。

地域大会の目的は、地域内クラブの会員を集めて相互間の面識と理解を推進するにあり、又意見の交換及びロータリーの綱領に含まれる議題を討議するため、集会場を提供す

るにある。大会は理事会の採択した手続規定に従って運営される。大会は規定審議機関ではないが、理事会に対する勧告として決議を採択することができる。（140—144頁参照）

ロータリー・クラブの構成

(Structure of Rotary Club)

1922年ロスアンゼルス大会に於て、1922年

大会以後に国際ロータリーに加盟するクラブは標準クラブ定款を採用すべしというように国際ロータリー細則が改正された。命令的ではなかったが、1922年6月以前に加盟した多くのクラブも、その定款を改正して標準クラブ定款に合うように変えている。従って、大部分のクラブの組織が標準クラブ定款に基づいていると考えてよいであろう。

地方運営

(Area Administration)

オステンドにおける1927年国際大会は、後にシカゴにおいて1930年、デトロイトにおいて1934年に改正せられた地理的に継がりのある地区におけるクラブの地方運営の形態を設けるよう立案された規定を採択し。(定款第8条第2節(ハ)項、及び細則第11条第2節)地方運営に関するこれらの規定の下では何等の運営機関も設置されなかった。

1948-49年に、国際ロータリーの理事会は地方運営は拡張すべからずという意見を公表した。

グレート・ブリテン及アイルランド (Great Britain and Ireland)

1913-14年に、大ブリテン及びアイルランドにおける国際ロータリー加盟クラブは英国ロータリー・クラブ連合会を組織した。此の連合会は1914年の国際ロータリー大会において承認された。1922年国際ロータリーがその定款及び細則を改正した際、国又は地域別単位に国際ロータリーの加盟クラブの運営に関する規定を設けた。此の規定の下に、グレート・ブリテン及びアイルランドにおけるクラブが、国際ロータリー1922年大会によってその定款及び細則の定めるところによって承認された地方連合会を組織した。

1927年オステンド国際大会で地方運営の規定を採択した際に、グレート・ブリテン及びアイルランドの連合会存続を承認する非常規定(245頁)を設けて、国又は地域別単位による運営は之れを廃止した。

此の連合会の現在の名称はグレート・ブリテン及びアイルランドの国際ロータリー(R. I. B. I.)である。それは国際ロータリー大会によって承認された定款及び細則の下に動いている。その細則は自主的に改正することができる。

連合会は、連合会の役員及び国際ロータリー代表よりなる評議会によって運営されている。グレート・ブリテン及びアイルランドにおけるクラブの会員から選ばれた国際ロータリー理事は職責上此の評議会員である。グレート・ブリテン及びアイルランドの国際ロータリーはそれ自体の事務局、委員会、公式印刷物等を持っている。

此地方は国際ロータリーの地区19からなっており、各地区は、その地区における国際ロータリー及びグレート・ブリテン及びアイルランドの国際ロータリーの代表者であり、且つ地区評議会の議長である処の国際ロータリー代表者を有する。グレート・ブリテン及びアイルランドの国際ロータリーの会長、直前会長、副会長及び名誉会計及びグレード・ブリテン及びアイルランドにおける国際ロータリー代表者は国際ロータリーの役員である。国際ロータリー代表者は、その地区のクラブによって被指名者として選ばれる。一般役員及び代表者はグレート・ブリテン及びアイルランドの国際ロータリー大会によって指名せられ、国際ロータリー大会において国際ロータリーの出席し且つ投票する投票人によって選挙せられる。

クラブ例会への出席

(Attendance at Club Meetings)

国際ロータリー細則(第17条第1節)によれば、加盟クラブは毎月最終例会の直後にクラブ例会の出席報告をガバナーに、又ガバナーのない場合は国際ロータリー事務総長に提出しなければならないことになっている。

出席競争 (Attendance Contest)

出席競争規定(1922年大会に於て初めて採択されその後改正せられた)は次の通りである:(ダラス大会決議29-12, 第1条, 第9節)

出席競争規定

(Attendance Contest Rules)

国際ロータリー理事会¹⁾により随時決定された国乃至地域にあるクラブは出席競争に参加しているものとみなさるべきである。

(イ) 地区及びクラブの出席率を公表するに当っては、国際ロータリー事務総長は、期日までに受理した地区ガバナーの出席率報告を使用する。

(ロ) 出席競争は7月1日に始まり翌年6月30日に終る1箇年を単位として行うものとする。

国際ロータリーに属するすべてのクラブは、次の区分に従って、自己のクラブとほぼ同じ位の大きさのクラブと出席競争を行う資格を有するものとする。

A区分——400名又は以上の会員を有する

1) 次の国及び又は地理的地域は出席競争に加わっているものと認められている: 合衆国、カナダ、及びバERMユ-ダ(理32-33)

クラブ

B区分——300乃至399名の会員を有する

クラブ

C区分——200乃至299名の会員を有する

クラブ

D区分——100乃至199名の会員を有する

クラブ

E区分——50乃至99名の会員を有する

クラブ

F区分——25乃至49名の会員を有する

クラブ

G区分——25名以下の会員を有する

クラブ

クラブの守るべき規定

(イ) 1. 各クラブのすべての会員(名誉会員及びパスト・サービス会員又はシニア・アクティブ会員にして標準クラブ定款第8条第5節(イ)及び(ロ)の規定により理事会の承認を得た者を除く)は、例会に於て必ず「出席」又は「欠席」と記録せられる。出席とは会員の所属クラブ又は他のロータリー・クラブの例会に、本規定に従ってその所定時間の少くとも60%列席した事実を云う。

(注: 賜暇中又は理事会により例会に欠席の承認を与えられているすべての会員〔名誉会員及びパスト・サービス会員又はシニア・アクティブ会員にして標準クラブ定款第8条第5節(イ)及び(ロ)の規定に依って理事会の承認を得た者を除く〕は次に規定する通り、他のクラブの例会に出席して補填(Make-up)しない限り、欠席と記録される。かかる欠席の承認乃至賜暇は単にその

会員個人を、定款の「欠席による失格」の条項に該当せしめないというにすぎない。この規定中「例会」“regular meeting”というのはクラブが公式に毎週定期的に開く会合を指し、クラブの理事会、ラウンド・テーブル会合その他の非公式会合の如きものはクラブの例会とは認められない。

2. 欠席した如何なるクラブ会員（名誉会員及びパスト・サービス会員又はシニア・アクティブ会員にて標準クラブ定款第8条第5節(ハ)及び(ニ)の規定によって理事会の承認を得た者を除く）は、欠席した日の直前6日間、その当日又はその直後6日間の内何れかの日に、他のクラブ又は仮ロータリー・クラブに出席すれば、所属クラブに出席したと同様に取扱われる。かかる出席については、その出席したクラブの幹事より報告する必要がある。若しその報告がなされない時には、本人が電信又は書面によってこれをなしても良い。会員が、出席の目的を以て、他クラブの例会場へ定刻におもむいたところ、その週間の例会が中止、延期或は時刻又は場所変更により目的を果しえなかった場合には、その例会が開催されたものとして、訪問された管のクラブの幹事よりその旨の通知を受けるか、それなき場合は会員自身の通知により出席の補填が行われる。

3. クラブの会員（名誉会員を除く）が国際ロータリーの役員又は国際ロータリーの委員として、或はガバナーの特別代表（special representative）として、或は国際ロータリーの用務に従事するために、所属クラブの例会を欠席した場合はこれを出席したものと看做す。かかる欠席は、本人より書面を以て所属幹事に報告することを要する。

4. 正会員、シニア・アクティブ会員、又はパスト・サービス会員が、国際ロータリー大会、国際協議会、国際ロータリー現及び元役

員の為めのロータリー研究会、ロータリー地域大会、国際ロータリー委員会、ロータリー地区大会、地区ロータリー情報講習会、ロータリー地区協議会又は正式に発表されたロータリー・クラブの都市連合会に出席のため適当に直行した往復旅行期間自己のクラブ例会への欠席は、本人よりその旨所属クラブに通知することによって、その例会へ出席したものと認められるものとする。

正会員、シニア・アクティブ会員又はパスト・サービス会員が、本クラブに欠席し、国際ロータリー大会、国際協議会、国際ロータリーの現及び元役員に対するロータリー研究会、ロータリー地域大会、国際ロータリー委員会、ロータリー地区大会、地区ロータリー情報講習会、ロータリー地区協議会、又は正式に発表されたロータリー・クラブの都市連合会へ、そのクラブ例会に欠席した当日、又はその前後各6日間に出席し、本人よりその旨所属クラブに通知すれば、その例会への出席成績に認めらるべきものとする。

5. 翌月10日夜半までに出席報告がガバナーの手許に到達したクラブのみが出席競争に算入される。ガバナーの集計報告はその月の17日夜半迄に国際ロータリー中央事務局に到達することを要する。

6. 例会が法定休日（legal holiday）、クラブ会長の死去、全市に広がる伝染病又は災禍等の理由によって休止された場合は、クラブ出席記録の計算より除外される。

7. 出席競争の進行中、その特定区分（division）中の上10位又は下5位に何度入ったかを示す小形数字がクラブ名の前につけられる。上10位又は下5位より外ずれたクラブが、次の月又はその後その位置に戻った場合は、最後の数字より1点多い数字が冠せられる。

8. 出席競争進行中、その地区が上10位に入った度数を示す小形数字が地区番号の前に付けられる。地区は毎月その出席率によって順位がきめられる。

（註：国際ロータリーに新に加盟を承認されたクラブはその承認がその月の1日より後の場合は翌月まで出席競争に加えないものとする。）

出席競争規定の解釈は地区ガバナーの判断に任されてある。（出席競争規定了）

出席報告のメ契

（Time Limit for Reports）

ガバナー宛の出席報告はその月の10日の夜半後第1回目の配達のものまでが前月の出席統計に含まれるものとする。（理 29—30）

応召会員（Mobilized Rotarians）

国家の危急時に際して軍隊或はその他政府の公用に動員された会員を有するクラブは、理事会の意見として次のような処置をとることが出来る。正会員、シニア・アクティブ会員或はパスト・サービス会員であって、全時間公用に従事し例会に出席出来ないものは、その人がそのクラブの会員たることを続け、且つクラブがその例会欠席を承認してその会員資格を継続させる限り、例会に出席したものとみなしてもよい。別の言葉で云えば、クラブがもし欲するならば、応召会員に対して、国家の危急時の間、出席と認めて賜暇を与えても良い。

クラブの指針として、用語「公用」(Government Service) は限定的でなく一般的に次の如く定義されている。

- (1) 軍隊に於て現役兵としての勤務。
- (2) 政府及び地方庁に全時間勤務。（理 50—51）

ここに述べた「応召会員」に関する説明は、「国家の危急時に於ける」軍務及び公用にのみ特に適用するものであり、その他の場合の軍務・公用には適用しないものと理事会では考えている。（理 50—51）

陪審員の職務その他による欠席

（Absence for Jury Service, Etc.）

陪審員としての職務：陪審員としての職務を行うために例会に欠席した場合と雖も欠席は欠席であるから、出席競争の罰点を免れることは出来ない。（理 23—24）

州議会：州議会において出席を強制せられたため例会を欠席した場合といえども、その欠席を出席競争に課せらるべき罰点から除外することはできない。（理 52—53）

非公式の会合：船上、避暑地、同業者大会等で開かれる非公式なロータリアンの会合に関しては、定款、細則出席競争規定のいずれにもこれを出席と認める条項はない。理事会は、船上におけるロータリアンの非公式会合を出席の単位にするような規定を造ってはならないということを決定した。

他の奉仕クラブの会合：ロータリーの求める目的は如何なるクラブの会合にでも出席すればよいというのではなく、ロータリー・クラブに出席することから得られる利益に在るが故に他の奉仕クラブの例会に出席してもロータリーの会合に出席したと同じ効果があるとは考えられない。（理 26—27）

Rosanoff 出席トロフィー

(Rosanoff Attendance Trophy)

Rosanoff 出席トロフィーというのは欧州大陸、北アフリカ及び東地中海地方のクラブの出席競争の賞品として与えられるトロフィーである。これは上述の地域に於てその年の最高出席率を得たクラブに贈られるものであり、これを3度獲得したクラブではこれをクラブの所有とすることが出来る。

この Rosanoff トロフィーを目指して競争するクラブは、その出席率を1ヵ年 52 回の例会を開くものとして計算しなければならない。但し法定休日等は例外とする。(理 38—39)

賜 暇 (Leave of Absence)

会員が例会に欠席する時は前以て賜暇を求めなくてはならないという規定を設けることは実際的ではない。(理 25—26)

来訪ロータリアン (Visiting Rotarians)

クラブ例会に他のクラブからの来訪ロータリアンが出席した場合、クラブの幹事はそのビジターの所属するクラブの幹事に早速その旨を通知しなければならない。もし本人から要求があれば電信又は無線等によって通知しなければならない。勿論この場合の費用は来訪ロータリアン自身の負担である。(理 24—25)

ガバナーは、地区内のロータリアンのため、(a) 外国及び (b) その他の地域のクラブとの出席競争を協定することが出来る。この競争で好成績を得たものに対しては地区大会で適当に表彰することが望ましい。(理 36—37)

クラブを訪問するロータリアンは、そのクラブで個人的に知られていない場合にはロータリアン会員カードを提示することによって自己紹介をすべきである。

クラブ或は会員に招待された場合を除き、来訪ロータリアンはロータリアンの定まった習慣に従い食券を自分で買わなければならない(ダラス大会決議、29—12)

詐欺漢 (Impostors)

他の町から来たロータリアンだと称する男がクラブや会員個人を訪れることがよくある。彼等は必ずしも尤もらしい不幸な出来事の話をして金を要求するのである。された方では仲間のロータリアンを助けるのだと思って金品を与えたり何か世話したりするのであるが、大抵後で「にせ者」だったということがわかる。未知のロータリアンと称する来訪者から援助を求められた場合には、彼が所属すると称するクラブに電話か電報で問合わせるのが一番良い。本当のロータリアンであったらこのような照会に異存はない筈である。

国際ロータリー理事会

(Board of Directors of R.I.)

国際ロータリーの運営本体は 14 名の理事から成る理事会である。理事会の構成及び任務は定款第 5 条及び細則第 4 条及び第 10 条に掲げてある。

執行委員会 (Executive Committee)

理事会は、細則第 4 条第 6 節の規定により、3 名乃至 5 名の理事より成る執行委員会を任命し、これに理事会の会合なき間、理事会に代って執行又は運営に関する事項を決定する権限を委任する。但しこの権限の行使は国際ロータリーの方針が確定されているものに限る。執行委員会は、理事会によって定められた次に示す執務規定に従って行動する。

1 理事会の方針が確定されているものにつき或は緊急の事態が発生した場合に、その執行又は運営に関する事項を決定する。

2 理事会によって割当が行われている費用の支出に関し必要な決定を行い、且つ、理事会の決定を実行するに必要な費用の緊急割当を行う。

3 地区ガバナーの請求のあった時、地区予算増加に関連して必要な決定をなす。斯様な請求は地区ガバナーによって書かれた事情と事務総長により提出された適切な情報に照して、考慮し且つ決定すべきものとする。

4 非常予備金から、緊急に必要ありと認められる金額の追加割当を行う。

5 理事会の処理を必要とする事項を調査し、これに関し理事会に勧告をする。

6 会長、事務総長その他国際ロータリーの役員に対し、その任務遂行上に起る問題に関し助言をする。

7 委員会の報告を検討し、必要に応じ、本規定(1)に従い、報告中に含まれる事項に関し措置する。

8 国際協議会のプログラムを準備し、地区大会、地区協議会、及び部分的地区協議会に対してプログラムを提案する。

委員の内 1 人でも、委員会の問題に対し文書を以て反対の意を表すときは、同問題は理事会の決定に委ねるものとする。

執行委員会に於て行われた事項はすべて次の理事会に報告すべきものとする。(理 62—63)

通信による投票 (Ballots-by-Mail)

理事会の通信による投票は、次の会合まで延ばすことのできない緊急な案件で、新しい方針の決定を行わないもののみ限定すべきである。(理 32—33)

通信投票による執行委員会の行う決定は、執行委員会全員一致の投票でなければならない。執行委員会に付託された事項に関し通信投票の結果、全員一致の結果が得られなかった場合には、その問題は理事会に付議しこれを決定するものとする。(理 47—48)

立法議案に関する理事会の方針 (Policy of Board re Proposed Legislation)

決議案或は条文改正案が理事会によって提出された場合、或は理事会以外から提出された決議案及び制定案に対し理事会が賛成又は反対の決定を行った時は、

1 理事会がその決定に際して全員一致である場合は、理事会はその主導権を取り、その決定を規定審議会及び大会に於て実現するよう努力する。

2 理事会の決定が賛否二派に分れている場合は、多数派、少数派共に規定審議会及び大会に於て自由に自己の意見を開陳主張し、且つ大会に於て適当に投票し得るものとする。

3 理事会が単に問題を大会の投票に問うために決議案或は制定案を提出し、特にその通過に対し反対も弁護もしない場合には、その事実を大会に於て明らかにし各理事は自由に自己の意見を開陳主張し且つ投票できるものとする。(理 62—63)

国際ロータリー会長の指名 (Nomination for President of R.I.)

国際ロータリー会長の指名は、会長指名委員会、クラブ若しくはその両者によって行われる。

会長指名委員会は 11 名の委員より成り、毎年 7 月 31 日以前に結成される。委員会はその会合に於て委員の 1 名を委員長に選挙する。

委員会は各クラブに対し、会長指名に関する提案をなしそれに対する考慮を求める。各クラブからの提案は 12 月 31 日以前に中央事務局に到達しなければならない。

指名委員或は国際ロータリー理事は、指名委員会によって会長に指名される資格を有しない。

指名委員会の会合は毎年 1 月 31 日以前に開かれる。この会合に於て委員会は会長ノミニーを選ぶ。

委員会報告の謄本は委員会の会合後 20 日以内に各クラブに郵送される。

委員会による指名の外に、各クラブは、次期大会に於ける会長選挙に対し、クラブの指名決議書を 3 月 15 日以前に事務総長に提出することによって、1 名の会長ノミニーを選ぶことができる。

3 月 15 日迄にクラブによる指名が提出されていない時は、会長は指名委員会の指名する者を会長ノミニーと宣言する。会長ノミニーが唯 1 名である場合は、大会に於ける選挙人は口頭投票によって事務総長をしてそのノミニーに投票用紙による彼等の一致した投票を行うよう命ずることが出来る。

しかしながら、3 月 15 日迄にクラブからのノミニーが提出されており、且つその指名が 3 月 25 日迄有効である場合は、会長ノミニーは全部大会に於て投票に付されるものとする。

指名委員会の構成及び会長指名の手続は、国際ロータリー細則第 10 条第 1 節及び第 2 節に詳細に掲げられている。

細則第 10 条第 2 節の「各委員に対してその代理者が之に代るときは、かかる代理者は残余の全期間その職務につくものとする」という規定は、本来の委員に代って代理者が指名委員となった場合は、本来の委員はその年度は委員でなくなるという意味である。(理 41—42)

会長ノミニーが大会に於て投票に付される場合は、投票用紙により各ノミニーについて次の事項を投票に先だてて大会日報に掲載されなければならない。即ち、

ノミニーの氏名及び所属クラブ名
ノミニーを推薦したクラブ名
或は
指名機関の名称
ノミニーの職業分類 (若し職業分類によらない会員の 경우에는 会員の種類)
所属商社名
商社に於ける地位
ロータリアンとしての年数
ロータリーに於ける現在の地位
ロータリーに於ける過去の地位

アメリカ合衆国カナダ及びカナダに於ける理事の指名 (Nomination of Directors in U.S.A. Canada and Canada)

理事の候補者推薦の目的をもって、理事会の定める処により、アメリカ合衆国を 5 の地帯に、カナダを 3 の集団としてイペロ・アメリカ地域は地帯に分ける。理事会 (1961—1962) は、1963 年度の理事指名のためアメリカ合衆国に 5 の地帯を 245 頁に示す通り設置することに決定した。猶お、1961—62 年には、1962 年の理事指名のためのカナダに於ける集団は 245 頁に示す通りにすることを決定した、そして 1961—62 年にイペロアメリカ内の地帯を 245 頁に示す如くすべきことに同意した。

理事ノミニーの選択方法 (Methods for Selection of Directors Nominee)

国際ロータリーの細則は、1962 年 (ロスアンゼルス) 国際大会で、指定された地帯、地理的集団又は地域から理事ノミニーを選択する四つの方法、即ち、1) 国際大会においてクラブの選挙人による投票、2) クラブによる郵便投票、3) 指名委員会手続、4) 国際ロータリー理事会による指名の方法を規定することによって改正された。

改正された細則は、各地帯、地理的集団又は地域におけるクラブのために、その地帯、地理的集団又は地域における理事ノミニー選択にこれら四つの方法の内何れによるべきかを郵便投票によって決定すべきことを規定している。

1962—63 年度の第一回会合において、国際ロータリー理事会は、細則の第 10 条第 4 節の前記改正に伴って採用された暫定規則によりその従うべき方法決定の投票用紙は 1962 年 8 月 1 日より遅れないよう、クラブに郵送すべく、投票は 1962 年 11 月 1 日に遅れないよう完了し且つ投票準備委員会に返送すべきことを決定した。

理事ノミニーの選択方法は各地帯、地理的集団又は地域におけるクラブによって決定されたものとする。斯様な方法は細則第 10 条第 4 節の規定に従い改正されるまでは効力が継続するものとする。

大会に於ける選挙人会合の召集者 (Conveners for Meetings of Electors at Convention)

国際大会においてクラブよりの選挙人による投票によって理事ノミニーの選択をなすことに関し、細則は、斯様な理事ノミニー選択方法が適用される地帯、地理的集団又は地域に所在するクラブよりの選挙人は、国際大会期間中に理事候補推薦の目的のために集合すべきことを規定している。

国際ロータリー会長は、国際大会において理事が指名されるべき地帯、地理的集団又は地域よりの選挙人の会合の召集者として、それぞれ地帯、地理的集団又は地域に住居を有する国際ロータリーの現理事を指名する。(理 45—46)

理事の投票 (Balloting for Directors)

国際ロータリー細則は、その理事への候補者の数が2名よりも多い場合には単一移譲投票の方法によるべきことを規定する。(51頁の解釈文参照)

理事会は、一つの役職に対して2名又はそれ以上の候補者がある場合には、投票に付すべきことを決定した。(理 54—55)

カナダ及びアメリカ合衆国に会員を有するクラブの投票 (Voting of Club with Members in Canada and United States)

その区域がカナダ及びアメリカ合衆国の国境に跨り、カナダ及びアメリカ合衆国に会員を有するクラブは、両国のクラブ会員に関係する事柄に対し投票する資格を有する。従って、国際ロータリー理事の指名投票に於てもこのようなクラブはカナダからの理事の指名に投票すると共に、又クラブの所在するアメリカ合衆国の地帯からの理事の指名にも投票することができる。各クラブの行使し得る投票の数は細則に定められてあるが、これはかようなクラブがすべての投票において行使する数を考慮したものである。(理 41—42)

国際ロータリーの役職に関する宣伝 (Publicity Re Candidates for Office in Rotary International)

理事会は、国際ロータリーの理事候補者のために、その権威を損し不当な経費を要する広告宣伝を避けんとしおる。

他の団体において役職名の利用 (Use of Titles in Other Organizations)

国際ロータリーの如何なる役員と雖も、国

際ロータリー理事会の同意なしでは他の組織団体において、その役職名を書かせることを許してはならない。

理事会の指名する理事の選択手続 (Procedures for Selection of Directors Nominated by Board)

一般手続

理事会はその第1回の会合に於て、次期会計年度の国際大会で、アメリカ合衆国、カナダ、グレート・ブリテン及びアイルランド以外のクラブ会員から選挙される理事ノミニーを選ぶ地域或は国を決定しなければならない。但し、2箇年の間に理事会の指名する5名の理事の内少くとも1名はイベロ・アメリカから出るように留意すべきである。

事務総長は欧州・北アフリカ・東地中海地域諮問委員会に対しその年次大会において欧州大陸、北アフリカ、東地中海地域から選出すべき理事会決定の理事数を通告し、以て欧州・北アフリカ・東地中海地域諮問委員会が、理事会の認める手続に従い、欧州大陸・北アフリカ・東地中海地域から理事候補者を選出できるよう指導すべきである。

事務総長は理事会に、アジア及びオーストラリア、ニュージーランド、南アフリカその他の地域の地区大会に於て、理事会の認めた手続によって選出された理事候補者及びイベロ・アメリカ地帯よりの理事候補者の氏名を提出すべきである。

理事会はその第2回の会合に於て、次の国際大会に於て選挙すべき必要数の理事を指名するものとする。(理 52—53、54—55)

欧州大陸・北アフリカ・東地中海地域からの候補者選出手続

(i) 毎年、CENAEM 地域の各地区大会に於て、地区の推薦すべき国際ロータリー理事に指名すべき候補者は、地区内のクラブによって地区ガバナーに提出された候補者の内から選ばれるものとする。

(ii) 毎年、CENAEM 地域内の無地区クラブは1名の国際ロータリー理事指名候補者を推薦することができる。

(iii) 地区及び無地区クラブより指名すべき国際ロータリー理事候補者の全氏名は、スイス国、チューリッヒ、国際ロータリー会付にて CENAEM 諮問委員会の暫定委員会次期委員長宛に送付すべきものとする。

(iv) 暫定委員会は、地区及び無地区クラブから推薦された者の外に、暫定委員会が特に理事たるにふさわしいと考えるロータリアンの氏名をつけ加える権利を有するものとする。

(v) CENAEM 諮問委員会は(グレート・ブリテン及びアイルランドからの委員を除き)その年次会合に於て推薦された候補者全部を検討し、投票によって CENAEM 選出の理事候補を、ノミニーが1名選ばれる場合には2名、ノミニーが2名の場合には4名、ノミニーが3名の場合には6名を選び、これを国際ロータリー理事会に提出し、理事会に於て CENAEM 地域選出の理事ノミニーを選ぶことができるようにする。(理 50—51、51—52)

アジア及び ANZAO 地域からの理事指名候補者を選ぶ手続

(1) 理事会によって毎年指定される亜細亜及び濠州ニュージーランド南亜その他の地域における国の、各地区大会において、地区内クラブより地区ガバナーが受取った立候補者の中から、それぞれの地域より指名すべき国際ロータリー理事候補者1名を選択する。

(2) 亜細亜及び濠州ニュージーランド南亜その他の地域における地区によって推薦された、国際ロータリー理事に指名すべき総ての候補者名は、事務総長より理事会にそれらの地域より理事を指名する指針となすため提出すべきものとする。(理 49—50、50—51、54—55)

イベロ・アメリカ地域より理事指名の候補者を選出する手続

(1) 国際ロータリー理事に指名する候補者推薦に限られた目的のため、イベロ・アメリカ地域を理事会の決定する地帯に分割する。理事会がイベロ・アメリカより理事を指名する場合には、候補者を指名すべき地帯を輪番に指定する。

(2) 理事会によって指定された地域内のクラブで、イベロ・アメリカから理事の候補者を推薦せんとする場合には、4月1日又は、国際ロータリー会長指名委員会の被指名者発表より前にならざる限り、その以前に、推薦せんとする候補者について例会で採択した決議案を事務総長に提出しなければならない。

(3) 上記の4月1日に、イベロ・アメリカ地帯より単に1名の候補者の氏名が事務総長に提出せられたに過ぎない場合には、その後10日間に、会長はその候補者を以てイベロ・アメリカよりの理事被指名者たることを宣言しなければならない。

1名より多くの候補者がその指定された地帯から提出せられた場合には、理事会はその地帯より推薦された候補者の中から国際大会に指名を行う。(R.I. 細則第10条)

職業分類

(Classifications)

ロータリー・クラブは標準クラブ定款第5条に規定された原則に違反しない限り、出来るだけ所在地域社会に認められたすべての職業又は団体からそれぞれ1名の会員を持つようにしなければならない。

ロータリーではこれ等公知の事業活動を簡単明瞭に示すため、或種の用語を使用しこれを職業分類 (Classification) と称している。

標準クラブ定款 (第5条第3節) には次の通り規定している。

(a) 本クラブの各正会員は其の職業に依って分類せられる。

(b) 正会員の職業分類は、各々の所属する商店、会社、団体等の主要且つ公知の業務を包容するものでなければならない。若し独立して職業に従事する場合にはその職業分類はその人の主要、且つ公知の業務を包容するものでなければならない。

会社又は事業所の社会に対する主要なる活動又は奉仕は、ロータリーの職業分類の目的のためには、その会社又は事業所の現に行っている事業である。

科学的に準備された職業分類表——充ちされたものもあり、空席のものもある——はクラブ発展の理論的基礎である。この表はクラブ所在地の徹底的な職業分類調査を行うことよってのみ出来るものである。その理由はこの表は又クラブの所在地の職業の正確なる指標でなければならないからである。

職業分類概要 (Outline of Classifications)

職業分類概要の序言は、ロータリーの会員資格の原則を適用する方法を次のように説明している。

この職業分類概要は職業分類に基づいたロータリーの会員資格の原則を、各ロータリー・クラブの科学的及び能率的発展のための必要条件として、より明白に確立し、又、各ロータリー・クラブの職業分類一覧表作製を援助するためつくられたものである。

此の概要は、職業分類のロスターを作製する上に、各ロータリー・クラブへの有用な指針とし、また、クラブ定款及び職業分類概要に定められたような、ロータリー・クラブにおける会員資格の目的と精神を実行するやり方で、職業分類の決定をなすための推奨基準として、準備されている。

大小職業分類

(Major and Minor Classifications)

本概要に於ては、商業、工業、専門業及び団体のすべての面が小分類 (Minor Classification) として表示され、これらの内関連のあるもの又は類似の事業に応じいくつかに分結されている。

これらの区分につけられる標題、例えば農業 (Agriculture) は大分類 (Major Classification) と呼ばれている。

それぞれの大別分類の下に、色々な事業が分類されている。その事業は地域社会によって異なるものである。これらは小分類と称されるもので、会員に「貸付け」(Loan) されるべき職業分類である。時には個人の事業の範囲が広いとか、或はその地域社会に於て特異なものであるため、大分類の下に含まれる諸事業を殆んど網羅してしまうような場合も有り得る。その人にとっては大分類が合理的な職業分類のようにも見えるが、同じ業務を表わすすべての職業分類が何処でも同じ用語

で表現されるようにするため、小分類を使用することが勧告されている。

用語上の註 (Tips on Terminology)

本概要に於て職業の諸活動を示すのに使用されている言葉は、標準の職業分類の用語である。それらは勝手に定めたものではなく、ロータリーの慣例が発達させて来たものである。どの用語も特定の地域で行われている慣例に合うように変更を加えたり翻訳したりしてよいのである。

活動又は奉仕で地位ではない

(Activity or Service—Not Position)

職業分類は特定個人の保有する地位によって定められるのではなく、むしろその活動即ち社会に対する奉仕によって定められるのであるということ、はっきりと理解せねばならない。言いかえれば、銀行の頭取である場合、彼は「銀行頭取」(Bank President) として分類されるのではなく、彼の職業分類は「銀行業」(Banking) である。

様々な事業場に関係している有資格者に対して設定され且つ貸付けられる職業分類を決定するものは、事業又は専門業の事業場の主要且つ認められた活動である。例えば、鉄道会社、鉱業会社、製造会社、病院、診療所、等々の常任医師、弁護士、電気技師、保険調整者、事業支配人、等々はその人が個人でやっている特定の仕事の代表としてではなく、その人がその専門的な業務に専念している商社の事業の代表者としての会員資格のために考慮されるものである。

個人の活動はその業務が一般公衆を相手にしている場合に於てのみ、その業務による職業分類が考慮されるのである。

産業の区分——大抵の産業はお互に他とははっきり異った業務を営む三つの部門に分けることが出来る。即ち

生産業 (製造) 配布、小売

これら三つの凡てのグループはロータリー・

クラブにおくことが可能である。

配布 簡単且つ統一をとるために、本概要に於ては、次に掲げる市場活動のすべてを示す言葉として、配布 (Distributing) という語を使用している：即ち卸売、仲買、依託販売、ブローカー、輸出、輸入を含むのである。上記の言葉の一つを概要に於て使用されている職業分類用語の配布という言葉に入れかえるのは各ロータリー・クラブの職業分類委員会の良き判断によって決定せらるべきものである。

職業分類調査 (Classification Survey)

各ロータリー・クラブはその職業分類委員会を通じその地域社会の職業分類調査を行い、職業分類概要を指針として用いながら充填及び未充填職業分類の名簿をその調査から編集し、未充填職業分類に対して候補者を推薦することの重要性を会員に力説し、且つ、必要な場合には、そのクラブにおいて代表されている現存職業分類の再検討をなすことが勧告されている。

職業分類の設定

(Establishing Classification)

「職業分類概要」にはすべての職業分類が全部含まれている。しかし「概要」に示してある小分類は、必ずしもクラブがその業務を職業分類として、充たさなければならないということの意味するものではないのである。その理由は、その業務がクラブの所在する地域社会内に存在しないことも有り得るからである。

逆に、地域社会内には存在していても、「概要」の中に出ていない業務もあるであろう。このような場合、その業務が明白に且つ独立した職業又は団体である場合は、「概要」に見られない職業分類をロータリー・クラブが設ける際の基礎として、これを用いることが出来るのである。

「概要」中の如何なる規定も、ロータリー・

クラブ所在の区域内に於て法律上禁止されている事業又は専門的職業を職業分類として認めることを勧めているように解釈されてはならないのである。

一 商店内の別々なはっきりした区分

国際ロータリー定款及び細則、標準クラブ定款に於て使用されている「事業」(Business)、「専門的職業」(Profession)、「業務」(Occupation)、「商店」(Concern) 或は「会社」(Establishment) 等の用語を明確に解釈するために国際ロータリー理事会は次のように考えている。即ち、

ロータリー・クラブでは、その職業分類を設定するに当って

- (イ) 商業的活動
- (ロ) 工業的活動
- (ハ) 専門的職業活動
- (ニ) 団体活動

の何れをも常に斯様な業務がそれ自身で社会に完全な奉仕を構成するという条件の下において、例え二つ又は以上の斯様な業務の財政的管理及び財政方針の最終的決定権が一つの法人又は個人所有に属しておっても、それぞれ「事業」、「専門的職業」、「業務」、「商店」、「会社」等として認めることができる。

或る国に於ては、数種類の異なった民族が居住しているため、或る種の商社は社会全般に対して奉仕しているのではなく、一つの民族に対してのみ奉仕をしていることもあるという理由で国際ロータリー理事会は、或る一つの民族に対してなされている奉仕と、他の民族に対してなされている同種の奉仕の間、職業分類を区別することを認めている。

職業分類の貸与 (Loaning Classification)

各ロータリー・クラブは、或る一定の職業の下に於て入会の資格を有する者は、彼の職業分類が示し且つ彼が一般的にその職業的活動に主として従事していると認められている業務(事業、専門的職業、業務、商店、会社)に、その事業、専門的職業又は団体活動の少なく

とも 60% を献げていなくてはならないという規則を採用すべきことが推奨されている。

均衡のとれた会員維持

(Toward Balanced Membership)

何か一つの事業或は専門的職業に偏よらないような、よく均衡のとれたクラブを確実に維持するために、各ロータリー・クラブは次の各項を明確な規定として採用すべきことを勧告されている。

1. 一つの大分類に含まれる特殊の小分類の下に認められる正会員の数は、第2正会員を含めて、該クラブの正会員及び第2正会員総数の 10% を超えざること。
(クラブ所在都市の事情がそれを正当とする場合には、クラブは、この限界を適度に拡張することが出来る。)

2. 既に前項の数が 10% を超えている古いクラブの場合は、他の大分類に属する正会員、第2正会員の数を増加させるように努力すべきこと、それが出来ぬ場合は、この超過数はその部門の会員が会員資格を終結するに従って減少せしむべきこと。

3. 同一の法人組織又はその他の種類の所有者に属し又はその支配下にある諸事業からの正会員、第2正会員の数は全会員の 10% を超えざること。

新クラブ結成 (New Clubs)

ロータリー・クラブが新たに結成される場合には、種々の異なった分野からの会員を網羅することが重要である。従って結成時に於ては、各大分類に含まれる小分類は、一つ以上充たさないようにするのが望ましいのである。しかし、事情によっては二つ或は、只単にそのクラブが 40 又は以上の会員数に達した時においてのみ、その大分類の下における瞭っきりした小分類に第4番目の会員をクラブに入会せしめるという理解の下に、三つを(三つを超えないこと)充たさなくてはならないこともあり得るのである。

新しいクラブの結成に当っては、上に述べた勧告のすべてを一つ一つ注意深く守るのが望ましいのである。(理 60—61)

概要の変更 (Modification of Outline)

現行の職業分類概要の配列とは著しく異なった社会的経済的条件を有する地区に於ては、同地区のガバナーは斯様な範囲に於て各クラブの役に立つよう、又適用しやすいように適宜変更又は追加を行うよう勧告されている。但しこの場合は、かかる概要の変更或は追加に関し国際ロータリー理事会の承認を求めておかねばならない。又、用語が英語であると訳語であるとを問わず、変更されたる概要は一旦承認された上は、理事会が次に変更する迄は、同範囲内の各クラブの勧告された標準となるものである。(理 36—37)

南北両アメリカ以外の地域に在るガバナーは、(南北アメリカは標準概要及びそのスペイン語版を使用する) 必要な場合、その地区の特殊事情に合うように、特に或る種の職業分類に起る頻度を考慮しつつ、自国の国語を用いて概要をつくる事が出来る。かくの如き概要の改作は、勿論国際ロータリー理事会によって作成され承認された標準概要に基づくべきものであり、且つ国際ロータリー会長の承認を受けなければならない。更に、この種の改作に関連して招来された出費には国際ロータリーは責任を負わないものとする。(理 37—38)

新クラブ結成に必要な職業分類の最少限 (Minimum Number of Classification for New Club)

将来新たにクラブを結成しようという地方では、ロータリーの職業分類の原則の上に常時少くとも 25 名の会員を維持出来るよう、最小限 40 の職業分類を有していなければならない。(理 48—49; 57—58; 61—62)

クラブが国際ロータリーに加盟を認められた後も、相当発展の余地を残しておくために、その地方の職業分類を創立会員(Charter Members) で全部埋めないようにした方がよい。(理 42—43)

職業分類の原則には絶対に反しない

こと (Adherence to Classification Principle)

理事会は、職業分類の原則に反しないことが、最も重要であるとする意見に一致している。故に、職業分類は、それぞれ異なった、明確で、独立した、完全な、公共に対する奉仕活動を基礎とした職業分類の下に、ロータリー・クラブが関係商店、会社、団体等の主要且つ一般に認められた仕事によって会員を分類するのであって、その商社又は団体内における会員個人の仕事とか、地位によって分類するのではない、という行き方を理事会は再確認している。

ある地方で、一人一業の職業分類の原則の下では、ロータリー・クラブの結成又は維持が困難又は不可能と見えるような事実を、この原則の確守から逸脱の理由にしてはならない。

その地域社会に奉仕する、はっきりした別々の奉仕活動即ち仕事があっても、主要な事業を独占している一つ或は極く限られた数の会社が、それらの仕事を統制しているようなところでは、国際ロータリー定款、細則及びロータリー・クラブの標準定款に使われている事業、専門的職業、業務、商店、会社等の字句の、理事会による解釈と、職業分類概要の序説(Introduction to the Outline of Classifications) の内「職業分類の新設」という項目の記述に従って、職業分類を新設することができる。(本書 26 頁のその項参照)(理 52—53)

会社合併 (Merged Companies)

会社の合併に関連して起る職業分類の問題を処理するための指針として、理事会は次の5項目を採択している。

職業分類：(イ) 許容され得る場合：職業分類の会員が属している工場、会社又は団体等の主要且つ世に認められた業務によるのであるが、これらの事業所が一つ又はそれ以上の合併された会社から成り、資本は一つであってもそれぞれ独立した製造工場と販売所を経営している場合は、(正会員及び第2正会員を選ぶために) 別々の職業分類を、合併された会社の各々に対して設けてもよい。但し、それらの会社の各々が、既に会員名簿に載っている職業分類とは全く異なった業務を行っているものでなければならない。

(ロ) 許容され得ぬ場合：——合併された会社が、一つの経営管理の下で一個の製造工場

及び販売所に統合された場合は、職業分類は只一つだけしか設けることはできない。而して、この職業分類は合併された一つ一つの会社の業務でなく、合併されて出来た会社の業務を現わすものでなければならない。

(ハ) この指針の適用は新会員に限るものではない：——上述の指針は新しく会員になる者に対してのみ有効なものではなく、合併されそれぞれの会社の主要な業務を現わす職業分類の下で既に以前から会員である人々にも適用されるものである。

(ニ) 職業分類は重複してはならない：——この原則は上述の如く許容された職業分類がクラブ内に存在する他の職業分類と事実上重複しない場合のみ適用されるのである。

(ホ) これ等の勧告によって既に会員である者が無理にその会員資格を剥奪されるようなことはない。(理 37—38)

クラブの運営

(Club Administration)

あることが望ましい。

任 務 (Duties)

クラブ会長は：

クラブの諸会合に於て議長となること。
各会合が注意深く計画され、且つ開会及び閉会が時間通り行われるよう注意すること。(少くとも月1回開催される) 定例理事会の議長となること。

割当た仕事を遂行する能力のある各種委員及び委員長を任命すること。

各委員会がそれぞれ明確な目標を持ち且つ常にその機能を発揮していることを確かめること。

各委員の任命後、出来るだけ早い機会に第1回のクラブ協議会(Club Assembly)を開催し、以後定例的にこれを開催すること。

地区大会(District Conference)に出席すること。

次期会長として地区協議会(District Assembly)に出席すること。

クラブ内及び地区内のロータリーの諸問題に関し地区ガバナーと協力し、且つ諸通信を速かに処理すること。

例年の会計検査は勿論、クラブ予算の編成及び会計事務の完全な履行を監督すること。

地区ガバナーの公式訪問に際し、各委員長より文書による報告が提出されるよう注意すること。

国際ロータリー中央事務局から得られる情報及び有益な示唆を利用すること。

「国際ロータリー・ニュース」(“R. I. News”) 「地区ガバナー月信」(Governor's Monthly Letter) その他国際ロータリー中

クラブ会長の資格と任務 (Duties and Qualifications of the Club President)

国際ロータリー理事会は、次に掲げるクラブ会長の資格と任務に関する説明を承認し、毎年クラブ役員選挙に先だって、この説明を全部のクラブ会長及びガバナーに送付するよう国際ロータリー事務総長に要請している。又、同理事会は雑誌委員会が適当な時期にこの説明をその雑誌に掲載するように要望している。

資 格 (Qualifications)

クラブ会長は：

次のような資格を有する者でなければならない。

クラブに於て声望のある正会員、第2正会員、又はシニア・アクティブ会員、パスト・サービス会員であって、(正会員、第2正会員の場合は) その職業分類について疑問のない者。

クラブ全体を指導する力を有し、且つ同僚たる会員の尊敬と信頼を有する者。

クラブを指導し、クラブの事務を執るに必要な時間と労力を献げ得る者。

自己のクラブの理事、又は一つ以上の委員会の委員又は委員長、或はクラブ幹事を勤めたことがある者。

1回以上地区大会に出席したことがある者。

自己のクラブの定款及び細則、或は国際ロータリーの綱領について十分役に立つ知識を有する者。

(なお出来得れば、就任前に少くとも1回は国際大会に出席した経験を有する者で

央事務局、地区ガバナーからの通信、刊行物等から得られる重要な情報が確実に各会員に伝達されるよう注意すること。

地区大会及び国際ロータリー大会に、クラブから適正な代表者が出ているよう注意すること。

1月には半期間の業績を検討し残る半年間の各委員会の活動とその目標を立てること。

6月にはクラブ財政の状態及び年度内にクラブが達成した諸目標について、広汎な報告をクラブに提出すること。

退任前に次期会長と会談すること。

クラブの新しい運営を上手に発足させるため、又同時にクラブ運営の連続性を保つため、新旧理事の合同会合を開催すること。(理 46—47、50—51)

クラブ役員選び方

(Selection of Club Officers)

役員が無期限に重任しないように、会長及び幹事の職はもとより、理事、委員長も会員が代るがわる順番に就任するという原則を、かなりの程度まで守ることが出来れば、クラブのためにもこの上なく役立つであろう。(理 35—36、50—51)

クラブ役員は、全般的な方針として、2箇年間続いて同一の職に就くことは奨励すべきことでないし、期待すべきでもない。しかし、クラブの事情によっては、役員を重任させたり、又、暫定的に前役員を再選する方がクラブに有利な場合もあるであろう。(理 42—43)

指導力のある会員を注意深く探したり、或は、そういう会員たちを委員に任命するのみでなく、時には例会の司会をさせたりして、大いに会員の力を啓発するのは良いことである。(理 39—40)

役員順序

(Order of Advancement in Offices)

国際ロータリー理事会では次のような順序

が望ましいと決めている。

- (1) 委員長の経験のあるものがクラブ理事となる。
- (2) クラブ理事又はクラブ幹事の経験のあるものがクラブ会長となる。
- (3) クラブ会長或はクラブ幹事の経験のあるものが地区ガバナーとなる。
- (4) 地区ガバナーの経験のあるものが国際ロータリー理事となる。
- (5) 国際ロータリー理事の経験のあるものが、国際ロータリー会長となる。(理 49—50)

クラブ・プログラム (Club Programs)

単なる興味本位、娯楽本位のプログラムをつくるよりは、ロータリーの問題についてのプログラムを準備することを奨励するよう、はっきりした努力をしなければならない。かくすることによって、ロータリー・クラブが単なる昼食クラブとなる傾向を是正することが出来るからである。(理 32—33)

記念日の儀式 各ロータリー・クラブはその最も近い例会日に、二月二十三日のロータリー創立記念日の適当な儀式を取り行うよう勧告されている。

講演者への謝礼

(Paying Expenses of Speakers)

国際ロータリーでは国際ロータリーの元役員及び現役員を各クラブに派遣しその費用を国際ロータリーが負担することをやっているが、もし、これ以外に各クラブが国際ロータリーの役員或は他のロータリアンを招く場合は、そのクラブが費用を負担しなければならない。招かれた講演者の方から、費用の支払を請求しなければならないような羽目に陥れば中央事務局は喜んで相談に乗るであろう。

クラブ例会における祈禱

(Invocation at Club Meetings)

世界中のロータリー・クラブには、色々な宗教的信仰或は理想を持った会員がいる。又、ロータリアンは自己の宗教的信条に忠実であると共に、他人の信仰に対しても誠実で、寛容な、渝らない尊敬をはっきり示すよう期待されている。各ロータリー・クラブは自治的なものであるから、自己の良き判断に基づいて、会員全部の宗教的信念を尊重するが如き方法で例会を行うべきである。

例会場 (Meeting Places)

例会場の決定は各クラブの自治に任すべきであることを国際ロータリー理事会は認める。しかし、各クラブの正会員、シニア・アクトブ会員、或はバスト・サービス会員は、いずれも他のロータリー・クラブの例会に出席する権利があるから、各クラブは、世界のどのクラブのどの会員でも出席出来るような場所で例会を開くことが期待されている。(理 46—47)

他のサービス・クラブとの連合会

(Joint Meetings of Service Clubs)

ロータリー・クラブが他のサービス・クラブと合同して会合を開くことは、ロータリーのプログラム及び活動を最もよく発展させる所以ではない。従って、ロータリー・クラブが他のサービス・クラブと合同して毎週の例会を開くことには国際ロータリー理事会は反対である。しかし、ある特別な場合に、ロータリー・クラブが他のサービス・クラブと合同して会合を開くことには必ずしも反対するものではない。(理 42—43)

例会に於ける酒類飲用の可否

(Alcoholic Drinks at Meetings)

ロータリーの会合に於て酒類を供することか正しいことであるかどうかは、各クラブに

於て決定すべき問題である。

何年か以前のことであるが、ロータリーの会合に於て酒類を供することをどう考えるか確めるため、各クラブに質問書を廻したことがある。この解答を表にして見ると、大多数のクラブに於てはクラブ昼食会或は夕食会には酒を出さない習慣であり、又、会員個人もその会の間は酒を注文しない習慣であることがわかった。国際大会における或るクラブ会長の会合で、この問題が討議されたことがあるが、出席者の大部分は、昼食会或は夕食会に酒類を供するのは望ましくないという意見であった。

その後問もなく、国際ロータリー理事会は、アメリカ合衆国のクラブではロータリーの昼食会や夕食会に於て酒類を供することに反対の考えが専らであるという意見を表明した。

この問題に関してロータリーは何等公式の方針を持っていないと云われるかも知れないが、長い間の経験と多くのロータリアンが表明した意見によって、少なくとも酒類を、食事の一部として供する習慣のない国に於ては、ロータリーの会合では酒類を供しない方がロータリー運動のために良いであろうと云うことが出来る。

富くじ類による資金募集 (Raising Money by Lotteries or Raffles)

ロータリー・クラブの活動は、会員及び会員でない者の双方にロータリーに対する十分な尊敬の念を持たせる如きものでなければならないとされている。従って、如何なるクラブも、富くじ等によって資金を集めることは、そのような行為が完全に良いことと認められていない国に於ては、避けるべきである。(理 48—49)

クラブの定例理事会 (Regular Meetings of Club Board)

クラブ理事会は少なくとも毎月1回定期的に開催すべきである。(理 41—42)

ロータリー情報 (Rotary Information)

各例会の始めの3分乃至5分間を、会員にロータリーに関する鋭い考察をさせ、彼等のロータリーに対する知識と理解を拡げることが、如何にクラブの為になるかという点についてクラブの注意を喚起すべきである。クラブのロータリー情報委員会は、すべての会員、特に新会員のロータリーに対する正しき理解と、ロータリー会員としての特典と責任を納得させるようにするため、その委員の活動を増強すべきである。年間を通じ少くとも毎月1回、奉仕の四つの部門のそれぞれについて、ロータリアン個人の知識を増すようなプログラムを提供しなければならない。(理 35—36)

新しく入会した会員は、種々の委員会は勿論、屢々、クラブ協議会、クラブ理事会、炉辺会合 (Fireside Meetings)、都市連合会 (Intercity Meetings)、及び地区大会 (District Conference) にも極力出席するよう奨励しなければならない。(理 35—36)

国際ロータリー事務総長は、地区ガバナーが更に多くのロータリー教育の必要性を強調し、そしてこれに関する有益な示唆が常に中央事務局からえられることについて、各クラブの注意を喚起するよう、絶えず提示することを続けるよう要請されている。(理 45—46)

如何なる土地にあるクラブでも、会員の中に、その土地の新聞社が十分代表されていることが奨励されている。(理 35—36)

全クラブ会員に対しロータリー情報の集中プログラムを作る基礎を提供するため、理事会 (1955—56) は国際ロータリーの一般的計画の一つとして、ロータリー情報講習会の計画を建てた。1957—58年に、理事会は、ロータリー情報の外に内外の拡大がロータリー情報及び拡大講習計画の中に強調せらるべきこと、及びその講習計画は国際ロータリーの計画の一部として年次的に継続すべきことを決定した。地区講習会はロータリー計画の特定面を討論するための1日会合であって、国際

ロータリー会長の指定するクラブ会長及びその他のものが参加するものである。此の会合は地区ガバナーによって計画され、国際ロータリー会長によって指名された経験あり特に資格のある国際ロータリー元役員のロータリー情報及び拡大カウンセラーによって司会せられるものである。此の地区会合に参加するものは、ロータリー情報の系統的計画を造り且つ新会員の効果的同化を進展せしめることが出来る。猶お又クラブを発達させ且つ近隣地域社会にロータリーを拡大せんとするものに指針を与えるのに役立つ方法を発展させることが出来る。1958—59年に理事会はロータリー情報及び拡大講習会を地区を構成していないクラブも含めて行うことを決定した。

クラブ基金の取扱 (Handling Club Funds)

ロータリー・クラブは主として実業家から成り立っているのであるから、クラブ財政の取扱も事務的に行うべきである。クラブ資金を事務的に取扱うとなると、小切手の支払には副署を要することとしなければならないし、又毎年会計検査を行わなくてはならない。(理 41—42)

クラブのパナー (Club Banners)

世界を通じてロータリー・クラブ及びロータリアンによるロータリー・クラブのパナー、フラグ及びベナント等々の盛り上がる人気及び普及した使用から生ずる問題を考慮して、理事会はクラブ間で斯様な記念品の交換によりなされる良いそして有益な目的を認識しているが、然しその慣例の誤用及び濫用の益々増加することに関心を以て見ている。

理事会は或場合には斯様な記念品交換の慣例の誤用及び濫用は、不必要な財政的負担をロータリー・クラブにかけるものであり、そして他の場合にはクラブの基本的活動を妨げ且つそれをしばしば阻害し、斯様な交換の真の目的を打ち破る傾向さえあるという意見を

持っている。

理事会は、斯様な記念品の交換に参加する総てのロータリー・クラブ及びロータリアンが斯様な交換を準備するに当っては、思慮、中庸そして慎重なる判断を用ゆることを勧告している。

理事会はまた、斯様な交換をなすロータリー・クラブはそのクラブがその一部をなす地域社会、国又は地域を明瞭に、適切に、強く且つ表現に富んだものにする心掛けを以て、そのパナー、フラグ、ベナント等々を図案するに十分な研究をなし、計画の效果に貢献する機会を持つべきであるという意見を有している。

ロータリアンに対する事業上の援助と助言 (Business Advice and Assistance to Rotarians)

ロータリーの親睦に確実な効果を与え、会員に有益な援助を与える様な会を設けるため、クラブは次のことを行うべきである。

(イ) 事業上の助言や援助を必要とするロータリアンに内密に而も親身な援助を与えるため、色々違った大分類 (Major Classification) を代表する会員数名を以て委員会をつくる。

(ロ) 広く会員の、主として経済的な、問題について討議するため、“Clinics” (企業診断) 或は“Forums” (討論会) を開いて会員の便をはかる。(理 42—43)

国際ロータリーの委員会

(Committees of R.I.)

委員会 (Committee Meetings)

細則或は理事会の特別な決定——例えば委員会の付託条件或は手続規定——に別の規定がある場合を除き、国際ロータリーの各委員会は、予定の会合に割当てられた予算を正しく考慮して、会長が承認し且つ指定した日時及び場所に於て開くものとする。しかしながら、特別な事情がない限り、委員会はその過半数が出席するという保証が得られなければ会長は委員会の会合を開くことを認めてはならない。(理 46—47)

例外的な事情の下に於て会長が他の場所で委員会を開くことを認めることもあるが、通例、国際ロータリーの委員会はエバンストンの中央事務局に於て開くものとする。(理 45—46)

通信による投票

(Voting by Communication)

細則、或は大会又は理事会による特別な決定に、別の規定がなければ委員会は郵便、電信、無線電信、電話によって事務を処理することができる。(第13条第17節) その場合如何なる提案に対する投票も、委員の過半数の投票が返送された場合には30日目を以てメ切るものとする。但し、委員過半数が賛成、或は委員過半数が反対の投票を終えた場合には30日以前でもメ切ってもよい。(理 52—53)

委員会の規模と機能

(Size and Functioning of Committees)

理事会は、国際ロータリーの委員会を経済的且つ能率的に運営するため、次の各項がのぞましいとする財政委員会の勧告に対し原則的に同意している。即ち、

- (i) 委員会の数は最小限にとどめる。
- (ii) 各委員会の規模は委員会に課せられた責任を果しうる限りに於て出来るだけ小さくする。
- (iii) 各委員会の会合は最小限に止め、成るべく1回がのぞましい。
- (iv) 委員会の会合は、時間を短かくして2度3度と招集する必要を生ぜしめるよりは、寧ろ1回の時間を長くして十分客観的に考え又研究する時間を与え、以て委員会を能率的に運営するようにする。

(v) 委員会の任務が運営的な性質のものであり、普通準備の仕事は中央事務局の手で行うのであるから委員の任命は経費節約をも考慮し、成るべく中央事務局に近い処で行うべきである。(理 49—50)

委員会の手続 (Committee Procedure)

理事会(33—34)は、プログラム企画委員会及び大会委員会の手続につき大体次の事項に同意している。

プログラム企画委員会: 理事会はプログラム企画委員会に対し、同委員会の任務規定の限度に於て、明確な方針が既に理事会によって確立されている事項に関し、之れを決定する権限を委ねる。但し、新しい方針に関係する場合或は委員会が自ら行うべき決定に疑義を生ずる場合には、之れを理事会に照会するものとする。

委員会は理事会に対しその決定事項について詳細な報告を行うと共に、決定に至らなかった事項に関して勧告を行うものとする。

地区大会、地区協議会、部分的地区協議会及び国際協議会のプログラムに関する委員会の勧告は、これらのプログラムの準備に関し責任をもつ執行委員会に対し直接報告されなければならない。

国際大会委員会: 理事会は国際大会委員会に対し、国際大会に関する明確な方針が既に確立しているすべての事項に関し、種々決定する権限を委任する。但し、委員会はプログラムに関してはプログラム企画委員会の示唆を受け、プログラムは理事会の承認を受け、費用は理事会の定めた予算内に於てまかなうものとする。

委員会報告 (Committee Reports)

理事会はその執行委員会に、理事会の会合のない間理事会に代って諸委員会の報告を閲覧し、もし必要があれば理事会の定める執行委員会の任務規定の範囲内に於て、報告書の事項に関し決定を行う権限を委譲している。

緊急を要する委員会の勧告に対する措置 (Action on Urgent Recommendation of Committees)

理事会は、現在の制度が、国際ロータリー

国際ロータリーの委員会

委員会の行う緊急を要する勧告に関し、効果的な措置を取るのを妨げているとは考えない。しかし、現在の方針の許す範囲内に於て会長及び事務総長は委員会の行う緊急を要する勧告に対して、理事会に代って何等かの措置を行う権限を有することを承認する。但し、これは委員会が開かれた後、かなりの間理事会或はその執行委員会が開られない場合に限られる。(理 45—46)

委員の代理 (Substitute Members of Committees)

正式に任命された委員がその委員会の会合に出席できないときは、会長はこれが代理をおくことができる。但し代理として任命された委員はその会合の間だけ委員であるものとする。この代理として任命された委員は自分が代理する委員の見解を代表するように努力するのである。然しすべての点に於て委員会の開かれている間は自分の代理する委員と同じ権利と責任をもつ委員である。(理 47—48)

委員会に関する検討

(Review of Committees)

細則の規定は、特定委員を除くすべての特別委員の任期はその任命せられたロータリー年度の終りに終了するものと定めている。特定委員会の任期は、そのために特定委員会が任命された特定の目的が果されるか、又は理事会によって委員会が解任された時に終るものとする。

理事会は、毎年ロータリー年度後半の会合に於て現存の特別及び特定委員会全部について検討し、之れらに関し理事会として次期の会長及び理事会に如何なる勧告を行うべきかを決定する。

社 会 奉 仕

(Community Service)

会長及び理事会によって任命される特別及び特定委員会は、特別の目的を果すために設立されるものであるから、如何なる特別委員会も、その目的を果すに必要である以上に長く之れを存続することを避けるため、各委員会の目的は、毎年之れを検討するよう絶えず注意を払うべきである。

会長及び事務総長は各常任委員会に対し、その設置された本来の目的に関係のある事項を付託すよう常に注意を払うべきである。特別委員会は単に特殊の事情ある場合に限り任命すべきものである。

事務総長は毎年、退任せんとする会長及び就任せんとする会長が共に、1943年7月の理事会において記録された次の提示に対し、特別の考慮を払うよう注意を喚起しなければならない。即ち、新たに就任せんとする会長は退任せんとする会長に対し、次期の委員候補者の名簿を求めらるるのであるが、新たに委員を任命するに当っては、この候補者名簿に限定する必要はないのであって、この名簿は退任せんとする会長がその在任中に得た経験と交際に基づいて作成された良い参考になる名簿として受取るのである。(理 46—47)

ロータリーは、個人々々を啓発することに務め、この啓発を通じてその人が社会に於ける自己の地位を見出し、その地位に於て奉仕を行うことができるように、又、その人が、世界、国家及び社会との関係に於て自己の市民たる身分を考え、且つ自己の職業を奉仕への途と考えさせるように努力している。

社会奉仕活動に対する方針 (Policy Toward Community Service Activities)

社会奉仕に対するロータリーの方針は、1923年国際大会に於て採択され、その後の国際大会に於て僅かに改訂された処の決議23—34に述べられている。

決議 23—34 の本文

(Text of Resolution 23—34)

ロータリーに於て社会奉仕とは、すべてのロータリアンがその個人生活、職業生活、社会生活の別なくこれに奉仕の理想を適用することを奨励且つ育成するにある。

この奉仕の理想の適用を実行するに当って、多くのクラブは会員に奉仕の機会を与えるため、種々の社会奉仕活動を展開している。ロータリアン及びロータリー・クラブの指針とするために、又、社会奉仕活動に対するロータリーの方針を組織的に述べるために、次の諸原則が合理的であり、又管理に便利であると認められ且つ受け入れられている。

1. 根本問題として、ロータリーは、自己のために利益を得ようとする欲望と、他人に奉仕しようとする義務感と、それに伴う衝動との間に常に起る相剋を和解させようとする人生の哲学である。この哲学は奉仕即ち「超我の奉仕」の哲学であり、「最も良く務めるものは最も多く報いらる」という実践倫理の原理に基づいている。

2. 元来、ロータリー・クラブは、ロータリーの奉仕の哲学を受け入れ、次の四つの事項

を実行することを旨としている代表的な実業家及び専門家の集りである。即ち、第一は、職業及び人生に於ける成功の真の基礎として奉仕の理論を集合的に研究すること、第二は、その理論を自分自身及び自己の属する社会に対して集合的に実証すること、第三は、その理論を、個人として各自の職業及び日常生活に於て実践に移すこと、第四は、個人的に又集合的に、活発な教訓と実証によって、ロータリー会員は勿論、ロータリー会員でない人を、理論的にも実際的にもこれを受け入れるようにすることである。

3. 国際ロータリーは、(1)奉仕の理想を守り、推進し、世界中に普及するために、(2)ロータリー・クラブを設立し、奨励し、援助し、且つ運営上の監督を行うために、(3)各クラブの問題の研究のため、又、強制ではなく有益な示唆を与えてクラブの運営を標準に合せ、且つ社会奉仕活動の内、既に多くのクラブによって良いということが証明され、そして国際ロータリーの定款に定められたロータリーの綱領の範囲内にあり且つこれを不明瞭にすることのないような社会奉仕の活動を標準化するための、一種の情報交換所として存在する団体である。

4. 奉仕するものは活動しなければならないのであるから、ロータリーは単なる心の持ち方のみでなく、又、ロータリーの哲学も単に主観的なものではなくて、客観的な活動に移さなければならない。従って、個々のロータリー会員もロータリー・クラブも、奉仕の理論を実践しなければならないのである。

それゆえに、ロータリー・クラブ間の団体的行動は禁ぜられていない、然し、ここに大事をとるため、また、クラブ自体の中に団体的精神を植えつけるために、各クラブは、その会員が個人的に社会奉仕活動を行うよう奨励するプログラムの外に、その会員全部の共同を必要とする何等かの社会奉仕活動を持つ

ことが望ましい。

5. 個々のロータリー・クラブは、自分のためになり又所在都市にも適した社会奉仕活動を選ぶに当って、絶対的な自治権を有している。しかし、如何なるクラブも、ロータリーの綱領を不明瞭にしたり、ロータリー・クラブが組織されている本来の目的を危くするような社会奉仕活動を行ってはならない。また、国際ロータリーは、全般的活動を研究し、標準化し、推進し、且つそれらについて有益な示唆を与えるが、特定のクラブに対し、特定の社会奉仕活動を命令したり禁止したりすることはしない。

6. 個々のロータリー・クラブが、その社会奉仕活動をどのように選ぶかについては、別に規定はないが、指針として次の基準が示唆されている。

(イ) ロータリーの会員は限られていることであるから、他に都市全体のために代弁し、行動する適当な市その他の団体が存在しない都市に於てのみ、ロータリー・クラブは、全市民の支持がなければ成功しないような、全般的な社会奉仕活動を行うべきである。又、商業会議所が存在する場合には、ロータリー・クラブはその機能を侵害したり、僭取したりしてはならない。しかし、個人として奉仕の原理を実行し且つ訓練されているロータリー会員は、商業会議所の会員としても活潑に活動すべきであり、又、市民として他の善良なる市民と共にあらゆる一般的な社会奉仕活動に関心を持つべきであると共に各自の能力の許す限り、金銭上及び実際行動においてその分を尽くすべきである。

(ロ) 一般論として、ロータリー・クラブは、どんなに立派な計画であっても、クラブがその成功の責任の全部又は一部を執る用意と気持があるのでなければ、これを裏書すべきではない。

(ハ) ロータリー・クラブは、その事業を選ぶに当って、自身のための宣伝や事柄をねらってはならない、ただ奉仕する機会だけを求

めるべきである。

(ニ) ロータリー・クラブは、その努力の重複を避けるべきであり原則として他の機関によって既に立派に行われている事業に従事すべきでない。

(ホ) ロータリー・クラブはその活動に於て、むしろ現存の機関と協力すべきであるが、現存の機関の設備では不十分であってその目的が遂げられない場合には、必要に応じ新しい機関を設けてもよい。

ロータリー・クラブにとっては、新しい重複する機関をつくるよりも現存の機関を改善する方がよいであろう。

(ヘ) ロータリー・クラブはその全活動に於て、宣伝者として最も巧みに行動し、最も多く成功している。ロータリー・クラブは、その活動を必要とする事態を発見はするが、その責任が全都市の責任である場合には、単独でそれを救済することを求めず、他の人々をしてその救済の必要に目ざめさせるように努力しその責任をロータリーだけにおかず、本来その責任を負うべき都市全体におくよう、都市全体がその責任を自覚するようにすべきである。ロータリーは或事業を始め、それを指導してもよいが、関心を持たなければならぬ他の団体全部の協力を確保するよう努力すべきであり、ロータリー自身の権利であるその名誉を最少限度に減じて、その協力者に十分な名誉を与えるようにすべきである。

(ト) 全ロータリー会員の個人的努力を求め活動は概してクラブの集団行動だけを必要とする活動よりも、ロータリーの精神に一層多く合致するものである。なぜならばロータリー・クラブの社会奉仕活動は、ロータリー・クラブの会員を、奉仕という点で訓練しようとする実験としてのみ考慮せらるべきであるからである。(セント・ルイス大会決議 23—34、デンバー大会決議 26—6 によって改訂。アトランティックシティ大会決議 36—15、及びアトランティックシティ大会制定案 15—9)

「奉仕活動」への参加奨励 (Participation in "Service Activities" Encouraged)

決議 23—34 は、多くのクラブが解釈するように、ロータリー・クラブの活動を制限するものではないことを特に指摘するために、同決議第4節(本文は上掲)第2項について特別な注意を払いたい。特に、地区内のクラブに対し客観的活動に一層力を入れる必要を知らせることは、ガバナーの任務である。都市連合会、地区大会及び国際大会等の如き情報普及のあらゆる機会に、奉仕活動にロータリアンの一層多い参加を齎す事柄についてロータリアンが真剣に考えるよう、最大限度に利用しなければならない。(理 41—42)

ロータリー・クラブ及びロータリアンは、更に多く社会奉仕活動に従事すべきであり、又、地域社会におけるロータリアンが社会奉仕として何をやっているかに関し、新聞その他を通じて、公衆に知らせることを嫌らってはならない。(理 41—42)

社会奉仕会議の手續規定 (Rules of Procedure for a Community Service Council)

都市内の色々な奉仕クラブ或は他の団体の役員が、それぞれの団体の社会奉仕に関し、討議を行い、且つ意見を交換するため、時々会合する必要を認める場合には、ロータリー・クラブの代表者は、次の手續規定に従ってこれに出席することができる。

会議は、それぞれの団体によって着手されているか、或は考慮されている社会奉仕に関する問題について討論を行ってもよいが、それぞれの団体が独立の団体としての行動の自由を失うことを意味する決定は行わないものとする。

如何なる問題についての会議の措置も、出席者の意見の表明と会議の意見を各団体に報告することを出席者が承諾することだけにとどむべきである。

会議は、その代表者が会議に参加している

団体を、如何なる点に於ても拘束するような、意見を表明する資格も権限も与えられていない。但し、各団体自身が前以てそれぞれその問題を考慮し、且つその問題に対する態度を決め、その代表者に対し会議においてこの立場を示し他の代表者と同調することを指示し、且つ委任した場合はこの限りでない。

都市内の団体全部の共同動作を必要とすると考えられる問題がある場合には、各団体のとるべき措置に関する決定は先ず各団体自体に於てなされるべきである。その決定ができた後に、その問題を特定の考慮するため会議を特に召集すべきである。そしてこの会合には、各団体は、自己の団体のために代弁し、且つ加入に意見が一致した共同行動の責任を負う権限を正式に与えられた代表者を派遣すべきである。

ロータリー・クラブが自己の態度をはっきりさせる前に、会議に対する意見を新聞その他に発表することは、もしそれが、会議に代表を送っている種々の団体がその意見によって束縛されることを意味するのであれば、なすべきでない。

これらの手續規定の目的とする処は、このような会議に於て各自の考えを自由に交換し、意見の展開を育成することであり、又、同時に、会議の会合が会議に代表を送っている諸団体の地位、特に団体相互間、或はそれぞれの団体からなる大団体或は都市全体に関連しての地位を、決して害することがないことを確実にすることである。(理 32—33)

社会奉仕の翻訳 (Translation of "Community Service")

理事会は、社会奉仕及び社会奉仕委員会のスペイン語訳として、“asuntos de interés Público”及び“Comité de asuntos de interés público”を、又、フランス語訳として、“action d'intérêt public”及び“Comité d'intérêt public”をそれぞれ採用した。(理 35—36)

地方市民行事に国際ロータリーの参加
(Participation of R. I. in Local Civic Events)

国際ロータリーは、都合上及び慣例上、行列その他の地方市民行事に対しては、それが如何に立派なものであっても、これに参加するために経費を支出することはできない。

(理 41—42)

国際ロータリーの資金は、全くそれ自身の目的のためにその加盟クラブによって提供せられたものである。従って、他の組織の事業に寄付することはできない。同時に、国際ロータリーは、その加盟クラブを通して、各個ロータリアンがその地域社会における良い奉仕事業に個人的に支持し且つ参与することを奨励している。(ロータリーと他の組織、方策の声明、130 頁参照)

国際ロータリーは特別の処置でその承認事項をよるこんで推進することが出来るものでなければ如何なる企画や運動をも承認しないであろう。(ダラス国際大会決議 29—12)

ロータリーと商業会議所 (Rotary and the Chamber of Commerce)

商業会議所が存在する所においては、ロータリー・クラブは、その機能を侵害したり僭取したりしてはならない。しかし個人として奉仕の根本方針を実行し、且つ訓練されているロータリー会員は、商業会議所の会員としても活潑に活動すべきであり良き市民として、彼等はすべての広い社会奉仕活動に関心を持ち、能力の許すかぎりこれに貢献すべきである。

身体障害児の救済事業 (Crippled Children Work)

国際ロータリーは加盟クラブに対し、それぞれの都市に於て人道的奉仕を行う機会を与えるものとして、身体障害児にして治療を必要とするものに対して整形、外科治療或は教育を施す事業を行うよう薦めている。(ダ

ラス大会決議 29—12 第 2 条第 5 節)

国際身体障害者救済会 (International Society for Welfare of Cripples)

国際ロータリーは、国際身体障害児救済会⁽¹⁾ (I.S.C.C.) の目的と事業を認め、この種の事業に共鳴するロータリー会員がその協会の事業に参加しこれを支持することを薦める。

国際ロータリーは、加盟クラブが国際ロータリー以外の如何なる団体の加盟クラブにもなるべきでないと考えるし、且つロータリー・クラブはその会員の全部又は一部を、国際ロータリーの同意なしに I.S.C.C. の会員にしようとしてはならない。更に又、ロータリー・クラブは I.S.C.C. の会員の会費をクラブ資金から支払うようなことをしてはならない。

国際ロータリーは、ロータリー会員が個人として I.S.C.C. に加入し、会費を払い、その運営に参加することに反対しない。国際ロータリーは、その会員全部が I.S.C.C. の会員であるロータリー・クラブが I.S.C.C. の事業に捧げる会合を持つことに反対しない。しかし、クラブ 会員全部が I.S.C.C. の会員でない場合には、国際ロータリーは、I.S.C.C. に加入していない会員は、たとえそれが道義的勧告であっても I.S.C.C. への参加を強制されることがあってはならないということを堅持している。

国際ロータリーは、世界各国の身体障害児問題が重要であることを認め、各ロータリー・クラブの各会員が何らかの形で身体障害児救済の事業に関係することを喜ぶであろう。しかし、国際ロータリーは、もしロータリアンでその気がないならば、如何なる会員に対してもこの種の事業に関係することを強制することは望ましくないと信じている。国際ロータリーは又、ロータリー・クラブやロ

(1) 1939 年 I.S.C.C. は改組され、International Society for the Welfare of Cripples が創立された。米国に於ては、National Society for Crippled Children and Adults が I.S.C.C. の後身である。

ータリー会員が、たとえ、身体障害児救済事業のような立派な仕事であっても、これに全く夢中になったために、ロータリー・クラブの真の機能が忘却され、ロータリーの基本的で特色ある目的が見失われ又は忘れられるならば、それは望ましいことではないし、又、ロータリー福祉の爲めにもならないものと考えている。(理 22—23)

1924—25 年に国際身体障害児救済会は、クラブの役員に対し、資金の必要を説明し、且つ各クラブに身体障害児救済事業のために寄付する希望があればその機会を与えようという趣旨の書翰を出すことを要請して来た。これに対し理事会は次の措置をとった。

理事会は、主としてロータリー会員から成る国際身体障害児救済会がロータリー・クラブの間で非常に立派な、利己的でない仕事をして来た事実はこれを認める。しかし、如何なる団体といえども国際ロータリーの加盟クラブに回状を送ることを認めることは本国際ロータリー理事会の方針ではない。(理 24—25)

癌研究 (Cancer Research)

全世界のクラブに対し、それぞれの国家に於て、もし機会があれば、癌の原因を確めるためになされつつあるすべての努力に対し激励を与えることを勧奨する。(理 38—39)

交通安全 (Traffic Safety)

各クラブは、社会奉仕委員会の小委員会として交通安全委員会を任命し、交通安全の問題を研究すると共に都市の交通安全委員会と、できる限り協力するよう考慮すべきである。(理 46—47)

成人無教育者対策運動 (Campaign Against Adult Illiteracy)

成人の無教育者を減少させることは、多数教育機関の成人教育計画と調整させるか、或

は、この問題に関する現存機関のない場合には、新しい機関を設けることによって推進させ得る活動である。

都市農村関係振興 (Rural-Urban Relations Promotion)

全世界の都市及び農村の住民の間に一層良い関係を振興することは、クラブにとっては国際ロータリーの目的を達成する一助にもなる立派な運動である。この問題に対してはクラブの側に十分な関心があれば、中央事務局はこれをクラブの確立された運動と認め、且つこの問題に関する情報交換所としての、役割を果すことを保証している。(理 25—26, 55—56)

募金運動への参加 (Participation in Fund Raising Activities)

募金計画或は他の運動に参加又は提携する場合、クラブは、クラブの威信の強化向上に貢献しないような品位のないやり方に陥らないよう常に注意を払うべきである。(理 46—47)

ロータリー・クラブの活動は、ロータリアン及びロータリアンでない人の双方に、ロータリーに対する最高の敬意を起させるような活動でなければならないと考えられる。従って、富くじ等が全く好意を以て見られていない国に於ては、いかなるロータリー・クラブもこの種の方法によって金を集めない方が良いとされている。(理 48—49)

道標 (Road Signs)

事務総長は、クラブ所在都市に既にロータリーの道標を設置し、或は設置しつつあるクラブ全部に対し、それらの道標を完全な状態に整備しておくことの必要について、注意を与えるよう指示されている。貧弱な道標はクラブのみならずその都市自体の不名誉になると信ずるからである。(理 35—36)

定款に関する事項

(Constitutional Matters)

国際ロータリー組織上の規定である国際ロータリー定款及び細則は 1910 年の大会で採択され、以後の大会に於て改正乃至修正されて来たものである。定款及び細則の本文は 171—211 頁に掲載してある。

国際ロータリー定款及び細則によれば、国際大会に付議すべき改正案は、規定審議会の開催される前年の 4 月 1 日までに国際ロータリー事務総長に発送され、且つその写しが同審議会及び国際大会が議案を審議するロータリー年度の 8 月 1 日までに事務総長によって各クラブ幹事宛に郵送されなければならない。

正式に提出された改正案の本文は、斯様な提案を審議すべき規定審議会の開催される時の前年 4 月 1 日又はそれ以前に国際ロータリー中央事務局事務総長の手元になければならない。(理 54—55)

1922 年改正定款第 4 条第 4 節は「国際ロータリー加盟認証状が交付され且つこれを受諾する各ロータリー・クラブは、法律に違反しない限り、国際ロータリーの本定款及びその細則、並びにその改正案によって総て拘束され、且つその規定を忠実に遵守することを茲に承認、批准且つ同意する」と規定している。

クラブ定款 (Club Constitution)

国際ロータリー細則 (第 1 条第 2 節) は次の事を規定する。

- (イ) 標準クラブ定款。
- (ロ) 1922 年 6 月以後に加盟を承認された

クラブは、すべて標準クラブ定款を採用すること。

- (ハ) 1922 年 6 月以前に加盟を承認されたクラブは、この標準クラブ定款及びその改正規定に準拠する以外その定款の条項を変更しないこと。
- (ニ) 標準クラブ定款を改正するためには国際大会の決定を必要とすること。
- (ホ) かくの如き改正はすべて自動的に、標準クラブ定款を採用するクラブの定款の一部となること。

国際ロータリー細則に於ける以上の規定は、基本的な規定を各クラブ間に於て同一にすることを目的としたものである。

標準クラブ定款の本文は 225—233 頁に掲載してある。

国際ロータリー細則第 1 条第 2 節 (ニ) には又、特別な事情の下、又は国、州又は県の条例及び習慣に従う必要のある処では、理事会は、三分の二の多数理事の参集する理事会において、標準クラブ定款に一致していないクラブ定款における規定及びその改正案を、定款及び細則に抵触しない限り承認することができるが規定してある。

国の法律が、ロータリー・クラブの定款に資金募集及び不動産の所持の権限を規定することを要求する処では、斯様な権限を欲するクラブは国際ロータリー細則第 1 条第 2 節 (ニ) の条文の下で行い、地方的要求に適合するようその定款改正について理事会の承認を求めなければならない。

第 1 条 (名称) 及び第 2 条 (区域の限界) は、それぞれのクラブによって異なるものであるから標準クラブ定款には空欄として残されている。この 2 箇条はクラブが国際ロータリーに加盟を許され、国際ロータリー理事会の承認を得て完成するものである。同様に、この 2 箇条を以後改正せんとする場合にも国際ロータリー理事会の承認を受けねばならない。

クラブ細則 (Club By-Laws)

クラブの細則は、クラブの議決によって採用し又は改正することができる。国際ロータリー理事会は細則を推奨している。この本文は、235—242 頁に掲載してある。この細則は、採用前に於ても採用後に於ても、その変更がクラブ定款及び国際ロータリー定款並びに細則に矛盾しない限り各クラブによってそのクラブの事情に適合するよう変更することができる。但し、もし改正案に疑義がある場合には、これを国際ロータリー事務総長に提出して国際ロータリー理事会の審議を受けるようにすべきである。

単一標準クラブ定款 (Only One Standard Club Constitution)

1. 現行の国際ロータリー細則 (第 1 条第 2 節) は、以後¹⁾加盟を許されるクラブはすべて標準クラブ定款を採用すべきこと、及び、現行国際ロータリー細則採用当時存在せるクラブ定款は新しい標準クラブ定款と一致させる場合を除き変更してはならないことを規定している。

2. 以前には如何なる“標準”クラブ定款があったにせよ、現在に於ては標準クラブ定款は只一つであり、ロスアンゼルスで採択さ

1) 1922 年 6 月 6 日以後。

れたものがそれである。1921 年、1920 年、1919 年、或はそれ以前にせよ、当時“標準”とされていたクラブ定款の下に活動しているクラブは、同定款の下に活動しているもので、標準クラブ定款の下に活動しているものと考えてはならない。言葉をかえて言えば、このようなクラブは、現行の標準クラブ定款に関連しては、以前に採用された定款の下で活動している他のクラブと全く同一の位置に在るわけである。

3. 標準クラブ定款の下に活動するクラブは、国際大会の決定なくしてその定款を変更することはできない。他の定款の下に活動するクラブは、理事会に於てその変更がクラブ定款を標準クラブ定款に一致させると考えられる場合に限り、国際ロータリー理事会の承認を得てその定款を変更することができる。理事会は、この種の変更が全面的なものでなくとも、クラブ定款を一步でも標準クラブ定款に近づけようとする改正案には恐らく好意的考慮を払うであろう。(理 22—23)

ロータリー・クラブの法人化 (Incorporation of Rotary Clubs)

1. 理事会は、ロータリー・クラブを法人化することは、地方事情によってクラブの決定すべき問題であるという意見を持っている。理事会は、クラブが法人の条文の中に現行及び今後改正されることのあるべき定款及び細則に忠誠と服従を誓う文句を挿入する限り、ロータリー・クラブを法人化することに反対することはない。

2. 理事会は、法人としての条項に対し次の如き一般的な規定を承認している。

「本法人の名称は、

法人____(州)____(市)ロータリー・クラブとする。

本法人は利益の追求を目的としない法人とする。その目的とする処は慈善と仁愛にあり、且つ、国際ロータリーの綱領を励行、促進し拡大すると共に、国際ロータリー内に於て加盟クラブの関係を保持するにある。本法人が組織された処の___州の法律の規定の許す限りに於て、本法人は国際ロータリーの管轄に属するものとする。

本法人は、定款に列挙せる目的と矛盾せず又、本法人がその規定の下に組織されている___州の法律とも矛盾しないような細則を採用する権限を有するものとする。」

3. 新しく組織された法人は国際ロータリーと調和のとれたものとするために、その細則に、国際ロータリーが加盟クラブのために設けた標準クラブ定款及び細則のあらゆる関係規定を採用すべきである。

4. 法人の組織に関する条項には勿論、その規定の下に本法人が組織された州の法律の要求するその他の申立陳述等を含まねばならない。

5. ここに示唆された規定は、法人化されたクラブが国際ロータリーの加盟クラブでありたいという明らかな目的にあらゆる点に於て、矛盾せざる限り変更してもよいものである。

6. 現在のクラブがこれらの条件に従って法人として組織された場合、同クラブは、国際ロータリーとの関係に於ては何等変化なく、以前のクラブの継続にすぎないことを認めるべきである。

7. 事務総長は、理事会に代って、すべての法人化申込に対し裁決を下し、更に方針を明らかにする必要がある特殊な状況の場合には、これを運営委員会に付議するよう要請されている。(理 40—41; 57—58)

クラブ活動の法人化

(Incorporation of Club Activity)

理事会は、クラブがクラブに責任のかかるような特殊な活動をなす場合には、クラブそのものを法人化するよりも、寧ろその活動を法人化した方が良いという意見をもっている。(理 57—58)

国際ロータリーの印章

(Corporate Seal of R. I.)

事務総長は国際ロータリーの印章を保管するものとする。事務総長は、理事会によって正しく承認された国際ロータリーの加盟認証状全部に対し、又、その他国際ロータリーの正規役員の署名ある書類で捺印を必要とするすべてのものに対し印章を押す権限を有する。事務総長は、国際ロータリー会長の承認を得て、本決議中に規定されている権限の一部又は全部を文書によって随時事務次長に、或は文書を以て彼の指名した事務次長代理或は事務補佐に委任する権限が明白に与えられている。(理 32—33、39—40、59—60)

クラブ定款の権限の限界 (Limits of Constitutional Authority of Clubs)

事務総長は、国際ロータリー定款及び細則或は国際大会の決定によって特に禁ぜられていないという理由で、その会員を他の団体に加入させたり或は加入することを義務つける権利があると信じている或るクラブの事態を提起した、そして

事務総長は、「クラブがこのような行為をなさざるために一々禁止条項を設けなければならぬか、」という質問を理事会に発した。

依って、

ロータリー・クラブはその行動の範囲については、クラブ定款及び細則の規定により、又、国際ロータリー定款及び細則の規定により、更に、クラブ及び国際ロータリーの定款及び細則に調和する国際大会及び国際ロータリー理事会の決定並びに判定によって制限を受けるということに意見が一致した。他の言葉で説明すれば、ロータリー・クラブは之等の文書からロータリー・クラブとしての事柄を行う権限を得るのであり、これらの文書によって、直接、間接にクラブに与えられる権限のみを有している。従ってクラブは、これらの文書或はその解釈の中に見出されない事柄を行う権限はないのである。更に、ロータリー・クラブの定款及び細則が会員の義務に関する規定を有する以上、それ以外の義務を

会員に課することは、このような付加義務の負担を許すことができるように、前以てその定款及び細則の改正を行わない限り、たとえ過半数の投票によっても、できないのである。(理 24—25)

クラブが他の団体に加入すること

(Club Membership in Other Organizations)

国際ロータリーの地方単位として、クラブは他の如何なる団体にも加入すべきでなく、又、他団体の会員としての義務を負うべきものでない。クラブの役員及び委員が他の団体の役員や委員と会議を開くことはよいし、又、そうせねばならぬ場合もあろうが、しかし、クラブを束縛する権限はない。(ダラス大会決議 29—12、第1部、第2条)

国際大会

(Convention)

国際大会は毎年5月又は6月に(理事会は緊急又は特別の事態に応じて変更することができる)理事会の決定した時日及び場所に於て開催される。(国際ロータリー定款第7条 国際ロータリー細則第7条)

国際大会は次の如き決議案を採択している。

「第20回国際ロータリー大会は、1931年又は1932年に於て国際大会をアメリカ合衆国外に於て開催し、爾後は少なくとも4年目に1回は国際大会をアメリカ合衆国外で開催するよう勧告することを決議する。(ダラス大会決議 29—10)

大会の招致

(Invitations to Hold Convention)

その所在都市に於て国際ロータリー大会を開催することを希望するクラブは、先ず中央事務局より大会招致申込書を手に入れなければならない。

理事会は国際大会を招致せんとするクラブからの委員とか代表を受入れることはしないが、事務総長に郵送された文書による国際大会招致申込書を受取った後に、もし必要と考える場合には、招致希望のあった都市を調査するために誰かを派遣する。(理 24—25)

準備手続 (Procedure for Preliminary Arrangements)

理事会によって都市が決定されたならば直ちに、国際大会事務局長はその都市に赴き、開催地クラブの協力を得つつ、国際ロータリーに代って、集会場に関して市当局或は私的団体と契約を進め、同時に、出席予定者全部を収容しうる適当なホテルと交渉することに

なっている。

もし理事会が、国際大会開催都市を決定したときに大会の時日を明示しなかった場合には、執行委員が時日を決定する権限を有する。

国際大会事務局長は開催地クラブ理事会と連絡し、共に国際大会運営の計画を検討し、そしてこの国際大会に関してはその前年に行われる国際大会の終了までは宣伝を避けることの重要性を堅持する。

大会事務局長は、開催地クラブから、同クラブが開催地クラブとして国際ロータリーに協力し、来訪ロータリアン及び来賓を迎え、且つ国際大会の成功を確保するために開催地クラブ及び国際ロータリー大会委員会との間に、相互的に同意をえた色々な方法で援助するという熱意を示す、正式にクラブによって採択され、署名された決議文の写しを受取る。

この手続は、最後まで有効であるが、執行委員会により、又、緊急の場合は状況に応じ、会長がこれを変更することもある。(理 46—47)

会場 (Meeting Places)

国際ロータリーは、開催地の都市が国際ロータリーに費用をかけることなしに、国際大会の総会に適当且つ便利な講堂及び他の色々な会合に必要な集会場を提供することを期待している。

それは国際ロータリーが使用する国際大会々場の賃貸料はその都市のクラブが支払わねばならないというのではなく、その都市が一団体としてそのような設備を提供するか、或は、市役所、商業会議所、実業家或はホテル業者の団体が会場に対し必要ならばその資金

を出すべきであるというのである。

この決定は国際ロータリーが大会々場の賃貸料を支払ったり、或は臨時に必要な費用の負担を受諾することを妨げるものではない。

(理 32—33、47—48)

国際大会運営事務

(Convention Operational Functions)

理事会は次の如き方針を表明している。

「国際ロータリー理事会は国際大会に関する全般的な方針を決定し、国際大会委員会は公式のプログラムを作成し、且つ当該大会に関し特定の方針を決定するものとする。事務総長は、理事会及び国際大会委員会の決定に対しその細目にわたる実行と大会事務の組織運営に関して負担を負うものとする。

国際ロータリー細則第13条第8節——国際大会委員会——は、国際大会準備事務について特に次の如く述べている：

国際大会委員会はその指定された国際大会の開催に必要な準備を行う責任を有するものとし、本細則或は理事会によって特に他の役員、又は委員会に委嘱されたもの以外の、国際大会に関するすべての事項を取扱うものとする。

公式のプログラム及び議事日程の起草を除き、以上の事務は、委員会及び理事会に対して責任を有する事務総長によって行われる。これらの事務の細目に関して註釈すると次の如くである。

公式プログラム及び議事日程 国際大会委員会は主として全般的なプログラムの作製、国際大会の主題(もしあれば)の決定、討議集会、余興、番組、交歓の家、次第書、合唱指揮者の選択、招待すべき名士に関して開催地クラブとの協力、観光旅行、等々の準備に対して責任を持っている。

事務総長は、上述の各項に関し国際大会委員会と協力し、同委員会の決定を遂行するに当っては細目的に之れを実施する。

宣 伝 事務総長は、国際大会委員会及

び開催地クラブとの協力の下に、国際大会の宣伝に関し委員会及び理事会に対し第一の責任を有する。

運営及び接待費 事務総長は、過去の経験及びこの大会の特殊事情をもとにして国際大会の運営及び接待に要する費用の算出及びその後の財政的監督に関して、委員会及び理事会に対し第一の責任を有する。接待費の算出は、大会委員会の勧告にもとづいて理事会の承認する予定登録数及び登録料によって左右されるであろう。

国際大会々場の選択と設備 プログラム上の必要条件国際大会委員会の勧告及び国際ロータリー大会正規の必要条件に合致せしめる大会々場及びその他必要な集会場の選択、設備及び契約に関し、事務総長は委員会及び理事会に対して第一の責任を有する。大会々場には下記のものを含む。

大会総会場

交歓の家

若い人々の交歓の家

特別集会場

規定審議会場

代表者会合場(グレートブリテン及びアイルランド・カナダ及び地帯別合衆国)

特別協議会場

討議会場

事務所及び仮設場

会長室、会長ノミニー、事務総長室、本部、理事会室、大会委員会室、大会マネジャー室、規定審議会事務局室、ロータリアン誌室、レビスタ・ロータリア誌室、新聞記者室

出席の勧誘 事務総長は、大会委員会、雑誌委員会、及び雑誌の主幹より示唆や勧告を受けつつ、出席奨励の予定表を作製且つ実行することに関して、委員会及び理事会に対し第一の責任を有する。

登 録 事務総長は、登録委員会に対し、必要とする援助を与えることによって、その

仕事を容易ならしめることに関し、委員会及び理事会に対し第一の責任を有するものとす。

その他の事項 事務総長は、大会の準備に関連するその他すべての運営事務に関し、委員会及び理事会に対し第一の責任を有する。即ち開催地クラブの国際大会体制の展開に関して同クラブに協力、開催地クラブの任命する諸種委員会を監督、大会日報及び大会説明書等の準備、信任状作成の監督、通訳及び翻訳者等の確保等々である。

結論 以上の事務分担によると、結局国際大会委員会はその任命された特定国際大会の準備に関係ある面のみを行い、毎年の国際大会に共通な細かい事務は事務総長に任す。斯くして、中央事務局の専任職員の経験の集積と責任の委譲は、運営上の経済となり且つ委員に対する要求を少なくする結果となる。(理 47—48、48—49)

国際大会の交通手配 (Convention Transportation Arrangements)

1. 理事会が、その決定せんとする国際大会開催地の地域以外からロータリアンを運ぶ(例えば北アメリカ以外で開催される国際大会に北アメリカのロータリアンをそこに運ぶごとき) 必要のあるような処に国際大会開催地を考慮する場合には、理事会はその関係する交通機関の調査を事務総長に請求しなければならない。此調査報告は国際大会開催市を選定する時までに理事会に提出されなければならない。

2. 理事会がその開催市を選ぶ場合には、単に必要な会場場所、ホテルその他が、その市内において必要な手配を完了したということ許りでなく、理事会が決定するような特別交通手配が国際ロータリーによってとられ完了するという条件の下においてのみその決定を行わなければならない。

3. 斯様な手配を援助するために、理事会は会長に交通委員会(例えば 19—年国際大

会の北アメリカ交通委員会の如き)を任命する権限を与えなければならない。斯様な委員会は、委員長 1名と出来る丈団体旅行の手配に知識と経験を有する 2名の委員を以て構成し、国際大会後、最終報告書を提出し、理事会によって解嘱せられるまでその任務に当るものとする。

4. 交通委員会は、汽船会社、航空会社、交通公社その他交通及び遊覧の計画をたてるに必要な機関と交渉に入り、理事会に対して、その交通及び遊覧の取扱い方及びその目的達成のための契約について勧告をしなければならない。事務総長は、理事会によって委任せられた斯様な契約を施行しなければならない。

5. 事務総長は、理事会及び交通委員会の決定を実行する義務を有し、且つ交通事務について交通委員会及び理事会に対し主要責任を持つものとする。(理 57—58)

国際大会に於けるクラブの代表 (Club Representation at Convention)

国際大会に於けるクラブの代表に関する規定は、国際ロータリー定款第 7 条及び細則第 7 条にある。

各クラブは国際大会毎にその代議員を出席せしめて投票に参加するか、或は資格のあるものに委任状を与えて代行せしめる義務がある。

各クラブは国際大会に代議員を送るよう勧告されているが、それが不可能な場合には、四つか五つのクラブが財政的に協力して 1名の代議員を送り、その代議員は他のクラブにとってはオブザーバーとなって、国際大会の様態を後でそれらのクラブに伝えるようにしても良い。(理 35—36)

各代議員(補次代表及び委任状による代理人)の資格は信任状によって証明されなければならない。クラブが国際大会に出席したことを公式に認めさせるために、その代議員は信任状を大会開催地の信任状委員会に提出し、その投票カードに査証して貰わなければ

ならない。如何なる代議員も、その登録料が支払われてあるか或は支払われる迄と、その信任状が信任状委員会によって承認される迄は投票することを許されない。

信任状の用紙は、代議員の出発前に記入署名を終えて本人に渡すことができるよう、十分の余裕を見て各クラブの幹事宛郵送せられる。

自由代議員の信任状は、国際ロータリー事務総長によって信任状委員会に提出せられる。

投票委員会 (Balloting Arrangements Committee)

各国際大会に於て会長は、選挙人の中から、会長の決定した 5 名以上の選挙人から成る、投票委員を任命する。この委員会はすべての投票の準備、投票用紙の印刷と配布及び投票の集計の任にあたる。此の任務は他の必要な投票はいうまでもなく、国際大会で投票が必要になった場合にも適用される。

国際大会に於ける投票 (Voting at Convention)

正当に有資格と決定した代議員、委任状保持者、及び自由代議員が国際大会の投票体を構成するものとしそして選挙人と称される。投票は国際ロータリー細則の定むる処によらなければならない。(R.I. 定款第 7 条第 5 節)

投票方法

次に示す場合及び役員推薦及び選挙に関し細則において別に定められた場合を除き、国際大会における投票は口頭法によるものとする。

- (1) 選挙人からの要求又は議長より起立投票を命ぜられ各起立人を一票と数える場合。
- (2) 国際ロータリーの方針に影響し又は斯様な制定又は決議に改正を加えんとする制定案又は決議案に対し次の如き事情の存在する場合。

(イ) 理事会の過半数又は規定審議会の過半数が斯様な手続の重要性を予め通告した場合。又は選挙人の過半数が斯様な手続の重要性について発言することを予告した場合。

(ロ) 会長又は議長が口頭投票又は起立投票の結果、記入投票を必要と認め之れを宣言した場合。

(ハ) 選挙人がその名前とクラブ会員であることを証明して記入投票を要求し、そして前述規定に記入投票に関する規定はないということが分り、且つこの要求の正当性に関する議長の意見を聞いた後に、なおかつその要求を堅持し、少なくとも 20 の異ったクラブからの 20 人以上の選挙人がその身分を明かにしてその要求に加わることによって彼れの要求を支持する場合。

会長又は議長は、起立投票の結果を必ずしも数えることなく宣言する権限が与えられており、そして彼れの宣言は、直ちに起立数を数えることの要求が 20 以上の選挙人の賛成の下に行われぬ限り最後の決定とする。

如何なる提出制定案又は決議案又はそれに対する提出改正案の記入投票に対する手続も、その記入投票用紙の他に提出制定案、又は決議案及び未解決の総ての提出改正案を伴わなくてはならない。投票用紙は、提出制定案又は決議案及びそれに対する未解決の提出改正案を最終的に処理できるよう必要な質問と共に立案され且つ記述されていなければならない。

記入投票並に、役員指名及び選挙に当っては、選挙人は彼れが所有している代議員証明書及び委任状の数だけ投票する権利を持っている。但し自由代議員は単に国際大会全体に提案された件のみについて投票することができる。(R.I. 細則第 8 条第 1 節(イ)及び(ロ)) 総ての役員選挙は無記名投票とする。候補者が 2 人よりも多い場合には単一移譲投票の方法によるものとする。然しながら、役職

に単に1人の候補者しかない場合には、投票は口頭投票により国際大会の事務総長をして斯様な各被指名者に対し、合併した投票をなすよう指令することができる。(R.I. 細則第10条第8節(四))

自由代議員による投票

(Voting by Delegate-at-Large)

理事会はアメリカ合衆国における地帯又はカナダからの理事ノミニエーの選択、又はアメリカ合衆国における地帯からの会長指名委員会の選択は、国際ロータリー細則第7条第6節に定められた自由代議員が投票する権利を有する「国際大会において投票するよう提出される」という問題ではないことを認める。而して、アメリカ合衆国における地帯又はカナダの「クラブからの選挙人」は斯様な地帯又はカナダからの理事候補者を投票するという国際ロータリー細則第10条第4節の規定、及び国際ロータリー会長指名委員会委員候補者は合衆国における地帯内の「クラブからの選挙人」によって投票されなければならないという、国際ロータリー細則第10条第2節の規定は、斯様な場合における投票がクラブ代議員に限られることを認める。

従って理事会は、自由代議員は合衆国における地帯又はカナダからの理事ノミニエーの投票又は合衆国における地帯からの会長指名委員会の委員選挙に投票する権利を有しないことを決定した。(理 54—55)

単一移譲投票

(Single Transferable Ballot)

理事に対して2名以上の候補者があるか、或は大会に於て選挙せられるべき役員に、2名以上の候補者がある場合には、これらの候補者に対する投票には、単一移譲投票が用いられる。斯様な候補者名は投票用紙に記載されなければならない。(理 54—55)

単一移譲投票の実施方法

2名以上の候補者がある場合、各選挙人は

1票の投票権を有する。その投票は次のように「ふりかえ」られる仕組になっている。

(イ) 選挙人は、投票用紙に記載された候補者の氏名に隣接する空欄に1という数字を記入する。この欄に1という数字を書いて行われた投票が「第1選択投票」である。

(ロ) 同選挙人は、前項に認められた1という数字の外に、彼が二番目に選挙したいと思う候補者の氏名に隣接する空欄に2という数字を記入し、第三番目に選挙したいと思う候補者の氏名に隣接する空欄に3と書く。以下同様に、自分の最も希望する候補者が落選した場合、次善的に、選びたいと思う順序に従い候補者に番号を付して行くのである。従って選挙人は候補者の数と同数だけ自分の選択希望を表明することができるわけである。

過半数の投票を得た候補者を、1回で過半数を得られない場合には再投票を行わず第2、第3と順次選択投票を考慮し、当選者として発表する。

投票の数え方の一例を挙げれば次の如くである。

A、B、C、D、と4名の候補者があり、その内1名が選挙されることになっている。第一選択投票をA、B、C、D、の四つに分けて数える。この第1回の計算に於ては誰も総投票数の過半数に達しない。しかし4名の内、Cの得票が一番少いのでCを除外する。Cの得票中数字2がつけられた氏名によって、残った3名の候補者の得票に加えて行く。

しかし、このように票を移譲しても、残り3名の候補者の得票がいずれも過半数に達しない。そこで、第2回目の計算で最下位になったBを除外する。従ってのB得票に3の数字の記入された氏名をAとDの得票にそれぞれくり入れる。C候補は既に除外されているからこの場合Cに3を付したものは無視し、次にAとDとどちらを選択しているかを見る。この移譲即ち第3回の計算の結果Dが明らかに多数を得た。

全部の選択を示していない投票は、記され

た選択の分だけ数えることにし、それ以外のものは移譲できないから無視することにする。

“x”は第1選択の表示と看做される。一つの投票用紙に“1”又は“x”を一つ以上の氏名に付してあるものは無効とする。

得票が同数になった場合、何回目の計算にせよ、得票が同数になった場合には、選択の数とその相関的価値によって結果を求めることになる。即ち、第2回目の計算に於ては第1選択の数の一番少い候補者、第3回目の計算に於ては第1及び第2選択の数の一番少い候補者という順序で除外して行けばよい。

登録料 (Registration Fee)

国際ロータリー細則の規定によれば、大会に出席する16歳以上の者は必ず登録の上、アメリカ合衆国貨幣10ドル以下の登録料を支払うことになっている。登録料は国際ロータリー理事会によってその都度定められる。選挙人は、登録料を支払わざる限り投票することができない。

ホテルの割当 (Hotel Assignments)

事務総長、事務次長又は事務次長代理は、国際ロータリーに代り、又は、国際ロータリーの名に於て、会長或は副会長が行うのと同じ効力を以て、国際大会に関連して理事会から委任された、ホテルの予約その他ホテルに関する事項につき契約、書類作製、或はその他の取決めを行う権限を有する。(理36—37)

元役員 の 座席

(Reserved Seats for Past Officers)

毎年次国際大会に於て、国際ロータリーの元役員、元理事及び元地区ガバナー、及び国際ロータリーの国又は領土単位の元会長及び元地区委員長(但し現在でも加盟クラブの会員たる)には、各自の前職を示すバッジを与え、それによって、会場内の代表者の席に着席できるようにし、且つ議場内の特権を行使

できるようにしなければならない。以上は第18回年次大会に於ける国際ロータリーの決議である。(オステンド大会決議 27—26)

国際大会出席競争

(Convention Attendance Contest)

加盟各クラブは毎年国際大会において出席競争に参加しているものと考えられ、斯様な競争において一等、二等及び三等となった三加盟クラブにそれぞれトロフィーを授与することになっている。その授賞は次の方法によって行われる。即ち国際大会開催前の4月1日現在クラブ全会員(名誉会員を除く)に対する出席者の百分率に、クラブ所在都市から大会開催地までの間に運行されている一般運輸機関の普通の航路で旅行した哩数を乗ずる。その集計数の最も高いものから順位に第1、第2及び第3の集計を持つクラブをそれぞれ第1、第2及び第3位の勝者と宣言する。各大会においてその3つのトロフィーが国際ロータリーから提供せられる。そして各トロフィーは永久に授与されたクラブの所有となる。(ダラス国際大会決議 29—12)

世界的な戦争状態のため出席競争に参加できるのは、国際大会開催都市の近傍のクラブに限られてしまったので、次の如き大会決議によって、出席競争は今の処停止されている。即ち、

第34回国際ロータリー年次大会は、決議29—12の第1条、第10節の国際ロータリー年次大会に於ける出席競争に関する規定は、国際ロータリー理事会がその停止を取消す時期が来るまで、これを停止することを決議する。(セント・ルイス国際大会決議 43—6)

理事会(46—47)は、世界の大部分に於ける経済及び交通の状態が、なお安定していないという理由を以て、未だ国際大会に於ける出席競争を復活する時期ではないということに意見が一致した。

アメリカ合衆国、フロリダ州、ユースティス・ロータリー・クラブの同意を得て、同ク

クラブの名称を冠する国際大会出席競争トロフィー（同トロフィーは 1940 年ハバナにおける国際大会の決定によって回収された）は、今後永久に中央事務局に保存されることになった。毎年の大会出席競争に於て 1 等を得たクラブの名称は、このトロフィーか或はその補助額に記入するものとする。（理 40—41）

1941 年デンバアーの国際大会において授与されたもの及びそれ以後の国際大会に於て授与せらるべき三つの出席競争トロフィーは、ユースティス出席競争トロフィーの複製品とし、1 等は金渡金、2 等は銀渡金、3 等は青銅製とする。（理 40—41）

懇親宴会 (Fellowship Dinners)

理事会は、事情が許し正当な理由があれば、年次国際大会において懇親的宴会の開催に対する準備をなすことに同意した。すべて斯様な国際大会における懇親宴会は、その規模において国際的でなければならない。理事会は事務総長に対し、大会委員会及び国際懇親宴会の準備責任者と協力し、且つ国際ロータリーへの出費を最小限度に留めるよう必要な手段を講ずることを指示した。（理 61—62）

前国際ロータリー役員会の会合 (Meetings of past R.I. Officers)

国際大会委員会は、毎年次国際大会の都度、規定を設けて、バスター・ガバナー或はその他の国際ロータリーの全会員を招いて会合を開き、且つ昼食会その他の社交的な催しを計画するよう指示されている。但し、これに要する費用は参加者個人が負担すべきもので、国際ロータリーが支払うものでないということを了解しておくべきである。このような会合を開く目的は、かつて国際ロータリーのために働いた人々が、公式の資格で旧交を暖め、再会の機会を造ることである。もし十分の人数が出席している場合には、年度別に会合を開くのもよい。さもなければ数年度分ずつまとめ、或は全部いっしょに会合してもよい。

(理 41—42)
特別協議会 (Special Assemblies)

理事会は、理事会で許可した場合、国際大会において特別協議会が国際ロータリー細則第 8 条第 2 節の規定に従い開催せらるべきことに同意した。（理 60—61）

年次報告書 (Annual Reports Booklet)

事務総長年次報告、国際大会への会計報告、ロータリー財団保管委員会報告、及び国際ロータリー次年度予算書等を載せた印刷報告書は国際大会において代議員に提供せられる。（理 54—55、59—60）

国際大会議事録 (Convention Proceedings)

第 31 回国際ロータリー年次大会は、国際ロータリー理事会の監督の下に国際ロータリーの各国際大会の議事録を作製すること、又、この記録は国際大会議事の逐語的記録である必要はないが、すべての改正された条文、役員選挙、その他国際大会の事務的決定事項に関しては真実で正確な記録でなければならないことを決議した。

更に、この記録は理事会監督の下に正しく編集、印刷製本されるべきこと、又、その場合理事会は自己の判断に基づいてこの記録の中に (1) 国際大会プログラム、講演、討論、報告等加盟クラブが興味を感じると思われる事項を組入れ、そして (2) 国際ロータリーの方針及び行動にふさわしくないと理事会が判断した講演、議論、討論又はその一部を記録より除外すること、更に、

この印刷製本された国際大会議事録を一部宛無料で各加盟クラブ及び理事会の決定する国際ロータリーの役員及びその他の人々に送付すること、但し、この無料配付する議事録とは別に、理事会の定める価格を以て理事会の指定する人々に販売するために余分の冊数を用意することが出来ることを決議した。

(ハバナ大会決議 40—11)
編集：理事会は事務総長に対して、国際大会議事録の中に次の各項を掲載するよう指示している：即ち、国際大会の簡単な説明、すべての条文修正案と決議案の原文及びそれらに関する国際大会の決定、国際大会に於ける事務的事項、翌年度の国際ロータリー経営予算、及び国際ロータリー事務総長及び会計の年次報告、並にロータリー財団保管委員会報告。以上各項の内容は決議 40—41 に合致していなければならない。（理 53—54、54—55、59—60）

版權：国際大会議事録は、営利会社が複製することがないよう版權所有とし国際ロータリーを保護しなければならない。（理 27—28）
印刷及び頒布：国際大会の議事録は各加盟クラブへ無料送付、及び事務総長が必要とする人々に贈呈するに足る部数を印刷しなければならない。売却すべきものは、議事録印刷に要した実費をつぐなうに足るよう、事務総長によって決定された価格で頒布すべきである。（理 50—51）

国際ロータリーの国際大会 (Conventions of R. I.)

年度	場	所	時 日	出席者数
1910	シ	カ	ゴ (イリノイ州)	8月15日～17日 60
1911	ポ	ート	ランド (オレゴン州)	8月21日～23日 149
1912	デ	ュ	ール (ミネソタ州)	8月6日～9日 598
1913	バ	ッ	フ (ニューヨーク州)	8月18日～21日 930
1914	ヒ	ュ	ーストン (テキサス州)	6月22日～26日 1,288
1915	サン	フ	ランシスコ (カリフォルニア州)	7月18日～23日 1,988
1916	シ	ン	シナティ (オハイオ州)	7月16日～20日 3,591
1917	ア	ト	ラ (ジョージア州)	6月17日～21日 2,588
1918	カン	サ	ス (ミズーリ州)	6月24日～28日 4,145
1919	ソ	ール	トレ (ユタ州)	6月16日～20日 3,038
1920	ア	ト	ラン (ニュージャージー州)	6月21日～25日 7,213
1921	エ	ディ	ン (スコットランド)	6月13日～16日 2,523
1922	ロ	ス	アン (カリフォルニア州)	6月5日～9日 6,096
1923	セ	ン	トル (ミズーリ州)	6月18日～22日 6,779
1924	ト	ロ	ン (カナダ)	9月16日～20日 9,173
1925	ク	リ	ー (オハイオ州)	6月15日～19日 10,216
1926	デ	ン	バ (コロラド州)	6月14日～18日 8,888
1927	オ	ス	テ (ベルギー)	6月5日～10日 6,412
1928	ミ	ネ	ア (ミネソタ州)	6月18日～22日 9,428
1929	ダ	ラ	ス (テキサス州)	5月27日～31日 9,508

1930	シカゴ	(イリノイ州)	6月23日~27日	11,008
1931	ウィーン	(オーストリア)	6月22日~26日	4,296
1932	シアトル	(ワシントン州)	6月20日~24日	5,182
1933	ボストン	(マサチューセッツ州)	6月26日~30日	8,430
1934	デトロイト	(ミシガン州)	6月25日~29日	7,377
1935	メキシコシティ	(メキシコ)	6月17日~21日	5,330
1936	アトランティック・シティ	(ニュージャージー州)	6月22日~26日	9,907
1937	ニス	(フランス)	6月6日~11日	5,790
1938	サンフランシスコ	(カリフォルニア州)	6月19日~24日	10,432
1939	クリーブランド	(オハイオ州)	6月19日~23日	9,241
1940	ハバナ	(キューバ)	6月9日~14日	3,713
1941	デンバー	(コロラド州)	6月15日~20日	8,942
1942	トロント	(カナダ オンタリオ州)	6月21日~25日	6,599
1943	セントルイス	(ミズーリ州)	5月17日~20日	3,851
1944	シカゴ	(イリノイ州)	5月18日~22日	403
1945	シカゴ	(イリノイ州)	5月31日6月5日 日-12日-19日	141
1946	アトランティック・シティ	(ニュージャージー州)	6月2日~6日	10,958
1947	サンフランシスコ	(カリフォルニア州)	6月8日~12日	14,678
1948	リオデジャネイロ	(ブラジル)	5月16日~20日	7,511
1949	ニューヨーク	(ニューヨーク州)	6月12日~16日	15,961
1950	デトロイト	(ミシガン州)	6月18日~22日	6,946
1951	アトランティック・シティ	(ニュージャージー州)	5月27日~31日	8,453
1952	メキシコシティ	(メキシコ)	5月25日~29日	6,804
1953	パリ	(フランス)	5月24日~28日	10,107
1954	シアトル	(ワシントン州)	6月6日~10日	8,015
1955	シカゴ	(イリノイ州)	5月25日~ 6月20日	14,312
1956	フィラデルフィア	(ペンシルバニア州)	6月3日~7日	10,003
1957	ルサーン	(スイス)	5月19日~23日	9,702
1958	ダラス	(テキサス州)	6月1日~5日	14,035
1959	ニューヨーク	(ニューヨーク州)	6月7日~11日	15,475
1960	マイアミビーチ	(フロリダ州)	5月29日~ 6月2日	11,354
1961	東京	(日本)	5月28日~ 6月1日	23,366
1962	ロスアンゼルス	(カリフォルニア州)	6月3日~7日	22,302

地区の運営

(District Administration)

地区設定に関する方針 (Policy Governing Creation of District)

理事会は運営の効果を一層上げるために加盟クラブを集めて地区 (District) を設ける権限を有する。地区の設定に関する方針は次の通りである。

次に示すことは、国際ロータリー理事会の判断と決定である；

1. 運営の効果を一層上げるために、加盟クラブは究極的には全部地区に構成さるべきである。

2. 地区は運営の一部面であって、国際ロータリーの運営は理事会の責任であるから、地区設定の発議権は理事会が執るべきである。

3. 地区は、その設定が国際ロータリー及びその地区内に入るロータリー・クラブの最大の利益となりうると思われる場合においてのみ、設定せらるべきものとする。

4. 地区の構成は一定数のクラブ又は地域の大きさによるものではないが、新しい地区は次に示す事情を考慮して、完全な調査の上においてのみ創設しなければならない。

- (イ) 地域の広さ (平方マイル)；
- (ロ) 現存クラブ数及びその地域内に将来出来る可能性あるクラブ数；
- (ハ) その地域内の交通及び通信機関と、旅行の諸見地から完全な監督の可能性；
- (ニ) 地域の住民を特徴づける、人種及び国家的要因；
- (ホ) 地域の政治及び経済的状態；
- (ヘ) 住民の言語；
- (ト) 地域の結集力；

(イ) 若しありとすれば——州連合、県連合、又は国際地区の機会；

(ロ) その地区の分割又はその地区のクラブと他地区との合併の将来性；

(ハ) その地域にあるクラブと現存する地区のクラブとの関係；

(ニ) 現在あるクラブのロータリー運営単位としての記録；

(イ) 財政的考慮。(理 27—28；34—35；51—52；57—58)

地区の設定 (Districting)

理事会は新しく地区を設定し、又現存地区の境界を変更することができる。但し、地区境界の変更はそれによって影響を受ける地区の過半数のクラブの反対を冒して行われてはならない。(細則第12条第1節)

国際ロータリー細則の規定 (第13条第9節)によると、常任地区設定委員会 (Districting committee) は細則第12条第1節に規定する地区及びその境界の設定並びにその発表について理事会及び会長を助けることになっている。

地区設定委員会は理事会の採択した地区設定の方針に従って次の如く行動する。

1. 国際ロータリーの地区設定委員会は、国際ロータリー会長が必要と認めたならば、1月に行われる理事会以前、成るべく10月又は11月中に開催しなければならない。

2. 地区設定委員会はその会合において、予測しうる将来に地区設定を要すると思われる地方にある地区の事情を検討しなければならない。斯様な検討は、当該地区に関連して確保した事実の情報の上に行うものとする。此検討を基礎として委員会は、特別の研究を

要すると思われる地区を選び、次の国際協議会開期中その選ばれた地区ガバナー・ノミニーを地区設定委員会と協議するよう勧誘しなければならない。斯様なガバナー・ノミニーには、その人達それぞれの地区内における地区設定に関する事柄について、予め準備するよう要請しておくべきである。

3. 地区設定委員会は国際協議会開期中に会合し、地区ガバナー・ノミニーとその人達それぞれの地区内における地区設定問題に関連して協議できるようにしておかなければならない。選ばれた地区のガバナー・ノミニーとの協議のため明確な準備をなし、出来れば、その人達に予めその会合の時と場所を通知しなければならない。

4. 次期地区ガバナーは、国際協議会からその地区に帰った時に、地区内クラブの組換えに関する計画遂行に関連して、地区内のクラブ会長その他適当なロータリアンと協議すべきである。必要と認められた場合には、彼は地区内の地区設定委員会を設けて、クラブの組換えに関する明確な計画をたてる責任を持たしても良い。

5. 地区ガバナーは、クラブ公式訪問の際とかその地区内のクラブ又はロータリアンとの接触の際に、簡単に地区設定の問題を話し合うべきである。地区設定に関する斯様な接触の目的は、その地区に関する地区設定問題について、クラブとかロータリアンに良く知って貰うためであって、ひいてはこれがクラブで受入れることのできるクラブ組換えの計画を、国際ロータリー地区委員会に提出することを容易且つ速かならしめるためである。

6. 或範囲のクラブ組換えが2又は以上の地区に影響する場合には、関係地区ガバナーは会合して、必要ならばその範囲に入るクラブの組換え計画をたてるため、それらの地区からの代表で連合委員会を設置すべきである。

7. 地区ガバナーは、現在の地区を運営し

て行く上の諸問題を述べ、次に挙げる諸点を明確に示して、国際ロータリー地区設定委員会に、地区としての計画を提出すべきである。

- (i) 関係範囲を示す地図と提案地区の境界；
- (ii) 現在のクラブ数、各クラブの会員数、及び各提案地区における拡大の可能性；
- (iii) 各提案地区における地区大会可能都市に関する情報；
- (iv) 各提案地区内の交通機関；
- (v) 政治及び経済事情。

8. 国際ロータリー地区設定委員会は、地区ガバナーよりの提出計画をその委員会の開催期において、成るべく10月又は11月、或は通信によって研究審議し、考慮のためその勧告案を理事会に報告しなければならない。

9. 若し国際ロータリー理事会が、その地区又は考慮されている地区群におけるクラブを組換えすることを決定したならば、国際ロータリー細則第12条第1節の規定により、国際ロータリー会長は、その地区又は地区群のクラブにその決定された事柄について通知しなければならない。

10. 地区内又は地区群で影響を受けるクラブの過半数が、国際ロータリー理事会の示す期間内に異議を申立てない場合には、国際ロータリー事務総長は、その地区ガバナー及びクラブに、理事会の決定は確定したことを通知しなければならない。(理 54—55)

理事会は、国際ロータリーの全役員及び地区大会における、国際ロータリー会長の全代表が、ロータリー・クラブの運営能力を一層向上させる目的を以て、地区設定委員会が理事会に与えた勧告を基にして、理事会が唱導した処の地区設定に関する一般原則を、支持することを期待している。(理 48—49)

地区設定に関して統一あるやり方を確立するため、地区間の境界の修正が効力を発生する日は、1月1日及び7月1日の内、臨機部

合の良い方を選ぶものとする。(理 42—43)

新たに設定された地区の境界が決定発表されてから1箇年間は、同地区の境界の修正を理事会は考慮しないものとする。(理 48—49)

地区内のクラブ数

(Number of Clubs in a District)

地区を構成するクラブ数の最大限及び地区の地理的な面積に関しては厳格な規定はあり得ない。地区は国際ロータリーに対して財政的に不当な負担をかけるような大きさであってはならないが、又、その反面地区が大きすぎてガバナーがその任務を正しく遂行するのに過労となってもいけないというのが原則である。これらの両極端の中間に於て、地方地方の事情がそれぞれ決定要素となるであろう。(理 31—32)

国家間に跨る地区

(International Districts)

言語、風習及び距離が許す場合に、国家間に跨る地区を新たに設定することは原則として望ましいことである。しかし現存の地区の境界を改編して2以上の地区、或は地区の一部を結合し国際的な地区を設定することは、関係クラブにとっても、又、国際ロータリーの全般的運営にとっても望ましいことではない。かくの如き国際間に跨る地区の設定は十分の考慮を以て行われねばならない。(理 46—47)

地区ガバナー (District Governor)

組織された地区における地区ガバナーの直接管理下でのクラブの運営は、健全な手続であり且つ継続さるべきものである。国際ロータリーの地区ガバナーの任務の運営に関する現在の方針及び手続は満足すべきものである。その地区における国際ロータリーの役員として地区ガバナーの職に選ばれたロータリアンは、その義務及び責任について良く知られており、注意深く選ばれ、健康上その他

でその義務及び責任を喜んで果しうるといふことが、地区ガバナー制度の効果的運営に必須である。地区ガバナー・ノミニーの選択に当っては、地区ガバナーの役目の資格及び必要条件が明かに理解され且つ十分に考慮されることが必要である。(理 61—62)

(i) 地区ガバナーの制度は望ましく又実際的であることが経験によって証明されている。何か改良することが必要であるならば、この制度の運用方法内に於て改善を行うべきである。

(ii) 地区ガバナーの職につくべき最良の候補者を確保するため、地区ガバナーは毎年、所管地区内のクラブに対し必要な資料の調査を行い、且つ適当なガバナー候補者を推薦せしめるよう、勧告されている。

(iii) 地区ガバナーは、地区大会 (District Conference) に先だって所管地区内の各クラブに対し、ガバナー候補者の推薦及び被推薦者の業績及び資格について伝達しなければならない。

(iv) 毎年、地区ガバナーの身分、資格及び任務についての説明書を用意し、これを各クラブに配布して、地区ガバナー被指名者として推薦された者或は推薦しようとするものがガバナーの任務について知ることができるようになるべきである。(理 29—30、39—40)

理事会は、国際ロータリー定款の職業分類及び会員資格の規定に従って、彼れを会員に選挙したそのロータリー・クラブでの会員資格に、完全に該当しない人を、地区が、地区ガバナー・ノミニーとして選ぶ行為に、重大な関心を持っている。(理 61—62)

上述のことに關し次の如き説明書が準備されている。

身分 (Status)

地区ガバナーは：

国際ロータリーの役員である；
地区内のクラブによって指名され、国際ロータリー大会によって選挙される。

7月1日に就任し、1箇年間は後任者が選

挙げられ、且つ資格がつく迄継続する。

資格 (Qualifications)

地区ガバナーは：

その人自身の職業の経営において現わした実行力をもつ職業上令名ある男子でなければならない；

ロータリーの仕事を遂行するのに必要な時間が得られるように自己の職業の業務をうまく編成しなければならない；

その指名を受ける地区に属するクラブの名望ある正会員、シニア・アクティブ、又はパスト・サービス会員でなければならない；

関係規定の厳格なる適用において、その会員資格に完全に該当しなければならないと同時に彼れの職業分類の誠実であるべきことは論を俟たない；

彼は、20人以上の会員を有し、且つ、彼れが指名候補者として提出される前会計年度の終りに、国際ロータリーに何等顕著なる負債を持たない、良い立場にあり、活動しているロータリー・クラブの、完全に資格のある会員でなければならない；

自己の属するクラブの尊敬と信頼を有していないなければならない；

彼が指名せられる時に、合計5年又は以上、一又は以上のロータリー・クラブの会員であったものでなければならない；

彼のクラブの何かの委員を務め、且つ、クラブの会長又は幹事を務めたものでなければならない；

其の職の任務を完遂する上に喜んで事物を受け且つ肉体的その他においてそれが遂行できなければならない、そして指名を承諾する前に、その健康が斯様な責任を取るのに耐えうることを確める手段をとらなければならない；

国際協議会には全会期を通じて出席することを承諾しなければならない。国際大会に出席することは大いに望ましい；

ロータリーの知識とその目的、綱領及び規則をよく心得て居り、国際ロータリーに対して

忠実であることを認められたロータリー会員でなければならない；

信服せしめうる方法で、ロータリーの如何なる面についても論ずることができ、自己の所信を私的にも公的にも簡単、直裁、且つ真剣な言葉で表現できなければならない。勿論雄弁家である必要はない。

任務 (Duties)

地区ガバナーは：

地区内のクラブを直接に監督する。彼れはその地区における国際ロータリーの役員であり、そして彼は国際ロータリーの綱領を推進する；

地区内のクラブの間に、又、これらのクラブと国際ロータリーとの間に友好的な関係を増進する；

地区内の新クラブ結成を監督する；彼の地区における現存クラブの強化を援助する；

地区大会並びに協議会を計画、進行且つ主宰する；

必要があればクラブ会長及び（又は）幹事の特別会合を開催する；

毎月彼れの地区におけるクラブの出席報告の摘要を作成し、此の地区報告を国際ロータリー事務総長に送付する；

理事会の会長による要求には速かに国際ロータリーに報告する；

地区における国際ロータリーの役員としての彼の責任に伴っている他の義務を果す；

地区ガバナーの実行が期待されている事項には以下の如きものがある；

任期の始る以前に国際協議会 (International Assembly) 及びもし出来れば国際大会 (Convention) に出席し、国際協議会に出席後、なるべく速かに帰国する；

地区内の各クラブを出来るだけ年度の初めに訪問する。この訪問は急いではならない。十分な時間をとってガバナーがクラブ協議会 (Club Assembly) を開いて協議し、又、クラブに対しロータリーに関する含蓄ある挨拶

を述べる機会を持てるようにしなければならない。ガバナーは各訪問の直後そのクラブの状態について理事会に対し助言を与えるものとする；

クラブの問題については、常にクラブの健全な発展に寄与することを努力しながら、これを援助する；

「ロータリアン誌」(或は「レビスタローティア誌」)、「国際ロータリー通信」(R. I. News,) 「事務総長書翰」(Secretary's Letter) その他国際ロータリー中央事務局の出版物、及び地区内各クラブの月報等に目を通す；

各クラブに対し少くとも毎年1回は都市連合会 (Intercity meeting) に参加するよう奨励する；

毎月15日頃に地区内の各クラブの会長及び幹事に対し騰写版刷り月信 (Monthly Letter) を発行する；

地区内に更にロータリー・クラブを結成するよう斡旋し且つこれを監督する；

地区内のロータリー会員の大会開催の準備をする；

大会への出席を勧奨する。

国際協議会へ地区ガバナー・ノミニエーの出席 (Attendance of District Governor Nominee of International Assembly)

長い経験に基づき、且つ立てられた方針と手続との調和において、理事会は、地区ガバナー・ノミニエーが国際協議会に出席することは、地区水準における国際ロータリーの効果的運営上最も重要であると考えておる。

猶お、理事会は、各地区ガバナーが、その地区における国際ロータリーの代表者として効果的に行動し、且つ国際ロータリーの役員としての地区ガバナーに期待されている、その地区内クラブの指導、指揮及び助言をなさんとするには、国際協議会に参加することから生ずる基本的経験と訓練を受けなければならないものであることを不動の信念として堅

持する。

理事会は、各地区ガバナーに、地区ガバナーの総ての候補者及び地区内の総てのクラブに対し、ガバナー・ノミニエーが地区ガバナーとしての必要な用意をなすためには国際協議会に出席し、そして候補者が国際協議会にその全期間出席が出来且つ事実出席するのでなければ、指名を受諾しないということの必要性を強調するよう要求する。

如何なる理由の下においても、地区ガバナー・ノミニエーが国際協議会に出席することが出来ないとするれば、その人自身の公明正大さにおいて、その地区のために、且つ世界を通じての国際ロータリーの最善の利益のために、その人は他に、国際協議会に全期間出席が出来且つ事実において出席する被指名者の選択が出来るように、直ちにその指名を辞退することが期待されている。

上記の文章中にある「地区ガバナー」及び「地区ガバナー・ノミニエー」等の用語は、グレート・ブリテン及びアイルランドにおける「国際ロータリー代表」及び「国際ロータリー代表ノミニエー」をそれぞれ含むものと解釈されている。(理 56—57)

経費 (Expenses of District Governor)

国際ロータリーは各ガバナー・ノミニエー (Governor Nominee) に対し国際協議会に出席するに要した費用を適当額報償することになっている。地区ガバナーで再び指名された場合には2回目の国際協議会に出席することができる。その人の1回以上の出席に対する費用は国際ロータリーにおいて報償しない。

国際ロータリーは、又、各ガバナーに対し地区内の各クラブに対し1回ずつ公式訪問を行うに要する旅費、通信費、各クラブ役員へ送付する月信の発行費、地区大会及び地区協議会への旅費等の費用を計算し割当てている。国際ロータリーはこのような出費に対し、単にこの割当の範囲内で各ガバナーに報償する。

地区ガバナーの事務運営に関する方針 (Policy on Administration of Office of Governor)

理事会は、地区ガバナーの事務運営についての次の方針を採択している。

地区ガバナーの事務運営に関する方針に関する以下の説明は、国際ロータリー定款及び細則中にある規定、国際大会の決定、及びこれまでの理事会決定に基づくものである。

1. 一層効果的に運営する目的のため、理事会は、クラブで一杯になっている地域を幾つかの地区に分割する権利を与えられている。(国際ロータリー細則)

2. 運営上のロータリー地区制は満足で効果的なものであることを証明した。そして此制度は維持されねばならない。

3. 確立した地区においては、ガバナーがクラブを直接監督するものとする。(国際ロータリー定款)

4. ロータリーの運営は、地区によるもので、各地区はガバナーの配下であり、ガバナーはその地区内の各クラブの状態について自ら直接の注意を払うものとする。

5. 理事会は、前記理事会の決定を、地区ガバナーの職責上の方針の一部として再確認し、次の如き追加宣言を行う：

—イ。ガバナーは、その地区の大会及び協議会を司会すべきものとする。

—ロ。彼は、理事会の一般的監督の下に、国際ロータリーの綱領推進の特別任務、その地区内における新クラブ結成の監督、且つ、その地区内諸クラブ間及びそれらのクラブと国際ロータリーとの心からなる良い関係を造ることを託されている。

—ハ。ガバナーは、理事会で造った示唆に従い、その地区におけるクラブに公式訪問を

なすことが期待されている。国際ロータリーは、ガバナーにその要した費用を弁償する予算配布をなす。

—ニ。国際ロータリーは、ガバナーが事務員を必要とすることを認め、それに要する費用をガバナーに弁償するため少額の予算配布をなす。

—ホ。ガバナーは月の15日頃にその月信を、地区内各クラブ会長及び幹事に発送することが期待されている。此月信には、新クラブ結成、地区協議会、地区大会、国際大会、地区内クラブの異常な成果等の事項、及び沢山のクラブで注意を要する事柄を載せなければならない。国際ロータリーは、此目的のため予算の配布をなす。

—ヘ。国際ロータリーは、その地区の年次大会及び年次協議会を管理するガバナーの個人的経費を弁償するため予算配布をなす。国際ロータリーは又、文房具、材料、郵便切手等の購入及び電信並に電話料に要した小額の費用をガバナーに弁償するための予算配布をなす。

6. ガバナーは、地区内で認められている唯一の国際ロータリーの役員であるが、地区のクラブ数及びその地理的広さが分区的監督の望ましいことを示す場合には、ガバナーは地区におけるクラブを非公式に区分し、クラブの分区的監督をなすため、ガバナー代理として或ロータリアンを任命しても良い。その人は、その分区内のクラブ及びガバナーへの非公式助言者として行動すべきものである。ガバナーの分区代理者の代り又はその外に、ガバナーは、その監督の下に地区内ロータリー一の計画を推進する地区諮問委員会を造っても良い。

7. 次に示す解説は、分区代理又は地区諮問委員会を設けんとするガバナーの参考に供するものである。

地区運営

運営が改善せられる。ガバナーに対しての援助、同情、及び感激を与え、且つ、地区内に健全なる道徳を造る助けとなる。

—ロ。地区諮問委員会：

此委員会はガバナーの直接監督と指導の下に行動し、委員会の一人は地区におけるクラブ奉仕、一人は職業奉仕、一人は社会奉仕、そして一人は国際奉仕とそれぞれの奉仕向上の任務に当る。若しガバナーが必要と認めれば、青少年奉仕向上のために一人の追加委員を任命しても良い。

—ハ。一般：

ガバナーは、単に一年間だけ地区を運営する役員であるから、斯様な分区代理又は地区諮問委員は、その人達を任命したガバナーの任期間だけその任務につくものとする。ガバナーは、その地区内クラブに関する何等の権限及び責任をも軽減されることは出来ない。彼は、恰も分区代理又は地区諮問委員会の存在しないと同様、各クラブを訪問し、クラブの報告を受ける等々のことをしなければならぬ。理事会は、分区代理又は地区諮問委員会に要した経費の請求には応じない。理事会は、地区ガバナー自身による直接監督の一般に認められた方針を乱すような副ガバナー、代理ガバナー、地区幹事、或は他の如何なる組織の設定をも承認しない。

8. 国際ロータリー理事会により特に勧告され、そしてその示された方法により出来た委員会の外は、次期ガバナーの権限又は責任を如何なる方法でもうする結果となるような、継続的役員、組織又は委員会の如きものを地区内に造ってはならない。(理 57—58)

国際ロータリーの資金は、地区委員会に関係する如何なる経費にも使用してはならない。

—イ。ガバナーの分区代理：

何か：地区内において予め決定した分区にあるクラブの運営を援助するための非公式なガバナー代理。

これらの代理は、その分区内のクラブ会長とガバナー間の連絡機関である。彼等は何等の権限をも有しない。

ガバナーは、これら分区代理に彼れの職務の何物をも委任することはしない。

誰か：元会長、所属クラブにおいて管理者として特別に良く成功した人。

何時：或ガバナーはその任期の初めにおいて任命するものもあるが、或他のガバナーはその公式訪問を終って地区内の諸問題を十分知り尽してから任命する。

如何に：地区はその地理的状态及びその広さにより、最少3クラブ最大7クラブに区分せられる。

代理の一般的任務：分区内のクラブに年2回か3回位非公式の訪問をする。これらのクラブ内の進歩状況をガバナーに知らしめる。分区内の連合会を造る。分区内又は他の分区との出席競争をなさしめる。非常事態の発生した場合に特別訪問をなす。講演者のあつせんその他有用な援助をクラブ役員に与える。地区大会のプログラム委員となる。

経費：クラブの範囲が狭いため経費は普通あまりかからないので、通常各代理は自分自身でその経費をまかなっている。

長所：将来のガバナーができる。ガバナーが公式に訪問をすれば具合の悪いようなことを、非公式に援助して改善する。他の場合よりも都市連合会を多く行うことができる。出席率を良くする。その分区内クラブの一般的

ガバナーの記録及び書類

(Records and Files of Governor)

(イ) 退任するガバナーはその後任者に対し、その地区に於て最もロータリーの為になるように、その任務を遂行するに参考になると思われる情報は、すべてこれを引継ぐよう要請されている。

(ロ) ガバナーは、地区内の各クラブに関する詳細な情報、及び資料を記した、記録を保持する義務はないが、地区内におけるクラブの状況に関し、成るべく完全な情報を、便宜な形式で編集して持っていなければならない。(理 46—47)

地区ガバナーの半期報告 (Semiannual Reports of District Governor)

地区ガバナーは年2回の報告書を提出する。第1回報告は、7月1日より12月31日の期間にわたるもので、ガバナーはその中で、地区内のロータリー運営に関する批判、観察及び示唆を提示して、国際ロータリー会長に提出する。此報告は3通作成し、1部は国際ロータリー会長事務所に、1部はガバナーに最も近い事務局に送り、そして1部は地区ガバナーの綴込みに入れるのである。

第2回、即ち最後の報告は、6月1日に国際ロータリーに提出されるもので、地区の一般状況、及び地区内の特種活動及び立場について記載し、且つ一般的な批判、観察及び示唆を提示する。此報告の1通は国際ロータリー事務総長に送り、1通は次期ガバナーに送り、1通は地区ガバナーの綴込みに入れて保管するのである。

ガバナー月信

(Governor's Monthly Letter)

ガバナー月信を個々のロータリー会員に送るためには国際ロータリーの資金は十分でない。地区の費用でガバナー月信を個々のロータリー会員に送ることにするかどうかは、各地区に於て決定すべきことである。(理 33—34)

ガバナー月信は、各クラブの会長、幹事だけでなく全会員がこの書翰に書かれている地区の活動その他に関する知識を得られるよう、毎月クラブ理事会でこれを読むと共にその1部をクラブ例会でも読むようにすることを全クラブに対し勧告する。(理 34—35)

ガバナーのクラブ訪問

(Governor's Visit to Club)

ガバナーは自己の地区内全クラブに対して公式訪問をしなければならない。この訪問は急いで行ってはならず、十分な時間をかけて、効果的なクラブ協議会を催したり、或はクラブに対し広範囲にわたるロータリーに関しての含蓄ある挨拶を行ったり、或は又、クラブ内にロータリーに関する知識を広める目的でクラブの懇談会を開いたりする機会を持つようにしたい。(理 46—47、49—50)

直前ガバナーが、その任期の最後の3ヵ月に加盟した新クラブを訪問することには異議はない。但し、之れは先ず以てガバナーの承認を受けた場合のことである。(理 44—45)

ガバナーが法律上地区内の外国に入国できない地区に於ては、国際ロータリー会長は、ガバナーと相談の上、理事或は他の適当なロータリー会員をしてガバナーに代ってこれらの国のクラブを訪問させる権限を持っている。(理 49—50)

公式訪問の報告：ガバナーは中央事務局に対し「地区ガバナーの公式訪問についての覚書」(“Memo of Official visit of District governor”)及び「クラブ活動に関する報告」(“Club Activities Reports”)を提出する。後者は公式訪問に際してクラブから渡されるものである。これらの報告の目的とする処は、クラブがロータリーの計画を如何なる方法で行っているかについて最新の情報をガバナー及び国際ロータリーに与え、且つ中央事務局に対しそのクラブの為にとるべき指導上の情報を提供することにある。

事務総長は、各クラブ訪問の直後ガバナーから中央事務局に提出される公式訪問の覚書を毎年検閲し、且つガバナーによって特に要請されたこと或は覚書にある情報の特殊事項については引続き注意を払うよう、指示されている。(理 44—45)

事務総長は、公式訪問についての覚書及びクラブ活動に関する報告の書式の字句を随時必要に応じて改訂する権限を有する。但し、この改訂はプログラム計画委員会に示さなければならない。(理 44—45)

活動の同格部門三点 (Three Point Co-Equal Avenues of Activity)

ロータリーが最も広い影響を与えることができるようにするために、ガバナーは自己の地区に於て次に示す活動の同格部門である三点を実行すべき責任に重点をおくべきである。

(イ) 何処であろうとクラブが成功裡に維持され得る見込のある、あらゆる都市にロータリー・クラブを結成。

(ロ) 各クラブ職業分類をできるだけ多く充填。その場合最良の候補者を確保することに重点をおく。他の条件がすべて同じであって、一つの職業分類に於て総ての条件が同一である場合には、若い方の候補者を選ぶ、斯くしてクラブの平均年齢を下げる。

(ハ) 国際ロータリーの計画及びロータリーの目的に関してロータリアン各自を啓発することを強調。(理 45—46)

地区協議会 (District Assembly)

ロータリー教育及び情報の提供と地区活動の調整の目的を以て、地区内の全次期クラブ会長及び幹事、次期地区ガバナー及び理事会が指定するその他のロータリアンの協議会が、毎年4月から5月中にガバナーの決定する時と場所において開催されなければならない。特別の事情の下に、理事会は、(イ)茲に定められた日付以前に開催することを命じ、或は(ロ)斯様な協議会をやめさせることがある。

ロータリーはその思潮に於ても実践に於ても年と共に急速に進歩する。国際協議会はこの思潮と実践を最新のものとするために計画されたものである。従って国際協議会に出席したガバナーが地区協議会を統制し、且つその席上種々の発表をなすことは重要なことである。しかしながら、ガバナーは、特殊な場合には自己の裁量に基づいて誰か他の者を指名して特別の発表をさせることもできる。このような場合は、ガバナーは責任を以て発表者と会談し、彼等がその発表せんとする題目について最新の知識をもっているかどうかを確かめねばならない。(理 54—55)

地区ガバナーは、地区協議会のプログラムから娯楽及びレクリエーションをすべて除外するよう勧告されている。(理 52—53)

次年度会長及び幹事に決定したものは地区協議会に出席することをそれぞれのクラブから要求するべきである。そしてその費用はクラブ或は地区から支払うよう指示されている。(理 45—46)

ガバナーは、次年度のクラブ会長及び幹事が地区協議会に出席することの重要性を、特に強調しなければならない。又、クラブ役員にロータリーの計画に関して知識を与えるよう、感激と決意をもってクラブに帰るようになせ、個々のロータリー会員に対しては、クラブ協議会を通じてロータリーの計画を一層効果的にすることに、特に努力を払わせるよう、しなければならない。(理 48—49)

地区の面積が非常に広大で旅行の都合上単一の協議会にクラブの代表が全部出席できない場合には、ガバナーは、必要とする数のグループ、或は部分的協議会を開くよう奨められている。(理 42—43)

地区大会及び地区協議会への出席に問題のある地区においては、事情が許せば、地区協議会及び地区大会を4月か5月中に引続き開催しても良いが、必ず別な会合とし、且つ各会合の特色に十分な注意を払い、各会合の時間を短縮してはならない。(理 57—58)

地区大会 (District Conference)

各地区のロータリー会員の大会は、毎年地区協議会、国際協議会又は大会に選ばれた日以前で、ガバナー及び地区内多数のクラブ会長の一致した時と場所に於て開催されることになっている。

地区は、次の地区大会を開催する日付の少くとも1年前に、その時日と場所を選ぶよう奨励されている。地区大会が早期に行われるよう計画されていない限り、成るべく、前地区大会において次の大会日と場所を選ぶことが望ましい。

或地区大会委員会は、出来るだけ早期にガバナー・ノミネーによって指名するよう示唆されている。然しながら、その最後の決定は国際協議会の終了後まで保留すべきである。(理 56—57)

連合地区大会の開催：2箇年間続けて地区大会を連合で開くことは望ましくない。(理 43—44、56—57、61—62)

大会プログラム：大会の期日は2日より少くなくようにすべきである。大会のプログラムを準備するに当ってガバナーは、ロータリーの話者が主となるようにし、ロータリアンでない講演者がプログラムに出る場合には、彼等の話の主題をロータリーの目的に直接関連させるよう努力しなければならない。(理 42—43、58—59)

只1日だけの大会プログラムをガバナーに与えてはならない。もしガバナーから1日だけのプログラムが要求された場合には、事務総長はこのようなプログラムを作製することについてガバナーを援助するであろう。しかし、事務総長はガバナーに対し、1日だけの大会では、ロータリーのプログラムを満身に遂行することはできない、というのが理事会の意見であるということを伝えるよう命ぜられている。(理 47—48、48—49)

大会のプログラムの立案と施行は、ガバナーの責任であり、又、ガバナーだけがプログラムの完全な統制を掌握すべきである。(理 48—49)

大会の出席率を良くし、最大の効果をあげるため、ガバナーは次の事項を行うべきである。

(1) 新たに結成されたクラブ全部の全会員が大会に出席するよう特に努力する。

(2) 地区の中心に位置する都市で大会を開催するよう努力する。

(3) クラブ奉仕、職業奉仕、社会奉仕、国際奉仕の各協議会を開くよう準備する。

(4) 大会プログラムの立案に当っては、不必要な娯楽的接待及び競技類をやめ、話題を厳格にロータリーの用務に限るようにする。

(5) 婦人及びその他すべての大会参加者が、本会議の全部に出席するよう強調し、婦人達に対する接待も本会議出席をさまたげないような時間に於てのみ行うよう準備する。(理 42—43、47—48、48—49)

ガバナーは、地区大会プログラムの立案に当って、昼食及び宴会を除いて総計9時間を本会議並びにグループ討論会に充当するようしなければならない。(理 46—47)

会長代理の地区に対する挨拶は、最も重要なものである。従ってこの挨拶はプログラムの最も重要な地位を与えられるべきである。しかしながら、会長代理の挨拶を大会プログラムに組み入れる前に、ガバナーはプログラムへの参加に関し会長代理の意向を糾すべきである。(理 48—49)

ガバナーは、大会番組の一つとして少くとも1回ロータリーに関する討論会或はタウンミーティングを開催すべきである。(理 49—50)

出来るだけ地区内に居住する国際ロータリーの元役員であるロータリアン及びその夫人達のために、何等かの社交的な集い、宴会、屋食会、或は歓迎会の如きものを開くのがよいと思われる。このような集いは親睦と社交の為のみに限るべきであって、ガバナー或は他の国際ロータリー元役員が地区大会の仕事や方策を支配するような会を造ったりしてはならない。(理 41—42)

国際大会の立法：ガバナーは、提出された国際ロータリーの制定案を地区大会に於て正しく発表するよう準備しなければならない。ガバナーは、もし可能ならば、地区大会において、提出された制定案に関して地区の考えを纏め又これが審議会に公正に代表されるよう規定審議会 (Council on Legislation) への地区代表者と、地区内各クラブの国際大会出席者との接触をはかるべきである。(理 38—39)

会長の代理

(President's Representative)

その地区に於ける、国際ロータリーの代表者としてのガバナーは常にそれとして認められ、強調されねばならない。従って、各地区大会に於ける国際ロータリーの代表者は地区ガバナーその人であるべきであり、現在「国際ロータリー代表者」として知られているものは「会長の代理」と呼ばれなければならない。

会長の代理は、地区大会への会長の個人的代理として、会長によって選ばれるべきものであり、その資格に於て彼は、有用な示唆や事実を載せたハンドブックと共に会長から与えられるべき細かい指示や要綱を基としてつくった挨拶を述べることによって会長を代理すべきである。

会長の代理は、彼のロータリーに関する知識並びに彼が効果的に会長を代理し、ロータリー、その計画、その活動、その機会、その世界的な責任及びロータリー会員各自のそれに関しての重要性を強調する演説によって、大会出席者に感銘を与える才能によってのみ選ばれるべきである。地区大会に於ける会長代理の効果は、彼がロータリーの計画を発表すると共に、会長を代理してロータリーの方針を説明且つ解釈し、聴衆の心に自分はロータリー会員であるという誇りと責任の観念を起させる力にある。従って、ある人が単に之れまで会長の代理を数回つとめたというだけの理由では決して彼が今後何年もこの役をつとめることの妨げとはならない。その上、現在又は過去の国際ロータリー役員であるとい

う事実が必ずしも会長代理の資格を与えるものであると考えられてはならない。(理 46—47)

理事会は、如何なる事情があっても地区大会に於て会長代理に対し金銭を贈ってはならないという見解をとっている。(理 46—47)

地区大会が会長代理にとって外国で開かれる場合には、可能な限り、大会の直前又は直後に同地区内の数クラブを訪問できるように計画すべきである。但し、会長代理がその地区のロータリアンの使用する言語を知っていることが必要であり、又、訪問するクラブはガバナーが選択すべきである。(理 48—49)

理事会は、国際ロータリー細則に従って地区大会がその地区における重要問題についての勧告を採用することを承認する。但し斯様な行為は国際ロータリー定款及び細則に従うものであり、且つロータリーの精神と原則に一致しなければならない。従って地区大会で採用された決議は国際ロータリーの規則と国際ロータリー理事会の行動を反映する国際ロータリーの既定方針と調和しなければならないのである。(理 58—59)

地区ロータリー情報及び拡大講習会

(District Rotary Information and Extension Institute)

理事会は、1955—56年に、国際ロータリーの一般計画の一部として、ロータリー情報講習会を設定した。1957—58年に理事会は、ロータリー情報の外に内外の拡大を、ロータリー情報及び拡大講習会の計画の中に強調すべきこと、及び斯様な講習会の計画は、国際ロータリーの計画の一部として年次的に継続すべきことを決定した。

地区ロータリー情報及び拡大講習会はロータリー計画の特殊部分を討議するための一日の会合であり、且つクラブ会長及び国際ロータリー会長の指定するその他の人の参加する会合である。それはガバナーによって準備され、ロータリー情報及び拡大カウンセラーによって司会される。カウンセラーは、経験あり特別に資格のある元国際ロータリー役員で、国際ロータリー会長の任命したものである。その地区会合に参加したものは、クラブがロータリー情報の系統的計画及び新会員の効果的同化を進展させる方法及びクラブの発展と他の地域社会にロータリーを拡大せんとするものを指導するのに役立つ方法を討議する。

1958—59年度において、理事会は、ロータリー情報及び拡大講習会計画はこれを拡張して無地区クラブにも及ぼすことに決定した。

地区資金 (District Funds)

地区内に於て集め、管理さるべき資金に関しては、定款、細則の何れにも規定されていない。地区によっては、会員の人頭割分損によって地区資金を集めるというやり方をしてる処もある。

地区資金をつくるという問題は、専ら地区各個の問題であり、地区資金の分損は、自発的なものでなければならず、会費の形において会員個人或はクラブに強制してはならないこと、及びロータリーにおける会員の費用は最低限度に保たれなければならないということになっている。以上の理由で、理事会は、ロータリーの適切な運営と発展に、地区資金が必要と思われる地区に於ては、次のような方法をとるのが望ましいと、勧告している。

地区運営に必要な経費を調査研究する、3名から成る委員会を設置することを、地区が決定したならば、ガバナーは1名を任期1年、1名を任期2年、1名を任期3年の委員に指名する。その後は、毎年任期中のガバナーが1名を任期3年の委員に指名して空員を埋めるようにする。この委員会はガバナーに協力して地区経費の予算を作製し、これを地区協議会の際、次期会長の会合に提出する。地区資金の如何なる分担要求も出席の次期会長4分の3以上の承認があって後、初めて行うべきである。(理 29—30、41—42)

理事会は更に、地区資金への如何なる分担要求も、絶対に公認の会費ではないということが、了解できる形式によって行うべきであると勧告する。ガバナーはその任期中、地区資金の管理者となり、会計検査済みの計算書を後任者に引継ぎ、同時にその写しを国際ロータリー事務総長に送付すべきものとする。(理 29—30、41—42)

理事会は、地区資金を有する地区の各ガバナーに対し地区資金は地区の財産であり、特定のロータリー会員の個人的財産でないことを明記した銀行預金として保管し、その会員が死去した場合などに地区を保護することができるように、考慮を払うよう示唆する。(理 44—45)

名誉ガバナー及び後援者

(Honorary Governors and Patrons)

名誉ガバナーの称号を授与したり、その国に於けるロータリー運動の後援者を指名する希望を有する地区に於ては、このような称号の授与は、政府の行政長官及び王室の人々のために留保しておくものとする。(理 37—38)

元ガバナーの利用 (Utilizing Services of Past Governors)

元ガバナーの奉仕は可能なときには如何なる場合でも利用すべきである。例えば、地区協議会、地区大会及び拡張の仕事に於て元ガバナーを利用すべきである。(理 26—27)

ガバナーはその地区に於ける国際ロータリーの公式の代表である。ガバナーの任務或は運営上の権力を幾分なりとも元ガバナーその他に譲ることは賢明でない。(理 39—40)

クラブに元ガバナー或は他の国際ロータリー元役員が居るような時には、彼等のロータリーの仕事に関する経験と能力との故に、クラブの難問題、或はクラブ会長がクラブの機能発揮に困難を生じたような場合には、彼等を利用する可能性のあることについて各クラブ会長の注意が喚起されている。(理 41—42)

地区の元ガバナーは、利用できる才能と経験の一大貯蔵所であるという事実、ガバナーの注意が喚起されている。ガバナーは、成しとげにくい仕事に遭遇した場合、これらの元ガバナーを利用して自己の努力を補うのがよい。元ガバナーに、地区内の弱いクラブを訪問してもらい、プログラムの材料を提供したり、財政について彼等に助言を与えたり、委員会の結成及びクラブの正規の機能を果す上に、援助して貰ったりすることを依頼してもよい。又、ガバナーは、クラブに対して元ガバナーを招いて、訪問して貰うよう示唆してもよく、或は、クラブに対し、元ガバナーの訪問を歓迎するかどうかを問い合せてもよい。(理 41—42)

地区組織 (District Organization)

如何なる地区においても、恒久的地区組織

を設け恒久的地区幹事をおくことは賢明なことではない。適当な範囲の地区は、1人のガバナーにて運営できるものである。援助を要するときには、非公式にガバナーは何時たりとも、元ガバナーや他のロータリアンの助力を乞う特権を持っている。(理 25—26)

地区内において運営する公式の地区機関とか組織は、世界を通じて何処でも推奨すべきものでなく又効果的なものでもない。(理 57—58)

地区の刊行物 (District Publications)

1. 地区の刊行物は、アメリカ合衆国及びカナダ以外の地区に於てのみ必要、或は望ましいものである。

2. 地区を通じて、ロータリーの名称を付した如何なる刊行物も、必ず国際ロータリーの支配下にあるのであり、且つその地区に於ける国際ロータリー代表であるガバナーの直接の監督を受けなければならない。

3. ガバナーが地区刊行物を出版する環境におらず、しかも地区内の各クラブが地区刊行物を欲している場合には、ガバナーの直接監督の下に刊行することのできるロータリアン個人に、国際ロータリーから許可を与えることができる。

4. 既に公認されているもの以外の、かくの如き刊行物を出す場合には、それに対して許可が与えられる以前に、地区内の全クラブで投票を行い、地区刊行物を持つことを多数の会員が欲しているかどうか、如何なる種類の雑誌が望まれているか、或は、財政をどうするか等を調査すべきである。(理 22—23)

欧州、北アフリカ及び東地中海諮問委員会 (European, North African and Eastern Mediterranean Advisory Committee)

欧州、北アフリカ及び東地中海諮問委員会(ENAEMAC)は以下示す如き細則第13条第4節(イ)の規定の下に国際ロータリー理事会によって認可されている。

理事会は、地域内のロータリー方針及び手続の問題を研究し且つ理事会に勧告するために2ヶ国或はそれ以上を構成する或る地域におけるクラブの代表からなる諮問委員会を造ることができる。

欧州、北アフリカ及び東地中海諮問委員会は運営単位ではない。それは理事会によって承認された手続規定の下で全く諮問の資格においてのみ利用するものである。

欧州、北アフリカ及び東地中海諮問 委員会手続規定

(Rules of Procedure for ENAEMAC)

国際ロータリー理事会によって採用された欧州、北アフリカ及び東地中海諮問委員会の手続規定は次の通りである。

I. 委員会の構成

(イ) 1又はそれ以上の正規に構成せられた国際ロータリー地区を含む欧州、北アフリカ及び東地中海地域における各国は、1名宛を此の委員会に代表せしめるべきである。

1地区に1ヶ国よりも多い国がある場合には、斯様な地区からは只1名の委員に止めるべきである。然しながら斯様な地区の一部が既に1或はそれ以上の地区を構成する国に含まれている場合には、その国を代表する委員がその地区を代表すべきである。

(ロ) 大ブリテン及びアイルランド地方からは1名の委員を持って代表さるべきである。

(ハ) 運営顧問を持つ無地区クラブのある各

国は1委員によって代表さるべきである。

(ニ) 諮問委員会には委員長、副委員長、及び3自由委員があり、各自由委員は異なる国におけるロータリー・クラブの会員でそれらの人のクラブが所在する国又は地区を代表しないものである。

II. 被選資格

A. 委員及び代理人

1. 地区構成地域

(イ) 一地区よりの被指名有資格者は7月1日以後の直前地区ガバナー又はその最近前任者(若し地区内のクラブの会員であれば)、或はそのような人がない場合には地区ガバナー。

(ロ) 大ブリテン及びアイルランドの国際ロータリーの現又は直前役員或は直前国際ロータリー代表。

2. 無地区地方

直前運営顧問又はその人達の最近前任者、或はそのような人のない場合には運営顧問。

委員は1回再指名され再任命されることがある。

B. 自由委員

(イ) 元地区ガバナー又は元国際ロータリー代表。

(ロ) 元又は現大ブリテン及びアイルランドの国際ロータリー役員。

(ハ) 元運営顧問。

自由委員は1回再任命されることがある。

C. 委員長及び副委員長

その人達が委員会の委員として任務につ

いている条件の下に元地区ガバナー又は元運営顧問。

1年間委員長又は副委員長として任務にあった如何なる人もその地位に再任命されない。

国際ロータリー理事会の理事又は元理事は、此委員となる資格がない。

若しその委員会の委員が、後に理事会の一員になった場合には、その委員会の委員資格は自然に終結しその代理者によって継続せられる。

III. 委員会の組織

(イ) 委員長、副委員長、自由委員及び委員会の委員並にその人達の代理者の任命は国際ロータリー理事会が之れを行う。

(ロ) 国際ロータリーの正規に構成せられた1地区よりも多い地区からなっている国において、委員会に任命すべき委員の指名は、先ずその国の地区大会において地区ガバナーを指名投票するためクラブを代表する投票者によって行われるか、或は当該地区において郵便投票の方法によるものである。地区よりの委員ノミニーはその地区内のロータリー・クラブの会員でなければならない。然るのち、斯様な国の地区からの委員ノミニー及び代理はそれらの中から選ばれるべきであり、斯くして選ばれたノミニーは5月1日かそれ以前に、事務総長に伝達されるものとする。

1つの地区からなっている国々の場合、及び1ヶ国よりも多くからなっている地区で、他の方法によって代表されていない場合には、委員及び代理者の指名は地区大会において地区ガバナー被指名者を投票するためにクラブを公式に代表する選挙人によってなされるか、或は当該地区のクラブによる郵便投票で行われるべきものである。

大ブリテン及びアイルランドの場合には、委員及び代理の指名は大ブリテン及びアイルランドの国際ロータリー大会において行われる。

無地区地域の場合には、委員及び代理者の指名はその地域内のクラブによって行われる。

(イ) 委員会はその年次会合において4人のロータリアンの名簿を作成し国際ロータリー理事会はその中から2人の自由委員を任命する。理事会は第3番目の自由委員を任命するが之れは必ずしも委員会により提出された名簿内から任命されるものとは限らない。

(ロ) 委員会はその年次会合において次の7月1日から始まる任期中の委員長及び副委員長を指名する。

(イ) 各委員の任期はその人が任命されてから後の7月1日から始まる。

(ロ) 全委員は無報酬とする。

(イ) 委員会の各委員は、その人が代表する地区数に応ずる投票権を持つものとする、但し大ブリテン及びアイルランドの委員は1票のみを持つものとする。委員長、副委員長、自由代表及び無地区よりの委員達は各1票宛の投票権を有するものとする。

(ロ) 委員長の席に空位を生じた場合には副委員長がその残任期間中その席を継承するものである。副委員長の席に空位が生じた場合、又は委員長の席に空位を生じ副委員長がその席を継承した場合には、その残任期間の副委員長は次の定例委員会又は委員会の郵便投票の何れかによって指名せられたものとする。その人の任命は国際ロータリー理事会によって行うものとする。

委員長及び副委員長の両席に空位を生じた場合には委員長は利用の出来且つ有資格の前委員長が、国際ロータリー理事会によって委員長を任命するまで委員長の任務をとるものとする。

(イ) 中間委員会。委員長、副委員長及び自由委員よりなる中間委員会が設けられる。中間委員会は必要に応じて定例委員会の中間に、国際ロータリー会長から与えられた権限の下に委員長によって、委員会の権限内の緊急事項で次の定例会以前に決定しなければならないことに対して審議するため且つその中

間委員会において採択せられた事柄を国際ロータリー理事会又は委員会に勧告するために召集すべきものとする。総ての中間委員会の議事録は委員会の委員及び代理者に回覧させなければならない。

IV. 会合

(イ) 委員会は年に1回約4日間にわたって行われるが、1月の国際ロータリー理事会の少くとも4週間以前に開かれる。

(ロ) 年次委員会の議事目録は次の事柄を含む。

1. 前委員会からの引継事項。
2. 国際理事会によって提出せられた事項。
3. 委員会の委員によって提出せられた事項。
4. 地区ガバナーを通じてその地区から提出せられた事項。
5. 地区ガバナーによって提案された事項。
6. 無地区クラブから出た事項。

(イ) 委員会の公式言語は多数委員によって採用せられた言語である。然しながら原則的には如何なる委員もその人が完全に理解の出来なかつた討議又は宣言の如何なる部分についてもその人の言語に翻訳して貰う権利のあることが認められている。

V. 目的

(イ) 委員会の機能は全く顧問的のものである。

(ロ) 当該地域におけるロータリー問題の研究は委員会の任務である。国際理事会に勧告がなされたならば、理事会は委員会に対してその処理について通信するであろう。

(イ) クラブの自治ということに当然の敬意を払って、国際ロータリーの綱領及び原則の応用を、その地域内における異った国々で国際ロータリー奉仕の統一を育成且つ進展する観点において研究することは委員会の任務で

ある。

(ロ) 委員会は、国際ロータリー理事会に対し、その見解において時宜に適した社会奉仕と認めるもの及び地域内の地区や地方の或集団の全クラブによって集団的に行われているものを提案且つ勧告することができる。そして国際ロータリー理事会は斯様な提案及び勧告を受領し且つ審議すべきである。

(イ) 此地域内の拡大に関して国際ロータリー理事会に進言することは委員会の任務である。

VI. 一般問題

(イ) 委員会の議事録は論議された総ての議事の主要部分を載せなければならない。如何なる委員もその人の個人的責任、その人の意見を明かにする必要ありと考えられる批判を議事録に付録として加えてもらう権利を有する。署名された議事録は之れを国際ロータリー理事会に送付しなければならない。

(ロ) 委員会の議事録は、委員及び CEN-AEM における地区ガバナーに親展事項であり且つ勧告的なものであるという注意書を添えて配布すべきものである。委員会の討議は理事会によって承認された後に結論が印刷せられるまでは出席者の中で親展事項と考えなければならない。

(イ) 委員会又は中間委員会は、委員長の裁決の下に緊急事務を郵便によって執行することができる。之れに対する郵便投票は委員会幹事の手元に返着する迄15日の期間が与えられている。投票は委員会の委員の過半数がその投票を送り帰したとして15日の終りを以て締切ったものと認められる、或は委員会の全委員がその投票を送還した場合、その時を以て締切ったものと認められる。

(ロ) 此の地域内に住所を有する国際ロータリー理事会の会員は、投票権はないが討論権をもつオブザーバーとして年次委員会に出席することができる。(手続規定終)

欧州、北アフリカ及び東地中海諮問委員会会合 (ENAEMAC Meetings)

経費節約と能率の理由で欧州、北アフリカ及び東地中海諮問委員会の会合は、国際大会、地域大会、或は他の代表的ロータリー集會等の集會が欧州の或他の都市において計画され之れに附随して欧州、北アフリカ及び東地中海諮問委員会を開催することが便利であり経費も余りかからないという場合を除いては地域の国際ロータリー事務局のある市に近い処において開催すべきである。(理 37—38)

国際ロータリー会長又は事務総長の出席：国際ロータリー理事会は、会長がその日程に支障ない限り欧州、北アフリカ及び東地中海諮問委員会年次会合に出席することの望ましいことを推挙している。若し会長の出席が不可能な場合には、理事会は会長が事務総長をその会合に出席せしめることを推挙する。(理 51—52)

欧州、北アフリカ及び東地中海諮問委員会の会合に国際ロータリー理事の参与：国際ロータリー理事が欧州、北アフリカ及び東地中海諮問委員会に出席する場合には、その人達は欧州、北アフリカ及び東地中海諮問委員会の討論に参与することが出来るが、欧州、北アフリカ及び東地中海諮問委員会によって裁

決せられた如何なる決定にもしばられるようなことがあってはならない。そして斯様な決定に対しその人達の態度が、討論に参与したとかしないということから推理してはならないということが諒解されている。国際ロータリー理事会で欧州、北アフリカ及び東地中海諮問委員会に出席するのは、欧州、北アフリカ及び東地中海諮問委員会の如何なる決議に対しても彼等が理事会に累を及ぼし又は及ぼさんとするような如何なる行動をも遠慮すべきである。(理 36—37)

国際ロータリー委員会からの欧州クラブに対する文献：

(Literature from R.I. Committees to European Clubs)

通信に関する完全障壁を組織内に建てることに對して警戒することは大切であるというのは、是等の障壁の傾向は統一を破壊するからである。故に、クラブに對して特別の通信を發することに関して、ガバナー及び他の国際ロータリー役員に相談することは、理事会の方針ではあるが、理事会は国際ロータリー委員会のために、それら委員会の正しい運営に特別に重要な問題につき個々のクラブに申し送る権利を保有しなければならない。(理 30—31)

ロータリーの拡大

(Extension of Rotary)

国際ロータリー理事会は世界各地に於けるロータリーの拡大に必要な事項をすべて遂行する義務を負っている。

各地区ガバナーは、国際ロータリー理事会の一般的監督の下に自己の地区内に於ける新クラブの結成を監督する特別な任務を託されている。

地区拡大委員会

(District Extension Committees)

もし地区ガバナーが有益と考えた場合には、自己のロータリー拡大の仕事を手伝わせるために、地区拡大委員会を任命してもよい。地区ガバナーは、地区拡大委員会が何かの形において存続することが望ましいという点に注意を払うよう要請せられている。(理 50—51)

新クラブ結成の方針 (Statement of Policy for Organizing a Club)

1927—28 年度国際ロータリー理事会はロータリー・クラブの結成に當つての方針を決定しこれを明示した。1935—36 年に於て理事会は事務総長に對し、この方針を改訂し理事会の決定する政策に反せざる限り将来に於てもこれに変更を加える権限を与えた。理事会及び事務総長の改訂した方針は次の如きものである。

一般方針 (General Policy)

ロータリー・クラブは、ロータリーの計画を推進し且つその綱領を達成するための仲介者である。従つてロータリーが最も大きな感化力を發揮することが出来るためには、ロータリー・クラブが結成されれば必ず成功すると思われる処に、世界中何処にでも又何時で

も、新しいロータリー・クラブを漸次に結成して行くべきである。

如何なる処でも、ロータリーの基本的原則の自由を守られる処であればロータリー・クラブを結成することができる、それには次のことが理解されていなければならない。

(i) ロータリー・クラブのない国家又は地理的地域へのロータリー拡大は、理事会の判然とした承認の下に行われること。(ii) ロータリー・クラブは単に、その会員組織が主としてその土地固有の職業人又は、当該地域社会において永久的に基礎の出来ている職業生活を代表する人々からなっておること、及び (iii) 新クラブは、クラブ及びその会員がその組織に容易に同化出来るような位置と会員組織でなければならないこと。

クラブの区域 (Territory of a Club)

クラブは或る一定の“Locality”「場所」⁽¹⁾に結成され存在しなくてはならない。国際ロータリーは、社会への奉仕に活発に従事しており、且つその事業所がお互に接近して、ロータリー・クラブとしての機能を發揮できるような、十分な数の実業家及び専門家が存在する適当な広さの地域を、このような場所と認めるであろう。このような場所にクラブを結成するに當つては、国際ロータリーに於てクラブの区域の限界を定めこれを定款に記

(注 1) この“Locality”「場所」という言葉には、市、町、自治町村等の種々の名称で呼ばれているものがすべて含まれている。又、大都市の各部分、或は二つ以上の小さい町村の隣接したものも含まれている。米国に於ては“Community” (社会、都市町村) という言葉がクラブの区域を示す場合に使用されるがその場合は Locality と同意義である。しかし、Locality という言葉には、地理的な領域と位置とを示す意味があるが、Community には共通の利害を有する人々のグループという意味もある。これらの用語は、他の似寄りの用語と同じく、屢々相互に置換えて用いられることがある。

載し、その後は、国際ロータリーとクラブ双方の同意がなければ変更出来ないようにするのである。クラブは、国際ロータリーの同意を得て、新たに別のクラブを結成するためにその地域を割譲することが出来る。

(理事会は、クラブの区域限界が其の地方の行政上の限界・〔例えば「ブランクビル市」〕と同一であると記載され且つその後斯様な行政上の限界が拡大された場合には、その加えられた地域はクラブ及び国際ロータリー理事会の手續を要せずして自動的にそのクラブの区域の一部となるということに同意した。斯様にして追加された区域が或他のロータリー・クラブの区域を含む場合には、第2クラブの区域は、最初のクラブの区域が拡大された時に、その最初のクラブによって譲渡されたものと解釈し、それによって第2クラブの存続を保証しなければならない。)(理 55—56)

将来クラブを結成するのに有望な地方 (Prospective Localities for Clubs)

未だクラブが結成されておらないところで、有用且つ一般に認められた事業の経営主、共同経営者、会社役員又は支配人であって品性高潔な男子が多数居り、ロータリーの職業分類の原則の下に少くとも25人の会員を以て立派なロータリー・クラブを永く持続し得る可能性を確保するために、最小限40の職業分類を有する場所は、(住民数の多少に拘らず)すべてクラブの結成に有望な処であると考えてよいであろう。

ある都市が、クラブをうまく持続して行くことが出来そうだと考えられる場合、早くクラブを結成すればする程、クラブのためにも又その地方のためにもよいのである。その地方がロータリーを欲しているという気持を外に示すまで待つというのはよくない。ある地方にロータリーを欲する気持をつくり出すのがロータリアンの義務である。ロータリアンは、与えるためにロータリーを拡大するのであって、それによって自分が得ると云うのではない。ロータリーをつくらないように控え

るよりは、つくってみてうまくゆくかどうか試みる方が良いのである。

しかしながら、或る孤立した地方にクラブを結成せんとする時には、その地方の人々からはっきりとクラブの欲求が示されるまで試みないようにすべきである。

二つ又はそれ以上の極めて近接した地域社会を抱く地方に仮クラブ(Provisional Club)が結成され、国際ロータリーに加盟を申込んだ場合には、国際ロータリーの規定に合致している限り加盟は承認されるが、かくの如き申請は個々の場合によって考慮されることになっている。

調査(Surveys)

地区ガバナーは、その地方にクラブを結成すればうまく行くかどうか、又その土地のためになるかどうかを決定するために、人口千人以上であって、未だクラブを有しない都市の調査を行い、且つその結果を記録しておくべきである。(国によっては小都市の経済的性格を考慮して、この人口数を更に多くしてもよい。)

合衆国、カナダ及びパーミュダ(USCB)に於けるロータリーの存在しない都市に対しては、人口数に拘らず、結成の仕事に着手する前に、この種の調査がガバナーによって行われ且つ承認されていなければならない。

新クラブの結成に際してはその以前にガバナーがその土地を訪問して、果してクラブを維持出来るかどうかを確めることが望ましい。その都市の人口が千人以下の時は特にそうである。このような訪問に余り費用と時間がかかりすぎる場合には、その地方の事情をよく心得ている、1、2の信頼の出来るロータリアンから勧告や調査、報告等を徴してそれによってクラブ結成の斡旋に当たってもよろしい。

特別代表(Special Representatives)

あらゆる機会を利用して新しく立派なクラブを結成しようとするのはガバナー全部の義務であり、又この仕事を援助するのはあ

らゆるクラブ及び総てのロータリアンの義務でもある。

地区ガバナーが自ら新クラブ結成の仕事を指導出来ない場合には、近隣のクラブから十分事情を心得ている会員1名をガバナーの「特別代表」に任命して新クラブ結成の任に当らせる。

このガバナーの代表は勿論ロータリーの理想に精通していなくてはならないしこの理想を説明することができ、自己のロータリーへの熱情を他人に伝える力がなくてはならない。又ロータリー・クラブの組織と機能について、実際に役立つ十分な知識を持つことも必要であるし、この仕事をなすのに必要な時間を献げることもできなくてはならない。

特別代表は、クラブの結成に到るまでの細目に就てガバナーを代表して事を行う権限を有している。時には、(常にとは限らないが)最後の創立総会に代って出席するようガバナーから要請されることもある。できる限り、加盟認証状(Charter)はガバナーが自ら伝達すべきである。

ガバナーは退任に際しては、次期ガバナーに対し彼が任命した特別代表のリストを引継ぐべきである。これらの代表は新ガバナーが就任後30日以内にその任命を更新しない限り自動的にその任を終ることになっている。

ロータリーの用語に於て、特別代表“Special Representative”とは、スポンサー・クラブの会員であって仮クラブの結成に當ってガバナーの代表者になるものを意味する。

地区ガバナーの拡大補助者

(Governor's Extension Aide)

地区ガバナーの拡大補助者という用語は、クラブ結成の仕事に経験があり、特別代表が援助なくしては任かされた地域のクラブの結成を完成することが出来ないように思われる場合、及びガバナーが必要な援助を与えることができない場合に、近くの特別代表に援助を与えるよう、ガバナーから任命された者を

意味する。特殊な場合には、この「補助者」だけでクラブを結成した方がよいと思われることもあり得る。

しかし、クラブが結成されつつある都市の各々に対して異なった「補助者」を任命せよというのではないし、又補助者が任命されたからといって、ガバナーが自己の地区の全部又は一部に於て、その拡大に関する責任を移譲してしまうというわけのものでもない。

拡大補助者の必要且つ適度の実費はガバナーの申請によって、国際ロータリーによって支払われる。¹⁾

スポンサー・クラブ(Sponsor Club)

特別代表の属するクラブが、新しいクラブのスポンサー・クラブとなって次の如き責任をとるのが普通である。

(1) 特別代表を助けて新しいクラブの結成を成功に導くよう計画を立てる。(2) 新クラブの初期のプログラムを計画する。(3) ロータリー運動の一単位として新クラブが発展して行くよう之を指導する。

仮クラブ(Provisional Club)

国際ロータリーの加盟員としての正式な申込書が、国際ロータリー中央事務局によって受取られ且つ確認された、少くとも25人の会員より成る結成集団は、それが国際ロータリーの加盟員に認められるまでは“仮ロータリー・クラブ”と称ばれている。

根本的特色

(Fundamental Characteristics)

仮クラブはその結成の時に於て、必ず次のようなロータリーの根本的な特色を有していなければならない。

1. 会員資格に関する職業分類の原則。
2. 出席(少くとも最小限度の)が会員資格の継続に必要なこと。
3. 親密且つ永続的な友好関係を樹立する親睦。

1) ガバナーが新しい、クラブの結成及び認証状の伝達等に関して合衆国通貨50ドル以上の経費をつかい又はつかうよう許す前に、ガバナーは経費があるかどうかを確かめるために事務総長と相談する。(理 40—41)

4. クラブの集会を通じ、幅のより広い、より良い実業家を作る——各自の職域及びその住む地域社会に於ける奉仕を一層有能にすることができるように訓練すること。

5. 会員は特に事業のより高い基準と実行に重点を置いて、各自の職業の改善に対する努力が要請されていること。

6. 効果的な、しかも重複せぬ奉仕を地域社会、府県及び国家に対して行う責任のあること。

7. 人類に対する奉仕。

8. 国際間の理解、親善及び平和の増進。

標準クラブ定款

(Standard Club Constitution)

仮クラブは標準クラブ定款及びそれに適合する細則を採用しなければならない。

クラブの名称 (Name of Club)

仮クラブは、それぞれ、名称にその所在地を表わす名を付け、これを定款の中に入れなければならないが、この名称は予め国際ロータリーの承認を得なければならない。一旦承認を得た上は、国際ロータリー及びクラブ双方の同意がなければこれを変更することはできない。

毎週の会合 (Weekly Meetings)

仮クラブは標準クラブ定款の規定に従い毎週定期的な会合を開くようにしなければならない。標準クラブ定款にクラブの例会を毎週開くように定めた主な理由の一つは、ロータリーの親睦と友情が、もし2週間に1度の例会で十分に進められるものであるなら、毎週例会を開けば更に高度の結果が得られる筈だというにある。1年間に26回仲間のロータリアンと接触する機会を得るだけでは、年に52回彼等に接する程には彼等を知り、ロータリーを体得し、国際ロータリーの目的を推進すると共に、各クラブが関心を有する社会奉仕を進めて行くことはできないであろう。しかも、年に52回例会を開いたとしても、会員の時間を不当に費すというものでもないのである。このことは実際の経験によって既に

証明されている。

前述の点が真実であることを認めて、1922年度大会は、爾後各クラブが採用すべきものときめた標準クラブ定款の中に、各クラブは毎週1回例会を開くよう規定した条項を入れることにした。

クラブ結成の仕事或はその監督を委任されている国際ロータリーの全代表は、もしクラブが毎週1回例会を開くことに同意しない場合は、国際ロータリーに加盟することはできないのであるということを得ておくべきである。

創立会員 (Charter Membership)

35名を最大限とし、少なくとも25名の創立会員から成る、満足すべき名簿を提出しなければならない。但し、人口10万以上の都市に於ては最大限50名迄許される。⁽¹⁾

国際ロータリーに加盟して後も、なお発展の余地を残しておくように、職業分類の全部を創立会員で充ててしまうことは望ましくない。

仮クラブの創立会員の内に第2正会員が含まれていても、正会員の数が少なくとも25名あれば差支えない。

創立会員にはその職業上の立場から見て種々異なっていることが望ましい。従って、周囲の状況は一つの大分類 (Major Classification) の内から二つ乃至三つを充つことがやむを得ないように思われる場合でも、新しいクラブを組織するに当っては各大分類内の小分類 (Minor Classification) はなるべく一つだけを充ずるとどめておくことが望ましい。

或る職業分類に2人の入会候補者がある場合は、他の条件がすべて対等であれば、クラブの平均年齢を引下げるため、若い方を選ぶべきである。

新クラブの国際ロータリーへの加盟を承認

(註1) 特別の場合には、加盟認可委員会はその自由裁量に於て創立会員が25名以下のクラブの加盟を承認することができる。(理48-49, 61-62)

するに当り国際ロータリー理事会は、現存のクラブに違反逸脱行為があるとか又は誤解に基づく何等かの妥協の有無というようなことは顧慮することなく、クラブ内の会員資格に関する規定を厳守しなければならないし、又厳守するであろう。もし地区ガバナーやその特別代表がそのように努力しない場合には、創立会員の何名かが会員資格の規定に従わないで選ばれているという理由で、クラブの加盟が拒否されたり、延引されたりするような困った事態が生ずるであろう。

クラブの加盟申込書の一部として国際ロータリー理事会に提出された会員一覧表は、クラブの完全な創立会員名簿とみなされる。加盟に関して国際ロータリー理事会の決定が下されない間は、この名簿に載っている以外に新しく会員を入会させることはできない。

入会金及び会費 (Fees and Dues)

合衆国及びカナダに在るクラブで、少なくとも\$20の入会金、\$25の年会費を徴集しないクラブは理事会としてその加盟を認めない。他の国々に於ては、地区ガバナーが、合衆国及びカナダの新クラブに対して理事会が決定した金額とそれぞれ同等の購買力のある金額を新クラブの入会金及び年会費とすべきである。

加盟金 (Charter Fee)

仮クラブから国際ロータリーへの加盟申込書には\$100(米国通貨)の加盟金を添えねばならない。

加盟認証状 (Club Charter)

クラブが国際ロータリーに加盟を認められた時には、国際ロータリー会長、事務総長及び地区ガバナーの署名のある加盟認証状 (Charter) が中央事務局から各クラブへ発行される。加盟認証状は大切に保存しなければならない。なるべく額に入れてクラブの本部か例会場或は幹事の事務所の目につき易い処に掲げておくのがよい。

理事会によって国際ロータリーに加盟を許された日からクラブは国際ロータリー内の公

式の構成単位クラブとなるのであって、これは認証状で伝達された日とは関係がない。

スポンサー・クラブ (Sponsor Clubs)

国際ロータリー加盟後の初めの数ヶ月間は新クラブに援助を与えることが非常に重要だとされておるのでスポンサー・クラブは少くとも一年間は、新クラブを援助するよう勧告されておる。

新クラブのプログラム

(Programs for New Clubs)

地区ガバナー、或は他のクラブ結成の任にあたる者は、新クラブの最初の8週間乃至10週間の例会のプログラムを隣接のクラブを通して或はその他の方法によって、出来だるけ用意してやる責任がある。といっても、それでスポンサー・クラブとして絶えず新クラブの世話をしなければならない責任が免ぜられたわけではない。このことは特に、ロータリーが成立早々の国のクラブに適用されるものである。(新クラブ結成方針の終り)

大都市に追加クラブ

(Additional Clubs in Large Cities)

既にロータリー・クラブのある大都市に更にクラブを結成することに関して国際ロータリー理事会は次のような決議を採択した。即ち:

国際ロータリー細則に、若し都市、自治区又は市域に於て一つ又はそれ以上の明確な商業上の中心がある場合には、それぞれの中心地に現在あるロータリー・クラブ以外にクラブを結成し、国際ロータリーに加盟させることができる。但しこの場合には、既存のクラブが新クラブに、その区域を割譲し且つそのクラブ結成を承認しなければならない、という規定があり、更に又、

国際ロータリー細則にはロータリー・クラブがその区域内に新たに一つ又はそれ以上のクラブの結成を承認する場合には、既存のクラブは新しいクラブの区域内からその事業の業務内至専門業の活動範囲が全市域に及ぶ会

員を入会させる権利を保持するという条件があり、又この制限は新しく出来る一又は二以上のクラブを拘束する、という規定があり、更に又、

国際ロータリー理事会は、既存の大きなクラブの地域内に含まれていて、明確な商業上の中心とみなされる処にクラブを結成することは、ロータリーの利益の為に極めて良いことであるとの意見を持っているが故に、

国際ロータリー理事会は、必要以上に広汎であるか或は不明確な区域を有するクラブは、すべからくその区域の一部を割譲して、ロータリーの会員となる特権をその地域社会の更に多くの人に享有させるようにすべきであることを決議する。更に、

国際ロータリー事務総長はこの決議に対し関係各クラブの注意を喚起すべきであることを茲に決議する。」(理 48—49、58—59)

(都市境界変更のロータリー・クラブ区域に及ぼす影響については 162 頁参照)

現存するクラブによって割譲された区域内に結成されたクラブの国際ロータリー加盟に関する、国際ロータリー細則の規定実行に関する総ての情報と指導のための解釈を、理事会は次のように決定した。

(イ) 区域の割譲及びその場所へのクラブ結成は、国際ロータリーの規則の関係条項とクラブ結成に関する理事会の一般方針に注意深く且つ良心的に従って行われなければならない。

(ロ) 「明確な商業上の中心」とは、クラブ結成に対する理事会の方針の声明の中に説明してある、社会への奉仕に活潑に従事しており、且つその営業所がお互に接近していて、ロータリー・クラブとしての機能を発揮できるような、十分な数の実業家及び専門家が存在しているような「場所」を意味すると解釈されている。

(ハ) 追加クラブ結成の特定目的のために市の限界内で割譲された区域は、上記 (ロ) 項に明かにしたように「明確な商業上の中心」でなければならない。然し、それはその市の主要な商業又は取引の中心とは別であり、そして地方的に斯様な区域として知られ且つ認識せられた処であって、割譲の行われた時に商業又は取引の中心地として知られ、且つ地方的に認められていた主要な商業又は取引の中心地の一部又は全部を含まない処でなければならない。

(ニ) 市の行政圏内で全くその地理的区分によって決定せられた区域に、追加クラブを結成することは、国際ロータリー細則の関係条項と合致しないものである。

(ホ) 「明確な商業上の中心」はそれを圍繞し且つ関係する住宅地を含むものと了解されている。

(ヘ) 市の限界内で、その主要商業又は取引の中心地以外に二又は以上の「明確な商業上の中心」があり、しかも何れも強固で活潑なロータリー・クラブのために色々と変った会員組織が出来ないような場合には、割譲された区域の二又はそれ以上の斯様な商業の中心の一つのクラブを結成してもよい。但しそれらの中心は近接しており、合同すればクラブ結成に対する理事会の方針の声明に明かにされている「場所」を構成することを要する。

(ロ) 国際ロータリー細則第 1 条第 1 節の規定の下に、その所在市の限界外の区域を割譲するクラブは、その割譲した区域からその執行任務又は技術的活動が全市、区又は他の市域を含む範囲にわたる職業を持つ会員を入会せしめる権利を保有することができる。(理 59—60)

仮ロータリー・クラブの結成

(Organizing Provisional Rotary Clubs)

もともと他のクラブで割譲された区域内に所在するクラブによって更に割譲された区域に仮クラブを結成するに当っては、スポンサー・クラブ又は地区ガバナーは元のクラブから文書を以て新クラブ結成承認の意志表示を受取ること、そして斯様な意志表示は新クラブの申込書類に伴うこと等が望ましい。

他のサービス・クラブのある地域社会

(Communities with Other Service Clubs)

或る地域社会にロータリー・クラブを結成せんとする試みがうまく行かない場合の主要な原因として、既にその地にサービス・クラブがあるという事実が挙げられる例が少くない。然し地域社会に既にサービス・クラブが存在するという事は、その地域社会がロータリー・クラブを保持出来ないということを決する要素とはならない。(理 45—46)

クラブ加盟委員長

(Admission of Clubs Committee)

国際ロータリー理事会はその理事の内 2 名を、理事会に代って、クラブの国際ロータリーへの加盟委員会に任命する。欧州内に居住する理事 1 名は、欧州、北アフリカ及び東地中海地域のクラブ加盟を理事会に代って担当し、他の 1 名の理事は英本国及びアイルランドを除く残余の地域を担当する。しかし、英本国及びアイルランドのクラブの加盟に関してはグレート・ブリテン及びアイルランド国際ロータリーが国際ロータリーに代って行うことになっている。

ロータリー・クラブの存在しない国又は地理的地域にロータリーの拡大をなす認可を与えること、及び戦争のためにさきその加盟が解消したクラブを国際ロータリーに再加盟させることに関しては、国際ロータリー理事会は特に国際ロータリー会長にその任務を委嘱している。

クラブ加盟委員の権限と任務

(Terms of Preference for Admission of Clubs Committee)

本委員会の委員は仮クラブから抽出された国際ロータリー加盟申込を一定の方針及び手続に従って審査し、承認を与えるか与えないかのいずれかに決定する。

クラブの加盟申込に対し委員が 2 名共賛成の場合は、事務総長はこの決定を理事会の決定として公表し、理事会は次回の会合に於てこれを批准する。クラブの加盟申込に対し委員の何れかの 1 名が不賛成の場合は、この決定は公表せず、事務総長は問題を国際ロータリー会長の手に移してその指示を仰ぐ。

委員の内 1 名がクラブの加盟申込に関し決定を与えることができない場合は、事務総長は問題を会長の手に移し、その指示を仰ぐ。

仮クラブの定款が標準クラブ定款に合致しない場合はその国際ロータリーへの加盟は本委員会に於て決定せず、国際ロータリー細則第 1 条第 2 項の (ニ) 規定により、理事会の決定に委ねられる。但し、標準クラブ定款よりの逸脱が或る地域に対する理事会の既定の方針と一致する場合は、本委員にかかる申込を承認する権限が与えられている。(理 60—61)

クラブ結成について高い基準を維持し、徒らにロータリー・クラブの数を増すことよりもむしろよりよきロータリアンをつくるという方針を厳格に守るよう強調すべきである。このために、理事会は本委員会に対し、加盟申込を審査する際には創立会員の職業分類を十分批判的に調査するよう警告している。(理 47—48、48—49)

国際ロータリーへの加盟

(Admission to Membership in R.I.)

加盟申込の書類が正しく出来ているかどうかを調べるのは地区ガバナー (地区ガバナーが結成式に出席しない時は特別代表) の責任である。

国際ロータリー理事会は国際大会即ち全ロータリー・クラブに対して、加盟を許された各クラブが基本的な加盟条件を充しているかどうかを注意する責任がある。従って理事会は何処までもこれらの条件の厳守を主張しなければならぬ。

クラブが加盟を承認されると直ちに事務総長から地区ガバナーに対し通知が送られ、更に地区ガバナーからクラブに対し国際ロータリーに加盟を認められた旨を通告することになっている。

加盟申込書が事務総長の手を経て理事会に提出されるのと同様、加盟認証状 (Charter) も事務総長の手を経て地区ガバナーに送付されるのである。地区ガバナーはこの加盟認証状に署名した後、地区ガバナー若しくはその特別代表から、加盟祝賀の特別会合に於てクラブに伝達されるのである。

英本国及びアイルランドのクラブに対する加盟認証状は、グレートブリテン及びアイルランド国際ロータリーに送付され、その会長及び事務長が署名した上各クラブに伝達されることになっている。

クラブに対して発せられる加盟認証状は、理事会が国際ロータリーの公式用語として認めている英語を以て書かれることになっている。(理 53—54)

国際ロータリーに加盟を認められた時にクラブに加盟認証番号 (Charter Number) を与える方式は 1951 年 7 月 1 日を以て中止せられた。(理 50—51)

新クラブが地区ガバナーの居住地から遠距離の処にある場合には、加盟認証状伝達式を彼の公式訪問と同じ時に行うとか、或は特別代表若しくはスポンサー・クラブの他の会員が地区ガバナーの代理をつとめることによって、国際ロータリーの資金を節約するよう留意しなければならない。(理 35—36)

ロータリーが活動を停止した地域にクラブを再建する場合に守るべき原則

(Principles for Re-Establishing Clubs Where Rotary Has Ceased to Function)

ロータリーが活動を停止した地域にクラブを再建しようとする場合には、次の原則に考慮を払わなくてはならない：即ち、

(1) かつてロータリーの会員であったこと、或は以前にロータリーの役員を勤めたということは必ずしもロータリーの会員になる特権を意味しない。

(2) クラブの再建は、クラブの運営、会費の支払その他の事項に関する細目が完全に整うまで引き延ばす必要はない。クラブ再建は一つの建設の力であり、従って大いに歓迎すべきものであって、その国におけるロータリー再建に明かに援助となると考えられている。

(3) クラブの再建を欲する場合には、その国が確固たる政府を有しているか、その政府がロータリー・クラブの再建とロータリーの理想の普及に好意を有しているかどうかを確かめなければならない。

(4) その国又は地域には、以前のロータリー会員が未だに生存活動していて、而かもその数が彼等を中心に新しいクラブを (新設の場合にも再建の場合にも) 結成するのに十分な数があるかどうかを確かめなければならない。

(5) その国の社会組織が果して個々のロータリアンに個人の啓発と個人の主導性を許すような組織になっているかどうかを確かめる必要がある。

(6) クラブ再建への如何なる行動もそのために指名された有能な委員会の調査と勧告があって後に行うのでなければならない。(理 42—43)

国際協議会と拡大

(Extension at International Assembly)

新クラブ結成についての問題を、それについて十分知識があり又熱意を有する者によって国際協議会 (International Assembly) のプログラムに上程することは重要なことである。このような企画に於て、地区内の新クラブ結成を促進するためにガバナーの利用し得る援助及び手段、即ち、拡大地区委員会、特別代表、地区ガバナー拡大補助の任命などを特に強調すべきである。なおこの外に、国際協議会に於ては中央事務局と地区ガバナーとが個々に接触して各地区に於けるロータリー拡大の可能性を論ずるにすべきである。(理 45—46、50—51)

新クラブへの援助

(Assistance to New Clubs)

国際ロータリーに加盟当初の数ヶ月間、新クラブに援助を与えるということは特に重要なことであると考えられる。従って、スポンサー・クラブは少くとも 1 年間新クラブを援助すべきである。(理 42—43)

新クラブが加入した際には、近隣のクラブ及び地区内にある国際ロータリーの元役員に対しこの旨通知すべきで、それらの元役員及び近隣クラブ会員の訪問は新クラブの激励に役立つものである。(理 35—36)

財政問題

(Financial Matters)

国際ロータリー定款及び細則は理事会が、国際ロータリーの事務及び財政を管理し、且つ毎会計年度の予算を決定しなければならないことを規定している。

財政委員会 (Finance Committee)

細則は又、会長によって任命すべき財政委員会について規定している。此の委員会は理事会に対し年間予算を提出し、国際ロータリー財政に関する総てを管理し、且つ理事会に対し之れが処理について進言する。

財政委員会への委託条項は、国際ロータリー細則に定められてある。(第13条第10節)

国際ロータリーの財政問題に関する如何なる決定も、正規機関を通してのみなすべきものであり、そして非公式の財政取極めは、財政委員会による再検討に付し且つ後に必要に応じて理事会に進言しなければならない。(理 46—47)

財政に関することで理事会に提出すべき総ての事柄は、理事会によって最後の決定をなす以前に、出来るだけ審議し、そして理事会に勧告するためこれを財政委員会に付託しなければならない。

国際ロータリー資金の投資

(Investment of Funds of R.I.)

理事会は、国際ロータリー資金の投資及び再投資に関する方針及手続を次のようになすべきことを決定した。

投資

(1) 理事会は当座の目的に不必要な金で長期一般資金投資のため別にしておく金額を時

時明示しなければならない。それに関しては、新しく指定された金額は以前に長期一般資金投資のため購入された証券の販売より生じた収入を除くものであり且つ、斯様な収入は別に理事会の指定をまたず長期一般資金投資に使用することができるものであるということなどが了解されている。原則として、国際ロータリー資金の長期投資及び再投資は、その組織が法人化され且つその登録されている事務所のある国において行われるべきものとする。

(2) 国際ロータリーの一般資金投資有価証券帳簿価格の四割を超えざる程度まで、そして国際ロータリー本拠建築物置換資金有価証券帳簿価格の五割を超えざる程度までは、信用の高い銘柄株券とすることができ、そして残部の有価証券は優良な国債、市債又は公債でなければならない。

(3) 財政委員会の中から会長が指名する3名よりなる小委員会は、投資顧問と協議した後上記委員会過半数の同意があれば、国際ロータリーを代表して債券を売買又は譲渡する全権を有する。総て斯様な取引は直ちに財政委員会及び会長に報告し、委員会によって次の理事会に報告されなければならない。(理 56—57、57—58、59—60、61—62)

国際ロータリー会計年度

(Fiscal Year R.I.)

国際ロータリーの会計年度は7月1日に始まり6月30日に終る。人頭分担金及び購読料金の集金は、7月1日より12月31日迄と1月1日より6月30日の二半期に分かれている。

国際ロータリーの歳入

(Revenue of R.I.)

国際ロータリーの歳入の重要財源は、加盟クラブよりの人頭分担金、国際大会登録料、新クラブよりの加盟料金、機関雑誌の購読料及び広告料、並に投資に対する利益金等である。

人頭分担金 (Per Capita Dues)

各クラブは国際ロータリーに、そのクラブの各正会員、シニア・アクティブ及びパスト・サービス会員1人当り年額6ドルの分担金を、毎年7月1日及び1月1日に、当日の会員数に基づいて分納する。

細則は理事会が適当と認める人頭分担金の割当をすることを規定している。

細則は又、如何なる国の通貨でも、その国のロータリー・クラブが国際ロータリーに対するその負担を果すに、自国通貨を過剰に支払わなければならない程度に下落した場合には、理事会は、その国のクラブよりの支払額を調節することができることを規定している。

新加入クラブ：支払期直前の5月15日又はその以前に新たに加入されたクラブに限り、7月1日における会員数を証明し、その日付で人頭分担金を支払うよう要求されている。同様、支払期直前の11月15日又はその以前に加盟された新クラブに限り1月1日における会員数を証明し、その日付で人頭分担

金の支払を要求することができる。

払戻又は比例割当：半期に入ってから後に退会した会員に対する人頭分担金については、クラブは国際ロータリーから払戻を受けることはできない。一方クラブは、半期間に入会した新会員に対しては、比例割当人頭分担金を支払う必要はない。クラブ及び国際ロータリーの会計年度は同様であるため、即ち7月1日より6月30日、時としては(クラブがその会費を徴収しない前に)7月1日及び1月1日に支払うべき人頭分担金及ロータリアン購読料を早期に支払ったクラブが、後に至り会員がその期間の会費を支払わないで死亡したとか、退会した会員の国際ロータリーに対する人頭分担金及購読料を支払ったということを発見することがある。斯様な場合、理事会は国際ロータリー事務総長にその事情に応じて必要な調節をなし払戻をなす権限を与えている。

ロータリアン誌の購読

(Subscriptions to The Rotarian)

THE ROTARIAN の購読料は、合衆国カナダ、キューバ、及びその他最低郵便料金を採用している国においては、合衆国貨幣で年2ドル、その他総ての国においては合衆国貨幣で年2.50ドルである。

合衆国及びカナダにおける各クラブではその各正会員、シニア・アクティブ及びパスト・サービス会員は THE ROTARIAN の料金を支払った購読者となるべきことを、会員資格の条件にすることが要求されている。(国際ロータリー細則第18条、第2節)

レビスタ・ロータリアの購読

(Subscription to Revista Rotaria)

雑誌のスペイン語版、レビスタ・ロータリアの購読は自由である。レビスタ・ロータリアの年間購読料は 2.75 ドルである。

国際ロータリーの経費

(Expenses of R.I.)

理事会：理事は、国際大会、国際協議会、指定せられた地区大会、定例及び臨時理事会及びその運営委員会、事務局への公式訪問、及び理事会にて委任した特別の旅行、並に国際ロータリーに請求すべき事務所費及び事務員の費用等の諸経費は報償せられる。

理事会は次の決定をした。即ち

(イ) 毎年「国際ロータリー会長ノミニー」がある場合には、次の理事として、最後の理事会、国際協議会及び国際大会に出席するに要する彼の経費は国際ロータリーによって支払われるであろう：

(ロ) そこに一人以上の会長に対するノミニーがある年には、次の理事として、暫定理事会及び国際大会に出席するに要した被選会長の経費は毎年国際ロータリーによって支払われるであろう：

(ハ) 国際ロータリーは、アメリカ合衆国及びカナダ以外よりの理事ノミニー、並に、カナダより及び合衆国内地帯よりの反対者のない理事候補者の、最後の理事会、国際協議会及び国際大会への出席に要する経費を支払うであろう：

(ニ) 理事指名に競争があるため、合衆国に

おける地帯よりのノミニー及びカナダよりのノミニーが、国際大会以前に分らない場合には、アメリカ合衆国の斯様な地帯又はカナダからの被選理事が次期理事の暫定理事会及び国際大会に出席するに要した経費は、国際ロータリーによって支払われるであろう。(理 60—61)

委員会：国際ロータリーの委員長は、国際ロータリーに請求すべき色々な事務所費及び事務員の費用、若し予め理事会によって認可せられておれば、国際大会及び国際協議会に出席する旅費並びに理事会によって認可された、或は委員会の年間行事に関する理事会の指示中に含まれた、及び理事会によって認可せられた場合には、その委員会の会合を計画するための特別旅行の費用を報償せられる。

委員会の委員は、理事会の認可のあった場合に、その委員会に出席する費用、及びそのために国際ロータリーに請求すべき事務所費及び事務員費を報償せられる。

国際ロータリー理事会又は会長が特にその出席を要求し且つその費用を認可しない限り、例え招待せられたとしても、他の組織の会合に出席するための費用を、国際ロータリー委員会の費用より支払うことは、国際ロータリーの方針に反する。

地区ガバナー：各ガバナーはその任期の初めに、その任務を遂行する経費を償うために、理事会で承認された予算を交付する、例えば、クラブ訪問、地区協議会及び地区大会出席等に要する旅費、月信発送、事務所費、文房具、郵税、電信電話等の費用、事務所費は地区内クラブ数に基礎をおいて見積られる。

旅費の見積は、地区内クラブ数、距離及びその費用等に基礎をおいて行われる。国際ロータリーは単にその地区内の旅行に要するガバナーの個人的経費のみを支払う。ガバナー・ノミニーとして国際協議会及び大会に出席する経費を除いては、国際ロータリーはガバナーの所管地区以外の旅行費は一切支払わない。

地区ガバナーが第 2 期に指名せられた場合国際協議会に 2 度目の出席は差支えないが、2 度目の協議会への出席費用は国際ロータリーによって支払われない。(理 55—56、57—58)

理事会は次の方針を採用した。

(イ) ガバナーに対する予算配当は、全クラブに公平且つ十分の貢献の出来るような割合の予定表に基づいて行われなければならない。従って、理事会は予算を採用し、割当を行うに当っては、各種活動の關係する基礎の上に経費を分配する。理事会は、斯様な分配の基礎は根本的には各地区内において年々大なる変化のないものであるとの意見を堅持している。というのは、激烈なる変化は之等の活動の均衡を破るものであるからである。

(ロ) 国際ロータリーによって支払われるガバナーの経費は、ガバナーの予算割当の総額を超えてはならないということは命令的なものである。若し不慮の事情の爲め、追加費用を要する場合には、斯様な経費を必要とする以前に、追加割当請求を理事会の承認を得るため提出しなければならない。(理 41—42)

国際協議会：国際ロータリーの経費で協議会に出席するよう国際ロータリー理事会によって認可された人は旅費及びホテルの費用が報償される。

国際協議会は、国際ロータリー運営上最も重要な国際的会合である。そして 1948 年に初めて提案されたように 2 箇所以上の地帯別協議会に分けるよりも寧ろ常に単一協議会として開催し十分に力を入れる必要がある。猶お、協議会は大会の付近というよりも、寧ろガバナーノミニー及び国際ロータリー代表ノミニーの数及び所在地の立場から便利で経済的な場所に開かれなければならない。

理事会は次のことを決定した

情状酌量の存在する場合に（不可避的旅行の遅延、病気その他）会長が一般規定に対して除外例を承認した場合以外、参加者その他国際協議会に列席するものの経費支出は全期間出席する基礎の下においてのみ承認されている。(理 53—54)

同一役に 2 度目に指名された被指名役員は、その役名において 2 度目の国際協議会に出席することが出来るが、その人の出席費用は国際ロータリーによっては 1 回分より以外には支出されない。(理 55—56、57—58)

他の経費は、協議会において職務を命ぜられた事務局職員、電話翻訳勤務、接待、印刷及びその他の経費を含む。

国際大会：此の経費は、国際ロータリーの費用で国際大会に出席するよう国際ロータリー理事会によって承認された人達の旅行費及びホテル費等と共に、国際大会に必要な総ての運営及び接待費等を含む。

同一役に 2 度目に指名された如何なる被指名役員も、その被指名役員としての出席費用は 1 回の国際大会の分よりも多く国際ロータリーによって支払を受けることはできない。

新クラブ結成：此の経費は、新クラブ結成に關係して、ガバナー又は拡大補助者の旅行費を含む。

新クラブ創立における特別代表の費用は除外的な場合、即ちガバナーが予め国際ロータリーの事務総長又は会長から斯様な支払の許可を得た範囲内においてのみ支払われるものである。(理 37—38)

理事会は次の件を決定した：

ガバナーが新クラブ結成及びチャーター伝達に関して合衆国貨幣 50 ドル以上の経費をかけ又は経費をかけんとする以前に、ガバナーは、その経費がえられるかどうかを事務総長に相談する。斯様な場合、国際ロータリー事務総長が“新クラブ結成のため地区ガバナーその他の旅費”に対する割当の中からの資金の利用度を決定する責任を有することが定められている。斯様な決定をするに当り、事務総長は、その使用期間にその割当から流用しなければならない総てのありうる要求を考慮に入れなければならない。(理 40—41)

前記事項は、新クラブ創立に関連して 50 ドルの経費が許されているということを規定しない。若し 50 ドル又はその一部が、新クラブ創立に用いられなかったとしても、その金額は、ガバナーがその他の経費に充当することは出来ない。

ヨーロッパ大陸、北アフリカ及び東地中海地域における特別代表の経費支弁認可をすることについては、理事会は、事務総長に代りその名において斯様な件についてはその地域の事務次長が当るよう指示している。(理 37—38)

会長：会長事務費及び旅行費は、若し自分の市に事務所があればその事務所の借料、文房具、支給品、郵税、電信電話、必要な秘書

及び事務的職務その他規定せられざる会長の出張旅費等を含む。

国際ロータリー会長として順序良く且つ満身に退職するに必要且つ適当な経費は報償せられる。(理 60—61)

会長被指名者：会長としての職務につく準備に要する必要で適当な経費は毎年会長ノミニーに報償されるであろう。(理 60—61)

地区又は地域大会に於ける国際ロータリー会長代理：実行可能な限り、理事会の一員又は他の国際ロータリー会長代理が、各地区或は地域大会に出席するよう、その旅費は国際ロータリーの負担において選定せられる。若しその人が夫人を同伴する場合には、夫人の費用も国際ロータリーによって報償せられる。

現及び元役員の見問：此の費目は、国際ロータリーの要求によって、クラブに訪問し、話をする現及び元役員（及び特別の場合他の有資格ロータリアン）の旅費を含む。之れはガバナー以外、国際ロータリーの役員又は代表の訪問を受けることのない多数のクラブに対して有用な奉仕である。

事務局：(アメリカ合衆国イリノイ州エバンストン及びスイス国チューリッヒにある事務局費用は、事務局給料、エバンストンにおける国際ロータリー中央事務局の建築物管理、及びチューリッヒにおける事務所借室料、文房具、材料、郵税、速達料、電信電話、謄写料、印刷料、無料配布小冊子類、家具類及び設備品の償却及修繕、保険及税金、監査、雑費その他を含む。

ロータリアン誌及レピスタ・ロータリア・ロータリアン及びレピスタ・ロータリアの費用は、職員の給料、文房具、材料その他、原稿、在庫用紙、印刷。郵税及びその他雑誌発行に普通必要な経費を含む。

国際ロータリー年次報告書及び予算の配布 (Distribution of Annual Reports and Budget of R.I.)

事務総長の年次報告書、国際大会への会計報告、ロータリー財団保管委員会報告、及び次年度国際ロータリー予算等を印刷した報告書を国際大会における代議員に配布し、且つ同様全ロータリー・クラブに郵送すべき年次国際大会報告書に加えられる。(理 54—55、59—60)

監査報告の配布 (Distribution of Auditor's Report)

理事会により承認された前会計年度の経理状況について、監査人の報告を要約したものは之れを印刷に付し、年々各クラブ幹事宛、現及び前国際ロータリー役員及び委員等、国際ロータリー・ニュース発送名簿にある人々に配布すべきものとする。(理 49—50)

国際ロータリー資金の支出 (Expenditures of R.I. Funds)

一般手続：以下は、国際ロータリーの資金支出に関する一般手続の簡単な要綱である：

理事会は、その支出について責任を持つガバナー及びその他の人によって支出せらるべ

き予算配布（又は債権）を可決する責任を持つ。斯様な予算配布（又は債権）は国際ロータリーによる年間予算編成を通じて造られる。此の予算には、来るべき年度の総ての見積経費が盛り込まれる。理事会が予算を承認したときには、それぞれの予算配布額（又は債権）が決定するのである。予算の各費用はそれについて必要と思われるところを基礎とし又はその一部に対して配布せられるものであると了解せられている。換言すれば、各細目は最大限度として配布したもので、若し誰かがその最大限以下で予算を賄えば、それだけ国際ロータリーの財政が保存せられることになるのである。

一方（茲に完全なる諒解がなければならぬことであるが）如何なる目的であっても、配布された予算（又は債権）以上の支出は予め理事会の承認なしでは使ってはならない。

支払役員である事務総長及び財務局長にとって、又会長及び理事会にとっても支払をなすのに何等の予算（又は債権）も現存していない場合に、支払要求をされると当惑するものである。

若し支払行為者が常に既定予算（又は債権）内に留めるようにし、追加支出は予め追加予算を提出して理事会の承認を得る迄は支出をしないようにすれば、誰にも又理事会をも当惑せしめることはない。

或予算が特定目的のために造られている場合には、例えばガバナー・ノミニーの国際協議会出席の経費の如きは、予め理事会の承認なしでは他の費用に転用してはならない。

支出報告 (Expense Statements)

理事、ガバナーその他は、彼等の支出を書きつけておいて、月末にその簡単な報告書を事務総長に提出することによって国際ロータリーの経費の中から支払を受ける。

国際ロータリーの用務に従事する時の国際ロータリー役員及委員の経費支払は、その費用が国際ロータリーで定められた範囲を相当離れている場合には、国際ロータリー会長及び事務総長の承認をえなければならぬ。此の際“相当の変更”の判断は事務総長の決定による。(理 51—52)

国際ロータリー旅費

(R.I. Travel Expenditures)

国際ロータリー理事会は、国際ロータリーにおける旅行費の説明である、次の方針を採用した。

一般方針

(General Policy)

国際ロータリーの用件で旅行する時の、国際ロータリーの役員、委員会委員等々の旅費を支弁することは、国際ロータリーの方針である。国際ロータリーの費用で旅行する人は、適当な安楽さで旅行し且つ彼等の個人的な用事に要する時間に対する請求等で矛盾のないような、あらゆる方法で、組織の資金保存に助力するよう信頼されている。

単に個人輸送の実費だけが弁償されることになっている。故に、次の表に規定してあるものよりも少い料金で旅行する場合は、何人と雖もその人が旅行した少い料金で弁償を受ける権利があるのであって、規定された最高料金ではない。

弁償経費

(Reimbursable Expenses)

合衆国及びカナダ国内旅行

(Travel in United States and Canada)

1. 最直線に基づく一等鉄道運賃、又は最低料金、及びブルマン寝台(小個室又は特別客車)又はゼット機旅行の追加料金を含む一等航空料金。

2. 食費一日当 6 ドル。

3. 雑費一日当 2 ドル。

4. ホテル室料一日当 6 ドル。

大洋旅行 (Trans-Oceanic Travel)

1. 寝台付及びゼット機旅行の追加料金を含む一等航空料金、又は航空料金を超えざる汽船料金。

2. 船中経費、一日当 4 ドル又は全航海中 30ドル、何れが多い方。

3. 港手当、必要な場合。

4. 旅券料金、払戻しのできない入国税、その他。

ヨーロッパ旅行 (Travel in Europe)

1. 必要な場合寝台券と共に一等鉄道料金、又は、ゼット機旅行の追加料金を含む一等航空料金。

2. 食費一日当 30 スイス・フラン。

3. 雑費一日当 10 スイス・フラン。

4. ホテル室料一日当 24 スイス・フラン。

その他地域の旅行 (Travel Elsewhere)

他の地域に国際ロータリーの費用を以て旅行しよう命ぜられた人は上表に必要な修正を行って適用するものとす。

(注: 若し或都市で上記の料金が不足を証明されれば、適当な宿泊に要した実費は、国際ロータリーによって弁償されるであろう。)

途中及び会議出席中の日数 (Time En Route and Attendance at Meetings)

すべての旅行は、途中に要する適当で最短の日数と公務の満足な完成と矛盾しない割当の基礎とその人が招かれた全部の会議又は集會に参加したという条件の下に見積られ且つ弁償されるであろう。上記の規定は単に特別な事情の下においてのみ修正することができる。

弁償 (Reimbursement)

普通、上記の弁償経費の一覧表を指針として用い、国際ロータリーは、署名されたその人の経費の計算書を受取った上で、個人に支弁するであろう。

個人が国際協議会及び国際大会以外のロータリーの用事で旅行する前渡旅費を請求する場合には、事務総長は、上記一覧表を指針として計算した経費の概算を前渡するよう命ぜられている。斯様な前渡金は、その個人によって、その旅行の完了した時に提出せられた経費計算書で証明されなければならない。

個人が国際協議会及び又は国際大会への旅費前渡を請求する場合には、事務総長は前渡支払をなすよう命ぜられている。但し

(イ) 予め個人から、選んだ旅行方法と等級の書いてある彼の予想旅費の証明書を受取ること。

(ロ) 事務総長は予想旅費が上記一覧表に規定された最高を超えざることを確認し、且つその費用が一般料金と符合していることを確めること。

此の予想旅費に事務総長は、それぞれ必要で適当な額を概算の上、ホテル宿泊料、食費、及び要求があれば雑費を加えなければならない。

これらの事情の下に前渡金が出された場合には経費計算書の提出は要求されないであろう。

(注: 国際協議会及び/又は国際大会のみへの旅行のため、夫人同伴の個人は、上記一覧表に規定された旅費以下で旅行し、最高額を請求してその差を以て夫人の旅費に当てることを望むことを示せば、規定された最高旅費で支弁される。前渡支弁の場合は、斯様な個人は予め此の規定適用の意志を事務総長に証明しなければならない。何れの場合でも、彼は、此の手に基づく彼れの旅行計画が、その事務引受け直前に、彼れが地区協議会に出席するのを妨げなかったこと及び妨げないであろうことを証明しなければならない。)

地区ガバナーによる所管地区内旅行

国際ロータリーは、地区ガバナーの所管地区内旅行の実費を支弁するであろう、然し、上記最高額を超過しないこと、及びその総実費がその割当られた予算範囲内であることを条件とする。

自動車旅行

自動車旅行は認められている。但し斯様な旅行の経費は、ゼット機の追加料金を含む一等航空料金及び斯様なホテル料金及び食費並に航空旅行に伴う途中の雑費等の合計より大ならざることを要す。此の規定は、地区ガバナーがその人自身の地区内を自動車で旅行するには適用されない。

合衆国においてロータリーの用務で自動車旅行の料金率は自動車庫賃借料を含む自動車使用に関するすべての経費を網羅するものとして、一マイル当 7 セントとす。自動車運転費の高い他の国においては、その料金率及び手当は、それに応じて高くするものとす。

上記は国際ロータリーが団体旅行を行うときに実際可能である割引料金及び(又は)国際ロータリーに手数料を受取ることを防止してはならない。但しその旅行は上記と同様の等級であるということが条件でなければならない。(理 48—49, 50—51, 52—53, 55—56, 56—57, 57—58, 59—60, 60—61)

理事会は副会長及び理事がロータリー用務で旅行する費用について、国際ロータリーによる支払の方針を次の如く定めた。

1. 理事の歳費は次に示す事項に適当で必要な経費を含む。

(イ) 現役期間に開催せられる国際大会及

び国際協議会への出席。

(d) 定例及び臨時理事会及び理事会の委員会への出席。

(e) 国際ロータリーへの公式訪問。

(f) ロータリー用務の下に特別に認められた旅行。

(g) 指定せられた地区大会又は地域大会出席に夫人を伴う旅行。

(h) 自分の見解が必要と認めるクラブ及び他のロータリー機関への訪問、但しその費用は年間理事 1 人につき 400 ドルを超えることは出来ない。

2. 上記(e)項にいう特別に認められた旅行は、会長又は理事会に代って事務総長によって、国際ロータリーの利益のためと、それに対する予算処置のとられた経費の範囲内において要求せられたものでなければならない。

3. 理事は、特別の規定を造らない限り上記に規定せられたもの以外、如何なる費用も国際ロータリーにかけてはならない。

4. 以上は理事の旅費の国際ロータリーによる支払に関し、これと異なる如何なるこれまでの理事会決定にも代り、前の決定を無効にするものである。(理 40—41、42—43)

上記の方針はその実行と効力において継続すべきものである。国際ロータリーの費用で旅行するものの、旅費概算を作成し提出するに当っては、中央事務局は理事会において決定した基礎的旅行方針に従って計算しなければならない。(理 42—43)

旅行のための国際ロータリー資金

(R.I. Funds for Travel Purposes)

如何なる国にある国際ロータリー資金も公式に開かれた会合に、国際ロータリーの費用で旅行するロータリアンに対して報償するために、之れを利用して差支えない。如何なる国における国際ロータリー資金も、その人がロータリアンであろうとあるまいと、通貨両替その他のために之れを提供することは、国際ロータリーの方針ではない。(理 47—48、

58—59)

自動車責任保険

(Automobile Liability Insurance)

理事会は、自動車旅行に関連する不慮の責任保険について次の如き決定をなした。

理事会は、国際ロータリー各役員、理事、ガバナー、委員、職員等で自動車を運転するものは公的責任及び財産破損保険の適当な金額と、火災、盗難その他の損失に対する保険を良い保険会社と契約しているものと考え且つ予期している。

理事会は又、各役員が生命及び傷害保険、火災、盗難、衝突その他の原因による自動車の損失に対する保険を個人でかけていなければならないという意見を記録にとめている。国際ロータリーは斯様な損害には役員に対し報償しない。

理事会は、国際ロータリーの役員は、事務総長を除いては、国際ロータリーの雇人ではないということに一致している。彼等は国際ロータリーの目的のために旅行している間もその事故に対して国際ロータリーによって個人的な保険をかけられてはいないし、また、国際ロータリーは彼等の保険掛金に対して報償もしない。国際ロータリーは如何なる間接的負担にも責任を持たない。然しながら、地区ガバナー及び他の国際ロータリー役員は、彼等自身の費用において、斯様な事故のために保険をかけることを欲するであろう。(理 39—40、45—46、59—60)

支出に対する承認

(Authority for Expenditures)

請求せられた支払が、国際ロータリー理事会で配布された予算範囲にあることが確実にあることに自信を持たない限り、それについて支払をしないこと、及び支払の正確を財務局長に証明してはならないことは、事務総長及び(又は)会計監査役の義務であり且つ責任である。そして又、支払は斯様な予算配布

をなすに当って理事会の文書又は意志の範囲内であり、そして、事務及び(又は)会計監査役がその請求された支払に予算配布した理事会の文書又は意志の範囲内にあることを証明することができるにあらざれば、事務総長及び財務局長は、国際ロータリーの金を支払うことは嚴重に禁止されている。如何なる支払要求に対しても、事務総長が之れを証明することができない場合には、その事情を理事会に報告して承認又は不承認を仰がなければならない。(理 31—32、51—52)

理事会が斯様な目的のために必要な予算処置を取ったものでない限り、如何なる活動に対しても理事会によって支払を承認してはならない。(理 31—32)

国際ロータリーの計画遂行に剰余金の支出

(Expenditure of Surplus to Promote R.I. Program)

国際ロータリー理事会は、若し彼等の判断で必要と認めたならば、国際ロータリーの剰余金の中から、100,000 ドルを超えない範囲において、必要な金額を、特別の奉仕を必要とするクラブに対して奉仕するためと、世界中のロータリー計画の減退を防止するために使用する勧告案が第 24 回国際ロータリー大会において決議されている。(ボストン大会、決議 33—46)

国際ロータリー活動以外に国際ロータリー資金の寄付

(Contributions of R.I. Funds for Other Than R.I. Activities)

国際ロータリーの資金はその加盟クラブにより、それ自体の目的のために提供せられた

ものである。故に他の組織の活動に対して寄付することはできない。同時に国際ロータリーは、その加盟クラブを通して、各自ロータリアンが個人的にその地域社会における有用な奉仕活動に参加し支持することを奨励する。(国際ロータリーと他の組織に関する方針文書 130 頁参照 理 54—55)

国際ロータリー本拠

(R.I. Headquarters)

1952 年の(メキシコ市)国際大会で次の決議が採択された:

第 43 回年次大会に集った国際ロータリーは、1952 年 1 月に会合した中期理事会で、国際ロータリー理事会によって採択せられた行為である合衆国イリノイ州シカゴ市中又はその近郊の地に国際ロータリーの本拠を購入又は建築すること、及びこれに関連して、その取った総ての行為を確認し、是認し、そして批准することを茲に決議する。(メキシコ市国際大会決議 52—20 a)

此の決議に従い、理事会(1952—53)は国際ロータリー本拠建築に関する総ての事項を遂行するための国際ロータリー本拠建築委員会を指名する権限を会長に与えた、斯様な委員会は指定された合衆国イリノイ州エバンストン市に敷地を購入了、そして本拠建築物は設計された。1953 年 5 月 3 日に地鎮祭が行われた。1954 年 8 月 16 日に、会長事務室、ロータリー財団事務所及び中央事務局は、合衆国イリノイ州エバンストン市、リッジ・アベニュー 1600 番地のロータリーの新しい家の中に納まった。

国際奉仕

(International Service)

国際間の友誼にみちた、正しく且つ平和的な関係を推進し維持するためには、少くとも次の二つの行為が必要である。

(イ) 関係当事者の権利を定め、人間関係に常に起る処の差異を調整する法律的な制度。この行為は必ず政府によって且つ政府の間に発達させなければならないものである。

(ロ) すべての国民に対する、国際的な理解と善意の重要性を正しく認識した広い見聞に基づいた世論。

この理解と友誼を、ロータリー会員及び一般の人々の間に推進することが、ロータリーに於ける国際奉仕の特に行うべき仕事である。(理 51—52)

ロータリー・クラブ及びロータリアンは、常に国際ロータリーの規定方針に従い、いやしくも平和の獲得及び維持を妨げ、誤解を生じ、又は悪意を生ずる原因となるような、如何なる行動、発言、通信又は印刷物は厳重に避けて、彼等の全力を、世界中の国民に対する理解と好意の増進を奨励且つ育成するよう勧告されている。

方針概要 (Outline of Policy)

理事会は、下記方針を採択した：

「国際奉仕に於ける国際ロータリーの方針」

狙い：

ロータリーに於ける国際奉仕の狙いは、第4の綱領に明らかな通り、「奉仕の理想に結ばれた職業人の世界的親交によって、国際間の理解と善意と平和を促進する」

ことを奨励し且つ育成するにある。

ロータリーの奉仕の理想は、個人の自由、思想・言論・集会の自由、信仰の自由、迫害

と侵略からの自由、及び、欠乏と恐怖からの自由の存する処にのみ最もよく表現されるものである。

自由・主義・真理・誓言の神聖及び人権の尊重は、ロータリー主義に固有のものであり、又国際間の平和及び秩序の維持、更に人類の進歩にとって不可欠のものである。

個々の会員の責任：

各ロータリアンは、奉仕の第4手段に関する理想の達成に個人的に寄与することが期待されている。

ロータリアンは、自己の国家に対し忠誠且つ献身的な国民たるべく、自らの日常生活、及びその職業活動を処理することが期待されている。

各ロータリアンは、個人として何処に働くにせよ、広い見聞に基づいた世論を作り出すことに貢献しなければならない。かくの如き世論は、世界中の理解と親善の促進に関する政府の政策に必ず影響を及ぼすものとなる。

世界精神を抱くロータリー会員として

(イ) 彼はせまい愛国主義を越え、国際間の理解と善意と平和の促進に対する責任を分かちつあることを自覚する。

(ロ) 彼は国家的乃至人種の優越感によって行動する傾向に反対する。

(ハ) 彼は他の国民と協調するために、共通の地盤を求め、且つ開拓する。

(ニ) 彼は個人の自由を保持するため、法と秩序の規定を守り、以て、理想、言論、集会の自由、迫害と侵略からの自由、及び、欠乏と恐怖からの自由を楽しむことができるようにする。

(ホ) 彼は、一部の貧困は全部の繁栄を阻害することを認識し、世界中の国民の生活水準を改善する運動を支持する。

(ヘ) 彼は全人類に対する正義の原則を掲げ、この原則が根本であり、又世界中に行われなければならないことを認識する。

(ト) 彼は国家間の平和を推進することに常に努力を傾け、この理想のためには、喜んで個人を犠牲にする。

(チ) 彼は国際間の善意への一歩として、他人の信仰を理解するという精神を力説、実行し、それによって、より豊かな、より充実した生活を確保し得べき、基本的な道徳と精神的標準の存在することを認識する。

ロータリー・クラブの責任：

ロータリー・クラブは、政府や世界問題或は国際間の政治に影響を与えるような団体的な行動をとってはならない。むしろ、個々の会員に対して、これらの問題についての知識を与えるようにつとめ、それによって、会員が啓発された建設的な心の態度を持てるようにすべきである。

ロータリー・クラブでは、討論会を開催して、公共の問題を論じ、それによって、第4部門に示された奉仕を育成することができる。もし論争点のある場合には、双方の側が正しく発表されることが肝要である。

ロータリー・クラブに於て、国際的問題が論ぜられている場合、論者は他の国の国民を攻撃するようなことは、避けるように注意しなければならない。又会合に於て表明された個々の論者の意見に対しては、ロータリー・クラブは必ずしも責任をとらないことを明らかにしておかなければならない。

ロータリー・クラブは、国際問題に関係を持つ特殊な計画を問題とした如何なる決議をも採択してはならない。或る国のクラブから他の国のクラブ、国民或は政府に対して、何かの行動を執ることを要望してはならないし、又、或る特定国際問題の解決に関する計

画案や意見書を配布してはならない。

それぞれロータリー・クラブを有する国家間の関係が緊迫している場合には、関係国及び他の国々のクラブは、最大の注意を払わなければならない。然らざれば、如何なる行動もかえって悪意や誤解を増す恐れがある。

国際ロータリーの地位

国際ロータリーは、多数の国に存在する雑多な見解をもつクラブから成立っている。故に、政治問題に関しては、国際ロータリーによって何等団体的行動をとったり意見を述べるようなことはしない。(108頁参照、決議第40—15号「世界闘争最中のロータリー」及び決議第42—28号「戦時世界におけるロータリー」)

世界事件 (World Affairs)

理事会 (1961—62) は次の声明を決議した。

世界事件と国際ロータリー

(Rotary International in World Affairs)

国際ロータリーは、その世界に広がっている構成クラブを通して、国家間の平和の基礎として人類の間に国際理解と善意を奨励且つ育成する。ロータリーの奉仕の理想とその国際理解増進への誓は、破壊的反対勢力の猛烈な此の時代においてそれを絶対に必要で且つ根本的なものとする。

ロータリーの理想に固有なものは個人の品位と自由である。故に、その理想の永続と強化は個人個人のロータリアンに義務としてかかっている。ロータリーの効果の発生は制度によるものでもなければ、団体の表現を通じての一定の型式によるものでもない。それは、常に各ロータリー・クラブの各会員が、ロータリーの存在のためそして自由社会、即ち、正義、真実、約束の神聖、及び人権尊重の保全のため、必要な原則を進展させるよう、個人的な、強烈でそして建設的な行動をとるという、手段においてのみ達成せられる。

その構成クラブの職業指導者の中に潜んでいる効果的行動の偉大なる潜勢力を認識して、国際ロータリーは、自国の忠実なる奉仕的国民としての各ロータリアンに、彼れの影響力を及ぼし、且つ全人類の安寧に基盤となる自由と真実と正義の原則を保全且つ強化するよう彼の力を行行使し、そして此の組織を国際理解達成の益々有効的な道具たらしめる方法としての奉仕の理想に、個人で実際に応用するよう、呼びかける。

国際ロータリーはその平和と正義の原則への執着を再確認し、全ロータリアンが、出来ることならば、武力によらず寧ろ平和的交渉によって国際上の難問題を解決する上に、彼等の影響力を行行使するよう勧奨する。

原子力使用に関する提案 (Proposals Regarding Use of Nuclear Energy)

理事会は、平和目的のための原子力利用より生ずる人類への利益及びそのための原子力の絶えざる発達的重要性を認めるものである。然しながら、ロータリー・クラブが斯様なことにおいて政府を動かすため協同動作に入るとか、特定の国際問題の解決のための行動又は計画に対する提訴を提起することなどは国際奉仕に関する国際ロータリーの既定方針と一致しないものである。

国際連合 (United Nations)

国際ロータリーは、国際連合憲章の規定や国際連合の決定及び法規に対して是認も否認もしないが、ロータリアンが世界平和の促進を目ざす国際連合の活動に精通することは奨励する。

事務総長は、世界平和の促進に資する国際連合の憲章及び活動の研究に関連するプロ

ラム資料及びその他の援助について、クラブの注意をひくよう命ぜられている。国際連合及びその特殊機関の会合に出席する国際ロータリーのオブザーバーの報告は常にこれを公表するものとする。

ロータリー会員にして、国際連合或はその特殊機関のいずれかに関して、申出をなさんとする場合には、必ず自国政府の正規の手続によってつくられた機構を通じて行うべきである。(理 51—52、52—53、53—54、55—56)

国際連合に関する国際ロータリーの刊行物

(R.I. Publications re United Nations)

理事会は、国際連合の初期に於ては、国際連合及びその特殊機関の事業及び業績に関して情報を伝播する需要が大いにあったこと、並びに、この必要を充すために、理事会が、「From Here On」「此処から」「In the minds of men」「人々の心に」「The world at Work」「活動する世界」及び月刊「Report on U.N. by Rotary International」「国連に関する国際ロータリー報告」等の国際連合に関する刊行物を国際ロータリーが出版し頒布することを承認したことを、確認する。

理事会は、上記の刊行物は有用な目的に資する処が多かったが、現在では国際連合自体がその施設を通じてこのような情報の伝播を行っており、又、国際連合に関する情報も広く入手できる状況にあると考えている。

従って、理事会は、数箇国語版による「国連に関する国際ロータリー報告」の刊行は遅くも1952年6月30日には停止すること、及び、国連に関する国際ロータリーの他の刊行物（「此処から」、「人々の心に」、「活動する世界」等々）の現在の在庫品が尽きた場合には、これ以上版を重ねないことに決定した。(理 51—52)

国連旗の掲揚

(Display of United Nations Flag)

ロータリー・クラブのある国が必ずしも全部国際連合の加盟国であるとは限らない事を考え、ロータリー・クラブがロータリー旗及び国旗を掲げる場合、或は必要によって外国の旗を掲げる場合と同じく、国際連合旗の掲揚は、ロータリー・クラブその他の自発的な措置に任かすべきである。(理 50—51)

国の法律・習慣に対する批判

(Criticism of Laws and Customs of a Country)

理事会は次の如き方針の声明書を採用した。

「ロータリー会員の間、理解と親善を促進するに当って、或る国に於て非合法とされていることが他の国に於ては合法である場合が多数あること、又、或る国に於て慣習となっていることが他の国に於てはそうでない場合もあることを、認めなければならない。従って世界各国のロータリー会員は、或る国のロータリー会員が、他の国の法律・慣習を批判することは気をつけてこれを避けるべきであり、且つ又、或る国のロータリー会員が、他の国の法律慣習に干渉するが如き如何なる行為もこれを慎しむべきであるということを確認しなければならぬ。(理 32—33)

ロータリー会員とその国家との関係

(A Rotarian's Relation to His Country)

ロータリー会員とその国家に対する関係についてのロータリーの立場は、決議 43—44 (本書 128 頁) に明らかにされている。

青少年の国際的交換

(International Exchange of Youth)

理事会 (1930—31 及び以降) は、青少年の国際的交換に関し大要次の如く意見が一致した。

青少年の国際的交換——16 歳乃至 19 歳の青少年が望ましい——は原則として承認されている。このような交換はもし正しい条件のもとで完全に行われるならば、ロータリーの世界を通じて、国際的な理解と親善を促進するのに役立つ立派な活動として推奨されるであろう。

職業に関係ある青少年の国際的交換を共同的に行うことは、これを大規模に行うことのできる他の機関があるから、国際ロータリーの扱う範囲には入らない。

その目的の全部又は一部を青少年の国際的交換の促進においている現存団体がある場合には、ロータリーの最善の援助は個々のロータリアン、特に大学等に於て「教育」という職業分類を保持するロータリアンによって、斯様な団体に支持を与えることである。

このような事業を行う団体が無い場合には、交換に関するあらゆる取極めは、地区ガバナーの監督の下にクラブによって行うべきである。地区ガバナーとしては、地区内の資格あるロータリアンを指名して、このような交換を実施する手助けとするだけでも良いし、或は、理事会の承認を得て、この目的のために、地区委員会を任命してもよい。

報酬を受ける労働の問題が含まれる場合には、各国の労働雇傭規則の関係上、ロータリーが職業青少年の国際交換を行うことは、個々のロータリアンが、青少年の国際的交換のこの部門を担当する正しい資格をもった団体に、援助を与えて行く以外は実行不可能である。

国際ロータリーは、学生或はロータリアンの子女に対して信任状或は紹介状の類を発行することはしない。このような信任状及び紹介状は、国際ロータリーの用務で旅行する人々のみ発行するのが国際ロータリーの方針である。

欧州大陸・北アフリカ・東地中海地域の全ガバナーは、欧州・北アフリカ・東地中海諮問委員会の推薦する青少年交換計画に活発に参加すべきである。即ち、

(1) ロータリアンが自己の子供或は他の青少年をして交換計画に参加させたいと考える場合は、地区ガバナーの定める期日までに申込書を地区ガバナーに送付する。申込書には身体検査書を添付する。

(2) 地区ガバナー——或はガバナーの任命する委員会（望ましいが強制ではない）——は、他の関係地区のガバナー又は委員会に連絡する。

(3) 連絡を受けたガバナー（或は委員会）は、自らの申込者リストを調べ、最初のガバナー（或は委員会）と共に交換すべき青少年の幾組かの組合せをつくる。

(4) 各地区ガバナーは、国際ロータリー欧州事務次長に対し、青少年交換について連絡すべき自己地区の委員会所在地を通告する。次に、欧州事務次長は、全委員会の所在地一覧表を CENAEM 地域の各ガバナー及び R.I.B.I. 事務局長に送付するものとする。

(5) 個々のクラブが、密接な関係にある他のクラブと直接交換を行ってもよい。しかしこの場合は、各クラブは取極めた交換に関し、その地区ガバナーに対し必ず通告しなければならない。（理 51—52、52—53、54—55）

欧州、北アフリカ及び東地中海以外の地域における地区も同様の青少年交換計画を採用することが推奨せられている。

理事会は、青少年交換に活発に参加している地区の地区ガバナーに、地区青少年交換委

員会及び地区クラブが、青少年プログラムの交換に参加する青少年を満 16 歳以下でないようにすること、及び青少年交換の協定に当たっては以前に青少年プログラムに参加しなかった国に若人を送るよう努力することを示唆することを勧奨する。（理 60—61）

教育機関に於ける国際奉仕

(International Service in Educational Institutions)

理事会（1930—31 及び以降）は、教育機関に於ける国際奉仕について大要次の如く決定した。

ロータリー・クラブ及びロータリアンは、学校及び大学に在学する学生が、国際間の理解と親善を促進するため、学校内での機会を利用するよう、彼等を援助することが奨励されている。

このことを実行するには、次のような方法がある。

——外国からの留学生を有する大学の教務担当者に、世界各地における国民及び事情の改善と理解に焦点をおいた、科目、学生活動及び地域社会的計画をたてるよう奨励する。

——学生が外国の言語・歴史・政治学及び経済学を研究することを奨励する。

——外国からの著名な訪問者であって、土地の教育機関で教えられている言語を、母国語の如くに話すことのできる者を、講演、教室会議、或は学生との会話に利用できるよう斡旋する。

——外国に留学しているロータリアンの子女を世話する。及び、

——土地の学校に在学している外国からの

留学生を、クラブの会合に招待し、例会のプログラムに参与せしめる。そして——地方の学校で勉強している徒弟及び練習生を含む学生、特に新開国の人達をロータリアンの家庭に招待する。

アメリカ合衆国の小学校の生徒にスペイン語を教えるという案が、それぞれの土地の事情によってよいと思われるかどうか考慮するよう、同国のロータリー・クラブに示唆が与えられている。

これらの活動に従事するロータリー・クラブ及びロータリアンは、地区ガバナーの指導のもとにこれを行うべきである。

国際間の手紙切手等の交換

(International Exchange of Correspondence, Stamps etc)

国際ロータリーは、国際間の通信及び切手の交換を行うために、子供達の間には交換機関を設けるべきではない。（理 32—33）

同一職業分類を保持する人々との国際的交歓

(World Contacts with Men in Same Classification)

理事会は、ロータリアン全部に対して、理解と感化の社会を創り、国家的協力をすすめるために、世界中の国々の、同一の職業分類を保持する職業人の国際的交歓を促進するよう、奨励する。（理 46—47）

世界理解週間

(World Understanding Week)

理事会は、毎年 3 月 20 日を含む週を「世界理解週間」として設定し、此特別の週にクラブは、世界平和に重要な理解と好意を特に強調したクラブのプログラムその他の活動を提供しよう勧告している。（理 57—58）

研究集団 (Study Groups)

緊迫を示している国々との国家との事情及び関係を改善するについての問題を論じ且つその機会を求めめるため、及びお互の知識を広める目的を以て、ロータリアンと他の人々との会合が研究集団として奨励されている。（理 57—58）

国家間の連合会 (Intercountry Meetings)

国家間連合会は、国際ロータリー・ニュース及び地区及び地域の刊行物に、成功した会合の例を発表することによって、奨励されるべきである。このような会合を行うにあたっては、十分の注意が必要であり、且つ、必ず関係地区ガバナーの承認を得て行わなければならない。（理 32—33）

理事会は、国家間の理解と善意を進めようとする如何なる示唆にも共鳴するものであり、且つ、外国との間のクラブ及び地区連合会が益々多く開かれるようになって来たのを喜んで注目している。理事会は、熟慮の上の方針として、外国との間のクラブ及び地区の連合会が出来るだけ頻繁に開かれることが望ましいと考えており、それが結局は、国家間に亘る地区の設定にまで進むことを望んでいる。（理 45—46）

理事会は、知己と友情を進めるための、感性的性質の会合に出席するロータリアンは、彼等のクラブ或は彼等の地区内のクラブを公式に代表しているものではなく、又、彼等の国のロータリアンを代表しているのでもない、従って、このような感性的会合に出席した人々によって採択された決議は、国際ロータリー理事会によって、出席ロータリアンの所属国のクラブ、地区或はロータリアンの意志表示とは看做されないものであることを、指摘している。（理 48—49）

理事会は、欧州大陸・北アフリカ・東地中海地域のガバナーに対し、彼等の地区内で2箇国以上に亘るロータリーの会合を開く場合には、通貨の国外持出し禁止によって生ずる困難解消の一方法として、又、会合の開かれる地区のロータリアンと、他の国からの来会者との間に、永遠の友情をつくり上げるため、外国からの来会者を、会合開催都市のロータリアンの自宅に宿泊せしめるよう、考慮すべきことを示唆している。勿論、どの国の通貨に関する規則にも違反しないよう常に注意を払うべきことは当然である。(理 48—49)

国家間の訪問 (Intercountry Visits)

1. ロータリアンの集団によって、国家間訪問の計画を立てたならば、関係各ガバナーに相談し、ガバナーは又相互に相談して、お互に受入れることができるか或はその旅行が妥当かどうかを考慮するものとする。

2. このような旅行がたとえガバナーの間で妥当である意見が一致したものであっても、この旅行はそれによって、国際ロータリー又はその役員が責任をとる公式な旅行とは、如何なる意味に於ても、看做されることはなく、又、訪問する方もされる方も、明確にそのように指定、或は了解されているのでなければ、その属する地区或は国家を代表することを意味しない。

3. 国家間訪問旅行の認められた価値の見地からして、ガバナーは卒先これを推奨してもよく、又、そのために、2国家以上にわたる委員会或はその他のロータリアンの集団に援助を求めてもよい。(理 35—36)

外国訪問旅行は大いに望ましいことである。ロータリアンは、可能な時にはいつでも、外国旅行を行う機会を利用すべきであり、又、これに関連して、地区ガバナー或は国際

ロータリー中央事務局を通じて予め連絡した後、旅行のコースに当るクラブを訪問すべきである。(理 41—42)

国家間連合委員会

(Intercountry Committees)

国家間連合委員会は、いくつかの国家のクラブとロータリー会員の間の接触を確立する助けになっている。別々の国のクラブの間で互に訪問しあったり、又講演者を交換したりすることを奨励する仕事は、この委員会の事業であると立派にいえるであろう。(理 35—36)

理事会は、種々の国民の間の理解と友情を促進するという点に於て、ロータリーの世界の他の地域に於てもそうであるが特に、欧州・北アフリカ・東地中海地域に於ける国家間連合委員会の重要性を認め、且つその継続と促進を奨めている。

隣接地区或は、道徳的文化的又は物質的関心を同じくする地区であって、未だこの種の委員会をもたぬ処では、早く設置すべきである。但し、国家間連合委員会は、国際ロータリーからの財政的援助なしに活動すべきものであることを了解しなければならない。理事会は、これらの委員会は、委員数を少数にし、且つこれを国境に近い処に住むロータリー会員に限定すべきであると信じている。しかし、理事会はこれらの委員会の設置及び機能は、ロータリー・クラブ及びロータリー地区の独立の活動であると考えている。従って、この委員会に関する財政上の責任は、関係クラブ又は地区で負うものとする。(理 37—38、50—51、52—53、53—54、57—58)

理事会は国家間連合委員会の行われている地区のガバナーに対し、斯様な委員会を組織するに当っては、国家間連合委員会の委員は連続三年以上にわたり任務をおわらないように規定を設けるよう提示している。

欧州大陸・北アフリカ・東地中海地域のガバナーは、その地区内のクラブの多くが外国のクラブとの接触を保持するために既に行っている良き事業を更に継続し且つ促進するよう、各クラブに奨励することを要請されている。理事会は、このような接触を行うに当って各クラブは、同じ位の大ききで同じ程度の産業文化をもつ町のクラブを相手に選ぶべきであり、又、重複を避けるために、選んだ相手に通告する前に、地区ガバナーに相談すべきであることを示唆している。このような接触から、できるだけ良い結果を生ずるようにするため、関係両クラブの全会員或は一部の会員が、実際に相会するよう努力を払うべきである。

理事会は、欧州大陸・北アフリカ及び東地中海地域所屬のクラブで既にこのような外国のクラブとの交換を行っているクラブを推奨し、すべての国のクラブも同様な活動に考慮を払うことを薦めている。(理 48—49)

1960年に国際大会は次の決議を採択した。

第51回年次国際大会に参集した国際ロータリーは、隣接国家間に理解と善意を進展せしめるため、特に国境に密接して両側にあるロータリー・クラブの連合会及び他の活動及び接触に関連して、国家間連合の活動を増進すべきことを決議する。(国際大会決議 60—43)

理事会は地区ガバナーに次のことを提示している。

a) 国家間連合委員会の存在する処又は設置すべく提案せられている処では、関係している国又は近接地区の集団の地区ガバナーは、彼等の国及び近接国間の国家間連合委員会の活動を監督し且つ増進する上に、且つまた彼又は彼等の国又は国々及び地区と他の国におけるそれらとの間の接触を準備する上に彼(彼等)を奨励する有資格ロータリアン一名の指名を考慮すること、及び斯様なロータ

リアンの指名に当っては、斯様な国家間連合委員会の仕事に継続性を保証するため、3年又は以上の任期を与えることを考慮すること。

b) 実行できる場合には、国家間連合委員会及び非常に離れている国家間のクラブの接触の設定に考慮が払われるべきであり、且つ斯様な国家間連合委員会の委員は“パートナー”国への訪問を考えているロータリアン中から指名されるべきであること。

c) 国家間連合委員会の設定せられた国又は近接地区の集団における地区大会において、年間の委員会活動に就て委員長の報告がなされ、その報告は地区の経費を以て出版し地区の全クラブ及び中央事務局に送付すること。(理 60—61)

国際ロータリーの他団体への参加

(R.I. Participation in Other Organizations)

国際ロータリーは、そのクラブが屢々他の組織の活動に似ていることを発見する。然しながら、国際ロータリーの方針は、他の組織の有用な活動に興味を持ち之れを受入れるものであるが、如何にその事が立派なものであってもその事にそのまま、国際ロータリーは参与したり裏書することはしない。特に次のようなことは国際ロータリー又はその加盟クラブの範囲内でないということが決定されている。

- (1) 他の組織の会員になること。
- (2) 例えオブザーバーの形であっても他の組織の活動に共同的に参与すること。
- (3) 他の組織にクラブ又はロータリアンの一覧表を提供すること。

(4) 他の組織の計画又は活動に裏書すること。(国際ロータリーと他の組織に関する方針の声明書 130 頁参照)

暦の改革 (Calendar Reform)

暦を変更することは、世界中の人々の関心事である。従って、すべての国の代表者が相会して、いかなる新しい暦を(もしあれば)採用するかを決定するまでは、暦を改革するという手段をとることは、望ましくない。(理 45—46、47—48)

世界各国に関する文献

(Literature Re Various Countries)

世界の各国に関する歴史的或は技術的知識を載せた小冊子或はパンフレットの類を編集することは、国際ロータリーのなすべきことではない。というのは、このような知識は、既に他の権威ある筋から発行されているし、大抵の国に関する適切な説明は図書館でわかるからである。国際ロータリーは各国に於けるロータリー活動、或は、ロータリー活動の遂行に必要であって而かも他では入手できない情報の蒐集、編纂、配布に当ることに、その努力を限るべきである。(理 34—35、59—60)

補助言語 (Auxiliary Language)

1933 年、ボストン国際大会は、次の決議を採択した。

「第 24 回年次国際大会に於て、国際ロータリーは、理事会が必要と認めれば、理事会に、次の目的のために、世界会議を召集するか、或は少くともその召集を促進する計画をたてる権限を与えることを、決議する。

1. 補助言語として如何なる言葉を広く世界中で使用することにすべきかを決定する。

2. すべての国が公式に、この選ばれた補助言語を学校で教えることを規定するか或は奨励することをすすめる計画をたてる。(ボ

ストン国際大会決議、33—25)

理事会は、或る国のロータリー会員が、ロータリーのある、或はロータリーが進展しつつある他の国の言葉を理解することができないことから生ずる困難を認めて、この示唆は更に一層深く研究すべきであって、特に、ニューヨークの国際補助言語協会 (International Auxiliary Language Association) の如き団体によって、既にいかなる仕事が行われているかに関して調査を行うべきであるという見解を取っている。(理 33—34)

1936 年、アトランティック・シティー国際大会は、次の決議を採択した。

「第 27 回年次国際大会に於て、国際ロータリーは、国際ロータリーが国際補助言語協会 (International Auxiliary Language Association) の目標と科学的精神に基づいて行われている事業に関心を表明することを決議し、且つ、

国際ロータリーの会員が、それぞれの社会に於て、我々の国際生活の論理的発展として国際補助言語の考えに関心をひきおこす努力をなすべきことを決議する。」「(アトランティック・シティー国際大会決議、36—17)

1943 年 5 月、理事会は国際補助言語協会 (International Auxiliary Language Association) と相談するための特別委員の任命を停止し、同委員会の効果的な活動が行われるようになるまでの間、事務総長を連絡係とするよう指示を与えた。

1946 年 1 月、理事会は、次のような決定を下したが、この決定は、1948—49 年度理事会によって再確認された。理事会は、世界の諸国民の間により広い理解が一層必要とされていることを認め、現在の諸言語を一層よく学ぶこと、現在の諸言語を変えること、国際補助言語をつくり上げること、或は、既につくられた言語を更に広く使用すること、以上のいずれの方法によるにせよ、この目的のためにあらゆる努力を傾けるべきことを薦めている。

事務総長は、国際補助言語協会 (International Auxiliary Language Association) と接触を保ち、何か措置をとる必要があると思われる場合には、理事会に報告するよう、指示されている。

ユネスコに於ける国際ロータリーのオブザーバーは、この決定の第 1 節に理事会によって表明された考えを心に留め、ユネスコの会合に於てこの問題に関するあらゆる重要な事柄はすべて会長に通告するよう要求されている。(理 45—46、48—49)

事務総長は、国際補助言語を促進する種々の努力に関して得られる情報を、ロータリーの文献を通じて、ロータリー・クラブへ伝達することを継続するよう要請されている。(理 53—54)

国際間の理解を進めるに言語の大切なことを認識する一方、理事会は国際ロータリーが国際補助言語に関しての研究に取り組む立場になっていることを決定した。(理 55—56、59—60)

ない

国際大会に於ける立法

(Legislation at Convention)

国際大会は国際ロータリーの立法機関である。国際大会に参集したクラブの選挙人がこの団体の規則と方針を決定するのである。立法に関する事項についての国際大会の決定は、条例制定 enactments と決議 resolutions の形をとる。

条例制定 (Enactments)

国際ロータリー定款及び細則若しくは標準クラブ定款の規定改正は条例制定という形をとる。条例制定を提案し得るものは、クラブ、地区大会、元会長会議又はグレートブリテン及びアイルランドの国際ロータリーの大会、規定審議会及び国際ロータリー理事会である。

国際ロータリー定款又は細則、又は標準クラブ定款に改正を加えんとする如何なる提案も、規定審議会開会日付の前年4月1日までに事務総長に配達されていなければならない。事務総長は、その写を規定審議会及び国際大会が立法案を審議するロータリー年度の8月1日までに各クラブの幹事に郵送し、そして正式に提案された改正案を審議会に直接伝達すべきものとする。(国際ロータリー定款及び細則及び標準クラブ定款)

国際ロータリー定款及び細則並に標準クラブ定款に照して、理事会は、次期規定審議会の日取の前年4月1日以後に事務総長によって受取った(例え斯様な改正案を事務総長に送付したということをして4月1日以前に郵便、電報、無電又は電話で通知があったとして)国際ロータリー定款及び細則並に標準ク

ラブ定款に対して提出された如何なる改正案も、国際ロータリー定款及び細則並に標準クラブ定款の規定に従って正当に提出されたものではなく、そして事務総長によって次の規定審議会又は斯様な審議会において考慮するよう国際ロータリー加盟クラブに移牒してはならないことを決定した。

正当に提出された改正案の文書は、斯様な提案が審議される規定審議会の開催される日取の前年4月1日か、それ以前に中央事務局の事務総長の手元になければならない。(理 54—55)

決議 (Resolutions)

国際ロータリー定款及び細則若しくは標準クラブ定款を改正することなしに単に大会の意見を表明し、或は方針又は手続を設定若しくは取消す処の国際大会の決定は、決議という形で行われる。

決議案を提案し得るものは、クラブ、地区大会、元会長会議又はグレートブリテン及びアイルランドの国際ロータリーの大会、規定審議会、国際大会々期中に開催される特別協議会、若しくは正式に承認された会議、国際大会委員会及び国際ロータリー理事会である。

すべての決議案は、文書を以て国際ロータリー事務総長に提出されなければならない。決議案を提出する際に前以て予告するのが習慣となっている。然しこれは定款及び細則の規定によって要求されている訳ではない。

非常立法 (Emergency Legislation)

国際ロータリー細則(第6条、第2節)は、理事会全員三分の二の投票によって発表された理事会の意見で非常事態が存在する場合には、

(1) 国際ロータリーの定款を改正しない制定案又は決議案を国際ロータリー細則第20条第3節又は標準クラブ定款第14条第3節に定められた方法によることなく、奇数年の国際大会において議決することができる。但し時の許す限りそこに示された手続に従うものとする。

(2) 国際ロータリーの定款を改正しない制定案で偶数年の国際大会当時又は以前及び規定時日以後に受取った議案を、国際ロータリー細則第20条第3節又は標準クラブ定款第14条第3節に定められた方法によることなく、偶数年の斯様な国際大会において議決することができる。但し時の許す限りそこに示された手続に従うものとする。

(3) 偶数年の国際大会で受取った決議案を、国際ロータリー細則第9条に定められた方法によることなく、斯様な国際大会において議決することができる。但し時の許す限り、斯様な非常決議案は大会に付議する以前に規定審議会に提出すべきものとする。

非常時における大会によって議決される制定案又は決議案の採用には、投票用紙を用い出席投票人の三分の二の票決を必要とする。

「立法案集」

(Booklet of Proposed Legislation)

理事会は、制定案及び決議案を載せた小冊子の一部づつ、各加盟クラブの会長及び幹事、国際ロータリー全役員及び全委員、及びその他「R.I. ニュース」受領者全部に対し、配布することを承認した。各クラブ及び地区大会に於ても申込次第入手できるし、又国際大会々期中にも利用できることになっている。(理 38—39)

事務総長は、毎年国際大会で提案される立法案を英語その他必要と判断される国語で印刷して小冊子をつくる権限を与えられている。(理 40—41)

理事会は、制定案或は決議案に関連して提案者その他から寄せられる補足的説明は、「立法案集」刊行に対して背景的知識として役立つものと認めてそれを受付けるが、必ずしもそのまま冊子の中に印刷するとは限らない。(理 53—54、56—57、60—61)

加盟クラブ及び規定審議会代表者が提出された立法案について完全な知識をうることができるように、定款及び細則委員会が斯様な提出立法案の文書に不備な点を見出した場合には、審議会の会合以前に加盟クラブに、その改正せんとする意志を知らせることができるよう、立法案提出者は、その改正案を規定審議会に提出するに当って、その人達が意図する改正案について事務総長に説明するよう注意されている。斯様な情報は、加盟クラブに通知するため、その立法案を審議すべき日取に先だつ1月1日以前に中央事務局の事務総長によって受理されていなければならない。

規定審議会 (Council on Legislation)

規定審議会は国際大会の一部として毎偶数年に開催されるのであるが、国際ロータリー細則第9条の規定により約300名の議員から構成される。本審議会は、すべての立法案を審議し、その措置による勧告案を国際大会に報告する。

理事会は、規定審議会が、そこで修正された制定案又は決議案を国際大会に勧告できるということ、及び、国際大会が斯様な提案を修正通り可決するという既定手続は国際ロータリー細則の規定に適合し、且つ、その提案された手続、そして斯様な手続の下に、国際大会が審議会で改正された通りの提案を可決したときに、国際大会は、その結果において、その原案に議決を与えたものであるということに意見が一致している。(理 57—58)

規定審議会の手続規定 (Rules of Procedure for Council on Legislation)

審議会は毎年開会劈頭その手続規定を決定するのであるが、1562年度審議会の採用した手続規定は次の通りである。

1. 審議会の召集と共に先ず第一になすべき行事は、定員の出席を確保する信任状委員会の予報である。
2. 審議会議員の三分之一が定員を構成する。各投票員は投票に付された各議案に単に一票を投ずる権利を有する。
3. 審議会の議員は、議員として報告され議席を与えられた以上、会期中は議員であつ

て代理を立てる権利をもたない。

4. 第二になすべき行事は、手続規定と規定審議会の審議事項の順序を推奨する委員会の報告を受取り且つ考慮し、そしてその手続規定及び審議順序を決定することである。

5. 討論に当っては、審議会の各員は、抗議する場合の外は、同日同一問題に対し二回以上にわたらない発言の権利を有している。然しながら同一問題に対して未だ発言したことのない会員が発言を要求した場合には二度目の発言を差控えるべきである。その日の日程に規定されているか又は多数決により決定せられない限り、一回の発言時間は五分を超えてはならない。

6. 国際ロータリーの定款及び細則、又は審議会で特に定められた規定以外の総ての手続事項はロバートの議事法によるものとする。

7. 制定案或は決議案の提案代表者に対し、たとえその代表者が審議会の議員でなくとも討論の特権が与えられる。但し、この特権は同制定案若くは決議案の審議に限られ、この代表者は5分間にわたりその提案者としての見解を公式に陳述することを許され、猶おその上3分間の討論時間が与えられている。この3分間は同問題討論中なれば何時用いてもよい。

8. 国際ロータリー会長が審議会議長を任命し自己の職務を代行させる場合は、会長は何時でも再び議長の椅子につくことができる。

9. 審議会事務局長は、代理又は助手を任命することができる。

10. 審議会の議事は、記録するものとする。

11. 審議会は全体として委員会に移行し、審議会に報告を行うものとする。委員会に於ける討論は記録されないが、事務局長は議事のメモをとり、審議会に対する委員会の報告材料となすべきである。

12. 審議会の起草委員会は次の如き方法によって選んだ1名の委員長と4名の委員から成る。即ち、審議会議長は議員の中から委員長1名と委員4名を指名し、更に議場よりの指名を求める。若し議場よりこれ以上の指名が行われない場合には、審議会議長の指名した者が自動的に選ばれたことになる。もし、これ以上の指名が行われた場合には、選挙は投票によって行われる。審議会議長或は議長によって審議会の報告を国際大会に行うことを命ぜられた者が、委員でない場合には職権による起草委員となるものとする。

13. 審議会の報告を他の委員の援助を得て国際大会に提出すべく準備することは起草委員長の任務である。而してその場合、委員会はすべての制定案及び決議案の本文が一定の形式及び規定に合ったものかどうかを慎重に調査し、委員長はそれに関して審議会に助言することになっている。

14. 審議会は国際大会の期間、随時開くことができる。

15. これらの手続規定は、一旦審議会によって採用されたならば、出席議員3分の2以上の投票によるのでなければ停止若くは改訂することはできない。

議事録 (Record of Proceedings)

審議会議事録の逐語的記録は、中央事務局に図書館の参考用として所蔵されており、如

何なるロータリアンにもそれを検討し又は読むために提供せられている。ロータリアン又はロータリー・クラブがこの議事録の逐語的記録の一部分又は全部の写しを必要とすれば、斯様な議事録が会議の報告員から得られるか否か及びその一頁当りの写作成実費についての情報をうることができる。その写しを要求すれば、事務総長は一頁当りの実費でその写を造って貰いそれをその要求したロータリアン又はロータリー・クラブに送付する。

立法案提出の方法 (Method of Proposing Legislation)

立法案はすべて国際ロータリー定款及び細則若くは標準クラブ定款の規定に合致したものでなければならない。又、現存の定款の規定或は今なお効力を有する国際大会の決議の規定と重複してはならない。

クラブが国際大会に対し立法案を提出せんとする場合は次の手続に従うようにしたい：問題は先ずクラブ例会に於て理事会によってクラブに提出されなければならない。もしこの制定案或は決議案がクラブによって採択されたならば、この案が何月何日の例会において正式に採択されたものであるということを証明するクラブ会長及び幹事の署名した書翰を添えて国際ロータリー事務総長に送付する。もしこの証明書に、この立法案を提出するに至った事情についてその理由や事実をくわしく述べ、注意深く作成された証明書がついていれば大いに役立つであろう。

地区大会に於て、国際大会に対し制定案或は決議案を提出することに意見が一致した場合は、ガバナー及び地区大会事務局長が国際ロータリーに対して行う地区大会公式報告の中に含まれるようにしなければならない。

RI 細則 第9条は、すべての制定案は、事務総長によって審議会に伝達されなければならない、但し理事会はすべての制定案を審査し且つ定款及び細則委員会の助言の下に、如何なる制定案の如何なる不備についても之を提案者に助言しなければならない、と規定す。

国際ロータリー細則には又(第9条)、「理事会は、すべての決議案を審査し且つ理事会が国際ロータリーの範囲内にあると認めたこれらの決議案を審議会に送達するよう事務総長に命令するものとする。理事会が定款細則委員会の意見を徴した上、国際ロータリー計画の範囲内にあらずと決定した場合には、審議会開催以前にその旨提案者に通告し、その提案者がその決議案を審議会及び国際大会で審議することについて審議会員3分の2の同意をうるにあらざれば、斯様な決議案は審議会に伝達されないものとする。」と規定している。

理事会は、会長及び国際ロータリー事務総長に対し、理事会に代って、国際ロータリー細則に規定せられた前掲の手續に則り、すべての立法案を調査する権限を与えた。(理 51-52)

様式 (Form)

立法案は次のような様式で提出する習慣になっている。

制定案

(簡潔に提案の目的を書く) _____
提案者 _____

第____回年次国際大会に参集せる国際ロータリーは、_____ (定款細則等改正すべき主題を示す)、第____条、第____節の規定、____、を第____条、第____節の_____という字句を削除し次の字句を入れることによって改正することを制定する。(新字句挿入)*

決議案

(簡潔に提案の目的を書く) _____

提案者 _____

第____回年次国際大会に参集せる国際ロータリーは次の如く決議する。

(以下決議案文)*

理事会に対する陳情

(Memorial to Board)

クラブ或は(地区)大会は、国際大会に対し制定案若くは決議案を提出する代りに、問題を理事会に提起し理事会をして適当と認められる決定を行わしめることによって目的を達することができるのである。

1910年から1942年に至る国際大会

決議の現状 (Status of Convention Resolutions, 1910—1942)

クリーブランド国際大会に於ける決議の編纂：1925年現在に於て、1910年から1924年に至る間に国際大会で採択された決議は数百に及んでいた。

1925年(クリーブランド)国際大会は決議16—17を採択したが、その決議に於て国際大会はこれらの決議の内容を列挙し、それらの決議は「国際ロータリー定款及び細則に組入れられている基本的な規則を解釈し且つ補足することによって十分の効力を発する」ものであることを宣言し、又、同時に、これ以外の187の決議はすべてその目的を果たしたものであって最早国際ロータリーの役員若くはクラブに対して拘束力を有しないものと考えられる旨宣言した。

*注意：制定案及び決議案にはその目的、之れを支持する事項を述べたものを添えるべきである。

ダラス国際大会における決議の編纂：1922年、ダラス国際大会は決議29—12を採択し、クリーブランド国際大会の決議25—17に於て有効なものとして列挙された約25の決議の原文を取消し、その代りとして、その決議の摘要即ち編纂を用ゆることにした。

国際大会決議の調査

(Survey of Convention Resolutions)

1941年、デンバー国際大会は次の決議を採択して、理事会が随時、或る種の国際大会決議を既に有効ならずと決定することができるようにした。即ち、

「第32回国際大会に参集せる国際ロータリーは、今後国際ロータリー理事会が随時、国際大会で採択せられた現に有効な決議の中で、どの決議が儀礼的なもの或は一時的なものであると考えられるか、或はどの決議が後の立法によっておきかえられ、もはや有効であると考えなければならないか、或はその決議が採択せられた国際大会の議事録以外には手続要覧或は他の国際ロータリーの刊行物に発表する必要があるかどうかを決定し、かくの如き決議に基づく理事会の決定事項の報告は会長若くは事務総長によって、この決定事項の行われた年度の終末に於ける国際大会に対する報告書で加盟クラブに報告するという了解の下に於て行うということを決議する。」(デンバー国際大会決議、41—8)

1941—42年度理事会は、前掲の決議41—8に則り、国際大会立法の調査を行った上、事務総長に対し、事務総長年次報告に次の各項を含めることによって、理事会の決定事項を42年トロント国際大会に於てクラブに注意を促すよう要請した。

「理事会(41—42)は、1941年デンバー国

際大会の決議41—8に従い、現に有効な決議中で、どの決議が儀礼的な或は一時的なものと考えられるか、或はどの決議が後の立法によっておきかえられたと考えられ、もはや有効であると考えなければならないか、或はその決議が採択せられた国際大会の議事録以外には手続要覧或は他の国際ロータリーの刊行物に発表する必要があるかどうかを決定するために国際大会決議の調査を行った。」

「この有効な決議の調査を行った結果、理事会は、これらの決議中で約25の決議は、まだ十分に実行されていない決議であるか、若くは、国際ロータリー定款及び細則或は標準クラブ定款に示されている国際ロータリーの基本的な規則を解釈補足する方針或は手続を確立するものであり、従って今後とも有効な決議であることを決定した。理事会は事務総長に対し、かくの如き決議の原文を手続要覧に(パンフレット35号)に発表して、加盟クラブの啓蒙と指導に資するよう指示を与えた。」

「調査中の数個の決議は国際ロータリーの定款の改正を是認し、又 R.I.B.I. の定款の改正を承認しているから有効である。しかし理事会は、それらの決議はそれが採択された国際大会の議事録以外には発表する必要はないと決定した。」

「調査中の残余の決議は約50あるが、いずれも、儀礼的な或は一時的な決議であるか、若くは採択後の立法によって十分に実行されているか或はおきかえられている決議であることが理事会で発見された。従って、理事会は、これらの決議が既に目的を達成しており、もはや有効であるとは考えられず、従って、それらの決議が採択された国際大会の議事録以外には発表する必要のないものと決定された。」

国際大会決議調査の全文は、この調査で研究した決議全部の番号と共に、1942年6月の国際ロータリー理事会の記録及び手続要覧(1942年10月発行のもの)に載っている。

理事会(1945—46)は、国際ロータリー役員及び中央事務局係員のロータリー・クラブに対する事務奉仕についての説明」を採択した決議42—16は一時的な性質のものであり、且つ既にその目的を達成したものであると決定した、従って決議42—16はもはや有効でない旨を宣言した。

理事会(1951—52)は、決議40—15「世界闘争渦中のロータリー」及び決議42—28「世界戦争中のロータリー」は、国際ロータリーの如何なる印刷物にも発行する必要がないということに意見が一致した。そして一時的なもの以外のこれらの決議の主旨を含み且つ肯定する国際奉仕における国際ロータリーの方針を採用した。決議42—15及び42—28はこれを決議した年の大会報告に全文がのっている。(理55—56)(国際奉仕における国際ロータリーの方針92頁参照)

会 員 資 格

(Membership in Rotary Clubs)

標準クラブ定款(第5条)には会員の種類は、正会員、シニア・アクティブ会員、パストサービス会員及び名誉会員の4種類とする旨規定されている。

会員資格及びその継続、会員選考委員会の任務、会員選考の方法等についてはクラブ定款及び細則にその規定が見られるであろう。

理事会は事務総長に対し、各クラブが国際ロータリー定款及び標準クラブ定款に示されている会員資格及び職業分類の必要条件を充てない人を入会させることについて、屢屢警告を発するよう要請している。

二重会員 (Dual Membership)

如何なる人も、同時に一よりも多いクラブにおいて、正会員、シニア・アクティブ会員、又はパスト・サービス会員の資格を持つてはならない。(国際ロータリー細則第3条、第5節)

会員資格は個人のもので会社のものではない (Membership Individual—Not Firm)

ロータリーの会員資格は飽くまで個人々々のものと考えられるべきであって、個々の会員が代表している共同企業体 (Partnership) 又は法人 (Corporation) のものではない。(ダラス大会決議、29—12、第3条第1節)

会員の事業はクラブの区域内で行なわなければならない (Business Must Be Within Territorial Limits)

クラブの各正会員はそのクラブに於て分類

を受け且つその職場をそこに持つそれぞれの職業に、クラブの区域内に於て現に自ら従事していなければならない。(クラブ定款第5条第2節)

会員たりうる者は、クラブの区域内に於てその職業に、自ら活潑に従事し且つその職場をそこに持つていなければならないという条件に合致する義務があることを国際ロータリー及び地区ガバナーは常に強調しなければならない。(理52—53)

正会員の住居が郊外住宅地であり而もそれが他クラブに属する区域にあつても差支えない。但し、必ず自分のクラブの区域内に於てその職業に、現に、自ら、従事し且つその職場をそこに持つていなければならない。

その人がクラブの区域内に居住していても、その職場をクラブの区域外に持つとか、或はその人の職場がクラブの区域外に移転した人を会員に続けておくことは、国際ロータリーに加盟許可の際各クラブが受け入れることを承諾する国際ロータリー定款の職業分類及び会員資格規定の絶対違反である。ロータリー・クラブの正会員資格に関連して、「職場」とは正会員又は推薦された正会員が彼れの職業上の責任及び活動を普通に管理する事業場を意味すると理解されている。(理60—61、61—62)

理事会は、社会事情の変化が、ロータリー・クラブの会員資格をクラブの区域内住所にその基礎をおくことを規定する国際ロータリー定款の改正を正当化するものではないと信ずるが故に、斯様な如何なる提案にも反対する。(理60—61)

追加クラブの会員 (Membership in "Additional" Rotary Clubs)

国際ロータリー細則第1条第1節の規定に従い、或るクラブが追加クラブ結成を許すためその所在する市行政圏内の区域を割譲し、そしてその元のクラブが追加クラブの区域内からその職業、任務又は技術上の活動が市、区又は他の行政区の全範囲にわたるものを会員として入会せしめる権利を保有し且つ行使する事情の下において、追加クラブもその地域内における全市、区又は他の行政圏にわたる事業を持つものを含めて適当な職業分類の下に有資格者を会員に選ぶことができる。斯様な場合には両クラブ共国際ロータリー細則第3条第5節の規定に十分注意して、同1人が一クラブ以上の正会員、シニア・アクティブ会員、又はバストサービス会員にならないようにしなくてはならない。(理 59—60)

他の組織の会員 (Membership in Other Organizations)

ロータリー・クラブ会員は他のサービス、クラブに入会して、その関心と精力を分散することは遠慮すべきである。(ダラス国際大会決議 29—12、第3条第4節)

ロータリー・クラブにおける会員の責任を果すためには、ロータリアンは他の奉仕クラブ又は同種の組織の会員となつてはならない。(理 60—61)

他の奉仕クラブ又は類似団体においてロータリアンが会員であること、及び如何なる会

員も、理事会が十分な理由ありと認めた時は、クラブ理事会によってその会員の資格を終結せしめることができるという標準クラブ定款の規定についての国際大会の処置及びクラブ自身が取ったこれまでの処置を考慮して、ロータリー・クラブの理事会は、理事会の考えで、所属クラブ会員で他の奉仕クラブ又は類似団体においてもその会員を続け、所属ロータリー・クラブに対する義務を果さないということは、その会員の資格を終結せしめるに十分の理由となると考えることができる。(理 60—61)

外交官及び領事 (Diplomatic and Consular Representatives)

外国政府使臣の仕事が比較的重要な地方に於ては、外交官及び領事等を名誉会員として入会せしめることによってクラブ内にその業務を十分に代表させるのがよい。(理 42—43)

船 長 (Commanders of Vessels)

大西又は太平洋両洋に面する港湾都市のクラブに於ては船上に於けるロータリー会員の会合を奨励したり或はその他の点でロータリーに関心を示す大型航洋船舶の船長を名誉会員に推すことが薦められている。(理 36—37)

名 工 (Skilled Craftsmen)

標準クラブ定款の枠内に於て、そこに規定された条件に合致する技術のすぐれた名工をロータリー・クラブに入会させる規定は出来ているのである。従つて、その技術以外の点に於て入会の資格を十分有する名工をクラブに入会させるために、この規定を修正する必要はない。(理 45—46)

移籍会員 ("Transferred" Members)

ロータリー・クラブの会員がその会員資格を或るロータリー・クラブから他のロータリー・クラブに移籍できるという規定は何処にもない。

一つの都市から他の都市に移転する会員が、ただ移転したという事実だけによって、移転先の都市のクラブの会員たり得るといふ所謂「移籍会員」といふ会員資格を確立することは、各クラブの会員選考に関する自主性を冒すものであり、又職業分類による会員資格の原則に反して、職業分類が二重になる結果を来す場合が多い。理事会は職業分類の重複を生ずるようなロータリー・クラブにおける会員の如何なる規定にも賛成しない。(理 38—39, 61—62)

諸系統の民族からの会員 (Membership for Men of Various Nationalities)

理事会は、諸系統の民族グループ(外国で生れた者及びその子孫)が存在する都市のクラブが、その都市内の種々の民族を同化する手段として、これらのグループからロータリアンたる資格を十分に備えている人々を入会させるよう考慮を払う方がよいとの示唆をしている。この目的とする処は、彼等をクラブに代表されている他の民族の人々とより親しくさせ、彼等のグループの他の人々に対しても有益な影響を与えるように激励して、彼等がその仲間内の交際に限られないで、彼等の住む国の全体を構成する上に不可欠な分子となるようにすべきである。

このことを行うための手段はロータリー・クラブの会員資格に関する規定の中に既に含まれているから、特別な規定を設ける必要はない。只都市内に住む他系統の民族から会員を求めることが望ましいという点にクラブの注意を向けたいというのが理事会の考えである。(理 44—45)

名誉会員 (Honorary Membership)

各クラブは名誉会員の資格をロータリーの理想推進に著しい功績のあった者だけに限り、これを濫用しないようにすべきである。名誉会員の地位はロータリー・クラブが与え得る最高の榮譽であり、従つて特別な場合にのみ与えられるのでなければならない。もし名誉会員を勝手にどんどんつくるようなことがあったら、ロータリーの会員選考の規定を如何に完全に守ろうとしても意味のないものにならう。(理 52—53)

ロータリー財団奨学同窓生のための会員資格 (Membership for Rotary Foundation Fellowship Alumni)

職業分類による会員資格の基本原則の範囲内において、元ロータリー財団奨学生が適当な時期に彼の職業上の基礎の下にロータリー・クラブの会員としての資格が生ずることは十分期待できることである。然しながら、ロータリー財団奨学同窓生のために斯様な名の下に特種の会員制度とか職業分類を設定することはロータリーの職業分類の原則と一致しないが故に望ましくない。(理 58—59)

ロータリー財団奨学生を奨学生たるの故を以て名誉会員に推薦せんとすることは甚だ望ましくない。(理 52—53, 58—59, 61—62)

同一のクラブで同時に正会員及び名誉会員になること (Active and Honorary Membership in Same Club)

同一のクラブで同時に正会員と名誉会員を兼ねることは、他の正会員や名誉会員の権利、特権、責任を決定するに當つてクラブ内に常に混乱を引起す基になる。しかし、クラブ標準定款、又は国際ロータリー細則のいづれにも、同一のクラブで同時に正会員と名誉会員を兼ねてはならないという規定はない。けれども、その細則の意図する処はこのような二重会員となつてはならないことを明らかに示しているように思われるのである。(理 38—39)

名誉会員の特権

(Privileges of Honorary Membership)

クラブにおける会員資格に有望な会員を推薦する特権を名誉会員が持つことは、国際ロータリー定款の規定の精神に悖るものと考えられているので、その特権を名誉会員に与えることは許されない、そして各ロータリー・クラブは、有望会員の推薦は単にクラブの良い立場にある正会員、シニア・アクティブ会員又はパスト・サービス会員に限るという規定を加えて、その細則を改正することが提示された。(理 60—61)

シニア・アクティブ会員

(Senior Active Membership)

理事会(1954—55)は、国際ロータリー細則及び標準クラブ定款でシニア・アクティブ会員資格規定を適用するにあたってクラブへの情報及び指導上次の解釈的文書を採用した。

1. シニア・アクティブ会員資格に関する国際ロータリー細則及び標準クラブ定款の規定は標準クラブ定款を採用したクラブに対して命令的なものである。然しながら、標準クラブ定款の下に運営されていないクラブに対しては命令的ではないがそれらのクラブも此の規定を採用することが期待されている。
2. 若し正会員(職業分類をもつ)がシニア・アクティブ会員になった場合には、その人の第2正会員は自動的に正会員となるものではないばかりでなくその第2正会員の資格は終結する。但しクラブがその人を直ちに入会せしめることを選ぶならば勿論その人は直ちに入会せしめられる。
3. 若し第2正会員が正会員になった場合(その人の元の正会員がシニア・アクティブ

会員になった後)にはその人の第2正会員として同一商社から他の人を推薦する権利を有する。

4. 第2正会員は、元の正会員がその職業分類を保持して正会員の資格を継続する場合にシニア・アクティブ会員となることができる。そしてその正会員は同一商社からその第2正会員として更に1名を推薦することができる。
5. シニア・アクティブ会員の資格条件の中に示された「15又は以上」又は「5又は以上」の年数は連続的であるということは要求されていない。
6. シニア・アクティブ会員がその職業から引退したということはその人のシニア・アクティブ会員資格の立場に何等影響しない。
7. 正会員がシニア・アクティブ会員に必要な条件を持ち、シニア・アクティブ会員となることを選びそしてそうなったときには、その後他のクラブ正会員の保持している職業分類と同一職業に変わったとしても、その人は規定上シニア・アクティブ会員としてのクラブ内の会員資格を維持する権利がある。
8. シニア・アクティブ会員に選ばれるには、ロータリー・クラブの元会員は嘗てシニア・アクティブ会員であったか、或はその人が会員資格がなくなった時に既に国際ロータリー細則又は標準クラブ定款に定められた規定によってシニア・アクティブ会員としての資格を持っておらなければならない。
9. 自分自身の希望によってシニア・アクティブ会員になった人は、出席条件及び他の会員としての義務を満す限り、何処に住居を持つに至ってもその希望を実行したクラブにおいてシニア・アクティブ会員の資格を続けることができる。(本文書終)

シニア・アクティブ会員の制度を利用することに関連したクラブ活動を奨励するため、地区ガバナーは次の諸事項を行うべきである。

(1) 国際協議会(International Assembly)に於て得たシニア・アクティブ会員の問題に関する情報の摘要を地区ガバナー月信(Monthly Letters)に公表する。

(2) この問題を地区協議会(District Assembly)に提唱して、シニア・アクティブ会員に関する定款の規定をなお一層よく利用することによって得らるべき利益について説明する。

(3) 正会員がシニア・アクティブ及びパスト・サービス会員になったために空員となった職業分類を充すことによって、地区内のクラブが如何にその会員を増加することが出来たかについての情報を、年間を通じて地区ガバナーの月信に発表する。

(4) 地区ガバナーの公式訪問に際してクラブ協議会(Club Assembly)にこの問題を提唱する。(理 50—51)

シニア・アクティブ及びパスト・サービス会員のバッジと職業分類

(Classification on Badge of Senior Active or Past Service Member)

シニア・アクティブ及びパスト・サービス両会員のバッジには、「シニア・アクティブ」又は「パスト・サービス」の文字の下に、括弧で囲んだ(前職業分類)という欄を設け、その会員がシニア・アクティブ又はパスト・サービス会員になる直前まで、保持していた職業分類を書きこむようにし、更にこの職業分類をクラブ会員名簿やその他氏名・職業分類を必要とするクラブ記録類に書き入れておくよう、理事会では示唆を与えている。(理 45—46)

英本国及びアイルランドに於ける前役員とシニア・アクティブ会員(Senior Active Membership of Past Officers in Great Britain and Ireland)

理事会は、R. I. B. I. の審議会がシニア・アクティブ会員に関する国際ロータリー細則第3条3節の規定の言葉づかいに対して下した解釈——即ち、「……現に国際ロータリーの役員であるか或は嘗て役員であった……クラブの正会員は、本人の希望により、そのクラブのシニア・アクティブ会員になることができる」という条項は、英本国及びアイルランド地方に関しては、R. I. B. I. 審議会の選挙による役員及び英本国及びアイルランドの国際ロータリー代表であって 1938年7月以降辞退した者も意味することに同意する。

(理 41—42)

再建されたクラブに於けるシニア・アクティブ及びパスト・サービス会員

(Senior Active and Past Service Membership in Re-Established Clubs)

理事会はシニア・アクティブ及びパスト・サービス両会員の資格に関する定款の規定を変更する機能を有しないことを認めるが、戦争のため国際ロータリーへの加盟が取消されたクラブの有する障害のための緊急の措置として、これらのクラブが再建された場合、もし希望があれば、そのクラブが国際ロータリーに加盟していなかった期間をもシニア・アクティブ及びパスト・サービス両会員の資格を定める際に加算して考慮してもよい。

会員数の最小限

(Minimum Number of Members)

理事会は以下の如き方針を確立している：ロータリー年度の最初の月に於てロータリー・クラブが会員数 20 名以下と報告した場合には、地区ガバナーは同クラブと連絡して会員数減少の理由を訊し、再興について如何なる手段が講ぜられているかをたしかめるべきである。

地区ガバナーは、その調査の結果を国際ロータリー会長に報告し、会員数の問題の解決に対して、如何なる援助をクラブに与えたかを示さなければならない。(理 53—54, 62—63)

ロータリー・クラブを結成するのに必要な正会員数の最小限は 1961—62 理事会の決定により 20 名から 25 名に増加された。

クラブの内部的拡大

(Extension Within the Club)

国際ロータリー事務総長及び役員はクラブの内部的拡張の重要性に力点を置くように要請されているが、特に次の諸点が強調されている：

(1) 会員選考及び職業分類両委員のメンバーは一度に全部を替えることのない事が望ましい。

(2) クラブ所在都市内の有益にして且つクラブに代表を送るにふさわしい事業の調査を屢々行い、これと関連して永久的且つ最新の充填及び未充填職業分類表 (Record of Filled and Unfilled Classifications) を保持できるようにする。

(3) 空員の職業分類は (Unfilled Classification) 一度に多数でなく、数個ずつクラブに発表するようにする。(理 39—40)

均衡のとれた会員組織

(Balanced Membership)

商業又は専門技術の分類が片寄らないよう、そして同時に地域社会の商業及び専門職業の実態を代表するように良く均衡のとれた会員組織を維持する努力において商業又は専門職業の分類の一又は極限された数に片寄っている地域社会のクラブは、或一つの大分類の下にあるはっきりした分類に第二正会員を加えて入会せしむべき会員数の限度を決定するのに困難を感じることがある。兎もあれ、色々変わった事情の観点においては、斯様な事情にあるクラブによって採用しなければならない制限の範囲は、その関係クラブによって決定しなければならないもので、一般に応用できるような限度は国際ロータリーで設定

することは出来ないし又なしてはならない。(理 59—60)

クラブ内の代表的会員 (Representative Membership Within Clubs)

各ロータリー・クラブでは、その所在する地域社会の職業生活の眞の横断面でなければならない。これを齎らす努力は、すべてのロータリー・クラブがその地域社会でロータリーの目的を効果的ならしめるのにそのすべての潜在するものを手に入れるために、その度を増さなければならない。(理 60—61)

第 2 正会員

(Additional Active Members)

第 2 正会員に関する規定はロータリーのあらゆる分野を通じて強調されなければならない。各クラブはこの規定を利用して、より多くの人々をロータリーに引き入れロータリーの特権を享受せしめると共に会員数の増加につとめるべきである。各クラブは又、第 2 正会員の資格は正会員のそれと全く同一であること、及びかかる資格を有する者のみが正会員にせよ第 2 正会員にせよ、ロータリーに入会を考慮されるのであるということ記憶しなければならない。(理 52—53)

入会予定者のクラブ例会への招待

(Inviting Prospective Member to Club Meetings)

クラブが入会予定者を、入会申込カードに署名する前に、数回のクラブ例会に招待する習慣を採用することに対して理事会は賛意を表している。(理 49—50)

新会員の入会式

(Induction of New Members)

(4) 事務総長は絶えず各クラブに対し、新会員のクラブ入会式を、それぞれ独特の威厳あるやり方を考案して行うよう示唆を与えるべきであると指示されている。

(2) 基準となる統一的な入会式が準備され又は各クラブに示唆されることはない。

(4) 事務総長は絶えず各クラブが新会員を直ちに一つ又はそれ以上の委員に任命して、その委員長が彼を同化させる責任を持つという方法を地区ガバナーに示唆すべきである。

(5) 事務総長は、地区ガバナーが更にロータリー教育を盛んにすることの必要を強調し、この問題に関して利用し得る資料が中央事務局から入手出来ることを、各クラブに注意するよう示唆すべきである。

(6) 地区ガバナーは、地区内から 1 クラブを選んで地区協議会に際して 10 分間、クラブ例会に於ける新会員の威厳ある入会式を実演させるようにすべきである。

(7) 事務総長は、もしガバナーから依頼があった場合には、指針として、1、2 の入会式のやり方を送付しなければならない。(理 44—45)

名を呼び合う習慣

(First Name Custom)

ロータリー会員が仲間の会員に姓ではなく、名 (first name) で呼びかけるのは単なる習慣である。クラブがこの習慣を採用するかどうかは自由である。或る場合にはこの習慣がそのクラブの存在する国の人々の一般の習慣と一致しないこともあり得る。

1931—32 年度理事会は国際ロータリーの公式刊行物にはニック・ネームを使わないことに同意した。

婦人は会員資格がない

(Women Not Eligible to Membership)

国際ロータリー定款 (第 4 条第 3 節) は、「ロータリー・クラブは次に定められた資格を有する男子よりなり……」及び「彼等は成年男子で、人格者であり且つ職業上名望ある……」とはっきり述べている。

国際ロータリー細則第 3 条第 6 節は、「クラブの区域内に現に居住し、又は嘗て居住しており、且つその地又は他の地方でロータリーの理想の普及に功勞のあった男子をクラブの名誉会員に選ぶことができる。」

若い人に対する会員制度を作ること

(Providing Membership for Young Men)

各クラブはあらゆる努力を傾けて若い人を会員とすべきである。特に第 2 正会員の規定を利用し、又、正会員がシニア・アクティブ会員になったため空員となった職業分類を若い人で補充することが望ましい。(理 42—43)

地区ガバナーは、より若い人々をロータリー・クラブに引入れるための手段として第 2 正会員及びシニア・アクティブ会員の規定を更に多く利用するよう各クラブに強調することを要請されている。(理 49—50, 50—51)

大都会の中の判然たる商工業の中心に更に別のロータリー・クラブを結成することは、ロータリー・クラブにより若い人々を確保する一方法として強調されるべきことである。(理 49—50)

不本意な元ロータリアン

(Involuntary Past Rotarians)

定款にも細則にもかくの如き事態に対する規定がないのであるから、不本意ながら元ロータリアンとなった人々の団体を、国際ロータリーと何等かの関係のある団体として認めることは理事会として明らかに不可能なことである。特に、実際にも存在せず、又国際ロータリー定款及び細則がそのように変更せられるまでは、存在する筈もない国際ロータリーとの関係を示すような名称の使用をある団体に許すこと、或はこれを奨励することは、理事会として不可能なことである。(理 24—25, 49—50, 62—63)

**不本意ながらクラブが解散した後の
会員の地位 (Status of Rotarians Following
Involuntary Dissolution of Clubs)**

理事会は、不本意ながら解散したロータリー・クラブの会員のその後の地位に関し、次の如き措置を講じている。自国から避難して来たロータリアンをその新たに事業或は専門的職業に従事しようとする都市にあるロータリー・クラブの会員に選ぶことができるし、又選ばれた例が屢々ある。尤もそれは定款に従ってクラブ自身が決定することである。

ロータリアンである処から生ずる深い親睦と奉仕の機会を楽しむためにロータリーは会合するのであるが、そのクラブ所在都市の生活に同化することが出来るのでなければロータリーに入っても無益であるように思われる。理事会はこの問題を提起させることになった動機を理解すると共にこれに対し深い同情を感じるものであり、自分の落度でもないのに真に不本意ながら一時的にロータリーの親睦を奪われた人々の心の中に、ロータリーは依然として残っていると考えるのであるが、自分の良く知っている都市以外の都市のクラブで形式的に会員の地位を与えられることによって、失ったロータリーの親睦を償われるとも考えられない。のみならず理事会は、彼等のロータリーとの正常な関係が復活したときに元ロータリアンに面倒な事態が生じた実例を知っているのである。(理39—40)

**クラブ例会への学生招待
(Students as Rotary Club Guests)**

各クラブは大学その他の学校の学生に関心を持つことを勧め、彼等がロータリーの理想や原理をよく知っているかどうかを確かめるべきである。理事会は、各クラブが、その昼食会に学生をお客として招く計画に同感であり、クラブがこのようなお客を招くことを奨

励したいのであるが、学生は、学生としてはロータリー・クラブの会員にはなり得ないものである。ロータリー・クラブは定款細則に明示された種類の会員しか持てないからである。(理 26—27)

会員カード (Membership Cards)

1919年、国際ロータリーの国際大会に於てロータリアンに対して会員カードを発行する準備を行う権限が理事会に与えられた。

理事会 (12—13) は同一形式のカードを採用し、これを全クラブが使用することを薦めた。このカードが会員証明票として知られているものである。

会員資格の条件としてロータリー財団に寄付することに関し、又は斯様な条件を含む如何なる事柄も会員入会申込カードの中に表わしてはならない。理事会は、国際ロータリー財団に寄付すること並びにロータリー会員証明カードに之れに関する如何なる事柄も会員資格の条件として規定を設けるようにクラブ細則を改正することを阻止する。(理56—57)

ロータリアンが個人的に知られていないクラブを訪問する際には必ずこの会員カードを提示して自己を紹介しなければならないことになっている。(ダラス大会決議 29—12)

**ロータリー会員でない者に対する証明書その他の発行
(Credentials, etc. for Non-Rotarians)**

国際ロータリーのためにロータリーの用事で旅行する者以外に、証明書、身分証明書、或は紹介状を発行することは国際ロータリーの方針に合わないものである。国際ロータリーはこの方針を守って、留学生、旅行するロータリアンの子弟に紹介状を発行して、個々のロータリアンやクラブの役員に対し身分証明又は紹介に役にたてることはしない。(理 37—38)

ロータリー・クラブは原則として自己のクラブの会員以外の者に対して証明書、身分証明書或は紹介状を発行すべきではないと理事

会は信じている。ロータリー会員はすべてそのクラブに属するが故にその会員証明カードを所持しているものである。(理 41—42)

名称及び徽章

(Name and Emblem)

Rotary という名称は、最初のクラブに於て、その会合を会員の事業所で交互 (in Rotation) に開いた処から始つたのである。この言葉は国際ロータリー (Rotary International) という名称や「彼はロータリーに於ける最年長者である」という文章に於けるように名詞としてロータリーの全組織を示すのに使用されることが最も多い。又、「ロータリー」のおかげで彼は立派な市民になった」という文章に於ける場合の如く、ロータリーの理想や原理を意味している場合もある。Rotarian という言葉は、名詞としてロータリアンのことを云うか或は「ロータリアン誌」という名称に使われるだけである。如何なるロータリー・クラブも、個々のクラブとしても又集団としても、それらが国際ロータリーの定款に従つて設立されていることを示す処のロータリーという名称以外の名前を付けてはならないし、又、ロータリーという名称以外の名前の下に活動してはならない。尤も各地区は国際ロータリー (Rotary International) の名称を用い、それによってロータリーの理想、原理及び目的の普遍性を示すことになっている。

徽章 (The Emblem)

1905 年か或はそれより少し後にシカゴ・クラブによって考案され採用されたロータリーの最初の徽章は車の輪の形を現わしていた。他のクラブが結成されるに従つてこの徽章も段々と修正され、時に歯車が使用されたこともあった。そして 1912 年の大会に於てこの歯車を現わす徽章が採用されたのである。

1919—20 年度国際ロータリー理事会は、

1912 年に採用された徽章の説明が明確を欠くという議論が多いのを認め、2 名のロータリアンの提出した図案を受け入れ、更にこの徽章を使用する場合には、そこに記された文字を変更してはならないし、又その他一切の変更を加えてはならない旨を規定した。この理事会の決定は 1921 年の大会に於て確認されている。

1922 年の大会に於て採択された国際ロータリー細則改正条文には次のように規定されている。即ち「国際ロータリーの目的と綱領の達成を助長するため、理事会はすべてのロータリアンの専用とその利益のために、国際ロータリーの徽章、襟章及びその他の標章を制定し、且つ之を保護する」

しかし、1922 年の国際ロータリー定款及び細則の改正条文の採択以来、この細則に規定された徽章の採用に関しては理事会は何等の措置も講じていないことが指摘せられた。そこで、国際ロータリー理事会 (1923—24) は後に 1929 年度大会に於て採択された大会決議 29—12 によって確認された公式国際ロータリーの徽章の記述を採用した。

国際大会で確認された徽章の公式記述は次の通りである。

国際ロータリーの公式徽章は、6 本の輻と 24 の輪歯及び一つの楔穴のある歯車である。1 個の輪歯が各輻の中心線上にあり、輻と輻との中間には 3 個の輪歯がある。歯車は次表に示す寸法の比例で造られている。“Rotary International” の二つの文字は輪縁のくぼんだ処にある。輪を縁で立てて見ると、“Rotary” の文字は上部の窪みに輪歯 5 個分の長さに見われ、“International” の文字は

下部の窪みに輪歯約 9 個半の長さに見える。両側にこの二つの窪みの間に位して文字のない窪みがある。これら四つの窪みの内、どの二つの間隔も下記比例に従つて 2 単位であり、又、窪みと内外の輪縁との間隔は $1\frac{1}{2}$ 単位である。輻は先細で断面は楕円形である。輪が “Rotary” の文字を上にして立っている時は、向い合った二つの輻の中心線は輪の縦の直径を形造り、回転最高所に達した楔穴を両断することになる。輪歯の両側面は外側に少々ふくらんでいる。従つて輪歯と輪歯の間の空間は略々機械的に正確である。正確な設計の比例は次の通りである。

	単位
全体の直径	61
中心から輪歯の基部まで	26
輪縁の幅 (内端) から輪歯の基部まで	$8\frac{1}{2}$
こしきの直径	12
軸の直径	7
輻	
輪縁と合する点に於ける輻	5
軸の中心における輻	7
楔穴の垂直断面	
幅	$1\frac{3}{4}$
深さ	$\frac{7}{8}$
輪歯	
基部の幅	$4\frac{1}{4}$
先端の幅	$2\frac{1}{4}$
高さ	$4\frac{1}{2}$
文字	
窪みの幅	$5\frac{1}{2}$
文字の高さ	4

輪を一層奉仕の象徴たらしめるため上の記述に楔穴が加えられたことに注意すべきである。その上、輻の位置も定められている。このロータリー輪の記述の変更は、既に発行した許可書には影響しないことになっている。然し、許可書は出来るだけ速かに楔穴を入れるよう変更しなければならぬ。襟ボタンの場合は小形であるため楔穴をこの中に入れる

必要はないことに了解されている。

ロータリーの色は徽章の中に次のように取り入れられなければならない。即ち輪全体として金色でなければならないが、輪縁の四つの窪みの部分は濃紺青色とする。窪みの “Rotary” と “International” の文字は金色で表わし、中心と楔穴は空白のまま残しておくものである。(ダラス国際大会決議 29—12)

役員バッジの使用及び徽章の変更は認められない (Officers' Badges and Modification of Emblem Not Approved)

ロータリアンがそのロータリーに於ける役員としての地位を示すために独特のバッジ、宝石或はリボンなどを使用することは、国際ロータリー職業人の会にはふさわしくないと理事会は信ずる。故に斯様な徽章は地方的習慣として用いる国以外においてはその使用を否認する。但しロータリーの国際大会や地区大会等で使用される簡素な一時的な名札或はリボン等はこれの中に含まれないものである。

又、国際ロータリー理事会では (ロータリー徽章の製作者を含めて) 関係者全員に対し、徽章を使用する国際ロータリーの全構成単位に如何なる場合にもこの徽章に何等変更を加えずして使用するよう強調している。

更に国際ロータリー理事会では、各ロータリー・クラブ及び製作者が、当分これを佩用する権利のある人々に対するロータリーの襟章の配布及び保持を十分慎重に行なうよう要望している。(理 28—29)

名称及び徽章の保護

(Protection of Name and Emblem)

Rotary という文字は如何なる辞書にもある文字であるから国際ロータリーといえどもこの文字を独占して使用するわけには行かない。しかし、国際ロータリーがこの文字に新しい意味を与えたことは一般に認められているのであるから、もし Rotary という文字が

外部のものに使われて彼等が国際ロータリーに関係しているような印象を与える恐れのある場合は断乎これを止めさせなければならない。

1919年米国特許局は「ロータリー・シャツ製造会社」と称する一会社がロータリーの名称と徽章を自己の商標として登録せんとしたことに対して国際ロータリーの行った異議を正当と認めている。

又、1928年に、同じく米国特許局は、アイルランドのベルファストにある Gallaher なる会社が或る種の煙草製品の商標としてロータリーという言葉をも米国内に登録せんとしたことに対して提起した国際ロータリーの異議を正当と認めている。又、テキサス州ヒューストンの Theo. Keller 会社が1913年に取得し、Gallaher 会社がその譲渡を求めた煙草製品に対するロータリーという商標の登録を抹殺することを求めた国際ロータリーの請願も同じく米国特許局によって正当と認められたのである。

英国及びアイルランドのクラブも、国際ロータリーが Rotary という文字に特別の関心を持っており、もし誰かが Rotary という文字を含んだ商標を登録せんとした場合には特に配慮して国際ロータリーに異議を唱える機会を与えてくれるよう英国の特許局に了解を求めてある。

「登録商標、特許及びデザイン協会」に問合せた処、ロータリー・クラブは各国の特許局を説得すれば英国の特許局のとったやり方を採用させることが出来るであろうという示唆を得た。中央事務局では直ちにこの示唆を各地区ガバナー(1931—32年度)に伝達し、彼等がそれぞれの国に於て特許局に適宜の措置を取れるようにした。

地区ガバナーはそれぞれの国に於てロータリーの名称及び徽章の保護がどうなっているかに関して情報を集めこれを中央事務局に伝達し、そこに於てこれを分析照合して、もし可能ならばロータリーの名称と徽章を世界各

国に於て出来るだけ完全に保護されるように策を講ずることが出来るようにすべきである。(理 34—35)

徽章の使用認可
(Authorization to Use Emblem)

国際ロータリーに対しロータリーの徽章(襟章、バッジ、装飾、道路標識、その他の如きもの)を付した物品の製造販売を願出る個人や商社は多数に上っている。1919—20年度国際ロータリー理事会では次のような意見に一致した。即ち、令名ある個人或は会社から正式の申出に接した場合、国際ロータリー事務総長は自己の判断に基づいて、国際ロータリーとしては申出の徽章の使用が、若し適当と思われるものであれば異議はないが、万一それがロータリーの徽章を営利化せんとするものであると思われる場合にはその使用を断乎拒絶すると共に、このような徽章の誤用には強く反対である旨を明らかにしなければならない。

許可証は或る規定と条件を守ることを同意する商社又は個人に交付している。

理事会(1961—62)は、全ロータリアンの専用と利益のため、国際ロータリーの徽章を維持且つ保存すべき責任において、そして法的地位に関し且つ同様徽章の精確な複製及び認可された使用の持続に関して此点を強化する見解において、ロータリーの徽章を製造、販売及び使用せんとする商社及び個人のために免許料及び使用手続の設定に同意した。

理事会は、契約及び免許状の様式を含み免許料及び使用手続を作成し、以てロータリーの徽章をつけたロータリー徽章又は品物の製造、販売及び使用を商社及び個人に国際ロータリーが許可し、その商社及び個人が、その使用に対する免許料としてロータリー徽章商品の年間販売総額の年次免許料及び使用料を支払うよう要求できるようにするため、事務総長にその権限を与え且つ指示した。ロータリー徽章の製造、販売又は使用を認可するための免許料及び使用手続の設定に伴い、国

際ロータリーによってこれまで発行されていた総ての許可証は、それについての条文に従い取り消された。

ロータリー徽章を製造、販売又は使用する免許状交付を申込みとするには、関係商社又は個人は次の規定及び条件に同意しなければならない。

- (1) ロータリー徽章のすべての鑄型、圧断機型、図版その他の刻印は、茲に添附してある写及び証拠書類“A”に示されている、ロータリーで承認され且つ採用された記述に全たく適合しなければならない。ロータリーの徽章は如何なる方法においても不完全なものにしてはならないし、また無関係の標章と一緒に使用してはならない。ロータリー徽章の襟章で中心に宝石及び／又は役職又は会員の種類を嵌め込んであるものは、ロータリー・クラブの会員の使用のみに、そして免許された製品として、免許契約書に特別に承認され且つ目録に載せられた時のみ、製造され且つ／又は販売され、そしてロータリー徽章を歪めるとか、その主要な尊厳を汚すことのないように造らるべきである。ロータリー徽章の斯様な襟章の製造及び／又は販売は、此の規定及び条件に従って行動し又はこれを守ることの不履行と解釈されないであろう。
- (2) 一つ以上の色で印刷される場合の徽章は、ロータリーの公式色即ち濃紺青及び黄金色のみで印刷することができる。
- (3) 徽章は他の如何なる徽章又は名称と組合せて製造したり使用されてはならない。
- (4) 免許されたマークは(免許されたマークの使用ができるロータリー及びロータリーの加盟クラブを除き)如何なる方法においても如何なる人、商社、又は企業体の商用便箋又は商用名刺に印刷され又は使用されてはならない。
- (5) 徽章はその商標として如何なる人、

商社又は企業体によっても使用されてはならないし、又“ロータリー”又は“ロータリアン”という言葉は、その製造又は販売する商品の商用名又は商標として或はその記述に、如何なる人、商社又は企業体によっても用いられてはならない。

- (6) 免許されたマークは、ロータリーの考えで、不道徳、誤魔化し又は不面目なものからなり又は含んでいるとか、人間、公共団体、信仰又は国家の象徴の名誉を傷つけ又は誤解させるもの、或は彼等を侮辱又は悪評に導くような如何なる製品にも或はそのようなものと一緒に使用されてはならない。
- (7) ロータリーは上記規定及び条件を変更し、改訂し、削除し又は追加する権利を保有する。そして被免許者は時々行わるべき変更、改訂、削除又は追加された通りの規定及び条件に従うことに同意する。
- (8) 被免許者は、免許されたマークの使用はロータリー、ロータリー・クラブ、ロータリー・クラブ会員及びロータリーの他の被免許者のみに認可されたものであるということを知覚する。被免許者は、認可されていない如何なる人、商社又は企業にも免許された製品を意識して販売しないことを約束する。(理 61—62)

名称及び徽章の正しい使用及び不正なる使用 (Proper and Improper Uses of Name and Emblem)

クラブの会員は、ロータリアンとして国際ロータリーの徽章、襟章及びその他の標章を佩用することができる。(国際ロータリー定款第 11 条)

国際ロータリー及びクラブの名称、徽章、襟章、及びその他の標章は、何れのクラブ或はクラブ会員もこれを商標又は特別の商品又は如何なる商業上の目的にも用いてはならない。国際ロータリーはその名称徽章、襟章及

びその他の標章をロータリー以外の名称又は徽章と組合せて用いることを認めない。(国際ロータリー細則第 16 条第 2 節)

国際ロータリーの如何なる役員も国際ロータリー理事会の承諾なしに、如何なる他の組織における彼の公式地位又は会員との関連において彼のロータリーの役職名の印刷を許してはならない。

ロータリーの徽章の正しい使用とはどういうことであるかという問題については既に多くの議論がなされている。ダラス大会の決議 29—12 はこの問題に関する特別な規定を次の如く示している。

次の物にロータリーの徽章を使用することは認められている。

- (イ) 国際ロータリー若しくはその加盟クラブの使用するすべての用紙又は印刷物。
 - (ロ) 公式のロータリー旗。
 - (ハ) ロータリー国際大会及ロータリーの公式の集会に用ゆる徽章、旗、装飾並びに印刷物、国際ロータリー及び加盟クラブの備品並びに造作物。
 - (ニ) 加盟クラブの道標。
 - (ホ) ロータリアン及びロータリーに關係のある婦人の着用する襟章。
- 次の如き使用は不正である。
- (イ) 商品の商標或は特別の品質を表示するための使用。
 - (ロ) 他の徽章或は名称と結合して使用する場合。
 - (ハ) ロータリアン個人の商業用便箋或は名刺に使用する場合。
 - (ニ) その他商売の為に使用する場合。

次の如き徽章の使用は認められていないが許されるであろう。

ロータリアン及びその家族の個人的に使用する物品及び彼等の差出す季節の挨拶状に使用する場合。

次の如き使用は阻止する。
ロータリアンの事務所の戸や窓に使用する場合。

仮ロータリー・クラブ (Provisional Rotary Clubs)

少くとも会員 25 名より成りその正式の国際ロータリー加盟申込書が、国際ロータリー中央事務局で受領され且つ確認された組織集団は、正式に加盟を承認されるまで仮ロータリー・クラブ (Provisional Rotary Club) と呼ばれる。クラブは国際ロータリーに加盟して始めてロータリークラブになるのであるから、仮クラブの会員はクラブが正式に国際ロータリーに加盟されるまではロータリーの徽章を使用する資格を有しないのである。(理 35—36, 48—49, 62—63)

団体による公認されない名称の使用 (Unauthorized Use of Name by Groups)

仮ロータリー・クラブに関する場合を除き、如何なる団体もロータリー・クラブ乃至ロータリー・クラブ或は国際ロータリーの関連団体たる状態を表わす如き意味を以て、ロータリーという文字を使用することは、公認されないし又許されないことである。このようなロータリーという文字の公認されない使用を防止するため、国際ロータリー理事会は事務総長に対し實際的で可能な手段を講ずるよう指示している。(理 47—48; 62—63)

定款及び細則又は年次国際大会の決議、或は国際ロータリー理事会によって認められたものでなければ、“Rotary Club”, “Rotary International”, “Rotary” 或は “Rotarian” 等の文字の使用は禁止されている。従って総ての加盟クラブ及び個々のロータリアンは皆なこの規定に従わなければならない。

加盟クラブは地方クラブ印刷物の名称の一部として “Rotarian” という言葉の使用を遠慮すべきである。(ダラス国際大会決議 29—12)

クラブ又はクラブの一団の事業の名に連結しての「ロータリー」という言葉の使用は、その事業が直接ス様なクラブ又は一団のクラ

ブに関連すべきもので、国際ロータリーに直接にも間接にも関係させてはならない。「ロータリー」という言葉の使用は、ロータリー・クラブ又は一団のロータリー・クラブの完全なる管理の下にない如何なる事業の名前に関連させ、又は、その会員にロータリアンでない人々又は団体を含む如何なる団体の名称に関連させることも許されない。(理 60—61)

ロータリーの色 (Rotary Colors)

国際ロータリーの色は濃紺青及び黄金色である。(ダラス大会決議 29—12)

ロータリー旗 (Rotary Flag)

ロータリーの公式旗は、白地でその中心に組織の公式徽章を飾ったものである。

輪全体は金色、縁の窪んだ四つの部分は濃紺青色でなければならない。窪みの “Rotary” 及び “International” の文字は金色、中心と楔穴は白色である。

クラブ旗としてこの旗を掲げるクラブは、大きな青文字で輪の上部に “Rotary Club” の文字を又、輪の下部に都市、州、省或は国家の名称を記入することができる。(ダラス国際大会決議 29—12)

建築関係に名称の使用 (Use of Name in Building Ventures)

直接間接に国際ロータリーがかかり合にならないように、如何なるロータリアンの集団或はロータリー・クラブの集団又は国際ロータリーの如何なる地区も、家屋或はその他の建物の建設或は購入に当って、それと関連して「国際ロータリー」の名称を使用すべきではないと国際ロータリー理事会では考えている。更に、国際ロータリー理事会は、このような関係で会員に割当てて資金を集めるべきでないと考えている。(理 44—45)

ロータリーの営利化 (Commercializing Rotary)

ロータリアン同志の間の商業関係に関するロータリーの方針は次の如くである。即ち、ロータリアンはその仲間の会員から彼が取引関係を有している他の実業家に対する場合よりも多くの利便を期待してはならないし、ましてこれを要求するようなことがあってはならない、寧ろ遙かに少いものを期待すべきである。

ロータリアンが、取引関係にある他の事業家には普通与えないような特権を仲間のロータリアンに (ロータリアンであるという理由だけで) 与えるのは、競争業者に対するロータリアンの責任に反することであるし、又、ロータリーの職業奉仕の原則にそむくことである。真の友人というものはお互に何者をも要求するものではないし、利益の為の友人間の信頼を濫用することはロータリーの精神から遠く遊離したものである。

彼がロータリーでかちえた友情の当然の結果として、ロータリアンが新しく商売を獲得し又は商売が殖えたような場合は、これはロータリーの内外を問わず、何処にでも起り得る普通の発展と考えてよいのであり、ロータリー会員たるものの信条に何等違反するものではない。(理 33—34)

ロータリー・クラブと配布 (Circularizing Rotary Clubs)

国際ロータリー理事会では、如何なる団体にも国際ロータリー加盟クラブに対して広告を配布する権利を認めていない。(理 24—25)

その所在地のロータリー・クラブに代表が出ている米国のある印刷会社で、国際ロータリー前会長が同市のクラブで行った講演を基にして、ロータリーの教育的パンフレットをつくり、販売の目的を以て世界中のクラブに配布した。R.I.B.I. はこれにつき、国際ロータリー理事会に対し正式の苦情を申立てている。依って理事会では次のような決定を採択した。

- (イ) 理解と親善の見地から、英国及びアイ

ルランドのロータリー・クラブに対して何か刊行物を送る場合には、予め R. I. B. I. 審議会の承認を得るべきである。

(d) その印刷会社は、外国のロータリアンに対してファースト・ネームで呼びかけた書面を出すべきではなかった。

(e) 営利を目的とする商社は、手紙に「Yours Rotarily」と署名してはならない。

(f) 国際ロータリー或はロータリー・クラブ以外の処から発行されているパンフレットに、国際ロータリーの徽章を付することは適当ではない。

(g) 「オフィシャル・ディレクトリー公式名簿」の序説には「国際ロータリーの公式名簿は、全ロータリアンへの情報として毎年出版せられている。ロータリアンはこれを商用の郵送名簿として用いてはならないし、同様の目的のために他人に使用させてもいけない。

従って、ロータリアンが自己の商売関係に於て、ロータリーの役員名簿を利用することは適当ではない。(理 1929—30)

この広告配布の問題に関しては、国際ロータリー理事会に於て次のような方針を明らかにしている。

国際ロータリー公式名簿にせよ、地域或はクラブの会員名簿にせよ、ロータリアン或はクラブ又は地区等が、これらを広告配布のために使用してはならないということになっている。

しかし、国際大会の決定或は国際ロータリー理事会の勧告によって定められる限界内に於て、営利の関係のない事柄に限り、他のロータリー・クラブに配布することは許されている。

大会の決定によって定められた限界については、1929 年ダラス大会に於て採択された決議 29—12 の第 2 条第 2 節及び第 3 節にのせてある。(理 36—37)

決議 29—12、第 2 条、第 2 及び 3 節は次のように規定している。

第 2 節 如何なる事項に関しても、他のロ

ータリー・クラブの協力を得んとする加盟クラブは、先ずそれぞれの地区ガバナーに対して、その目的と計画を提出し、その承認を得なければならない。

第 3 節 如何なる加盟クラブも、先ず国際ロータリー理事会の承認を受けるまでは、他のロータリー・クラブ或は個々のロータリアンから財政的援助を求めてはならない。

ロータリー・クラブ及びロータリアンの名簿 (Lists of Rotary Clubs and Rotarians)

国際ロータリー事務総長は、商業上の目的にせよ他の目的にせよ、どの職業分類による会員の一覧表をも、理事会の承認を得ることなしに他に渡らすことはしない。(理 20—21)

国際ロータリーの保管するロータリアンの一覧表に関しては、国際ロータリー理事会では次のように意見が一致している。

各クラブは、その会員一覧表を中央事務局に託しているが、その理由は、第 1 にクラブ会員総数に関する半期報告を確認するため、第 2 に「ロータリアン誌」発送用名簿として、第 3 に、住所氏名を確めるため或は会員移動の調査等事務的必要のためであって、これ以外の目的に使うためではない。

中央事務局は、クラブ会員一覧表を、そのクラブの承諾なしにクラブ以外のものに渡す権利は持っていない。

クラブ会員の覧表を入手したいと思うものは、そのクラブ自身から入手するか、或はクラブから中央事務局に対し全員一覧表を渡してよいことを確認した書面を、先ず手に入れなければならない。

地区ガバナーが、国際ロータリー事務総長にその地区内の全会員の覧表を請求した場合は、事務総長はこれを与える。但し、地区内の全クラブがこのことについて同意したということを、ガバナーは保証しなければならない。(理 38—39)

クラブ一覧表或はクラブ役員又は委員の名

簿は、ロータリー以外の機関に渡されることはない。但し、政府機関より非常緊急の場合法律上の要請がある場合、或は国際ロータリー理事会又はその執行委員の同意がある場合はこの限りではない。(理 40—41)

他の団体に対してクラブ又はロータリアンの一覧表を提供したり、或はロータリー文献を配布することは、国際ロータリー又はその加盟クラブの仕事の範囲内にあるということは考えられていない。(理 54—55、ロータリー・クラブと他の団体についての方針 130 頁)

クラブ幹事が、自己のクラブの会員名簿を商売上の目的の為にこれを渡すことは普通あり得ることではないし、又、クラブ会員名簿を会員以外に頒布する時は、幹事からクラブ理事会の承認を得るようにするのが、賢明な仕方である。

職業分類に基づく婦人クラブ

(Women's Classification Clubs)

婦人の為のロータリー・クラブの問題は、ロータリーの初期から既に理事会の問題となっている。国際ロータリー理事会(1914—15)では、婦人の実業家及び専門家から成る職業分類によるクラブに対してロータリーの名称を付けることを禁止することに決定したが、もしこのような婦人クラブが他の名称を付けることにすれば、彼等がロータリーの精神を以て運営することには何等異存はないとしている。

定款はロータリー・クラブが男子を以て構成されることを明らかに規定している。これまで種々の婦人の団体が、婦人ロータリー・クラブとしてロータリーから承認を得ようとしたが成功しなかった。これについてロータリーの意向は次の如きものであると考えられる。即ち、ロータリーとしては、婦人の実業家及び専門家が多数ある都市に於て職業分類による婦人クラブを結成することに対しては好意を持ち、これと友好的に協力しながら種々の援助を惜しまないのであるが、ロータリ

ーという名称をこれらのクラブに付けたり、或はこれ等のクラブを国際ロータリーに加盟させたり、又は、コンベンション大会その他その運営に参加させることを欲しないのである。(理 23—24)

婦人の補助団体

(Women's Auxiliary Units)

国際ロータリー理事会(1918—19)は、「ロータリー」又は「ロータリアン」という文字を使用する婦人補助団体を有するクラブがあるという情報に対し、このような組織をつくるに當って「ロータリー」又は「ロータリアン」の文字を用いることを好ましくないとすると共に、ロータリー・クラブはこのような団体が「ロータリー」という名称或は「ロータリアン」という文字を使用することを阻止すべきことを決定した。

1934—35 年度及び 1946—47 年度国際ロータリー理事会は次のような決定をしている。

理事会は 1918—19 年度に採択した決定をここにくりかえし、役員及び加盟クラブに対し、ロータリーという名称を付けている婦人団体にはそれを中止させると共に、現在結成中の婦人団体にはロータリーなる文字を入れた名称を採用しないように努力することを要望する。ロータリアンの婦人の家族を以てクラブを結成することが望ましいか否かについては理事会は何等の決定も行わないが、もしこれ等の婦人団体がロータリーという名称を使用しないならば、関係者全部の最大の利益となるであろうことを信ずるものである。(理 34—35、46—47)

理事会はロータリーの婦人補助クラブは合法的に承認されたものではないということに意見が一致した。(理 49—50)

理事会は、世界の各地にある婦人団体が、その名称にロータリーという文字を使用している場合にも、又いない場合にもロータリーに関係があるような印象を与えている事実を考慮に入れている。これまでロータリー会員

の婦人家族がロータリー・クラブ及びロータリアンの社会奉仕及びその他の奉仕活動に於て、個人的にも又団体としても、大いに協力されたことについて、理事会は大いに感謝し且つ賞讃すると共に、今後とも引き続き協力を希望するのであるが、国際ロータリーの定款にはロータリー・クラブは男子の実業家及び専門家を以て構成するとあり、ロータリー・クラブの補助たる婦人クラブ或はロータリアン家族を以て結成する同種のクラブに関しては、何等の規定もないという事実にも注意して戴きたい。従って理事会はこのような婦人団体に対して公式の承認を与えようとする国際ロータリー役員、加盟クラブ等は国際ロータリー定款の規定の枠内で行動していないこと、及びかかる承認はこれを中止すべきであることを勧告するものである。(理50—51、51—52)

理事会は、ロータリアンの夫人がクラブ地区及び国際水準においてその主人のロータリー活動に参与することによってなしつつある著しい貢献を考慮し、「超我の奉仕」というロータリー原則の精神を例証するのに大なる援助となったことに対して、その夫人方に1949—50年同様再び感謝の意を表す。

然しながら、1949—50年同様、理事会は国際ロータリーの既定方針に伴わない行動に会ったという非難にその関心を繰り返す必要があることを見出した。それ故に理事会は、国際ロータリーはロータリアンの夫人がその主人のロータリー活動に協力することを高く評価し且つ奨励するも、その定款の規定及びその伝統の両面からして、国際ロータリーはロータリアンの家族であろうとあるまいと、如何なる集団又は会にもそれ自体の目的のためにロータリーの名称、ロータリーの徽章、ロータリーの公式名簿、又は如何なる公式なロータリーの集りを利用することを承認することはできないということをロータリアン及びその家族が覚えておくことを力説する。(理 49—50; 61—62)

青少年クラブ及び同種の団体による
名称徽章の使用 (Use of Name and
Emblem by Boys Clubs and Similar
Groups)

多くのロータリー・クラブが青少年クラブに関心を持っており、中には直接ロータリー・クラブが後援しているものもあること、又、このようなクラブの名称には後援クラブとの関係を示すために「ロータリー」或は「ロータリアン」の文字が入っている場合もあること、更に又、これらのクラブの中にはロータリーと関係のあることを示すような徽章や標章を使用したがついているものもあるということを理事会は承知している。すべてのロータリー会員たるものは、此種団体に対して同情あふれる援助と激励を与えるべきである。しかしながら、この種の団体の目的が如何に立派なものであっても、国際ロータリーはこれらの団体がロータリーの名称と徽章を使用することを許すわけにはいかない。ロータリーの名称と徽章はロータリー会員が自分達のためにのみ使用するものであるからである。といて理事会は、ロータリー・クラブの模範に負けないように努力しているこの種の団体を、落胆せしめようというつもりではないのであって、ロータリーの名称や徽章を侵害する恐れのない適当な名称や徽章を考え出すべきであると、勧告しているのである。(理 39—40)

ロータリーは、個々のロータリー・クラブが正当な青少年活動を活潑に支持し、且つ引き続き援助することを求めるものである。

しかしながら、ロータリーは、如何なる青少年団体をも国際ロータリーの正当な下部組織とは認めないし、「ロータリー」又は「ロータリアン」という文字の使用も又ロータリーの徽章或は、これに類似の徽章の使用をも認めない。(理 49—50)

ロータリーの標語 (Rotary Mottos)

1950年のデトロイト大会に於て次の如き決議が採択されている。

「超我の奉仕」“Service Above Self”とか「最も良く務めるものは最も多く報いらる」“He Profits Most Who Serves Best”という言葉は、40年の間ロータリーの根本的な理想を効果的に表現しているモットーとして国際ロータリーに依って広く又常に用いられて来た。

その結果、これらの言葉はロータリーの原理と目的の一部として公衆及びロータリアンの心にはっきりと印象づけられて来た。

ロータリーはその職業奉仕活動に於て、——それが物質的報酬であろうと又、精神及び感情の健全と満足であろうと——奉仕は報償の基本であるという根本的な真理を教えて来た。

これらの言葉は40年間も使われて来たため事実上モットーとなっているが、国際ロータリーは正式にこれらをモットーとして採用したわけではない。従って

第41回大会は、「超我の奉仕」及び「最も良く務めるものは最も多く報いらる」の二つの語句を、ロータリーの刊行物その他に於て使用出来るロータリーのモットーとして指定することを決議する(デトロイト大会決議50—51、及び、アトランティック・シティー大会の立法51—9による訂正)

1950年のデトロイト大会は更に別の決議(50—14)に於て、ラテン語を以てロータリーのモットーを創作する案が採択され、最もよい案を51年のアトランティック・シティー大会に提出することになった。(決議50—14の全文については1950年大会議事録136頁を参照)

或るラテン語の文句をロータリーの唯一の公式のモットーとするため提出された決議案(51—15)は、1951年アトランティック・シティー大会に於て、更に研究を重ねるため撤回されることになった。国際ロータリー理事会(1951—52)は、1951年大会の決定に従い、更に研究を重ねた結果、ラテン語でロータリーのモットーをつくることに関してはこれ以上の措置を構じないことに決定した。

国家への奉仕

(National Service)

ロータリアンと国家の関係

(Rotarian's Relation to His Country)

第34回国際ロータリー年次大会は、国際決議23-13を廃止して次の事項を茲に決議する：

国際ロータリーは、意思、言論及会合の自由、信仰の自由及び迫害からの自由等に対し個人の自由を明かに宣言する。

国際ロータリーは、各ロータリアンはその属する教会又は宗教社会の熱心な信者であり、その宗教の教義をその行動によって身を以て例証することを期待する。

猶お、国際ロータリーは、各ロータリアンがその日常の個人生活、及び職業上の活動において、自国の忠実であり且つ奉仕の市民であるように務めることを期待する。(セントルイス国際大会決議43-14)

国家関係における方針の文書

(Statement of Policy in National Affairs)

時々、国際ロータリー役員は、国際ロータリー又は一定国におけるロータリー・クラブは、経済上その他の困難の解決に関する政府又は国家的計画の遂行、又は或他の国家的計画に賛同し、又は奨励し支持すべきではないかという質問に接する、そして

国際ロータリーは、国際的組織であり、その役員は世界を通じての運動の奉仕者であって、その運動の国家的部門ではない、そして各ロータリー・クラブは、その会員の啓蒙について考慮すべき事柄は、クラブ自身で決定しなければならないということが、ロータリー組織における運営の基本的規定の一つである、そして

如何なる政府又は国家の計画に賛同し又は奨励することは、之れに直接関係のある国の人以上のロータリアンには受入れ難いことがある。或は同国人であっても、提案された政策に対して良心的に賛成出来ない立場にある人には当惑せしむることもありうる。依って

第25回国際ロータリー年次大会は、何時たりとも斯様な質問が国際ロータリーの役員によって受取られた場合には、その質問をした責任者に、国際ロータリーの方針の説明として本決議を送り、関係国のクラブに対し本件取扱の事情及びその理由を通告し、特に本決議前文と斯様な事柄に対し個々のロータリー・クラブの方針として定められた標準クラブ定款第9条第1節及び第2節に注意を払うようにすることを茲に決議する。(デトロイト国際大会決議31-16)

国家関係における団体行動

(Corporate Action in National Affairs)

クラブの注意が、公事に関係ある標準クラブ定款の規定(第9条)に向って喚起されている。そして論争のある問題の討論については両方の意見が相当提示され、クラブが如何なる論争ある社会法案に対しても団体行動を遠慮しさえすれば、此の原理の侵害にはならない。(理41-42)

ロータリー・クラブ及びロータリアンは、その国の新帰化人に対し活潑に一樣な個人的関心を持つこと、及び若し未だ斯様な教育施設のない処では、国又は地方政府の教育機関にその施設を奨めるよう運動することが勧奨されている。(理48-49)

国家有事中のロータリー活動

(Rotary Activities During a National Emergency)

如何なる国においても国家有事の際に、その国のロータリー・クラブが外国とその普通のロータリー接触を保つことが不可能となるか、或は不適當となった場合には、その国籍

を持つ実際のガバナー又はガバナーズ、及び全パスト・ガバナーズは、ロータリアンは常にその国の忠良なる愛国者であることが第一の義務であるということ認識して、国家有事の期間ロータリーをその国内に保存するに可能性あり適當であると考えの方策を取ることがその義務でなければならない。(理37-38)

ロータリーの計画

(Program of Rotary)

ロータリーの計画は、国際ロータリー定款第3条及び標準クラブ定款第3条に規定されているようにその綱領に示されている。即ち：

第1節 ロータリーの綱領は、尊ぶべき事業の基準として奉仕の理想を奨励且つ育成し、特に次の事項を奨励且つ育成するにある：

第一 奉仕の一つの機会として、知り合いを拡めて行くこと：

第二 職業上の高き道徳的基準；総ての有用な職業の価値あることの認識；そして社会に奉仕する好機としての各自の業務を、各ロータリアンにより権威あらしめること：

第三 各ロータリアンは、その個人生活、職業生活、社会生活の別なく常にこれに「奉仕の理想」を適用すること。

第四 「奉仕の理想」に結ばれた職業人の世界的親交によって国際間の理解と友情と平和を促進すること。

1932年シヤトル国際大会で次の決議が採択された：

国際ロータリー理事会は、毎年次年度の国際ロータリー計画を作成し、之れを提出して大会代表者の承認を受けねばならないという1925年国際大会の決議は、狙いと目標に対する計画の採用によって当然廃止され無効になった、そして

国際ロータリーは、今では継続的計画を持ち年々の改訂を要しないので、之れに関する以前の決議は“実行中で有効な決議事項”の目録から除かなければならない、依って、

第23回国際年次大会は、後日何等かの手段が講じられるまでは、国際ロータリーの計画は狙いと目標委員会によって作成され、国際ロータリー理事会の承認をえた小冊子に盛

られたものでなければならない、そして前記決議は“実行中で有効な決議事項”の目録から除くことを茲に決議する。(シヤトル国際大会決議 32—26)

ロータリーと他の団体

(Rotary and Other Organization)

次に示すものは、国際ロータリーと他の団体とに関して理事会(1954—55)によって採択された方針の文書である：

国際ロータリーは、総てに十分の敬意を払わなければならない処の政治、経済、社会並に宗教的見解の異なっている多数国家及び地理的地域にあるロータリー・クラブの連合会である。

その定款に規定された国際ロータリーの目的は、世界中のロータリーを激励、発展、拡大且つ管理し、そして国際ロータリーを調整し且つその活動を一般的に指導するにある。

従って、国際ロータリーは、奉仕の広い計画を持ち且つ各クラブの活動を通じて此の計画遂行のため、その勢力と資料を提供する。

国際ロータリーは、クラブの活動が他の団体と類似していることを認識する。然しながら、国際ロータリーの方針は他の団体の有用な活動に関心を持ち之れを受入れるものであるが、如何にその活動が立派なものであっても国際ロータリーそのものとしてその活動に参加し又はそれを裏書することはしない。特に、次のようなことは国際ロータリー又はその加盟クラブの活動範囲内にあると考えられていない。

1. 他の団体の会員となること。
2. 例えオブザーバーの形においても、他

の団体の活動に共同参加すること。

3. 他の団体に、クラブ又はロータリアンの一覧表を提供したり、文献を配布すること。

4. 他の団体の計画又は活動を裏書すること。

国際ロータリーの基金は、その加盟クラブによって、それ自体の目的に制限して提供されたものである。従って、他の団体の活動に寄付する訳にはいかない。同時に、国際ロータリーはその加盟クラブを通じて、個人としての各ロータリアンが有用な地域社会の奉仕活動を支持し且つ個人的に参加することを奨励している。

他の組織に役職名の使用

(Use of Title in Other Organizations)

国際ロータリーの如何なる役員も、国際ロータリー理事会の承認なしに、如何なる他の組織における彼の公式地位又は会員との関連において、彼のロータリーの役職名の印刷を許してはならない。(ダラス国際大会決議 29—12)

都市連合及びクラブ・ゼネラル・フォーラム

(Intercity and Club General Forum)

ロータリー情報及び教育に備える手段として、都市連合ゼネラルフォーラムは実効的で且つ有効な手段である。そしてロータリー・クラブはその集団の中心地において経験ある司会ロータリアン、普通国際ロータリー役員又は旧役員と共に、ロータリーの一般性格や計画等について、研究討議する会を午後か夜に開き、全会員を招待するフォーラムを開催することが奨励されている。

理事会は、ロータリー情報を広める手段として、出来る丈多くのロータリー世界の土地に、都市連合一般討論会を開き、国際ロータリー会長によって選ばれた有資格の指導者によって司会することに同意した。(理 49—50) 出席者数が国際ロータリー会長指名のリー

ダーを以て行う完全プログラムを保証できないような場合には、地区ガバナーは、都市連合ゼネラル・フォーラムを夜か、午後と夜の集会にして、国際ロータリーに費用をかけずにリーダーをその地区又は近隣地区から求めて行うよう激励されている。

理事会は又、クラブ単位において、ガバナーの公式訪問の際及びロータリー年度を通じて他の適当な時期に、クラブ討論会を開きロータリー情報の強化を行うべきことに同意した。(理 49—50)

クラブに計画材料の送付 (Sending Program Material to Clubs)

理事会は、クラブの委員長又はロータリー計画の特別な部面に責任があるか或は関心をもって他の会員に、如何なる資料を、直接送付すべきかを決定することは、クラブ会長の権利であることを認める。

然しながら、事務総長は、クラブ会長が直接の接触をしても良いということに同意した場合には、クラブの委員長及び他の会員に資料を直接送付する権限が与えられている。

猶又、事務総長は、全クラブ会長に対し、次の事項を書入れて返すよう要求した様式を同封して、書状を送るよう委任されている。(i)クラブの全委員会の長の名称、(ii)資料をクラブの委員長宛直接送付の可否、(iii)斯様な資料を委員長宛のみならず会長及び(又は)幹事宛にも送付の希望の有無、(iv)材料は寧ろ会長宛送付し会長自身で適当に配布することを希望するか。斯様な様式は本理事会決定事項の初めの2項を含むものとする。(理 46—47)

理事会は、選択された定期的文献を、クラブ会長から中央事務局に提供されたクラブ委員長の住所宛直接送付することを承認した。クラブ会長に対し二重の発送は、会長からその要求があるか、又は事務総長が必要と認める場合以外には発送せられない。併しながら、会長は国際ロータリー・ニュース又は他の方法で斯様な発送の行われたことを知らされる。(理 52—53)

国際ロータリーの文献

(Publications of R. I.)

機関雑誌 (Official Magazine)

国際ロータリー理事会は、国際ロータリーの機関雑誌である月刊雑誌を刊行する。雑誌は理事会の命ずる処により数版刊行される。現在は2種類の版が発行されている。即ち英語の基本版である THE ROTARIAN 及びスペイン語版の REVISTA ROTARIA がそれである。

雑誌委員会

理事会は常任委員会の一つとして、雑誌委員会を任命する。

雑誌委員関係事項

国際ロータリー細則は、雑誌委員会の義務を次の如く規定している：

- (1) 各版の機関紙の発行について理事会を援助すること；
- (2) 雑誌の論説、経営、広告、販売、及び発展部面に関する方針及計画を提案すること；
- (3) 国際ロータリーの予算編成用として、予算委員会に提出すべき、雑誌部の予算に関する材料を提出すること；
- (4) それぞれの版の雑誌広告料について勧告すること；
- (5) 国際ロータリーの雑誌各版の購読料及び雑誌取次店に対する割引料を勧告すること；
- (6) 雑誌に関する総ての件について理事会に相談すること。

編集方針

理事会 (53—54) は次の事項を決議した。

雑誌編集方針

雑誌は、各ロータリアンにロータリーの目

標及奉仕の理想を注入することを推進し且つ努めなければならない。それは、国際的特質を強調しつつロータリーの決定計画を支持し発展せしめなければならない。斯様な方針は、大会及び理事会の決定事項を反映し、且つ四つのテストによって判断されなければならない。雑誌が斯様な記事を書けるにあたっては、ロータリアンをして奉仕の総ての部分における活動を改善し、ロータリアン以外の人をしてロータリーの目標及びその理想を一層良く理解できるような扱い方をしなければならない。

広告方針

理事会 (53—54) は次の事項を決定した。

雑誌の広告方針

I. 一般方針

雑誌は、価値ある商品と奉仕の信用ある広告人から高級広告を活潑に勧誘しなければならない。

広告文は、雑誌の編集方針に合致するものでなければならない。

雑誌は、各ロータリアンに、ロータリーの目標、及び奉仕の理想を注入することを推進し且つ務めなければならない。それは国際的特質を強調しつつロータリーの決定計画を支持し、発展せしめなければならない。斯様な方針は、大会及び理事会の決定事項を反映し、且つ四つのテストによって判断されなければならない。雑誌は、斯様な記事を書けるにあたっては、ロータリアンをして奉仕の総ての部門における活動を改善し、ロータリアン以外の人をしてロータリーの目標及びその理想を一層良く理解出来るような扱

い方をしなければならない。

注意深い判断が、広告をとる上に払わなければならない。結局において、雑誌に、雑誌の購読者であり同時にその持主であるロータリアンが、広告が良心的に又品位的に不快なものであるとか、又は広告が実物と違ったものであるというような理由の下に異議の申立が合理的に出来るようなものはこれをのせないようにすべきである。

II. 受入れ難い広告

雑誌は次のような広告を受けてはならない。

酒類

薬品 (信用ある製薬会社の広告を除く)

婦人下着類

まだ創立時代にある企業にその事業の内報とか投資を勧誘する金融団体。

賭博的事業

東物類

安物の札入

星占者、易断者及び手相鑑定者

書道家

見苦しい性的著書

言語欠陥者の非公認学校及び類似の組織

宗教団体

政治団体

商売上の交渉を欲する他国からのロータリアンの仲介者として行動せんとするロータリー・クラブ、又はロータリアン資金募集の目的のための商品販売

III. 望ましい広告

通常、第1項に示された一般方針に従うもの及び第2項で除外せられたものでない者は望ましい。限界点にある商品、例えばビタミンの如きものの広告については、進んで勧誘してはならないが、若しその広告を頼まれたならば、その一般的必要性について商業家及び(又は)専門家と相談の上決定しなければならない。そしてそれを雑誌に掲載することの可否は、それぞれの価値によって定めなければならない。

IV. 無料広告

国際ロータリー以外の無料広告の依頼は、それを謝絶しなければならない。

V. ロータリー徽章の使用、ロータリー加盟、ロータリー用品

ロータリー徽章使用に関する国際ロータリーの一般規定は又広告にも適用せられる。その広告の中にロータリーに加盟しているというようなことを書く事は許してはならない。

ロータリー・クラブ用品の取扱業者の広告を受取った場合には販売せんとする製品は許可製造業者によって製造せられたものであることを確めなければならない。製造者の広告の場合には、業者は国際ロータリーの与えた免許状の下に製造していることを確めなければならない。

VI. 雑誌における広告の選別

新契約を行わんとするに当りては、その商品の信用程度とその商店のその商品に対する責任感を調査しなければならない、そして必要に応じて興信所を通じて之れを調査しなければならない。(理53—54、59—60)

レビスタ・ロタリアの顧問

(Advisers of Revista Rotaria)

会長は、ロータリー・クラブの存在するスペイン語を話す国及びポルトガル語を話す国の各々に在住するロータリアン1人を指名し、その在住国においてレビスタ・ロタリアの編集者と接触を保ち且つレビスタ・ロタリアの運営に対して通信により商議する職務に当らしめる権限が与えられている。その様に指名されたロータリアンはレビスタ・ロタリアの顧問として知られ、且つ会長の要求によってガバナーにより推薦されたものの中から選ばれる。その人達の任期は1年間とするが、2年間その職務に当るよう指名せられることもある。(理55—56)

雑誌に読者の関心

理事会は事務総長に対し、その実際的と思ふ方法によってガバナー、クラブ役員及びその他のものに、次の如き提議について注意を払うよう要求している。

(イ) 新会員がクラブに入会した時に、ロータリーにおける雑誌の持つ役割を説明して雑誌を与え、毎月之れを熱心に読むよう奨励すること。

(ロ) 各幹事は雑誌が到着した次の第1例会に之れを演卓又は演壇の上におくこと。

(ハ) 各ロータリー年度の初め、又は、その後出来る丈早く、クラブ会長は、各月雑誌到着後最初の例会において、3分乃至5分間雑誌の評論をする処の“評論家”として12人を指定すること。

(ニ) 雑誌記事を出来る丈プログラムに取り入れること。

(ホ) クラブに町及び学校図書館、クラブ読書室、陸軍陣地、軍艦その他へ寄贈するために購読するよう推奨すること。

(ヘ) クラブは、名誉会員及びそれぞれの地域社会におけるロータリアン以外の有名な人のために雑誌を購入し、以て前者にはロータリーに接触を保つように、又後者にはロータリーについて一層良く知って貰うようにすること。

(ト) 総てのクラブ、殊にアメリカ合衆国、カナダ及びパーミューダのクラブは、国際奉仕の企画としてレビスタ・ロータリアを購入手に之れをイペロ・アメリカのガバナーその他から推薦されたイペロ・アメリカにおけるロータリアン以外の各有名な人に送ることを考慮すべきこと。(理 43—44)

結局において、雑誌に一層国際性を持たせ、且つ世界的に一層喜ばれるものとするために、理事会は合衆国以外から記事を歓迎し、且つ一般的に雑誌改善に対する意見を懇

請する。(理 53—54)

地区問題における雑誌

理事会は、雑誌が総ての地区大会及協議会のプログラムに相当の紙面を割愛する重要性と斯様な発表に必要な材料を喜んで提供するという事実について注意をよんでいる。(理 34—35)

理事会は、ガバナーに対し、地区協議会及地区大会のプログラムの中にクラブ雑誌委員会の仕事に関する発表をする機会を造るよう、そして雑誌委員会のために大会部門別協議会を設けることを推奨する。(理 44—45)

ロータリーの雑誌週間

毎年1月最後の全週間が「ロータリーの雑誌週間」に指定され、クラブはその週間中雑誌に関するプログラムを上程することを要求されている。斯様なプログラムの展開に有用な資料は中央事務局雑誌部から提供せられる。

国際ロータリー・ニュース

(R. I. News)

国際ロータリー・ニュースは、国際ロータリー中央事務局から各クラブ会長及び幹事宛に常時発送せられる印刷した通信文である。本通信の目的は、クラブ役員に対し公式通信及び他の一般的なものや、時局的な関心事のニュースを伝えるためである。

各クラブの会長及び幹事に一部宛発送せられている。40名以上の会員を有するクラブは40名を越える20名毎に一部の追加が貰える。クラブはその追加通報を無料で郵送せられるべき会員を指名すべきである。

事務総長は、クラブ会長又は幹事から要求があれば、無料で国際ロータリー・ニュースを、クラブ会長又は幹事の指定するクラブ主要委員会の委員長に発送する権限が与えられている。(理 44—45)

国際ロータリー・ニュースは総ての国際ロータリー役員及委員に送られている。猶おそれは多くの元国際ロータリー役員及び委員にも送られている。斯様な部数はクラブ割当の中には含まれていない。

国際ロータリー・ニュースは一般的に配布するよう企だてられたものではない。クラブの会員個人が購読を欲するならば、その購読料は年2弗である。

国際ロータリー・ニュースは英語で印刷され、仏蘭西語版、ポルトガル語版及びスペイン語版もある。

名簿録 (Directories)

毎年1回、普通8月に、国際ロータリーは、全クラブの名簿その会長及幹事の姓名及び住所、例会場及び集会曜日及び時間、国際ロータリー役員及び委員の姓名及び住所、並にその印刷物にふさわしい他の記事を載せた公式名簿録を発行する。

此の名簿録は、クラブ役員、国際ロータリー役員及委員の任務及び旅行する時のロータリアンの便宜に供するために印刷されたものである。此の名簿録はロータリアンでない人に配布するために造られたものではない。ロータリアンが之れを商用に利用することは不穩当である。

新版が出たならば各クラブに会長及幹事宛各1部宛無料で発送される。40人以上の会員を有するクラブに対しては、40人を越す20人毎に1部の追加部数が送られる。

公式名簿録は版權所有となっている。旅行するロータリアンのため、公式名簿録の1部として印刷してあるものに、1部のロータリアンによって所有又は経営されているホテル、或はロータリー・クラブの例会場又は事務所のあるホテルの広告がある。

欧州、北アフリカ及東部地中海におけるロータリー・クラブの名簿録は、チューリッヒ事務局で発行され、その地域のクラブに提供している。

グレート・ブリテン及アイルランドの国際ロータリーのために、グレート・ブリテン及アイルランドにあるロータリー・クラブの名簿録を発行する習慣になっている。

地区又は地域で、その地区又は地域内のロータリアン名簿録を欲すれば印刷して差支えないが、その経費は、国際ロータリーの費用以外でまかなわなければならない。(理 55—56)

如何なる地区、地域又はクラブも、ロータリー名簿録を発行するにあたっては、その名簿録の中に必ずロータリアン以外の人に配布するものでない事、又商業上の発送名簿として使用してはならないことを、明記しなければならない。(理 35—36)

出刷物 (Pamphlets)

職業奉仕及び社会奉仕活動、会員選考及び職業分類の問題等々の如き、特別な題目に関する色々な印刷物が国際ロータリーによって発行されている。その完全なる目録は印刷物第19号型録に、全出刷物の価格、国際ロータリー事務局から得ることの出来る印刷物、諸様式及び材料等が掲載されてあるから、参考に供せられたい。

理事会又は国際大会の特別な決定によって認定せられた印刷物の出版以外は、事務総長に、新印刷物を如何なる国語で出版すべきか、又、現在ある印刷物を何時廃刊すべきかというようなことを決定する権限が与えられている。(理 37—38)

国際ロータリーの出版認可のある出刷物 (Pamphlets Bearing Imprimatur of R. I.)

国際ロータリーの出版認可のある総ての出刷物は、国際ロータリー理事会によって承認せられたものか、或は斯様な承認をなす権限を与えられ且つ指定せられた人によって、承認せられたものでなければならない。(理 27—28)

公式言語 (Official Language)

理事会は英語を国際ロータリーの公式言語として認定する。(理 53—54)

ロータリー文献の翻訳

(Translation of Rotary Literature)

第 37 回年次国際大会に集った国際ロータリーは、英語にて印刷された国際ロータリーの出版物は、国際ロータリー理事会によって、出来る丈速かに英語以外の言語で手に入るようにすることを決議する。(アトランティックシティ—国際大会決議 46—21 (1))

経費の許す限り出来る丈早く、多くのロータリー文献がクラブの存在する国語でロータリー・ブラクに提供できるようにすべきである。(理 54—55)

国際ロータリーによって、英語で印刷した出版物を他の言語に翻訳した場合、若しそれが同一の表題をつけて同一出版物であるという支持をえようとするには、英語版の全部の翻訳が載せられていなければならない、然らずんば或出版物の抜萃であることを明示するか、それが単に極限せられた目的のために印刷したということを明示しなければならない。(理 27—28)

出来る限り、ロータリーの印刷物は、その内容及び体裁において、総ての国語版は同じであるべきである、地区又は地区群内のクラブに一層有用な印刷物とするために、本文を変更することが必要であり且つ望ましい場合には、事務総長は、斯様な変更が行われる以前に、その変更される英語の文章を承認する権限が与えられている。

ロータリー印刷物の各国語版の一部は、斯様な印刷物にある国語を使用しているクラブに無料で配布される。

事務総長は、理事会に代りロータリーの書類及び文献の翻訳を、その翻訳が正確であり且つその翻訳に対して理事会の承認を必要と

することを認めたときに、それを承認する権限が与えられている。(理 29—30)

色々な国における有名なロータリアンの奉仕を国際ロータリーに負担なしでロータリー文献の翻訳に利用出来る場合には、そうしなければならぬ。(理 34—35)

理事会は次のことに意見が一致した。

1. ロータリーの綱領の完全なる理解がクラブ活動の真の基礎である。

2. ロータリーの綱領を英語から翻訳するに当っては単に直訳でなくその精神を表現しなければならない。然しながら斯様な翻訳をする場合には最大の注意を払って英語で表現された綱領の真の意味を伝えるような文句を付け加えたり、省略してはならない。

3. 総てのロータリー文献の英語以外の言語への翻訳は国際ロータリー理事会の承認をえなければならないという決定方針は再確認されている。

4. 総て翻訳をする人は、ガバナーを通して理事会の議に附するため国際理事会にその翻訳を提示するよう要求されている。

5. 理事会は、英語を話さない国のガバナーが、ロータリーの綱領を翻訳したものを各々の属する地区のクラブに提供することを望んでいる。(理 35—36, 57—58)

理事会は、ロータリーの文献をクラブによって独自の翻訳をしたりそれを採用することは奨励されてはならないこと、及びロータリー文献を英語以外の国語に翻訳することは国際ロータリーの監督及管理の下に行われなければならないことを決議した。ロータリー文献の翻訳及び印刷は事務総長の直接管理の下に行われ、且つロータリー文献のクラブへの配布は中央事務局で行わなければならない。(理 57—58)

著作権所有印刷物

(Copyrighting Publications)

機関紙ロータリアン、公式名簿録、職業分類概要、国際大会会議録等の如き印刷物は、斯様な印刷物の内容が商行為又は広告目的に使用されるようなことから国際ロータリーを擁護するため著作権を取得している。著作権を取った印刷物は、その印刷物の内容を引用せんとする場合には国際ロータリーの特別の許可をえなければならない旨が記載してある。然し、著作権所有のない沢山の出版物が国際ロータリーによって印刷されている。これらは単に国際ロータリーを記入する条件の下にその1部又は全部を再印刷して差支えない。

国際ロータリーの出版方針

(Publishing Policy of R. I.)

理事会は次の様な国際ロータリーの出版方針を定めた。

1. 国際ロータリーは、アメリカ合衆国、イリノイ州の法律に従い、利益を目的とする一般書籍出版業及販売業に従事することを禁ずる処の、利益を目的とせざる財団としての法人組織になっている。

2. 国際ロータリーは、書籍出版及び販売の大きな投機的分野に入るのに十分の剰余金を所有しているが、決して此の競争街路に入る冒険を承認したことはない。

3. 国際ロータリーは、ロータリーの効果的運営と、その教訓及綱領(手続要覧に定め

られた処に従い)の宣布に必要な印刷物を、無料又は既定実費を以て印刷し且つ配布することを続けなければならないが、ロータリー運動に実際に関係しない書籍又は材料又はその運営に重要でないものを出版することは完全に避けなければならない。

4. 理事会は、ロータリー財団が成功裡に十分に基礎が出来たならば、財団保管委員会がロータリー運動の綱領を推進する原動力となるような特別の印刷物及び茲に説明した印刷物の範囲を超えて、手続要覧及び此の決定の条件に従って之れを印刷し且つ配布するために特別交付金を随時出すことは実際的であるという見解を記録に留める。(理 39—40)

国際主義を強調する国際ロータリー

文献 (R. I. Literature to Emphasize Internationalism)

根本的には、総ての国際ロータリーの指令及びその文献は、国家主義よりも国際主義の精神を強調しなければならない、そしてロータリーの一般原理に限られなければならない。(理 45—46)

国際ロータリーによる他組織の文献

配布 (Distribution by R. I. of Literature of Other Organization)

一般的方針として、他の組織の文献は、その加盟クラブに対して国際ロータリーが配布してはならないことになっている。(理 45—46)

広 報

(Public Relations)

クラブ及びガバナーの手引として、理事会(61—62)は次の方針声明書を採用した:

国際ロータリー広報

(Rotary International Public Relations)

国際ロータリーの継続的成長と発展に健全なる広報の重要性を認識して、理事会はロータリーの広報プログラムのこれら目標を定めた。

1. 加盟クラブ及び個人ロータリアンがロータリーの綱領を効果的に遂行しうるような好環境を造り且つ維持すること。
2. 社会、加盟クラブ、及び個人ロータリアンへロータリーの綱領及びロータリーの広い奉仕のプログラムを説明すること
3. 社会、加盟クラブ及び個人ロータリアンにロータリーのプログラムについて知らすこと。
4. 望ましいもの及び時に、加盟クラブ及び個人ロータリアンの活動を報告すること。
5. これらの目標達成に入手できるあらゆる通信網を利用すること。

社会がロータリーの目的及プログラムを理解し且つ受け入れるようにするために、国際ロータリーは、雑誌、新聞、ラジオ、テレビジョン、フィルム、その機関雑誌、その元及び現役員、その加盟クラブ、及び個人ロータリアンを通じてその広報を維持する。

理事会は加盟クラブの広報委員会が、単に積極的宣伝の発表にのみとどまらず、猶おクラブ内においても、到る処他のロータリー・ブラク、国際ロータリー及び社会との正常で且つ生産的な通信の創造と維持を含める彼

等の責任に対し広い交渉を持つことを勧告する。

理事会は、効果的広報プログラムの第一要素は加盟クラブ及び個人ロータリアンによる良い成績であることを認める。理事会は、斯様なプログラムは(1)ロータリー奉仕を強化し、良いクラブ企画を奨励し、必要に応じて地域社会救援に乗り出し、そして加盟クラブ及び個人ロータリアンが最善の機能を発揮できる雰囲気を提供するような活動を含め(2)加盟クラブ及び個人ロータリアンと社会との関係を解明且つ改善し、(3)真実、正直、誠実及び良趣味に基盤をおき、そして(4)ロータリーの真の姿を高揚し且つ伝えるべきであることを力説している。

それ故にどこまでもロータリー・ブラクの広報目標は次のようになすべきである。

1. 個人としての、ロータリアン及びクラブとして集団的になされたすべての衝撃がロータリー広報を形成するという理解を以て、クラブ及びその会員によって広報意識を進展さすこと。
2. その個人的、商業上及び職業上の交渉において、ロータリーが一層良く知らされたものとなる努力と達成をなす機会を求めるよう個人ロータリアンを激励すること。
3. 新聞紙の編集者並にラジオ及びテレビジョンの支配人、及び他の通信機関と友好関係を維持すること。
4. 国際的及び国内的の両面を含み且つロータリー……その歴史、綱領、及び範囲……について特にクラブのプログラム及び活動について社会に知らすことに重点

をおき、統一のとれた広報プログラムを提案し且つ実行すること。

5. 都市連合会、地区大会及び協議会、地域大会、国際協議会及び大会、ロータリー財団奨学資金の授与、ロータリー創立記念式、地区ガバナーの公式訪問、及びロータリーの世界的プログラムを示す他の行事を含む、ロータリー奉仕の色々な部門の社会的理解を増進するすべての機会を利用すること。

ロータリーと新聞 (Rotary and the Press)

ロータリーの綱領が一層良く知られるようにするためには、ロータリーと新聞との間に密接な関係の存在することが大切である。そのため、理事会は、ロータリーに対する良い記事を得るために次のような方法をとることを、ロータリー・ブラクに推奨している。

(1) 新聞所有主、支配人及び編集者をクラブに入会せしめることを奨励すること。

(2) ガバナーによって、ロータリー綱領に関する正確な知識をラジオで放送すること。

(3) 各クラブで、毎年1回地方新聞のために会合を開催すること、又出来うれば、クラブの地域外の新聞代表者のために会合を開いて、ロータリーの組織及び綱領について詳細に説明すること。(理 35—36)

協議会における一般情報 (Public Information on Assembly Program)

国際協議会又は地区協議会の計画をたてるに当っては、ロータリーに関する情報を一般社会に知らせるに役立つ事柄を含ませる点について十分の注意を払わなければならない。(理 37—38)

地域大会

(Regional Conferences)

地域大会は国際ロータリー細則第 17 条第 5 節に規定されている如く、国際ロータリー理事会によって開催される。

理事会は地域大会開催を考慮する際に於ける将来の指針として、次のように決定している：

理事会は、適当なる状況の下に於て、国際ロータリー細則に規定されている如く、相互間の面識と理解を推進し且つ意思の交換のための集会場の役を果たすという目的のために、地域大会を開催することに同意する。地域大会は、原則としてどの地域 (Region) に於ても 5 年に一度以上は開催しないものとする。理事会は、1956 年を第一年として大会を開催すべき地域の順序を次のように示唆している太平洋地域、カリブ海メキシコ湾地域、アジア、南米、欧州、北アフリカ、東地中海地域。

地域大会の開催を認可するに当って、理事会は国際ロータリー大会に於けると同様に、大会の計画及び開催を援助するために必要な費用の割当を行うことになっている。(理 49—50、52—53)

理事会は、地域大会の組織に対して次の如き手続規定を採用し、会長及び実行委員会、或は会長に対し、理事会に代って、これらの規定が理事会に委ねられた責任を遂行する権限を与えと共に、更に実行委員会に対し必要ある場合には、既定の実行方法を変更する権限を委任している。

地域大会組織の手続規定

(Rules of Procedure for Organizing Regional Conference)

国際ロータリー理事会は、地域大会の準備及び開催に当って次の如き手続規定を定める。

- I 諮問委員会の存在しない地域のため。
- II 諮問委員会の存在する地域のため。

I. 諮問委員会の存在しない地域のための規定 (For Regions in Which There Are No Advisory Committees)

A. 組織 (Organization)

国際ロータリー理事会は、随時、大会を開催すべき都市及び日時について決定を行い、大会開催の通告を發し、地域大会委員を任命し、且つその委員長を指名する。

国際ロータリー会長は大会の議長 (主宰すべき役員) となる。

国際ロータリー事務総長は大会の事務局長及び地域大会委員会の事務長となるのであるが、中央事務局の一員を指名してその任務を代行させてもよい。

地域大会に出席のロータリー会員は、規定審議機関を構成しない。従って彼等は国際ロータリー或はロータリー・クラブを束縛するような決議を行うことはできない。

理事会は、地域大会の開催日より少くとも一箇年前に大会開催の通告を發することが望ましい。(広く離れた各地を結ぶ汽船の発着予定が関係する地域においては、理事会は汽船会社がその予定表を發表する迄、實際の日取を指定することを延期しなければならないこともあり得る)

地域大会委員会

(Regional Conference Committee)

地域大会委員を任命するに当って、理事会

は、地域内に含まれる各国の特異性を考慮に入れるであろう。大会委員会は大会のプログラムを起草し理事会の承認を受け総会、部会、余興等を含めて既定プログラムの細目の実施にあたり、別に委嘱されていない他のすべての事柄に対する責任を持たなければならない。事務総長はプログラム及びその関連事項に関して同委員会に協力し、且つ大会の運営及び実施上の業務については、理事会に対して第一の責任を持つものである。

又、大会委員会は開催地クラブと協議の上、大会委員会の監督と支配の下に活動すべきその土地の準備委員を任命する。この準備委員会は更にその下に、ホテル、余興、登録、歓迎、運輸、婦人、装飾、宣伝等必要な小委員を任命することができる。これらの各々の小委員会の長は、準備委員会の一員であるようにしたい。

大会議長の任務

(Duties of Chairman of Conference)

大会を開会且つ主宰し、大会事務長と共同して大会議事録の正確を証明するのが大会議長の任務である。

大会事務局長の任務

(Duties of Secretary of Conference)

大会議事の記録をとり、大会議長と共同してその正確を証明し、大会の進行に関しあらゆる点に於て議長を助けるのが、大会事務局長の任務である。事務局長は又、地域大会委員会の事務長として、同委員会の議事録をとり、又同委員会の必要とする通信の事務に当るものとする。

B. 主催クラブよりの大会招致

(Invitation from Host Club)

地域大会招致の希望を有するクラブは、希望する大会の開催予定期日の少くとも 18 箇月以前に、事務総長の手もとまで大会の招待状を提出しなければならない。この招待状に

クラブが添付して説明すべき事項は次の通りである。

1. 大会に使用予定の会場とその収容人員。
2. 利用し得べき一級及び二級ホテルの室数及びその宿泊料の限界。
3. 大会を開催するに最も適当と思われる時期とその理由。

C. プログラム (Program)

地域大会の開催が認可された直後、事務総長は、地域内の各クラブに対しプログラムの題目を提案するよう要請する。地域大会委員会は、これらの提案を検討し、大会プログラムをつくり上げ、理事会の承認を求める。プログラムはむしろロータリーの基本的な原理、方針及び手続を完全に提示するものを含むと共に地域に特有な問題の検討も含まなければならない。但し、極度に論争を生むような問題を公開の席で論ずるが如き愚は避けるべきであるが、異った意見を有する人々が、ロータリー精神で話し合う機会は必ずしも避ける必要はない。

D. 宣伝 (Publicity)

国際ロータリー事務総長は、結局に於て多数の出席者を確保するようあらゆる努力を傾けるために、ロータリーの種々なる刊行物その他あらゆる手段を以て、地域大会に対し注意をひくべく努力しなければならない。地域内にある国の地区ガバナー及び名誉役員に対しては、大会出席に関心を喚起するよう激励されなければならない。地域大会委員会は、大会を適当に宣伝するために必要と思われるあらゆる手段をとることが出来る。但し、これは大会に認められた予算内に於て行われなければならない。

大会にはどの地方からのロータリアンでも歓迎されるのであるが、地域外のクラブからの出席を確保するための努力は、特に払う必要はない。

E. 費用 (Expenses)

理事会は、登録費の金額を決定し、資金からの必要な支出を割当て、大会予算を決定する。国際ロータリー事務総長は、大会予算の作製及びその監督に関し理事会に対し第一の責任を有する。

F. 余興 (Entertainment)

余興の種目は簡素にし費用も多くかからず、又公けのプログラムと衝突しないようにすべきである。

G. 供託金 (Deposit)

大会委員会の始めの費用をまかなう方法については委員会がこれを決定し、理事会の承認を受ける。例えば、

1. 前大会の費用の残額を使用すること。
2. 出席者が300名以上あるものと仮定して地域内の全地区又は全クラブから寄付或は供託金をとること。

II. 諮問委員会の存在する地域のための規定 (For a Region in Which There Is an Advisory Committee)

A. 組織 (Organization)

理事会は、地域の諮問委員会の勧告に対し常に考慮を払いつつ、大会を開催すべき都市及び時日を随時決定し、大会開催の通告を發し且つ地域大会委員を任命し、そしてその委員長を指名する。

会長は、大会の議長(主宰すべき役員)となる。

事務総長は大会の事務局長及び地域大会委員会の事務長となるのであるが、中央事務局の一人を指名してその任務を代理させてもよい。

地域大会に出席のロータリー会員は規定審議機関を構成しない。従って、彼等はロータリー・クラブを束縛するような決定を行うことはできない。

理事会は、地域大会の開催日より少くとも一箇年前に大会開催の通告を發する、(広く離れた各地を結ぶ汽船の発着予定が関係する地域においては、理事会は汽船会社がその予定表を發表するまで、實際の日取を指定することを延期しなければならないこともあり得る)。

地域大会委員会

(Regional Conference Committee)

地域大会委員を任命するに当って、理事会及び(又は)地域諮問委員会は地域内に含まれる各国の特異性を考慮に入れるであろう。大会委員会は、大会のプログラムを起草し、理事会及び(又は)諮問委員会の承認を受け、総会、部会、余興等を含めて既定プログラムの細目の実施にあたり、別の人々に委嘱されていないその他すべての事柄等に対する責任を持たなければならない。国際ロータリー事務総長はプログラム及びその関連事項に関して同委員会に協力し、且つ大会の運営及び実施上の業務については、理事会及び(又は)諮問委員会に対して第一の責任を持つものである。又、大会委員会は開催地クラブと協議の上大会委員会の監督と支配の下に活動すべきその土地の準備委員を任命する。この準備委員会は更にその下に、ホテル、余興、登録、歓迎、運輸、婦人、装飾、宣伝等必要な小委員会を任命することができる。但し、これらの各々の小委員会の長は、準備委員会の一人であるようにしたい。

大会議長の任務

(Duties of Chairman of Conference)

大会を開会且つ主宰し、大会事務局長と共に大会議事の正確を証明するのが、大会議長の任務である。

大会事務局長の任務

(Duties of Secretary of Conference)

大会議事の記録をとり、大会議長と共同してその正確を証明し、大会の進行に関しあらゆる点に於て議長を助けるのが、大会事務局

長の任務である。事務局長は又、地域大会委員会の事務長として、同委員会の議事録をとり又同委員会の必要とする通信の事務に當るものとする。

B. 主催クラブの大会招致

(Invitation From Host Club)

地域大会の招致希望を有するクラブは、希望する大会の開催予定期日の少くとも18箇月以前に、国際ロータリー事務総長及び(又は)地域諮問委員会の幹事の手もとまで、大会の招致状を提出しなければならない。この招致状にクラブが添付して説明すべき事項は次の通りである。

1. 大会に使用予定の会場とその収容人員。
2. 利用し得べき一級及び二級ホテルの室数及びその宿泊料の限界。
3. 大会を開催するに最も適当と思われる時期とその理由。

C. プログラム (Program)

地域大会の開催が認可された直後、国際ロータリー事務総長及び(又は)地域諮問委員会事務局長は、地域内の各クラブに対しプログラムの題目を提案するよう要請する。地域大会委員会は、これらの提案を検討し大会プログラムをつくり上げ理事会の承認を求め、プログラムは、むしろロータリーの基本的な原理、方針及び手続を完全に提示するものを含むと共に、地域に特有な問題の検討も含まねばならない。但し、極度に論争を生むような問題を、公開の席で論ずるが如き愚は避けるべきであるが、異った意見を有する人々がロータリーの精神で話合う機会は必ずしも避ける必要はない。

D. 宣伝 (Publicity)

国際ロータリー事務総長は、結局において多数の出席者を確保するようあらゆる努力を傾けるために、ロータリーの種々なる刊行物その他あらゆる手段を以て、地域大会に対し

人々の注意をひくべく努力しなければならない。地域内の地区ガバナー及び名誉役員に対しては、大会出席に関心を喚起するよう激励されなければならない。地域大会委員会は、大会を適当に宣伝するために必要と思われるあらゆる手段をとることができる。但し、これは大会に認められた予算内に於て行われなければならない。

大会には、いずれの地方からのロータリアンでも歓迎されるのであるが、地域外のクラブからの出席を確保するための努力は特に払う必要はない。

E. 大会用語 (Official Language)

地域諮問委員会は、理事会に対し何国語を以て大会用語とするかを勧告するものとする。

F. 費用 (Expenses)

国際ロータリー理事会は、登録費の金額を決定し、国際ロータリー資金からの必要な支出を割当て、大会予算を決定する。国際ロータリー事務総長は、大会予算の作製及びその監督に関し理事会に対し第一の責任を有する。

G. 余興 (Entertainment)

余興の種目は簡素にし費用も多くかからず、又、公けのプログラムと衝突しないようにすべきである。

H. 供託金 (Deposit)

大会委員会の始めの費用をまかなう方法については、地域諮問委員会がこれを決定し、理事会の承認を受ける。例えば、

1. 前大会の費用の残高を使用すること。
2. 地域内全クラブ或は地区から寄付或は供託金をとること。(理 36—37, 50—51, 51—52, 54—55)

地域大会に参加 (Participants in a Regional Conference)

細則の規定によれば、国際ロータリー理事会は、地域大会に会員が参加すべきクラブを指定することになっている。この点に関する理事会の決定は次の通りである：

明確に地域を決定するのは国際ロータリーの方針ではない。尤も地域大会に参加すべきであると考えられるクラブを包括的に指示することが実行されている。例えば、太平洋を囲む諸国のクラブは太平洋地域大会に参加するものと考えられ、カリブ海及びメキシコ湾に臨むクラブはカリブ海・メキシコ湾地域大会に参加するものと考えられる。同様に、南米のロータリー・クラブは南米の地域大会に参加するものと考えられる。国によっては、そのクラブが明らかに一つ以上の地域大会に参加するものもあるであろう。例えば、南米の太平洋沿岸のクラブは、太平洋及び南米の両地域大会に参加できるし、中米のクラブはカリブ海・メキシコ湾地域大会及び太平洋地域大会の両方に参加できるわけである。(理 35—36)

ENAEM (欧州・北阿・東部地中海) 地域大会を開催する権限 (Authority to Hold ENAEM Regional Conference)

地域大会の開催を認可する際には、理事会は、同大会の地域に包含されると考えられる領域を指定するものとする。(理 38—39)

理事会は、欧州、北アフリカ及び東地中海

地域を大会地域に含まれる領域として指定し、欧州・北阿・東地中海諮問委員会の勧告に基づき国際ロータリー理事会の決定する時期及び場所に於て、同地域大会を開催することを認可する。(理 52—53)

地域大会 (Regional Conference)

次の地域大会が開催されている。

太平洋地域

ホノルル、ハワイ	1926年5月
東京、日本	1928年10月
シドニー、豪州	1930年3月
ホノルル、ハワイ	1932年6月
マニラ、フィリピン	1935年2月
ウェリントン、 ニュージーランド	1937年3月
シドニー、豪州	1956年11月
欧州、北阿及東地中海地域	
ハーグ、オランダ	1930年9月
ロザンヌ、スイス	1933年8月
ベニス、イタリ	1935年9月
ストックホルム、スウェーデン	1938年9月
オステンド、ベルギー	1954年9月
カンヌ、フランス	1959年9月
南アメリカ	
バルパライソ、チリ	1936年3月
サンチャゴ、チリ	1960年11月
メキシコ地域のカリビアン湾	
ハバナ、キューバ	1937年3月
中央アジア	
ペナン、海峡島植民地	1938年4月
アジア	
デリー、印度	1958年11月

救 助 事 業 (Relief Work)

戦災ロータリアンの救助

(Relief for War-Affected Rotarians)

ハバナにおける国際大会は、戦災ロータリアン及び家族救助のため救助基金の設定及配布の件を規定する決議(40—17)を採択した。ハバナ立法は後にセントルイス国際大会の決議(43—16)で改訂せられた。

シカゴにおける国際大会は、ハバナ及セントルイス立法を廃止し、戦災ロータリアン救助のための拠金に関する規定を明確にし、救助基金をロータリー財団管理者によって運営配分するよう、ロータリー財団に繰入れることを規定した次の決議(44—9A)を採択した：

第 35 回国際年次大会に集った国際ロータリーは、1940 年(ハバナ)国際大会で採択された決議 40—17、及び 1943 年(セントルイス)国際大会において採択された決議 43—16 は 1944 年 6 月 30 日限り之を廃止し、且つ

1. 理事会の判断において、国際ロータリーは、世界のロータリー・クラブ及びロータリアンに対し、世界の何れの地にある戦災ロータリアン及びその家族の慰籍及び復興のための寄付を要望しうること。

2. 斯様な総ての寄付は、普通一般の救済団体で行われておるよう、単なる贈与の形ばかりでなく、その上斯様な寄付が明らかにロータリーの友愛精神の下に与えられたものとして、任意拠出の形をとること。

3. 過去及今後斯様な目的のため行われる総ての贈与及寄付は、ロータリー財団の基金の一部となし、財団の管理者によって国際ロータリー定款第 5 条及び細則第 19 条と財団

の保管会の宣言にもとづき之を造成し、運営し、且つ配分せられなければならない。元金及びその利子は寄付行為の用途及び目的のため運営且つ配分されなければならないこと。

4. 国際ロータリーの理事会は、現在ある総ての救済基金を、すでに当初の目的が完全に遂行されたという条件の下に、今後は之をロータリー財団に移譲する権限が与えられ且つ命令せられていること。

等を決議する。(シカゴ国際大会決議 44—9 A)

現在別々に存在している基金(i)一般財団事業及び(ii)戦災ロータリアン救助事業を、一つにまとめることは望ましくない。然しながら、将来の基金に関する限り、それらは財団の一般基金として募集されなければならない。そして特別に救助事業の爲めとして明記してない限り、救助のための寄付も財団の一般基金に組入れられなければならない。(理 45—46)

救助事業取扱上の手続

(Procedure for Handling Relief Work)

理事会及管理者は、次の如き戦災ロータリアン救助事業の取扱手続を承認した。

1. 国際ロータリー理事会の要求により、ロータリー財団管理者は、随時救助基金として明記されたものの中から、従来救助基金として知られたものの支出に関する決定方針に従い、理事会にて使用出来る適当な金額を別にしておかなければならない。

2. 会長及び理事会の他の 1 人の理事は、此の基金用途について検討する責任が課せら

れている。

3. 会長及び指定された理事が、提出せられた事例について解決を与えることの出来ない場合には、理事会が運営委員会にその決定を仰がなければならない。

4. 会長及び指定理事に、その裁決を仰ぐため提出する事柄については、出来るだけ詳細な情報を提供し、且つその決定せられた手続及方針に従い、裁決事項を実行することは、事務総長の任務である。

5. 事務総長は、会計年度の終りにおいて、又何時たりとも、用途の明記された財団基金の割当について請求のあった場合には、既に割当られた基金が如何ように使用されたかということを明らかにした詳細な報告書を、財団管理者に提出しなければならない。(理 44—45、管理者 44—45)

1950年7月に、戦災ロータリアン救済として特に明記せられた基金の全残額は支出済となった。その後ロータリー財団管理者及び国際ロータリー理事会は、随時、使用出来る基金、又は戦災ロータリアン及びその家族救助のためロータリー財団の得た収入から、緊急必要にせまられている場合に支出することを承認した。然しながら、食糧及び衣類に対する要求は、一般にロータリー・クラブの国際奉仕計画として、クラブによって引受けられるようになってきた。

救助基金の使用 (Use of Relief Funds)

救済基金は、単に次に示す場合における緊急の必要、例えば医療、食糧、宿舎、及び衣料等のためのみに用いられなければならない。(特別の場合を除き、運輸、通学、負債支払、又は職業再建資本として用いてはならない。)

(イ) 現存するロータリー・クラブの窮乏会員。

(ロ) 国家の政策又は戦争状態のためクラブがその機能を停止した時に、そのクラブの会員であった元ロータリー・クラブの窮乏元会

員。

(ハ) 前項(イ)及び(ロ)に述べたものの家庭の従属者(従属者とはロータリアンの家族で、その生活がそのロータリアンの支持によって営まれていたものを意味する。)(理 44—45)

災害救助 (Disaster Relief)

災害救済事業をなす機関が普通存在しているので、災害時に特別のロータリー救助基金を募集する習慣になっていない。赤十字又は他の信用ある団体が此の事態に必ず努力しておる場合には、ロータリアンは斯様な団体の懇請に気前良く且つ迅速に答えるよう要望されている。斯様な団体のない場合とか、ロータリー・クラブ及びロータリアンが罹災地のロータリー・クラブに直接に寄付金を送りたい場合には、斯様な寄付金は、そのクラブが受領する立場にあり且つ斯様な寄付を喜んで受取る意志があれば直接送付しても良い。(ダラス国際大会決議 29—12、第7章第1節)

人道主義援助及用意に関する方針

(Policy Re Humanitarian Aid and Equipment)

理事会は、赤十字の指導の下にロータリー・クラブ又はロータリー地区が、罹災地のクラブに食糧その他の資材を集め、且つこれを送付する事業を主催するよう、奨励することが出来るような計画に対して国際ロータリーの承認を求めた地区大会の提案を考慮して次の如き手続をとった：

理事会は、衣料、食糧その他の必需品の供給によって、苦難にあえいでいる人類に救助をもたらすという如何なる提案にも同情する。然しながら、理事会は、此の事は同盟政府が研究している事柄であり、且つ彼等が最も迅速にそれら苦難民の救助に乗り出すことが信じられるし国際ロータリーの介入は却って当事国の努力や援助を複雑化し、救助を援

助するというよりも寧ろ遅延せしめる結果となる恐がありうるので、斯様なことは不適當であると認める。猶お、理事会は、ロータリー・クラブは自主的であり、事情によって斯様な場合に適当な処置が出来ることを指摘している。理事会は、一般救助政策が世界を通じてとられた場合には、斯様な事態におかれたロータリー・クラブは、政府によって公式にとられたことに補充的な援助をなす機会を見出すことを自信している。(理 41—42)

国際ロータリーは、人道主義援助をなす色々な運動に寄付するよう、沢山の要求を受け

ている。理事会は人道主義援助をなす種々なる運動を発起する沢山の団体が存在していることを認める。此の理由と沢山の斯様な運動が次から次へと出来つつあるので、理事会は国際ロータリーそれ自体が斯様な運動に加盟してはならないということを信ずる。理事会は、ロータリー・クラブは自主的であるから此の種の事柄に関する処理は、そのクラブの欲する処によって行動すべきであり、且つ理事会はロータリアンが個人として最善をつくすことを信ずるものであることを指摘している。

ロータリー財団

(Rotary Foundation)

定款（第 10 条）及び細則（第 19 条）には、ロータリー財団保管委員の任命等についての規定がある。

信託の宣言 (Declaration of Trust)

ロータリー財団管理委員会は、理事会（1931—32）に対し大要次の如き報告を行っている：

現在に於けるロータリー財団の法的地位は、細則第 19 条の規定により定められている。財団を法人化する問題に関してはかなりの考慮が加えられた。財団管理委員長 Klumph 及び管理委員 Chapin は、シカゴのロータリアン Holden と協力し、法的見地から法人のすべての利点を与えと共に若干の欠点を避けることができると考えられる一種の信託宣言を起草した。財団管理委員会により完成され、国際ロータリー理事会の同意を得たこの宣言は、財団の永続性を保証する効力を有するであろう。従って、財団管理委員会は、理事会がこの案に同意し、国際ロータリーの役員が、国際ロータリーに代って同案に署名することを委任するよう要請するものである。

理事会（1931—32）は、次の如き財団の信託宣言に同意し財団管理委員会が同案を実施することを批准した。

1931 年 11 月 12 日、U.S.A. の一州、イリノイ州の団体である国際ロータリーと、ロータリー財団管理委員 Arch C. Klumph, Rufus F. Chapin, Charles Rhodes, Harry H. Rogers 及び Charles A. Mander ならびにその後任者との間に作製締結せられた本信託宣言は、次のことを証言する。

国際ロータリー細則第 19 条には次の如く規定されてある：

（註：財団管理委員会の宣言には細則第 19 条第 1 節より第 10 節に至る全文を掲げる。

且つ上述の管理委員会は、上掲細則第 19 条第 1 節及び第 2 節により指名され正式に任命されたものであり、又国際ロータリーを代表する国際ロータリー理事会の正当な権限と指揮の下に、第 19 条の規定に従い信託の宣言を行うものであるが故に、ここに次の如く宣言する。

第 1：前記ロータリー財団の管理委員会によって受取り且つ保管せられた総ての財産は、条件付寄付、不動産贈与又は遺贈を除き、その元金及び（又は）それよりの収入を単一信託として、国際ロータリー理事会の承認、決定又は設定する国際ロータリーの博愛、慈善、教育又は救恤の目的、綱領¹⁾、運動又は施設のため、そして単にそれのみに用ゆるために受取られ且つ信託に保管されていなければならない。主要資産として保管された総ての資産はその用語の正当な意味における慈善的使用にのみ厳重に保管されなければならないということが明白に宣言されている。

第 2：上述の管理委員の権限は、上記の細則に規定せられてある如く、その改正に従うべきものであるが、前述の如く受理した総ての資金及び財産は慈善の用途の為にのみ保管されるものであるという本信託宣言を害うが如き何等の改正或は改正の権限を保持し又は解釈し得ないということを明瞭に宣言する。

第 3：本宣言は、条件付贈与、不動産贈与、遺贈又は信託契約に特に指定されている

1) 1951 年（アトランチック・シティ）国際大会ロータリーの「綱領」(Objects) を複数から (Object) の単数に変更した。

場合を除き、生命保険から入るすべての資金を含めて、条件付と否とを問わず、現在又は今後受理せらるべきすべての資金に応用しうる信託及び権力に適用するものである。

以上の証明として財団管理委員会は、前記日付を以てここに署名調印をなし、且つその承認の証として国際ロータリー理事会によって与えられた権限により同様のことを行い、国際ロータリーに代って正式に委任された役員の手によりここに国際ロータリー印を捺印する。

財団資金支出の目的

(Purpose for Which Funds of the Foundation Shall Be Expended)

国際ロータリー理事会及びロータリー財団保管委員会は、財団の資金を支出する目的に関し、次の如き決議を採択した。

国際ロータリー細則第 19 条第 1 節は、次の如く規定している：

ロータリー財団の全財産に関する行使権は、5 名の財団保管委員会及びその後任者に帰属せしめる。財団保管委員会は、本細則以外に規定されたもの若しくは、条件付贈与、不動産贈与、又は遺贈を除き、その保管投資、処理及び運営の任に当り、且つ理事会の承認を得て基本財産或はそれより生ずる利子を単一信託として、国際ロータリーの目的及びロータリーの綱領の推進或は理事会の承認する博愛、慈善、教育、乃至救恤の目的、綱領運動又は施設のために支出することができる。

そして 1931 年 11 月 12 日、国際ロータリー理事会及びロータリー財団保管委員会によって実施された「信託宣言」は次の通り規定した。

第 1：前記のロータリー財団の管理委員会により受取り且つ保管せられたすべての財産は、条件付贈与、不動産贈与又は遺贈を除き、その元金及び（又は）それよりの収入を、単一信託として国際ロータリー理事

会の承認、決定又は設定する国際ロータリーの博愛、慈善、教育又は救恤の目的、綱領¹⁾、運動又は施設のためそして単にそれのみに用ゆるために受取られ且つ信託に保管されていなければならない。主要資産として保管された総ての資産はその用語の正当な意味における慈善の使用にのみ厳重に保管されなければならないことが明白に宣言されている。

第 2：上述の保管委員の権限は、上記の細則に規定される如く、その改正に従うべきものであるが、前述の如く受理したすべての資金及び財産は、慈善の用途のためにのみ保管されるものであるという本信託宣言を害うが如き何等の改正又は改正の権限を保持し又は解釈し得ないということを明瞭に宣言する。

第 3：本宣言は、条件付贈与、不動産贈与、遺贈又は信託契約に特に指定されている場合を除き、生命保険から入るすべての資金を含めて、条件付と否とを問わず、現在又は今後受理せらるべきすべての資金に応用しうる信託及び権力に適用するものである。

且つ又、国際ロータリー理事会及びロータリー財団管理委員会は、以上の諸規定が、個人及び団体による慈善その他の寄付、及び所得税を免除されるべき団体に関する U. S. A. 国内歳入条例の諸規定に該当するものと解釈していることを記録することはのぞましいことであるが故に、

ロータリー財団の基本財産或は収入からの支出は、運営に要する費用を除き、絶対に、慈善、科学、文学、教育或はその他 U.S.A. 国内歳入条例、第 23(o)、2、23(q)、2 及び 101(6)の各項に含まれる目的に使用されるべきこと、又、ロータリー財団の基本財産たる収入たるを問わず、その如何なる部分と

1) 1951 年（アトランチック・シティ）国際大会ロータリーの「綱領」(Objects) を複数から (Object) の単数に変更した。

雖も個人的利益のために使用しないこと、又、ロータリー財団の活動の相当な部分が宣伝その他立法に影響を与えようとする試みに向けられてはならないこと、及び最後に、ロータリー財団の解散の暁には、その基本財産及びそれより生ずる収入は、本決議の条件によって使用せられねばならぬことをここに決議する。(理 44—45、財団管理委 44—45)

アメリカ合衆国内に於ける所得税申告に対する寄付金額の控除

(Deductibility of Contributions on U. S. Income Tax Returns)

次に掲げるものは、国際ロータリーが受理した1945年8月14日付U.S. 財務長官の書翰の抜萃である：

もし財団が、1931年11月12日付信託宣言に述べられ、且つ1954年5月25日付国際ロータリー理事会及び貴財団管理委員会によって採択された決議により修正された諸目的に厳格に従って運営せられているならば、貴財団は、国内歳入条例第101(6)項の規定によって連邦所得税の免除を受ける資格を有するものと、本職は考えるものである。

貴財団に対してなされる寄付金は、国内歳入条例第23(o)及び(q)項に規定する方法及び範囲内に於て、寄付者の純課税所得金額から控除されるものとする。

ロータリー財団の基本財産からの支出 (Expenditures From the Corpus of the Rotary Foundation)

1962年国際大会は次の決議案を採択した。

その第53回年次国際大会に集った国際ロータリーは、1964年7月1日に始まり、2カ年にわたり年額50万弗を超えざる範囲において、国際ロータリー理事会及び過半数のロータリー財団管理委員会の承認をえて、ロータリー財団の目的推進のため、同財団の基本財産から支出することができることを決議する。(ロスアンゼルス国際大会決議 62—37)

財団の目的

(The Objective of the Foundation)

理事会及び管理委員会(1959—60)は、1945—46年並にその後採択されたロータリー財団の目的を、次の如く書きかえる。

ロータリー財団の目的は、国際的理解のためのロータリー財団奨学金を含む、确实且つ効果的な企画によって各国の国民間に理解と友好関係を増進することにある。

理事会は、地区ガバナー(グレート・ブリテン及びアイルランドに於ては国際ロータリー代表)が国際ロータリーの役員として地区内のロータリー財団の推進に直接の責任を有することを認めている。財団の目的とする処を一層よく知り且つ理解して貰うために、又この目的を遂行するためにロータリー会員その他の関心をひき起すには、地区ガバナーは、ロータリー財団の連続的推進の必要を記憶すべきである。(理 53—54、55—56)

財団管理委員の任命

(Appointment of Trustees)

会長がロータリー会員をロータリー財団管理委員に任命する場合の指針として、理事会は、ロータリー財団管理委員会は直前会長及び順次、その前任者4名から成るといふ原則を定めている。元会長で就任できないものがある場合には、会長は他のロータリー会員を任命することになっている。(理 34—35、59—60)

財団管理委員会及び理事会とロータリー財団の関係 (Relationship of Trustees and Board to the Rotary Foundation)

国際ロータリー理事会及びロータリー財団管理委員会は、管理委員会及び国際ロータリー理事会とロータリー財団の関係について次のような方針の発表を承認した：

その資金を受取り、管理し且つ保管すること、それについての運営に関する情報を作成

し且つ伝播すること、それに贈与をなすような適当な方途を講ずること、及びロータリー財団の目的を達成するために国際ロータリーに資金を割当てること等はロータリー財団管理委員会の責任である。

ロータリー財団の目的達成のための計画をたて、管理委員会が割当てる予算に対する斯様な計画を運営し、且つ斯様な計画に関係した用品を用意し且つ配布すること等は国際ロータリー理事会の責任である。(理 59—60；管理委 59—60)

ロータリー財団運営に関する規定

(Rules and Regulation for Administration of Rotary Foundation)

国際ロータリー理事会及びロータリー財団保管委員会は、ロータリー財団の運営に関する次の諸規定を承認した。

年次会合

1. 国際ロータリーの国際協議会の開催せられる時期と場所において、財団管理委員会の年次大会を開催するものとする。その時に資格を有し且つ任務にある委員の過半数が如何なる会務執行の上にも必要である。然しながら斯様な会議に委員数が過半数に達しない場合には会議を将来に延ばすことが出来る。議長欠席の場合には集った委員は臨時議長を選挙する。

その他の会合

2. 上記の外管理委員長が召集するか、或は管理委員の過半数が委員長に対し文書により適当な要請をなすことによって随時開かれる会合がある。

事務長の任命

3. 管理委員会は、年次会合において、この会合の翌年1月1日に始まる年度のために財団事務長を任命する。国際ロータリー理事会及び財団管理委員会が別に定める場合を除き、財団事務長は、同一年度のために理事会によって選ばれた国際ロータリー事務総長と同一人たるものとする。

事務長は事務次長を指名することができる。事務次長は、事務長がその職務を行使しえない場合に、事務長に代って事務を取ることが出来ますが、事務長の地位に空席を生じた場合、その地位を自動的に継承するものではない。

会計の任命

4. 管理委員会は、年次会合に於て、この会合の翌年1月1日から始まる年度のために財団会計を任命する。国際ロータリー理事会及び財団管理委員会が別に定める場合を除き、国際ロータリー財務局長が財団会計係になるものとする。会計の報酬は年1ドルとする。財団管理委員会は財団の副会計2名を任命すべきである。国際ロータリー理事会及びロータリー財団の管理委員会によって別な決定が行われない限り、中央事務局に最も近き2名の国際ロータリー副財務局長が、財団の副会計になるべきである。何れかの副会計は、何かの理由で会計がその職務に当ることのできない場合に、その会計に代って職務を執行することができるが、会計の地位に空位を生じた場合に自動的にその地位につくものではない。

欠員

5. 管理委員会は、事務長、会計或は副会計に欠員を生じた場合には、本規定第3節及び第4節の規定に従い、資格あるロータリー会員を選ぶことによって、残余の任期を充すことができる。

郵便による投票

6. 管理委員会は、会合と会合の間に於て、郵便又は電報による投票によって議事処理する権限を有する。決定には全管理委員の過半数が必要である。財団事務長は、問題が現在の方針内にある場合、或は方針それ自身について疑義がある場合には、郵便による投票用紙を送る権限を持つが、問題が現在の方針以外のものに関係している場合には、問題を郵便による投票に付すか、次回の管理委員会まで保留するかは、管理委員長に決定権があるものとする。

会計年度

7. 財団の会計年度は国際ロータリーの会計年度と同一とする。

収入及び経費

8. 事務長は毎年管理委員会に対し、次会計年度に於ける財団の予想収入、財団資金から現在行われている支出状況（基本財産及び収入の両方を含めて）、及び次会計年度に予想される支出要求についての情報を提出するものとする。

運営費予算

9. 管理委員会は、会計年度の運営費予算を採決する。予算案は、財団事務長により各委員に提出される。

理事会への報告

10. 管理委員会は、国際ロータリー理事会に対し毎年1月の理事会以前に、財団の支出状況及び財団の目的を推進するため更に利用し得る資金の状況について通告するものとする。管理委員会は又、利用し得る資金からの支出について、必要と考えられる意見及び申出を行うものとする。

保証金

11. 管理委員会は、財団事務局の各職員に対する保証金の額を決定する。これらに要する費用は財団運営費予算から支払われるものとする。

会計検査人の任命

12. 管理委員会は、毎年財団の会計検査人として、国際ロータリーの会計検査を依頼している同一会計事務所を指定するものとする。財団の会計検査に要する費用は財団運営費から支払うものとする。

会計検査報告の公表

13. 管理委員会は、毎年、国際ロータリー

理事会が国際ロータリー資金の会計報告を公表すると同時に、同様の方法で、その会計検査人の報告を公表するものとする。

事務長の財務報告

14. 財団事務長は、定期的に財務報告を管理委員会に、又、その写しを国際ロータリー理事会に送付するものとする。

投資する権限

15. 管理委員会は、委員長又はその指定した財団委員に、その委員会に代って処理するよう特別に委任する。財団の事務長又は副事務長、及び会計又は副会計に委員会休会中、管理委員会にて時々決定した方針に従い財団の収入中幾程を有価証券に投資すべきかを決定し、斯様な有価証券をロータリー財団の名称から名義人の名に書き換えることを決定することを含む、上記有価証券の保持すべき方法及び投資顧問の助言の下に何れの有価証券を買入れ何れの有価証券を売却すべきかを決定する権限を委任する。続いて事務長又は副事務長、及び会計又は副会計は資金をそのように投資し且つ、有価証券を売却する権限が与えられ、そして事務長又は副事務長はその取引を直ちに管理委員会に報告すべきものとする。

投資に対する銀行サービス

16. 管理委員会は、委員長及び事務長が、財団の資金を預金し或は債券類を保管している世界中の銀行と、財団の投資に対し、もしあれば、適当と考えられる銀行のサービスに関する取極めを行うことに同意する。

銀行勘定

17. 管理委員会は、委員長及び事務長に対し、国際ロータリーがその資金に関し行っている取極めに反しないように、世界各國の銀行に勘定を開く権限を与える。

現金の引出及び預金の移動

18. 管理委員会は財団の事務長又は副事務長及び会計又は副会計に、色々な銀行勘定の手形に署名する権限が与えられている。彼等は、同様、常に安全と各国における資金に対し、ありうる要求を考慮に入れて、振替えのできるその様な資金を、或銀行から他の銀行に移動する権限が与えられている。

情報の伝達

19. 管理委員長及び事務長は、管理委員会に代って財団の基本財団が常に増加しつつあること及び寄付者が財団の計画と業績について知ることが出来るための目的を以て、財団に関する情報を、国際ロータリー加盟クラブ、国際ロータリーの現及び元役員その他に伝達する権限が与えられている。

規定の改正

20. 財団管理委員会は、必要で時宜を得た改正を行うために、随時これらの諸規定を調査し、改正を要する場合は、その承認を得るためこれを理事会に申達しなければならない。(理事及び財団運営委員 48—49、49—50、54—55、56—57、58—59、60—61)

国際理解のためのロータリー財団奨学金 (Rotary Foundation Fellowships for International Understanding)

理事会及び管理委員会は、ロータリー財団の直接の目的を遂行するに確実で有効的な企画として、国際理解のためのロータリー財団奨学金を設置することを承認した。この計画は、将来指導者となり得る能力をもった学生に、外国に於て高等な学術研究を行うと同時に、その国の国民、彼等の文化、その将来及び生活状態についての知識を得る機会を与えることを目指しているものである。

ロータリー財団奨学金は、大学院学位を獲得する目的のために授与されてはいない、寧ろそれは留学生が自国から他国への親善の使節となり、且つ、国際間の説明者となりうるという二重の目的のために授与されている。(理 56—57)

理事会は、国際理解のためのロータリー財団奨学金の候補者選考において、斯様な奨学金の使節の面にその重点を続けておくこと及びロータリー財団奨学金の候補者が高い学術上の才能と業績を持っているということに同意した。

結婚しているものは国際理解のためのロータリー財団奨学金に志願権利を有しない、そして志願者又は願書が受付られて国際ロータリー財団奨学生となったものの結婚はその事実によって願書又は奨学金を取消すものとする。(理 58—59)

国際理解のロータリー財団奨学金は単に男子志願者に限り授与することができる。(理 61—62)

ロータリー財団奨学金委員会 (Rotary Foundation Fellowships Committee)

1952—53 年度に於て理事会は、会長が国際学生交換委員を任命することを承認した。この委員会は、国際ロータリー理事であったもので、任期1箇年の委員長及び4名の委員より成る。この4名は、教育界及び実業界から各2名ずつとし、毎年任期2年として教育界及び実業界から1名ずつ選ぶ、但し、1952—53年度に於ては、教育界及び実業界からの委員それぞれ1名は任期1年として任命されるものとする。その翌年、委員会の名称は「ロータリー財団奨学金及び国際学生交換委員会」と変更された。1959年1月に理事会は委員会の活動の中から国際学生交換の責任を解

除し、その名を「ロータリー財団奨学金委員会」と改称した。

任務 (Terms of Reference)

理事会は、ロータリー財団奨学金委員会が次の事項を行うことに同意した。

- 1) 1952年理事会によって採択され、後に改訂された¹⁾ ロータリー財団奨学生選考手続に従って指名された翌年度ロータリー財団奨学金希望者に関する地区の推薦を調査し、且つ、理事会の名に於て地区委員会によって推薦された正しい資格を有するすべての候補者に奨学金を授与する。
- 2) 理事会の定める範囲内に於て、毎年地区を構成しないクラブからの候補者に与えられる奨学金の数を決定し、且つ、この授与方法の基準を、地区を構成しない国又は地理的地域から4年に一度を越えず1名の候補者を出すようにする。若し適当な資格候補者が推薦されたならば、4年に一度以上授与することができるが、20以上のクラブを有する如くなる非地区国又は地理的地域にも2年に一度以上は授与しない。
- 3) ロータリー財団奨学金に関する事柄について事務総長と相談する。
- 4) 奨学金授与に関する委員会の決定について事務総長に通知し、事務総長から関係者全部に伝達できるようにする。
- 5) 事務総長から、学業成績不良で、与えられた機会の予期した恩沢を受けえない奨

学生に関する情報をきき、その奨学生に必要とする助言と指導を行う方法を事務総長に提案する。この奨学生の在学する学校の当局者及びその学校に最も近いロータリー・クラブの役員も、彼の学業の成果は覚束ないと考え、或は、彼の行状がロータリー奨学金の受領者にふさわしくないというようなことが万一あった場合、而かも委員会に於ても直ちに、事態を改善する見込みがないと判定した場合には、事務総長にその奨学生に対し、奨学金を申込んだ際に署名した取極めによって奨学金の授与を停止する旨、そして彼が直ちに帰郷する場合に限りロータリー財団からその旅費を支給することを、通告するよう指令する。

- 6) 奨学生の帰郷旅費給与を延期する必要がある事情が委員会として承認しうる場合には事務総長に対し、その権限を与える。
- 7) 留学している地区又は地域、或は彼れが選ばれた地区又は地域に於ける奨学生の接触を効果的に拡大し得るような手段をとる。留学期間が終了した後も、ロータリーの奨学生と接触をとり、ロータリーの国際奉仕を推進するようあらゆる可能な方法によって努力する。(理 62—61)

ロータリー財団奨学生選考手続

(Procedure for Selecting Rotary Foundation Fellows)

ロータリー財団奨学生の選考のための手続が理事会によって採択された。

理事会は、1953—54学年度より高等学術研究のためのロータリー財団奨学生の選考は、各地区内選考委員会の責任とし、国際ロータ

リー理事会に代るロータリー財団奨学金及び国際学生交換委員会の最後の調査を受けることに同意した。

理事会は、ロータリーの各地区が、もし正式の資格を有する候補者を選ぶならば、1年おきに必ずロータリー奨学金を得ることができるようにする目的で、ロータリーの全地区が1年おきに候補者を出すという原則に立つことに同意した。

理事会に代りロータリー財団奨学金委員会は、地区を構成しない国又は地理的地域のクラブによって推薦された候補者に対し、地区を構成しない国又は地理的地域から4年に一度を越えず1名の候補者を出し若し適当な有資格候補者が推薦されたならば4年に一度以上授与することが出来るが、20以上のクラブを有する如何なる地区を構成しない国又は地理的地域にも2年に一度以上は授与しないという基準の下に、一定数の奨学金を授与することができる。無資格の地区を構成しない国又は地理的地域の名称は毎年ロータリー財団奨学金に関する文献に載せておかねばならない。そして地区を構成しない国又は地理的地域のクラブそれら無資格の一覧表に載っていないクラブは、その年に候補者を推薦することができる。

交互に候補者を選ぶ制度をつくるに當って、いかなる地区も、選んだ候補者の資格が規定された範囲内に於て完全であり、委員会をして地区の選考に全く満足せしめうる確信がなければ、候補者を提出してはならないことを了解しておくべきである。もし地区が奨学金を受ける資格のある年度にこれを受けることができなかった場合には、その地区は翌年度に候補者を出すことができる。そのことによって次の「資格のある年度」に候補者を出す資格を失うものではない。

ロータリー財団奨学金を受ける権利を有した年に、その利益に浴しなかった地区は、その権利をその直後の1年間を超えない程度において延長することがある。

万一地区の候補者がその年度の奨学金をその学年内に受入れることができなかった場合、地区は、補欠として、正式の資格を有する第2の候補者の氏名を提出することができる。このような補欠といえども、同様完全な資格を有していなければならない。

第一候補者による財団奨学金の辞退が遅れ過ぎて補欠候補者がその授与された学年の利用に間に合わない場合には、補欠候補者は直後の学年にそれを用ゆることが出来る。但し必要な総ての予備の手配が奨学金を与えられた学年の3月31日までに完了し且つ必要な総ての個人的資格を保持していなければならない。

地区内の第1候補及び第2候補共に、奨学金を授与されるべき学年内に奨学金を受入れることの出来なかつた場合には、ロータリー財団奨学金委員会は、ガバナー及び地区委員会の承認された候補者という条件の下に追加候補者1名乃至2名の申込者を考慮することができる。

地区委員会としては、最後の選考が行われる前に、最も有力な候補者に対し、個人的面接を行うようにすべきである。

地区委員会からの推薦はすべて、6月30日以前に中央事務局に提出されなければならない。

理事会はクラブに対して、志願者の国語とは異なった言語を使用する国の大学に於て研究する希望を有し、従って財団奨学金制度の本来の目的に最も適うような、正しい資格を有する人物を、ロータリー財団奨学生の候補者として指名するよう要請している。

理事会は地区委員会に対し、ロータリー財団奨学生被指名者の最後の選考に當っては、自己の国語以外の言語を使用する国に於て研究する希望を有する者を優先すべきであると示唆している。但し、その候補者の語学力が、自己の行わんとする研究を有利にし、且つ自分の国を、留学先の国のロータリー・ク

1) ロータリー財団奨学生選考手続参照, 152—154

クラブに対し、自国への信頼を増すことができるように、代弁することができる程度でなければならない。

6月30日以前に地区委員会から受領した申込は、学力という点で受理できるか否か、教育家の委員によって審査される。この審査は、郵便又は直接本人について、全委員会の開催場所に於て、その2日前に行われるが、最後の決定は、学力審査を通過した者の中からその他の資格をすべて考慮して全委員によって行われることになる。(理 51—52、52—53、53—54、54—55、55—56、56—57、59—60、60—61)

地区ロータリー財団奨学金委員会に、その情報を単科大学、総合大学及び潜在候補者に広げることにより、そして資格の良くついている志願者に絶えざる注意を払うこと等より、地区を通じて奨学金計画に絶えず関心を助長するような責任を追加することが推奨されている。ロータリー財団奨学金受領者をロータリーの環境や主義に適応させることは地区ロータリー財団委員会の責任とするともまた勧告されている。(理 58—59 ; 61—62)

ロータリー奨学金候補者の後援

(Sponsorship of Rotary Foundation Fellowships Candidates)

ロータリー財団奨学金に対する志願は、その志願者が原籍を有する区域のロータリー・クラブを通じてのみ行うことができるものである。除外例として追加ロータリー・クラブ結成のため区域を割譲したクラブの場合には、奨学金の申込はそのクラブを通じて、そのクラブの区域内又は会員を入会せしめる権利を保留したクラブによって割譲された区域内に原籍を有する志願者により行うことがで

きる。(理 58—59)

ロータリー財団奨学金を受ける権利のある地区の各ロータリー・クラブは地区の選考委員会による選考のため2人の候補者を推薦することが許されねばならない。(理 60—61)

国際理解のための追加ロータリー財団奨学金実施計画 (Plan of Operation for Additional Rotary Foundation Fellowships for International Understanding)

国際ロータリー理事会及びロータリー財団管理委員会は、ロータリー財団の追加事業として国際理解のための追加ロータリー財団奨学金10の設定を承認した。斯様な奨学金は、1962—63年度より毎年、言語又はその他の事情で国際理解のためのロータリー財団奨学金の候補者によって選ばれることのないような国又は地域における研究のため授与せらるべきものである。これら国際理解のための追加ロータリー財団奨学金の実施計画は次の通りである。

目 的

国際親善、善意及び平和の増進に理解が必要である他の国々の言語を学びそしてその生活方式や物の考え方を良く知るため、自国以外の選ばれた国に住み、勉強し、且つ旅行する機会を総ての国籍、人種及び教養を持つ男女に与えるためである。

資 格

追加ロータリー財団奨学金のための候補者は次の如きものでなければならない。

- (1) 強き潜在性指導力の満足な証拠を与える人格的且つ学究的記録を持つこと。
- (2) 国際理解、善意、及び平和の増進に直接関係を持つ国内及び国外の総ての活動に完全且つ誠意ある関心を持つこと。

(3) 自国から他の国への善意の使節となり、且つそれらの国を自国に説明することのできること。

(4) 勉強する国の歴史、文化、経済、地理等々に興味を有すること。

(5) 勉強する学校で用いられている言葉の知識、或は講義を理解し、ロータリー・クラブで話をし、且つその国の人々と話す目的でそれを習う意欲と能力を持つこと。

(6) 勉強の始まる年の7月1日に満二十才に達していること。但し南半球において勉強せんとするものについてはその日付は勉強を始める年の1月1日とする。

(7) 選んだ学校への入学に要求されている学業成績を持ち、且つ学士号又はそれと同格の称号を有すること。例外的な場合にはその条件は放棄することができる。

(8) 未婚者であること。

(9) 外国で学年中勉強を続け且つ旅行に堪える健康の持主であること。

志願者は彼等それぞれの国に原籍を持つ市民でなくてもよい。

無 資 格

次に示すものは追加ロータリー財団奨学金に対し無資格である。

- (1) ロータリー・クラブ会員。
- (2) 現在選ばれた国で勉強しているもの。
- (3) 独立又は無監督の研究を志しているもの。
- (4) 研究、インターン或は在勤務者、又は同格の医学生。

志 願

追加ロータリー財団奨学金に対する志願は、志願者が知られている都市のロータリー・クラブを通じてのみ行いうるものである。

志願者は次に示す国の一つにある学校を選ばなければならない。

ボ リ ビ ア ブ ラ ジ ル ビ ル マ

コスタリカ デンマーク エクアドル
エチオピア フィンランド ガテラマ・ホンジュラス

アイスランド イ ラ ン ジャマイカ
日 本 朝 鮮 マ ラ ガ シ
マ レ モ ロ ッ コ ネ パ ー ル
ニカラグア ニゲリア ノルウエー
パ ナ マ パ ラ グ ア イ ポ ル ト ガ ル
ポ ト リ コ サ ル バ ド ル シ ン ガ ポ ル
南 ロ デ シ ア ス ダ ン シ リ ア
タ イ ト ル コ ウ ガ ン ダ
ベ ト ナ ム

上記一覧表は特別の事情に照しロータリー財団奨学金委員会の判断の下に、時々理事会によって変更することができ、且つロータリー・クラブのない国又は地理的地域を含むこともできる。

志願者はまた、同一国内又は同表に掲げである他の国の一つに第2志望校を選ぶことができるが、一選択以上を挙げることは要求されていない。

選 択

たとえ国際理解のためのロータリー財団奨学金に対する候補者を提出したとしても、地区は毎年追加ロータリー財団奨学金に対して一名又は以上の候補者を推薦することができる。地区の設定なき国又は地理的地域におけるロータリー・クラブはたとえ国際理解のためのロータリー財団奨学金に対する一名又は以上の候補者を提出したとしても、何れの年でも追加ロータリー財団奨学金に対する候補者を出すことができる。

ロータリー財団奨学金委員会は、提出された候補者の中から追加ロータリー財団奨学生10人以上は選出しない。

追加ロータリー財団奨学金は、ロータリー・クラブの存在しない国又は地理的地域の住民である有資格候補者にも授与することができ

る。但し斯様な候補者は、候補者の適性に於いて個人的接触又は認識によって満足したロータリー・クラブによって提出されなければならない。

奨学金授与の金額

国際理解のためのロータリー財団奨学金に對すると同様であるが、奨学金の目的を果すに必要な旅行をするための適当な準備をする必要がある場合には、その勉強している国又は地理的地域内の旅行に当てるための金額は200ドルを越えることができるが違っている。語学の家庭教師の費用として必要な場合には100ドルを越えざる金額を支給することができる。

奨学金の期間

奨学金授与の行われた年の7月1日後に始まる普通学年の初めに開始される一学年であるが、南半球で勉強するものは授与された年の7月1日直前の普通学年の初めに開始することができる。

使用できる資金の範囲内で、そして旅行と語学練習に当てられた範囲を考慮して、奨学金の期間は語学の勉強と練習のため、その判断で延長が認められた場合には、ロータリー財団奨学金委員会によってその学年以上に延長することができる。但し奨学金の期間は合計12カ月を越えざるものとする。

注意 日程及び選択の形式等を含む、追加ロータリー財団奨学金運営上の他の細目は国際理解のためのロータリー財団奨学金の形式に従うものである。

ロータリー財団奨学金同窓生 (Rotary Foundation Fellowship Alumni)

元ロータリー財団奨学生の居住している地

方におけるロータリー・クラブは、斯様な元奨学生を時折りそのクラブの例会に招待するよう奨励されている。理事会は元ロータリー財団奨学生による地方的同窓会の組織に又た適当な会合を地方的に持つ元奨学生に、何等反対をしないということを示している。地区ガバナーは、ロータリー財団奨学金同窓生を地区大会に招待するよう奨励されている。(理 61—62)

ロータリー財団奨学生の訪問 (Visits by Rotary Foundation Fellows)

ロータリー財団奨学生は、地区大会又はクラブに旅行する経費はロータリー財団より支給されていない。地区大会又は、ロータリー・クラブにおいて話をするように招待された奨学生には旅費を支給するよう地区ガバナー及びロータリー・クラブに勧告されている。(理 60—61)

地域及びクラブ水準における国際学生交換 (International Student Exchange at District and Club Level)

理事会は、ロータリー財団奨学金計画は、地区及びクラブ水準における国際学生交換計画によって補足されるべきものであるという、ロータリー・クラブ或は地区により財政を賄われている国際学生交換計画を調査する特別委員会の勧告に同意している。このような補足的努力は、ロータリー財団に対する継続的財政援助の用意ができてから後に於てのみ行うべきである。その上で、ロータリー会員は、地区及びクラブの計画を工夫し、推進し、又、それに参加すべきである。事務総長は、地区及びクラブ水準における国際学生交

換に関する現在の計画についての情報を、全クラブ及び地区に伝達し、クラブ及び地区がそれによって彼等自身の国際学生交換を推進することを奨励するよう要請されている。事務総長の伝達する情報に於て、次のことに注意を払わなければならない。即ち、クラブ及び地区水準における国際学生交換計画を確実に成功させるためには、結局においては地区及びクラブが、中央事務局及びガバナー事務所から得ることのできる情報及び経験を利用することによってできるのであるが、これらの計画は、地区ガバナーの指導及び事務総長の助言の下でのみ着手されるべきであるということである。(理 51—52)

多くのクラブによる国際学生交換計画は、大学院学生を対象とするロータリー財団奨学金制度と区別するため、在校生を対象とすることが奨励されている。

理事会は、地区及びクラブ水準における斯様な学生企画の推進を援助する目的で、地区ガバナーが地区内より、内1名を委員長と指定した3名よりなる委員会を任命することを提唱した。委員会に連続性を持たせるため、初年度は任期を別にしたそれぞれ1年2年及び3年の任期を有する委員を任命しなければならない。その後毎年自動的に生ずる欠員を充当するため1名を任命し、且つ委員長はガバナーによって指名されなければならない。(理 53—54、56—57)

国際学生交換計画の大学水準における学生選考においては、クラブ及び地区で、学生に彼の最後の大学生活を同級生と共にする機会を与えるため、最後の学年に入る以前の学生に優先権を与えるよう示唆されている。(理 57—58)

国際ロータリーの剰余金の財団への移管 (Transfer of Funds from R.I. Surplus to Foundation)

1946年7月1日以後、ロータリー財団に関する費用はすべて財団の資金から支払い、財団の費用を国際ロータリーの収入乃至剰余金から支払うことはとりやめるものとする。(理 45—46)

財団は既に、国際ロータリーからの資金の移管がなくとも自立して行ける程度になったという理事会の意見であるから、国際ロータリー剰余金からロータリー財団へ資金を移すことはこれ以上行わないこととする。(理 45—46)

理事会は、ロータリー財団に関する費用はすべて財団の資金から支払い、財団のいかなる費用も国際ロータリーの収入乃至剰余金からは支払わないという理事会の決定を再確認する。これに関連し、理事会は、過去数箇年の間に、国際ロータリーは国際ロータリー剰余金から375,000ドルをロータリー財団に移管したという事実を、注意を喚起する。(理 47—48)

財団に対する資金の募集 (Raising Funds for Foundation)

1936—37年度に於て理事会は、国際ロータリーがロータリー財団のために200万ドルを集めるよう努力すべきことに同意し、1938年には、国際大会に於て次の決議が採択された。

「第29回大会に於て国際ロータリーは、1箇年前に創始され、今やその事業を始めんとするロータリー財団の1部として、200万ドルの資金を集める運動が承認保証せられ、国際ロータリーの全役員及び全加盟クラブはこの運動が完全な成功を収めるよう協力すべきことを決議する。」(サンフランシスコ大会決議 38—31)

理事会 (39—40) は、国際ロータリーがロータリー財団のために資金を集むべきことを再確認し、そのために特別委員を任命することを承認した。理事会 (46—47) は、ロータリー財団に対して継続的な援助を与えること及び 1938 年度大会 (サンフランシスコ) の命令には従わねばならないことに同意した。従って、理事会は、ロータリー財団のための 200 万ドルの資金募集を目標とする運動を起したのである。

理事会 (48—49) は、ロータリー財団特別委員会に対し、同委員会がロータリー財団の資金募集に尽くした偉大な努力に対し最高の讃辞と心からの謝意を表し、次の決定を記録にとどめた。

理事会は、世界中のロータリー会員が、ロータリー財団の健全な業績と現在の事業及び将来の目標及び目的を十分承知した以上この上寄付募集の積極的運動を続ける必要はないこと、又、今後の財団の育成のためには、ロータリー財団の目的完遂に対する関心から起る加盟クラブ、ロータリー会員個人、及びその他の人々からの自発的寄付に依存することができるといふ意見を記録する。事務総長は、各クラブ及び国際ロータリーの現在及び過去の全役員に対し、常にロータリー財団の業績及び目的を明らかにするよう要請されている。

ロータリー財団に対する興味を失わしめないために、事務総長は、適当と考える時期に、ロータリー財団奨学生の手紙の抜萃を含む「ロータリー財団通信」を発行して全クラブに頒布することが望ましいとされている。(理 48—49、50—51、51—52)

ロータリー財団管理委員会の決定 (1951年 5 月) に同意して、理事会は、ロータリー財団の資金の最大限度に関しては制限をおかないということに意見が一致した。(理 50—51、51—52)

ロータリー財団の目的及び目標を世界にひろく知らしめ、且つ財団の資金を増加するために、理事会は、1954年 7 月、ロータリー財団委員会を任命した。1960年 1 月理事会はその委員会の名称を「ロータリー財団発展委員会」と改称した。1962年 (ロスアンゼルス) 国際大会は、国際ロータリー細則 (第 13 条) を改正して、ロータリー財団発展委員会を国際ロータリーの常任委員会として規定した。此の委員会の機能は次のことを含むロータリー財団の目的を進展させる方途を考案するにある。

- (1) ロータリー財団の事業に対する勧告への着手及びその進展。
- (2) 財団の計画宣伝。
- (3) 財団計画の現存事業の評価。
- (4) 資金募集の方法案出。

理事会は、総ての地区ガバナーに、地区資金委員会、地区協議会及びクラブ訪問のような適当な機関を通じて、ロータリー・クラブやロータリアンからロータリー財団に引続き寄付することの重要性を強調するよう奨励している。

ロータリー財団に対する自発的な寄付を増加させる手段に関し、次のような方法が示唆されている。

- (1) ロータリー会員及びロータリアンでない人に個人的に多額の寄付を願う。
- (2) 新しいクラブに対して、直ちに「100%ロータリー財団クラブ」になるよう機会を与える。
- (3) 既にクラブが「100%ロータリー財団クラブ」の地位をかちえても猶お斯様なクラブが「200%、300%等のロータリー財団クラブ」になる機会が与えられている。

(4) クラブが「100%、200%、300%等ロータリー財団クラブ」を達成している場合でも、更に会員 1 人当り年額いくらという寄付を行ってもよい。この額は、1 人 1 年 1 ドルにしているクラブもある。

(5) クラブに対し、新入会員が入会の時に財団に対し寄付する機会を与えることを示唆する。

(6) クラブに“ロータリー財団支持者”(Supporter of the Rotary Foundation) の命名資格を与える。新入会員一人につき 10 ドルプラス各会員毎に一年 1 ドルを寄付する。所謂“10+1 計画”を採用することをクラブに提唱する。

(7) ロータリー会員が、各自の誕生日にそれぞれ一定の寄付を行う機会をつくる。

(8) 各クラブが、自己の属する地区内にロータリー財団奨学生が留学していることによつて出来る機会を、最大限度に利用するようにする。(理 50—51、51—52、55—56、56—57、57—58、60—61)

ロータリー財団地区委員会 (Rotary Foundation District Committee)

理事会は地区ガバナーに対して、その地区

内において 3 人のロータリアンを指名し、内 1 人は委員長とし、ロータリー財団とその目標の助長にガバナーを援助し、且つ、ロータリー財団に関して国際ロータリー並に地区活動の連絡係としての任務を果さすようにすることを提案する。

委員会の継続性を保たしめるため、初年度には 1 年、2 年、及 3 年委員として指名し、2 年目よりは自動的に空席となる 1 名宛を補充することが提案されている。(理 55—56、56—57)

財団への寄付は厳格に自発的 (Contributions to Foundation Strictly Voluntary)

理事会は、ロータリー財団が自発的寄付の基礎の下に発展したものであることを認識している、従ってロータリー財団の寄付を会員資格に入れるとか、斯様な条件を入会申込書に書き入れるようなことをしてはならないということに意見が一致した。理事会はロータリー財団に寄付することを会員資格とするようクラブ細則を変えたり、ロータリー会員カードに斯様なことを書き入れることを承認しない。(理 56—57)

区域限界

(Territorial Limits)

名称又は区域限界の変更手続

(Procedure for Changing Name or Territorial Limits)

ロータリー・クラブが国際ロータリーに加盟された時には標準クラブ定款を採用する。そうすることによって、特定クラブに関係ある標準クラブ定款の原文に空欄になっている第1条(名称)及び第2条(区域・限界)が国際ロータリー理事会の承認と共にクラブによって書き込まれる。同様な方法によって、これら2カ条に関するその後の変更は国際ロータリー理事会の承認を得なければならない。

クラブの名称又は区域限界変更に関する手続は、クラブ定款第14条第4節に次の如く規定されている。

本定款第1条第4節(名称)及び第2条(区域限界)は、斯様な改正案が上程せられる日の少くとも10日以前に各会員に郵送せられ且つその改正案は国際ロータリーの承認をうるとい条件の下で、定足数を有する例会において出席会員の3分の2の投票によって改正することが出来る。そしてその改正案が国際ロータリー理事会の承認をえた上で発効するものである。

区域の定義 (Definition of Territory)

クラブ結成に従事する人の指導のため、理事会は次の如き解釈文を採用した。

各ロータリー・クラブは地方に結成せられ且つ存在しなければならない。

国際ロータリーは、そこに十分の職業人が実際に社会に奉仕しており、それらの人々の事務所とか職場がお互に隣接しており、ロー

タリー・クラブとしての機能を発揮することが出来る区域の相当の範囲を、斯様な地方として認めることができる。斯様な地方においてクラブを結成するには、国際ロータリーは、クラブ定款にその区域を書き入れるべき地方の地理的限界を指定しなければならない。そしてその後斯様な区域は、国際ロータリー及びクラブ相互の同意による以外には変更してはならない。国際ロータリーの同意を得て、クラブは第2クラブ結成のためその区域の一部を譲渡することが出来る。

各ロータリー・クラブは、その名称がその地方を現わすような語彙を採用すべきであり、その選ばれた名称をその定款に書き入れ国際ロータリーの承認を受け、そして一旦その承認をえた以上は国際ロータリーとクラブ相互の同意がなければ変更してはならない。(理 38—39)

理事会は、クラブの区域限界が地方の自治体(例えばブランクビル市)の限界と同一であり、その自治体の限界がその後拡張された場合には、追加された区域はクラブ及び国際ロータリーの手続を要せずして自動的にクラブの区域となる。斯様にして追加された区域が或他のロータリー・クラブの区域を含む場合には、第2クラブの区域は、その初めのクラブが拡張された時にそのクラブによって譲渡されたものと考えなければならない。それによって第2クラブの存続を保護するものである。

農村区域 (Rural Territory)

クラブの区域限界は、クラブ所在地を主要な銀行、取引、商売及び出荷の中心地として

いる従属的農村区域を含むものと理解されている。(理 25—26)

区域の譲渡 (Relinquishing Territory)

クラブの区域が無限であるとか、必要以上に広いというような場合には、ロータリー理想とか原理を他の地域社会に規則正しく且つ組織的な方法で進めて行かれるようにするた

め、クラブはその区域を調整又は減少するよう考慮することが要求されている。事務総長は、国際ロータリー理事会の此の要求を関係クラブに、クラブ区域の調整又は減少が現在のクラブ会員の地位に影響しないという諒解の下に、注意するよう指示されている。(理39—40) (「大都市における追加クラブ」77—78)

職業奉仕

(Vocational Service)

Vocation (職業) という言葉は社会人の「一定の業務、稼業、商業、専門業、或は職務」を指すものである。ロータリーは、職業奉仕という言葉を使用するに当って、Service (奉仕) という文字をその一番広い意味で使っており、単に商業或は専門業取引に於てなされる業務或は売買される商品を指すのみでなく、相手の必要な境遇に対して正当な考慮を払うと共に常に他人に対し思いやりの心を以て当ることをも指しているのである。

職業奉仕はロータリーの綱領に於て次のような言葉を以て強調されている。

「職業上の高き道徳的基準；総ての有用な職業の価値あることの認識；そして社会に奉仕する好機としての各自の業務を、各ロータリアンにより權威あらしめること」を奨励、且つ育成する。

別の表現を以てすれば、職業奉仕は、職業の世界に於て、奉仕の理想を推進することを目的とするものである。即ち、職業奉仕は、

個々のロータリアンが、その職業関係のすべてに於て、使用人、競争業者、顧客及び仕入先に対して高い徳義的規準を適用し、且つ、

ロータリアン各自がこの規準を、自分と職業を同じくする他のすべての人々の間に推進することを意味するのである。

「業務を通しての奉仕」

(Service Through Business)

理事会 (42—43) は、国際ロータリー及びロータリー会員が額縁用その他に使用するために“Service Through Business.”「業務を通じての奉仕」という宣言文を用意してお

り、これが歓迎されていることを認めた。従って、理事会は、次の如きこの宣言を公式に承認することを記録した。

業務を通しての奉仕

ロータリー会員として、余の目的とする所は：

自己の職業を、物質的な利益を得る手段であると共に、社会に対する奉仕に於て自身を表現する機会であると考えること。

高い規準を受入れ且つ之れを推進することによって、自己の職業の威厳と価値とを維持し、且つ疑わしい習慣は之れを排除すること。

自己の職業に於ける成功は、これが社会に対する奉仕の結果としてかち得られた時に、立派な大望として評価すること。然し不当な便宜、権利の濫用或は背信行為によって生ずる利益や名誉はこれを受けないこと。

健全な取引は、当事者全部に満足をもたらすやり方によって行われねばならないことを認め、且つ、自己の職業に於て、義務又は責任の厳密な限界以上に奉仕することを特権として尊重すること。(理 42—43)

「4つのテスト」(Four-Way Test)

ロータリー計画の職業奉仕部面推進の一方法として、理事会はクラブが「4つのテスト」に注意を喚起する。「4つのテスト使用許可」に関する全文 165 頁参照

4つのテスト複製を管理する方針

(Policy Governing Reproduction of The Four Way Test)

1. 4つのテストの総ての複製は版權文とそ

の言葉づかいにおいて同様でなければならないと共に次の事項即ち「1946年国際ロータリー版權所有 (Copyright, 1946, Rotary International) を附記しなければならない。

- 複製の全目的は人間関係における道徳規準の発展と維持でなければならない。
- 複製は、国際ロータリーの許可なくして販売用又は販売物の一部としてはならない。
- 複製は、販売又は利益を増す目的をもつ如何なる広告の部分としてはならない。然しながら、若し商社、公社又は会の人間関係の総てを「4つのテスト」の線に沿って誠意を以て当ることを説明するように用いられておるならば、書簡箋又は文献の一部に入れても良い。
- 上述の条件さえ守られるならば、普通の名刺の裏又は封筒に複製を印刷して差支えない。
- 個人、商社、公社又は会は、国際ロータリーで発行している「4つのテスト」を載せた折りたたみ、ポスター、その他のものに自己の名を刷り込んでも良い。
- 個人、商社、公社又は会で複製せんとするものは、その人の人格が批判を超越し且つその人の広告が、規定方針の下に国際ロータリー機関紙に受入れられるような有用な職業でなければならない。

4つのテスト使用許可

(Permit to Use The Four-Way Test)

許可書が、商品その他広く一般に配布せんとするものに4つのテストを複製することを欲する商社又は個人に次の方法によって発行されている。

- 総ての4つのテストの複製は版權文と同一語辞であらねばならない。そして“Copyright, 1946, Rotary International”という語辞を書き加えなければならない。正しい複製の型は次の如し。

4つのテスト

言行はこれに照してから

1. 真実かどうか。
2. みんなに公平か。
3. 好意と友情を深めるか。
4. みんなのためになるかどうか。

版權、1946、国際ロータリー

2. 複製の全目的は人間関係における高い道徳的規準を発展せしめ且つこれを維持するためでなければならない。
3. 複製は、販売や利益を増すため直接にその広告の一部としてはならない。然しながら、商社、公社又は会の人間関係の総てを「4つのテスト」の線に沿って誠意を以て当ることを証明するように用いられているならばその書簡箋又は文献の一部に入れても良い。
4. 複製は、上述の条件さえ守られるならば、個人、商社の普通の名刺の裏又は封筒に印刷して差支えない。
5. 個人、商社、公社又は会は、彼等自身の名を国際ロータリーの提供する4つのテストを載せた折りたたみ、ポスターを他のものに書込んで差支えない。
6. 4つのテストは、国際ロータリーの徽章使用に対して、国際ロータリーから特別の許可がない限り、国際ロータリー徽章に関連して複製してはならない。
7. 此許可書は茲に特別に掲げたものに限り申込むことができる。
8. 此許可書は個人的なもので他に譲渡はできない。
9. 此許可書の発行は、ロータリー・クラブやロータリアンにそれを売る権利を与えていない。国際ロータリーは如何なる組織にも斯様な販売をなす権利を承認しない。
10. 国際ロータリーは、前項規定及び条件を改正し又は追加する権利を有する、而して前記……は新しい前記総ての規定及び条件を守り、且つ茲に特に記載した事項に4つの

・テスト全文の使用に対する新規定及び取消の総てに相当速かに従うことに同意する。

11. 国際ロータリーは、文書を以て60日以前に通知することによって何時でも許可を取消することが出来る。然しながら斯様な取消は前記……が此取消書を受取った時の在庫品を販売又は使用する権利を失わせるものではない。(理 55—56)

国際ロータリーが版權を所有する4つのテストは、如何なる意味においても「規則」として取扱われてはならない。(理 55—56)

職業関係協議会

(Business Relations Conference)

地区ガバナーは、その年の内に地区で職業関係協議会を開催することの可能性と必要性について、地区内の他のロータリアンと共に考慮し且つ話し合うことが奨められている。

他の国にある地区に隣接している地区で職業関係協議会が計画された場合には、地区ガバナー達は国際連合地区大会の開催を考慮することが奨められている。(理 58—59)

職業上の正しいサービスの規準

(Standards of Correct Business and Professional Practice)

ロータリーは、各種職業の同業組合が正しいサービス規準の規範を採用し、之れが維持を推進することに積極的関心を有している。各種職業の同業組合が採用した規範の多くは、国際ロータリーの示唆した組織に則ってつくられたものである。

ロータリアンは、商業上正しいサービスの習慣を設定し、且つ之れを維持するに当って、その指導者としての努力をするに特に有利な機会に恵まれている。

ロータリー及びロータリアンが、職業上正しいサービス習慣を樹立するために行う活動に関しては、盛んに宣伝を行うべきであり、又結核においてロータリアンが個人として職業奉仕のこの部門に参加するように、職業に正し

い習慣をつける規準を発達させる連続的活動を行う機会について、ガバナー及びクラブ役員

の注意を喚起すべきである。(理 35—36) すべてのロータリー会員は各自の職業上の組合とか協会に参加し、競争業者間の関係の改善に努力をつくすよう奨励せられている。(理 38—39)

国際ロータリー事務総長は、加盟クラブに対して示唆するプログラム試案中に、ロータリー会員が同業組合に参加することに関する問題を加えることを要請されている。(理 51—52)

職業指導 (Vocational Guidance)

若人の職業選択を援助する活動はクラブの職業奉仕委員会の活動の一つである。クラブは、青少年委員会の協力の下に、若人の職業選択を援助する活動を進めるため、職業奉仕委員会の下に“職業知識”の小委員会を任命することが勧告されている。(理 55—56)

倫理掟 (Code of Ethics)

1915年度(サンフランシスコ)国際大会は、あらゆる業種の実業家に対し、ロータリー倫理掟を採択した。この掟の本文については種々の批判があること、及び本掟がロータリーの文書として全世界を通しての有用性に関し意見の一致を欠くため、国際ロータリーは本掟の頒布を中止した。

理事会(27—28)は、倫理掟の言葉づかいを改善することができるという当時の綱領委員会の意見に同意し、改訂に関する委員を任命した。理事会(28—29)は、倫理掟よりもロータリーの綱領に重きをおく方がよいということに意見が一致した。理事会(31—32)は、倫理掟を「手続要覧」に掲載する方針は続けるが、掟については特にこれを頒布したり一般に宣伝することはしないという意見に一致した。

理事会(51—52)は、ロータリー倫理掟の出版を中止することに決定した。然し、1915

年国際大会で採択せられた倫理掟は、国際ロータリー事務総長に申込めば、この裏面の事情に関する説明書をも含めて支給するという了解の下に入手出来ることに意見が一致した。(理 51—52)

関税の改正 (Tariff Revisions)

理事会は、アメリカ合衆国の関税法の改正に関し国際ロータリーが同国の議会に働きかけるようにという、各方面からの訴えに応えて、次のような決定を行った。

国際ロータリーの常に拡大する国際関係に於ては、ロータリー会員に対し、同様或は相

反する利害関係を有する国家の国民として、様々に影響する、経済的な問題が発生する。

国際ロータリーは国際的或は政治的論争の題目となる如何なる事柄にも介入しない。

しかしながら、ロータリー会員は、個人として、(市民権の行使に際し又同業組合に於て)他国民の権利を正しく考慮すること、及び、国内・国外を問わず、社会的及び経済的のあらゆる関係に於て、黄金律(「汝の欲する処を人に施せ」というキリストの教え)の精神を実際に適用することによって、国際間の理解と親善を増進する機会は無数にあることを常に銘記すべきである。(理 29—30)

青年への奉仕

(Service to Youth)

手続方法 (Method of Procedure)

青年への奉仕がクラブの活動である処では、ガバナーはその地区内各クラブにその地域社会における青年が何を必要とし、どういう機会があるかということを知る最も有効な方法を調査し、それによって計画をなし、そして斯様な調査によって発見された活動や企画をなす上に協力出来る色々な地域社会の団体の表を作成することを示唆するよう奨められている。(理 40—41)

クラブは、1つの集団が多数の会員を占めるということのないように心掛け会員組織が均衡を良く保つよう注意して、青年に奉仕する団体の主腦者を会員に入れるよう努力することが奨励されている。(理 51—52)

ガバナーが欲するならば、その地区委員会に(61頁参照)青年への奉仕を進めるために追加委員1名を指名しても良い。(理44—45、47—48)

青年への奉仕の目標

(Objectives of Service to Youth)

理事会は、クラブへの示唆として次のような目標を定めた：

1. 都市及村落の實際的知識と理解と成長しつつある青年に影響する素因を把握すること。
2. 青年に対し(イ)健康(ロ)円満なる教育、(ハ)精神教育、(ニ)職業の賢明なる選択及び完全なる職業予備教育等の重要性を認識すること。
3. ロータリー・クラブ及びロータリアンは青年に関する活動に最も通じており又その活動を通して最大の奉仕の出来る立場にある

ので、その活動を奨励すること。

4. 社会人としての権利は地域社会においてのみ保持することができるものであるので、その地域社会に対する個人的責任觀念の認識を通じて、青年に良い市民たるべきことを刺激すること。

5. 世界事情の一層良い理解、及び国内人のみならず外国人に対する正しき態度の発展について青年の心を発達せしめること。

6. (イ) ロータリアンと青年の個人的接触と、(ロ)外国の青年との直接及び間接の接触を達成する方途の増進を計ること。(理 40—41、47—48、48—49)

青年計画への奉仕

(Service to Youth Program)

理事会(39—40)は次の如き青年への奉仕の円満なる計画の一般要綱を提示している：

理事会は、ロータリーの存在する総ての国に、ロータリー・クラブの青年奉仕計画に同一の機会がないということを確認する。理事会は、ロータリー・クラブのある総ての国において一般的に應用のできる或根本的な関連性と援助となりうるもののあることを信ずる。故に、理事会は、次に示す青年への奉仕の完全なる計画の一般要綱においてロータリー・クラブは、彼等の実行上或参考になる活動を見出すことが出来るのではないかということを示唆している。

1. 父子間に役に立つ関係を増進しうる活動。
2. 青年に関係ある地域社会状態の調査を行い、その結果として次の如き現存団体との協力。

- (イ) 学校
- (ロ) 裁判所
- (ハ) 仮出獄事務を取扱う事務所
- (ニ) ボーイ・スカウト
- (ホ) ボーイ・クラブ
- (ヘ) 野営場
- (ロ) 運動場

3. ロータリー・クラブに特別に適するものを次のものから1つか2つ選択して之れを推進すること。

- (イ) 青年の声を聴く会
- (ロ) 青年大会への奉仕
- (ハ) 青年の保証人となること
- (ニ) 学費貸与資金及び奨学資金

ロータリー・クラブは、それぞれの地域社会に住む青年への奉仕の特別な計画を立て、少年犯罪防止又はその地方における時局問題等について現存している団体と協力することを奨励されている。或は又、青少年への奉仕の分野において目的遂行の活動を新たに開始し且つ之れを強力に推進することが奨励されている。青少年及少女週間を多くの有用な青年活動の1つとしてロータリー・クラブが取り上げることを示唆している。(理 53—54)

“各ロータリアンは青年の模範” という標語 (Slogan “Every Rotarian an Example to Youth”)

“各ロータリアンは青年の模範” という標語を、国際ロータリーが発行する青年文献には用いなければならない。(理 49—50)

青年奉仕団体とロータリー・クラブの関係 (Rotary Club's Relationship to Service to Youth Organization)

次に示す、青年団体及び運動に対する奉仕についてクラブ本来の関係に関する一般的文書は、国際ロータリー理事会(20—21)によって採択された文書に基礎がおかれている：

1. 一般規定 青年への奉仕に対しロータ

リー・クラブの持つ最大の機会は、第1に青年に対する地域社会の義務及び責任について、地域社会をこの実現に覚醒せしめる上に指導者を提供すること、第2に地域社会における青年の必要とするものを発見すること、第3にそれら必要なものが責任者又は団体によって完全に満たされているかどうかということに注視すること等である。

2. 接触の方法 クラブの青年奉仕委員会は、現存する総ての青年への奉仕団体と協議し、彼等の事業に協力し重複を避けることに出来る丈の援助をしなければならぬ。若し必要ならばそれらの団体と協力するための小委員会を設けなければならない。

クラブは、諮問委員会の組織設定に関する地域社会発動の発起をなすこともある。普通諮問委員会は青年の福祉問題に関心を持つ市の全団体の長から成り、地域社会の青年の奉仕事業に対する情報交換の事業をなすのである。

斯様な団体は普通次のような目標を持っている。

(イ) 青年への奉仕に関心を持つ総ての地域社会団体を共通目的において奨励し且つ一緒にすること。

(ロ) 現在の一般の青年の立場を提示し、そして総ての既存団体が如何に之等の事態に処しつつあるかを調査すること。

(ハ) 有志及び職業の両方の青年事業家の数を増加し且つ此の事業にたざさわる人々の大会及び講習会の如きものを奨励して一層大なる能率を増進すること。

(ニ) 青年に影響する立派で且つ援助になるような法律を宣揚し、青年に害を及ぼすような法律を阻止すること。

(ホ) 展示その他適当な宣伝により既設団体のなしつつあることを知らしめ青年への関心を一層深め、依って以て総ての団体から一層有力な援助をうるようにすること。

(ヘ) 意見交換所の役割を果すこと。

(ロ) 事業の重複を避け努力の二重を避ける

こと。

3. 財政的援助 クラブが援助せんとする団体に財政的援助の必要がある場合には、望ましい方法としては、斯様な団体に対する一般社会の支援をうるような運動を起すようにすることである。斯様にして給てがその団体及事業に興味を持つようになり、同一資格の他の市民に期待する運動の成功を期するためロータリアンは個人として寄付するのである。

4. 新事業発足 現存する団体で、まだ手をつけていない事業を発足する必要がある場合には之れを発足する段取をするのであるが、青年の福祉の事情がそうすることを余儀なくするのではないかぎり現存する青年奉仕団体に關係なく独立で組織してはならない。

5. 新要求に対処 クラブは、上記の如き団体の必要に対処するにあたっては、臨機他の方向に手を延ばす自由を保持しなければならない。

6. 事変における緊急救助 疑いなく価値ある団体の場合に、或は地域社会全般に亘って、急速な救助の要を認められた場合には他団体に關係なく適当な救助を必要とすることを認めなければならない。

7. 1 クラブが全面又は主要支持 クラブは永久的責任を負うことを強く警戒しなければならない。然しながらクラブは十分研究の後、或新しく、しかも永久的な事業又は或現存する事業に全面的又は主要責任を負うことを決定したならば、基本金寄付又は他の適当な方法によって斯様な事業の永久的支援の段階をとらなければならない。

ロータリー類似の少年クラブ

(Boys Clubs Similar to Rotary)

世界を通じて事情は異っているということを確認の上理事会は次のような見解を發表している。

一般的に、青年取扱団体及び教育機関の活動は相当拡張されているので、国際ロータリ

ーとしては奉仕の理想の一層良い理解の目的を以て公団や団体を主催する必要はない。然しながら青年への奉仕の一部としてロータリー・クラブが斯様なクラブを主催することに關心を持っているということを確認し、国際ロータリーは決してクラブの斯様な活動を阻止するものではない。然しロータリーは、国際ロータリーの法的加盟者として青年のクラブ又は団体の如何なるものをも認めず、又斯様なクラブに“ロータリー”なる言葉とか“ロータリアン”、又はロータリーの徽章とかロータリー徽章類似のものを使用することを認めない。(理 37—38、49—45) (猶お122—123)

インターアクト・クラブ

(INTERACT Clubs)

理事会 (1961—62) は、ロータリー・クラブが任意に青少年クラブを結成且つ後援することのできる計画を採択した。その計画はインターアクト (INTERACT) と称ばれる。

インターアクト・クラブは高等又は中等学校の最後の三年又は大学入学直前三年間の青少年より成る。そのクラブは奉仕と国際理解に献げる世界的親交で相共に働く機会を若人に与える目的のために組織されている。

クラブは次の目標を持っている。即ち、建設的指導力及び個人的誠実を認め且つ発展すること、他人に対する思いやりと他人のため役立つべきことを奨励且つ実行すること、家庭と家族の重要性についての感知を造成すること、各個人の価値についての認識に基盤をおいた他人の権利を尊重すること、個人的成功、地域社会の改善、及び団体的成果の基盤としての個人的責任の受諾を強調すること、社会への奉仕の機会としてすべての有用な職業の尊厳と価値を認識すること、地域社会、国家及び世界事情の知識増加と理解を得るための機会を提供すること、及び国際理解とすべての人々に対する善意の増進に導びく個人及び団体行動の道を開くこと。

理事会は、その計画が次の規定に従って実行せらるべきことを決定した。

1. ロータリー・クラブは単に任意的基盤の下に参与する機会が与えられること。
2. 会員選択の方法は次の点に基盤をおくこと。
 - a) 質問書によって決定せられた、国際事情を含む、関心事の幅と多様性

- b) 人格
- c) 学力、及び
- d) 指導力。

如何なる意味においても、インターアクト・クラブは後援ロータリー・クラブ又は国際ロータリーの合法的の一部又は加入者と考えるはならない。(170頁“ロータリー類似の少年クラブ”参照)

国際ロータリー
定 款

175頁 - 178頁

国際ロータリー定款

条	題 目	頁
1	名称及び説明	175
2	目 的	175
3	綱 領	175
4	会 員 組 織	175
5	理 事 会	176
6	役 員	176
7	国際大会	177
8	運 営	177
9	分 担 金	178
10	ロータリー財団	178
11	会員の呼称及び徽章	178
12	細 則	178
13	改 正	178

国際ロータリー定款

第 1 条 名称及び説明

本組織体の名称は国際ロータリーとする。国際ロータリーは全世界のロータリー・クラブの連合会である。

第 2 条 目 的

国際ロータリーの目的は次の通りである。

- (イ) 全世界のロータリーを奨励し、推進し、拡大し且つこれを監督する；
- (ロ) 国際ロータリーの諸活動を統合し且つ全般的にこれを指導する。

第 3 条 綱 領

ロータリーの綱領は、尊ぶべき事業の基準として奉仕の理想を奨励且つ育成し、特に次の事項を奨励育成するにある：

- 第一 奉仕の一つの機会として、知り合を拓めて行くこと；
- 第二 職業上の高き道徳的基準；総ての有用な職業の価値あることの認識；そして会社に奉仕する好機としての各自の業務を、各ロータリアンにより権威あらしめること；
- 第三 各ロータリアンは、その個人生活、職業生活及び社会生活の別なく、常に之れに奉仕の理想を適用すること

第四 奉仕の理想に結ばれた職業人の世界的親交によって、国際間の理解と友情と平和を促進すること。

第 4 条 会 員 組 織

第 1 節 構成 国際ロータリーの会員組織は、本定款及び細則に規定せられた義務の履行を継続するロータリー・クラブを以て構成する。

第 2 節 所在地 細則で別に規定された場合を除き、一つの都市、自治区又は市域から一つよりも多くのロータリー・クラブを加盟させてはならない。

第 3 節 クラブの組成 (イ) ロータリークラブは次に定められた資格を有する男子よりなり、そして如何なるクラブにも正会員の資格が、次に示す如きものでなければ国際ロータリーに加盟する資格を与えてはならないものとする；

彼等は成年男子で、人格者であり且つ職業上名望あり、そして (1) 有用且つ一般に認められた事業の経営主、共同経営者、会社役員又は支配人としての職にあり；

又は

(2) 有用且つ一般に認められた事業において自由裁量の権限を持つ執行者たる重要地位にあり；

又は

(3) 有用且つ一般に認められた事業の地方又は支店の代表者として活動

し、執行者の資格において斯様な代理店又は支店の責任を持ち;

そして

クラブの区域内において、クラブで分類されているそれぞれの職業に自分で実際に従事し、且つその職場がそこにあるもの。

(d) 新聞業分類を除き、且つ細則に定められた第2正会員の規定を除き、各職業分類には1人よりも多くの正会員があってはならない。

(e) 国際ロータリー細則は、ロータリー・クラブにおいて正会員の外に、シニア・アクチブ、パスト・サービス及び名誉会員と称する会員組織を設けることを規定し、且つその各の資格を規定しなければならない。

第4節 定款及び細則の批准 国際ロータリー加盟認証状が交付され且つこれを受諾する各ロータリー・クラブは、法律に違反しない限り、国際ロータリーの定款及びその細則、並びにその改正案によって総て拘束され、そしてその規定を忠実に遵守することを茲に承諾、批准且つ同意する。

第5条 理事会

第1節 構成 理事会は国際ロータリーの運営体であるものとし、その数は14人とする。国際ロータリー会長は理事会の1員であり且つその議長であるものとする。国際ロータリー被選会長は理事会の1員であるものとする。12名の理事は細則の定むる処により指名され且つ選挙されなければならない

い。

第2節 権限 理事会は本定款及びその細則の規定に従い、国際ロータリーの事務及び資金の管理及び運営権を持つものとする。斯様な管理及び運営をなすに当って、理事会は、その細則によって定められた予算の他に会計年度において、国際ロータリーの目的を達成するために必要な金額を当座の収入金及び一般剰余金より支出することができる。理事会は、剰余金からの支出の特種事情については次期国際大会に報告するものとする。理事会は、如何なる場合といえども国際ロータリーの其時の純資産を超過する負債を生ぜしめてはならない。

第3節 事務長 国際ロータリー事務総長を、理事会の事務長とする。事務長は議事に投票権を持たないものとする。

第6条 役員

第1節 職名 国際ロータリーの役員は、会長、第1副会長、第2副会長、第3副会長、他の理事、事務総長、財務局長、地区ガバナー、グレートブリテン及アイルランドにおける国際ロータリーの代表、グレートブリテン及びアイルランドにおける国際ロータリーの会長、直前会長、副会長及び名誉会計等である。

第2節 選挙方法 国際ロータリーの役員は、その細則の定むる処により指名され且つ選挙せられるものとする。

第7条 国際大会

第1節 時日及場所 国際ロータリー大会は、毎年5月或は6月、理事会によって決定せられた時日と場所において開くものとする。但し正当な理由の下に理事会はこれを変更することができる。

第2節 臨時国際大会 緊急を要する場合には、理事会会員過半数の承認をえて会長は臨時国際大会を召集することができる。

第3節 代表 (i) 如何なる国際大会にも各クラブは少くとも1人の代議員によって代表する権利を有する。名誉会員を除き50人以上の会員を有するクラブはその会員数50人毎に、又はその過半数につき追加代議員1名を如何なる大会にも送る権利を有する。此目的のための代表は、大会の開催される月の3カ月前の最終例会日におけるクラブ会員数を基準として決定せられるものとする。クラブはクラブに与えられた2個又は以上の投票権を一人の代議員により行使する権限を与えることができる。

(ii) 代議員としてそのクラブ自体の会員又は委任状の何れかによって国際ロータリーの各大会に代表し且つ各提出議案に投票することは、各クラブの義務であるものとする。

第4節 自由代議員 国際ロータリーの各役員及び各元会長で今尚おクラブの正会員、シニア・アクチブ又はパスト・サービス会員の資格を有するも

のは自由代議員とする。

第5節 選挙人及び投票 正当に資格付けられた代議員、委任状保持者及び自由代議員が国際大会の投票母体を構成するものとし、そして選挙人として知られものとする。投票は細則の定むる処によるものとする。

第6節 規定審議会 理事会の決定する時日と場所において、各偶数年に国際大会の一部として会合する国際ロータリーの規定審議会がなければならない。

審議会は、正規の手続によって提出された総ての制定案及び決議案を審議すべきものとする。

審議会の会員組織及びその手続は細則の定むる処によるものとする。

第8条 運営

クラブの運営は、常時本定款及び細則の規定に従い次に示す直接監督の何れかと共に理事会の一般監督の下におかれているものとする。

(i) 理事会によるクラブの直接監督。

(ii) 地区の構成されている処では地区ガバナーによるクラブの直接監督。(グレート・ブリテン及びアイルランドにおいては国際ロータリー代表。)

(iii) 地区ガバナー(グレート・ブリテン及びアイルランドの国際ロータリー代表)、の監督の外に更に理事会で必要と認め且つ国際大会にて承認せられた場合には、2又は以上の地理的隣接地区からなる地方にあるクラブの監督。

第 9 条 分 担 金

各クラブは半年毎に国際ロータリーに対して、細則に規定せられた人頭分担金を納めなければならない。

第 10 条 ロータリー財団

細則の規定により又は国際ロータリー大会の決議によって制限を受けることがありうる条件の下に、国際ロータリー理事会又はロータリー財団は、必要なる条件と約定の下に、贈与、金銭又は財産の遺贈又は遺産、或はそれより生ずる収入を受取ることができる。此等の寄付、又は遺贈は、贈与者及び遺言者の希望する用途に充当するために委託されたものでも、無条件で寄付されたものでも差支えない、前記の寄付又は遺贈は、国際ロータリー理事会が国際ロータリー大会の決議に基づいて、その目的のために随時貯えておく国際ロータリーの剰余金と共に、所謂ロータリー財団の資金の一部に繰入れられるものとする。

第 11 条 会員の呼称及び徽章

クラブの各会員はロータリアンとして知られ、且つ国際ロータリーの徽章、襟章及び紋章を佩用する権利を有するものとする。

第 12 条 細 則

国際ロータリーを統括するための追加規定を具現する本定款に抵触しない細則が国際ロータリー大会によって採択され、且つ改正されうるものとする、

第 13 条

改 正

第 1 節 時期 本定款は偶数年に開催される国際大会において、かかる改正案が提出された時の国際大会に出席し、且つ投票する、選挙人3分の2以上の賛成投票によってのみ改正することができる。

第 2 節 提案者 本定款の改正案は単に、クラブ、地区大会、グレート・ブリテン及アイルランドの国際ロータリー、一般審議会又は大会、規定審議会、又は理事会によってのみ提出することができる。

第 3 節 手続 本定款を改正する如何なる提案も規定審議会の開催される前年の4月1日までに事務総長に送達されておらなければならない。

事務総長はその写しを規定審議会及び国際大会が立法案を審議するロータリー年度の8月1日迄に各クラブの幹事に郵送しなければならない。

事務総長は、総ての合法的改正案を直接規定審議会に移送しなければならない。

規定審議会は、斯様な合法的に提出された各改正案及び如何なる提出改正案もこれを審議し、そしてその勧告案をその裁決のため国際大会に報告しなければならない。

国際ロータリー 細 則

181頁 — 222頁

国際ロータリー細則

国際ロータリー細則

条	題 目	頁
1	国際ロータリーへの加盟資格	181
2	会員資格の終結	182
3	クラブにおける会員資格	182
4	理 事 会	184
5	役 員	186
6	立 法 手 続	187
7	国 際 大 会	188
8	大会手続規定	189
9	規定審議会	191
10	指名及び選挙	193
11	運 営 機 関	208
12	地 区	208
13	委 員 会	213
14	会 計 事 項	216
15	倫 理 掟	216
16	名称及び徽章	216
17	その他の運営事項	217
18	機 関 雑 誌	218
19	ロータリー財団	219
20	改 正	222

第1条

国際ロータリーへの加盟資格

第1節 加盟 (イ) 国際ロータリーへの加盟申込は理事会になすべきものとする。申込には合衆国貨幣にて100ドル又はクラブ所在国の貨幣にて之れに相当する額の料金を伴わなければならない。理事会はその申込を承認し又は否認する権限が与えられている。加盟資格はその申込が承認された日に効力を発生するものとする。

(ロ) 若し市、区、又は他の自治体の範囲内に1又は以上の確然たる商業又は取引の中心があれば、その中心地から追加クラブを加盟せしめることができる。但しその追加クラブを結成せんとする区域のクラブが、提唱された追加クラブの結成を承認し、且つ新クラブの範囲となるべき区域を譲渡するでなければならない。その承認及び譲渡は、現存クラブの例会又は緊急総会に出席し且つ投票する会員の過半数の賛成投票によらなければならない。その提案の通知は斯様な会合の少くとも30日以前に各会員に郵送されていなければならない。

(ハ) 追加クラブをその区域内に結成することを承認するクラブは、斯様な追加クラブの区域内からその事業、執

行任務又は職業活動が全市、全区、その他自治体領域にわたる規模を有する会員を入会せしめうる権利を保有することができる。此規定は追加クラブに対しては束縛的なものである。

第2節 標準クラブ定款 (イ) 国際ロータリーで採択され且つ随時改正せられた標準クラブ定款は、1922年6月6日以後に加盟が承認された総てのクラブによって採用されなければならない。

(ロ) 標準クラブ定款は、此細則の改正に関する条項に示された方法によって改正されることがある。斯様な改正は、自動的に標準クラブ定款を採用した各クラブの定款の一部となるものである。

(ハ) 1922年6月6日以前に加盟が承認せられたクラブは、標準クラブ定款及びその改正規定に一致せしめんとする以外、その条文を変更してはならない。

(ニ) 特別の場合、或は国家、州又は県の法律及習慣に適合せしめる必要がある場合には、理事会は出席理事の3分の2の多数を以て随時標準クラブ定款及びその改正規定と異なった規定を承認することができる。但しその条文が国際ロータリーの定款及び細則の規定に矛盾しないことを必要とする。

第2条

加盟資格の終結

第1節 不払 加盟クラブの資格は、そのクラブが国際ロータリーに対する分担金その他の財政的責任を果さない場合には理事会によって終結処分が付されることがある。

第2節 懲戒 理事会は十分の理由がある場合には聴問の後に多数決によりクラブを懲戒若しくは一時特権停止の処分を付し、或は全会一致の投票により之を除名することができる。但し聴問会の行われる少くとも90日以前に、当該クラブの会長及び幹事に対し、告発状の謄本及び聴問会の開催時日及び場所の通知を郵送しなければならない。当該クラブは、その聴問会に法律顧問を代理出席せしめる権利を有する。理事会の決定は此細則第4条第2節に定められたる処により国際大会にのみ提訴することが出来る。

第3節 辞退 如何なるクラブと雖も、その財政その他の義務を果している条件の下にその加盟資格を辞退することができる。理事会の承認と同時にその辞退は効力を発するものとし、そしてそのクラブの認証状は事務総長に返還せらるべきものとする。

第4節 機能発揮に失敗 理事会は、何等かの理由でクラブが解散するか定例的会合をすることが出来なくなるか或はその他の理由でその機能を発揮する事ができなくなった場合、そのクラブの加盟資格を終結させることができる。

第5節 再結成 加盟資格が終結し

たクラブを再結成せんとする場合、或は同一地域社会に新たにクラブを結成せんとする場合、国際ロータリー理事会は、再結成クラブ又は新設クラブに加盟承認を与えるに当って、加盟金の納付を要求するか否か、或は前クラブの国際ロータリーに対する負債の支払を要求するか否かを決定する自由裁量権を有するものとする。

第6節 返還 国際ロータリーの加盟資格の終結によって以前のクラブは、国際ロータリーの資産に対する所有権を喪失する。尤も、その加盟資格のある間は国際ロータリーの名称、徽章その他を利用する権利がある。此特権は、クラブ加盟資格終結と同時に消失するものとする。

斯様な前クラブの加盟資格の認証状を回収する手続をとることは事務総長の任務である。

第3条

クラブにおける会員資格

第1節 正会員 (イ) 国際ロータリー一定款第4条第3節に定められた資格をもつのは、ロータリー・クラブの正会員に選ぶことができる。

(ロ) 各正会員の職業分類は、その人の所属している商社、会社又は団体の主要且つ一般に認められた事業を示すものであり、又、その人が独立して職業に従事している場合には、その職業分類はその人の主要且つ一般に認められた職業の活動を示すものでなければならない。

第2節 第2正会員 クラブの正会

員は誰でも、その推薦者の代表する同一商社又は会社から追加の1人を正会員に推薦し、理事会はこれを選挙することができる。その人の職業分類は推薦者のものと同一でなければならない。第二正会員の資格は国際ロータリー一定款第4条第3節に定められた正会員の資格と同様でなければならない。第二正会員は推薦者の正会員の資格終結と同時に、又、推薦者がシニア・アクティブ会員になった場合には自動的にその会員資格が終結するものであるというものを除き、総ての点において正会員である。

第3節 シニア・アクティブ会員 (イ) クラブの正会員で、(1)現在正会員であり合計15年又は以上1又は以上のクラブの正会員であったもの、

或は

(2) 年齢満65歳或は以上であり、合計5年又は以上1又は以上のクラブの正会員であったもの、

或は

(3) 国際ロータリーの現又は元役員であったもの、

或は

嘗つてそのクラブの正会員であり且つそのクラブの正会員の資格を失った時に既に上記の如きシニア・アクティブ会員の資格を持っていた、クラブのバスト・サービス会員は、誰でも、

その人の自由意志で、文書を以てそのことを幹事に通告することによって、そのクラブのシニア・アクティブ会員になることができる。

(ロ) 如何なるクラブも、その自由意志で、クラブの正会員をやめたときに

既にシニア・アクティブ会員の資格のあった如何なるクラブの如何なる元正会員をも、そのクラブのシニア・アクティブ会員に選ぶことができる。但しその元会員はそのクラブの区域内又はその周辺地に居住しておらなければならない。

(イ) 次の事柄を除きシニア・アクティブ会員は正会員の総ての権利並びに特権を有する、

(1) 彼は如何なる職業分類をも代表すると認められない、そして

(2) 彼は第2正会員を推薦する権利をもたない。

クラブは斯様なシニア・アクティブ会員の従事して居る職業の分類に有資格者を会員として入会せしめることができる。

(ロ) 選挙されたシニア・アクティブ会員の資格に、彼がシニア・アクティブ会員の資格を有するクラブの区域内又はその周辺地に居住しなくなった場合には自動的に終結するものとする。此規定は彼自身の自由意志でシニア・アクティブ会員になったものには適用されない。

第4節 バスト・サービス会員 (イ) クラブの元正会員でその正会員の資格が職業の第1線から引退したために終結したものは、1又は以上のクラブで5年又は以上正会員であったならば、彼が正会員であったクラブ或は他の如何なるクラブにおいてもバスト・サービス会員に選ぶことができる。斯様な元会員は、バスト・サービス会員として他の総ての資格を有すれば、その正会員の資格が終結した時又はその後何

時たりともパスト・サービス会員に選
びうる。彼がクラブの会員でなくな
った後に職業の第1線から引退した場
合には、パスト・サービス会員となる資
格がない。パスト・サービス会員は、
彼が正会員であったクラブの会員に選
ばれた場合には入会金を支払わなくて
も良いが、然らざる場合には入会金を
支払わなければならない。パスト・サ
ービス会員は、彼が正会員であったク
ラブのパスト・サービス会員に選ばれ
たのでなければ彼がパスト・サービ
ス会員の資格を持つクラブの区域内又は
その周辺地に居住しなければならない
が彼が正会員であったクラブのパスト
・サービス会員に選ばれた場合には彼
が正会員でなくなった時に居住してい
た場所に居住することができる。

(d) パスト・サービス会員は、如何
なる職業分類も代表するものと認めら
れない事、或は(本条第3節(i)項に定
られた処を除き)シニア・アクティブ会
員になる自主権を行使することができ
ないということ以外は正会員の総ての
権利、特権及び責任を有するものとす
る。

第5節 二重会員 如何なるものも
一クラブ以外において正会員、シニア
・アクティブ会員又はパスト・サービ
ス会員の資格を同時に持つことはでき
ないものとする。

第6節 名誉会員 クラブの区域内
に現に居住し又は嘗て居住しており
且つその地又は他の地方でロータリー
の理想の普及に功労のあった男子をク
ラブの名誉会員に選ぶことができる。

名誉会員は、彼が会員である以外の

クラブにおいては如何なる権利又は特
権をも有しないものとする。

第7節 新聞 クラブの区域内で発
行されている一新聞以上の代表者は、
定款及び細則に定められた資格を有す
る限り、その職業分類の下に正会員た
る資格を持つことができる。

第8節 公職 公選又は任命により
特定の期間に限り公職にある者は、そ
の公職の分類の下にクラブの正会員と
なることは出来ない。但し学校、大学
又はその他の教育機関に在職するもの
はこの限りでないものとする。

第9節 ロータリー勤務員 如何なる
クラブも、その会員が国際ロータリー
に勤務する場合その勤務を継続して
おる期間は、その会員資格を持続せし
めることができる。

第4条 理 事 会

第1節 任務 国際ロータリー理事
会は、国際ロータリーの目的推進とそ
の綱領達成に必要な事項を総て遂行す
ると共に、ロータリーの根本原理を研
究且つ教導し、この組織体の理想と道
義並に他に類例なきその特色を保持
し、更にこれを広く世界に普及する責
任を持たなければならない。

第2節 権限 理事会は国際ロー
タリーの運営機関を構成し、その決定
に対しては単に定例又は臨時国際大会
に異議の申立ができるのみである。そ
の異議申立は少くとも斯様な大会開催30
日以前に国際ロータリー事務総長まで
正式に提出しなければならない。

第3節 統制及び管理 理事会は国
際ロータリーの総ての役員及び委員会
を統制且つ管理しなければならない。
正当の事由あるときは、聴問会を開い
た後、理事会3分の2の多数を以て役
員又は委員を罷免することができる。
但し聴問会の開かれる少くとも60日
以前に当該役員又は委員に対し、聴問会
開催の時日及び場所を明記した告発状
の謄本を直接本人に手交するか、或は
書留郵便によってこれを送付しなければ
ならない。聴問会には法律顧問を代
理出席せしめることができる。

第4節 会合 (i) 理事会はその決
定する時日及び場所において、又は会
長の召集によって会合するものとし
る。会合の通知はその必要なしとされ
た場合を除き、会合の少くとも30日
以前に事務総長により全理事に対して行
われなければならない。各会計年度に
少くとも2回、理事会が開催されな
なければならない。

(ii) 理事被選者の暫定会合は、国際
大会終了後直ちに会長被選者の指定す
る時日と場所において開催されなけれ
ばならない。7月1日以後何時にても
定足数の出席した理事会において、或
は本条第5節に規定する通信方法によ
る理事の過半数によって、議事録に記
載された此の暫定会合の議事を、恰もそ
の日に行われたものとして承認を与え
なければならない。

(iii) 定款及び細則の下において更に
多数の投票を必要とする場合を除き、
如何なる理事会においてもその構成員
5名が総ての議事の定足数を構成する

ものとする。

第5節 通信方法による投票 理事
会は会合を開くことなく、会長より又
は会長の承認の下に郵送された議案
を、郵便、電信、無線電信又は電話に
よる投票によってこれを処理すること
ができる。理事の過半数が投票を終っ
た場合には30日の終りを以てこれを締
切るものとする。但し賛成又は反対の
何れかの投票が過半数に達した場合に
はその以前に締切ることができる。

第6節 執行委員会 理事会は、3
名乃至5名の理事よりなる執行委員会
を任命することができる。理事会は執
行委員会に、理事会の会合の間、理事
会に代り、国際ロータリー方針が既に
確立している事項の執行又は運営につ
いて決定する権限を委任することがで
きる。執行委員会は理事会の定むる処
に従い本節の規定に抵触しない限度に
おいて行動しなければならない。

第7節 権限 理事会は、定款及び
此等細則の規定の意味する範囲及び性
格においての国際的、国内的或はその
他の案件を裁定し、これを宣言する権
限を有する。但しこれに関しクラブは
国際大会に異議を申立てることができ
る。異議の申立はその国際大会の開催され
る30日以前に事務総長に提出しなけれ
ばならない。それに対する弁論は理事
会の定めたる国際大会議事規定による
ものとし、国際大会の決定は最終とす
る。

第8節 欠員 理事会に欠員を生じ
たる場合には、残る理事会員は欠員の
生じた処と同一の地理的集団又は地帯

よりその残余の期間を補充するための理事を選挙すべきものとする。

第5条

役員

第1節 選挙 (イ) 会長、財務局長及び理事は国際ロータリー大会において、以下規定する処に従い選挙するものとする。

(ロ) 理事被選者は、その暫定理事会において、第1、第2及び第3副会長を互選するものとする。

(ハ) 理事被選者は、その暫定理事会において、次の1月1日より始まり任期1箇年の事務総長を選挙する。

第2節 資格 国際ロータリーの各役員はクラブの良い正会員、シニア・アクティブ会員又はパスト・サービス会員でなければならない。

第3節 任期 国際大会において選挙された各役員の任期は、会長を除きその選挙された年次国際大会の終了した後の7月1日に始まるものとする。但し特別の事情ある場合には、理事会の権限において地区ガバナーの任期をその年の7月1日以後10月1日より遅からざる日に始めよう規定することができる。理事以外の総ての役員は1箇年の任期間又はその後任者が選挙され資格が確定する迄その任にあるものとする。総ての理事は2箇年の任期間、若しくは後任者が選挙せられ資格が確定する迄その任にあるものとする。

(ロ) 国際大会において選挙された会長の任期は、彼の選挙された翌暦年度

の7月1日に始まるものとする。但し彼の選挙せられた年次国際大会の終了した後の7月1日より、被選会長として理事会の一員となりその職務に当らなければならない、而して副会長に選挙せらるる権利はないものとする。

第4節 欠員 (イ) 会長が欠員となった場合には副会長がその順位に従い、これを継承するものとする。

(ロ) 被選会長が欠員となった場合には此等細則の第10条第2節(ハ)に規定された処により補充するものとする。

(ハ) 財務局長又は事務総長に欠員が生じた場合には、理事会はロータリアン1名を任命して残余の任期を補充するものとする。

第5節 報酬 事務総長及財務局長を除き、役員はすべて無報酬とする。事務局長の給与は理事会が随時之を定め、財務局長に対しては1箇年1ドルの報酬が支払われるものとする。

第6節 任務 (イ) 会長は総て国際大会及び理事会を司会するものとする。執行長として会長は国際ロータリーの業務及び活動を管理し、その職務に属するあらゆる任務に当るものとする。

(ロ) 被選会長は、単に理事会における彼の会員資格から生ずる任務と権力を有するものであるが、会長又は理事会により他の任務を課せられることがある。

(ハ) 事務総長は、会長の管理と理事会の監督の下にある国際ロータリーの常務役員である。彼の署名を要する国際ロータリーの全書類に署名し、諸帳

簿を整理し、理事会の指定する方法によって国際ロータリーの基金を受領し、預金し、且つ理事会に対する年次報告を作成すべきものとする。この報告は理事会の承認をまって年次国際大会に提出されなければならない、事務総長は自己の任務の忠実な遂行を保証するため、理事会の要求する保証金と保証人を提供しなければならない。

(ニ) 財務局長は、理事会の指示する方法によって、資金の支払を行い、且つ理事会の委任するその職に属する任務に当るものとする彼は又理事会に必要な報告をなし、年次国際大会に報告書を作成すべきものとする。財務局長は、自己の忠実なる任務の遂行を保証するため、理事会の要求する保証金及び保証人を提出しなければならない。

第6条

立法手続

第1節 提案 国際ロータリー定款又は細則、或は標準クラブ定款の改正に関する提案はこれを制定案と称する。それらの文書の何れをも改正しない国際大会議事への提案はこれを決議案と称する。

制定案は、国際ロータリー定款第13条国際ロータリー細則第9条並に第20条、及び標準クラブ定款第14条等に規定せられた方法によって、提出すべきものとする。

決議案は、クラブ、地区大会、グレート・ブリテン及アイルランドの国際ロータリー審議会又は大会、規定審議会、国際大会中に開かれたる特別協議

会又は正規に許可された大会、国際大会委員会及び理事会によって提出することができる。

如何なる決議案も、出席して投票する選挙人による正規の投票の少くとも過半数の賛成投票によって採択することができる。

総ての決議案は文書を以て事務局長に送達しなければならない。そして総ての制定案及び決議案は、此細則第9条に規定せられた方法によって処理されなければならない。

第2節 非常事態 (イ) 理事会の見解で非常事態が発生した場合には、

(1) 国際ロータリー定款に抵触しない提出制定案又は決議案は此の細則第20条第3節又は標準クラブ定款第14条第3節に規定せられた方法により処理することなく奇数年の国際大会において投票に付することができるものとする。但し時の許す限り規定の手續によるものとする。

(2) 偶数年の国際大会において又はその前及び所定の日付後に受取った国際ロータリー定款に抵触しない提出制定案は此の細則第20条第3節又は標準クラブ定款第14条第3節に規定せられた方法により処理することなく奇数年の国際大会において投票に付することができるものとする。

但し時の許す限り規定の手續によるものとする。

(3) 偶数年の国際大会において受取った提出決議案は此の細則第9条に規定せられた方法により処理することなく、その国際大会において投票に付

することができる。但し時の許す限り、斯様な非常決議案は国際大会に付議する前に規定審議会に提出すべきものとする。

(ロ) 提出制定案又は提出決議案の非常事態における国際大会による採択には出席し且つ投票する選挙人の三分の二の投票が要求されている。

第7条

国際大会

第1節 時期及場所 定款第7条第1節の規定に従い、理事会は毎年その決定の行われた会計年度の終了後54箇月目に始まる暦年の大会開催地及び時期を決定し、かかる大会開催についてのすべての準備をなす権限を有する。

第2節 召集 会長は少くとも国際大会の6箇月前に年次国際大会の公式召集状を発行し、事務総長は之を各クラブに郵送しなければならない。

臨時大会の召集状は、その開催日の少くとも60日前に発行され且つ郵送されていないなければならない。

第3節 大会役員 大会の役員は、会長、副会長、国際ロータリーの事務総長及び財務局長並に会長の任命する会場監督よりなるものとする。

第4節 代議員 (イ) 資格 各代議員及び代理者は、委任状所持の代議員を除き、その人が代表するクラブの正会員、シニア・アクティブ会員、又はパスト・サービス会員でなければならない。

(ロ) 代理者 如何なるクラブもその代議員を選ぶ場合に、代議員各1名毎に、本人が欠席の場合にのみ投票を代

行する資格を有する代理者1名を選ぶことができる。但し正規の信任状を有する代理者は、同一クラブを代表する代議員にして、その代理者が欠席する如何なる代議員にも代ることができ。代理者が代議員を代行するに当りては、国際大会に提出された各議題に一票を投ずることができる。

代理者を以て代議員に代える場合には、その旨代議員団長より信任状委員会に報告されなければならない。而して斯様な代議員の交替が行われたならばその代理者は、大会終了迄代議員として行動を続けなければならない。此一般原則は信任状委員会によって、国際大会開催市のクラブ代議員団に関しては、1又はそれ以上の会合において代理者を以て代議員に代えうることを許可しうるよう修正することができる。尤もこれは、代議員が国際大会の運営業務に従事しておるため、そのような会合に出席することが不可能な場合に限るもので、その交替は信任状委員会に報告され、且つその委員会によって記録された場合でなければならない。

(ハ) 委任状による代理者。如何なるクラブも、その欠席代議員のために委任状による代理者を指定することができる。

(1) その正会員、シニア・アクティブ会員又はパスト・サービス会員の何れか1人、又は

(2) そのクラブ自体の会員によって国際大会に代表されていない場合には、その地区内の他クラブの正会員、シニア・アクティブ会員、又はパスト・

サービス会員、但しクラブが地区に属していない場合には、その出席しない代議員の委任状による代理者として何れかの地にある何れかのクラブ正会員、シニア・アクティブ会員、又はパスト・サービス会員の何れでも指定することができる。

本条第5節に規定された証明書を送達することによって、委任状による斯様な代理者はその有することのある他の投票権に加えて、彼が代理する欠席代議員の代行投票権をも持つものである。

第5節 信任状 各代議員及び代理者の身分は、その属するクラブの会長並に幹事の署名した証明書によって立証されなければならない。委任状による代理者の身分はその代理する欠席代議員の属するクラブの会長並びに幹事の署名した証明書によって立証されなければならない。証明書はすべて、代議員、代理者、委任状による代理者として国際大会に参加する権利をうるため国際大会の信任状委員会に提出しなければならない。

第6節 自由代議員 各役員又は理事、及び現にクラブの正会員シニア・アクティブ会員、或はパスト・サービス会員である国際ロータリーの元会長は自由代議員たるべく、且つ国際大会に提出された議案に投票する権利を有するものとする。

第7節 登録料 国際大会に出席する満16歳以上の各員は登録の上、理事会で定めた合衆国貨幣にて10ドルを超えざる登録料を支払わなければならない。如何なる代議員又は委任状による

代理者もその登録料の支払を完了するまでは国際大会における投票権が与えられないものとする。

第8節 定足数 定足数を必要としない開会式を除き4分の1のクラブを代表する代議員及委任状による代理者は、国際大会の如何なる会合においても定足数を構成するものとする。

第9節 信任状委員会 各国際大会において、会長は、会長の定むる5名より少なからざる委員を以て構成する信任状委員会を任命するものとする。

第8条

大会手続規定

第1節 国際大会のための手続規定 は:

(イ) **プログラム** 国際大会委員会により報告され、理事会で承認され、そして国際大会で採用された、プログラムは、会合の日程となるものとする。プログラムの変更は、出席して投票する代議員及び委任状による代理者3分の2の投票によって随時行うことができる。

(ロ) **討論 議題** 委員会の報告、大会への伝達、提出制定案及び決議案並にその修正案、その他すべての動議は、会議の習慣において「討論の要なきもの」と称せられるものを除き、大会議場において討論に付すべきものとする。但し3分の2以上の投票によって、討論を省き処理することを決定したものはこの限りでない。

(ハ) **討論 制限** 討論に際し各ロー

タリアンは、異議申立を除き、同一議題につき同一日に2回を超えて発言しないようにする。但し同一議題に対して未だ発言しないロータリアンが発言を求める場合は、2回目の発言はこれを譲るようにする。日程に規定された場合及び過半数の投票により承認された場合を除き、ロータリアンの発言は1回5分以内とするものとする。

(ニ) 投票手続 役員 の指名及び選挙のため此の細則に別に定められたるもの及び次の場合を除き、国際大会における投票は発言法によるものとする。

(1) 選挙人によって要求され又は議長によって命ぜられた場合には投票は起立によるものとし、起立選挙人一人を一票と数えるものとする。

(2) 国際ロータリーの方針に影響する提出制定案又は提出決議案或は如何なる制定案又は決議案の修正案においても、次のような事情のある場合は投票は投票用紙への記入投票によるものとする。

(イ) 理事会の過半数又は規定審議会の過半数が斯様な手続の重要性を予め通告した場合、又は選挙人の過半数が斯様な手続の重要性について発言することを予告した場合。

(ロ) 会長又は議長が発声投票又は起立投票の結果、記入投票が必要と認め之を宣言した場合。

(ハ) 選挙人がその名前とクラブ会員であることを証明して記入投票を要求し、そして前述規定に記入投票に関する規定がないということが分り、

且つこの要求の正当性に関する議長の意見を聞いた後に、なおかつその要求にこだわり、少くとも20の異ったクラブからの20人以上の選挙人がその身分を明かにしてその要求に加わることにによって彼の要求を支持する場合。

(イ) 投票手続(続) 会長又は議長は、起立投票の結果を、実際に数えることなく宣言する権限が与えられているものとする。そして実際に数えるよう直ちに要求され、20名程度の他の選挙人がその要求に加わらない限り、彼の宣言は最終であるものとする。

如何なる提出制定案又は決議案或はこれについての如何なる修正案への記入投票に対する議事進行上の手続も、その手続と共に提出制定案又は決議案及び未決の総ての提出修正案が記入投票用紙に伴わなくてはならない。投票用紙は、必要に応じて連鎖質問を書き入れ、提出された制定案又は決議案及びそれらに関する懸案中の如何なる提出修正案等に最終処置がとれるよう立案され且つ記述されておらなければならない。

記入投票において、また、役員 の指名及び選挙のため、選挙人は彼が所有する代議員の証明書及び委任状の数と同数の投票をなす権利を有するものとする。但し自由代議員は、その資格においては全体としての国際大会に提出された事項においてのみ投票することができる。

(イ) 代議員 座席 信任状委員会に正規に証明された代議員の数と同数の座席が斯様な代議員専用のために用意されておらなければならない。

第2節 特別協議会 各年次大会において、ロータリー・クラブの結成されている1箇国又は数箇国からのロータリアンが集って、特別協議会を開くことができる。理事又は国際大会は、随時、特別協議会を開くべき国を決定し、国際大会委員会にこれを通告する。

特別協議会においては、特に関係国に属する問題を討議するものとする。会長は之れを召集する役員を指名し、国際大会手続規定に出来るだけ類似した協議会の規定を公布しなければならない。協議会は成立と同時に委員長及び幹事を選任するものとする。

第9条 規定審議会

第1節 構成 審議会の構成は次の通りである:

(イ) 本条第3節(イ)及び(ロ)の規定に従い選ばれた各地区のクラブを代表するもの1名。斯様な代表は国際ロータリーの現又は元役員、次期地区ガバナー(グレートブリテン及びアイルランドにおいては次期国際ロータリー代表)とする。各代表は、その代表する地区におけるクラブの正会員、シニア・アクティブ会員、或はパスト・サービス会員でなければならない。

(ロ) 最近の元会長5名。

(ハ) 会長が彼に代ってその任務に当らしめるために任命した審議会議長。

(ニ) 会長によって指名された一名を越えざる地区に属しないクラブの代表。

(イ) 会長によって指名された3名を

越えざる自由代表。

(ロ) 投票をしない審議会員として、会長、他の理事、事務総長及び定款細則委員長。

(ハ) 投票をしない審議会員として、国又は地域単位の会長。

(イ) 投票をしない審議会員として、25年又は以上の期間事務総長として国際ロータリーに奉仕した元事務総長の誰でも及び最近の元会長5名を除く国際ロータリー元会長全部。各審議会員は、クラブの正会員、シニア・アクティブ会員、又パスト・サービス会員であらねばならない。

第2節 役員 会長は審議会の議長となるものとする。会長は彼の任務を代行する議長を任命することができる。

事務総長は審議会の幹事となるものとするも、会長の承認をえて、彼の任務を代行するための幹事を任命することができる。

第3節 地区代表の選挙 (イ) 本節(ロ)に規定されたるものを除き、各地区クラブの審議会代表及び代表代理(グレート・ブリテン及びアイルランド以外)はその代表が出席すべき審議会前の2年間に開かれた地区年次大会において選出せられるものとする。(グレート・ブリテン及びアイルランドにおいては、規定審議会の地区代表は前年10月1日後に開かれる地区審議会において選出せられるものとする。)

地区における如何なるクラブも審議会に会員としてクラブの有資格会員(選ばれた暁には喜んで良く奉仕する

ことの意志表示をした人)を指名することができ、そして書面を以て会長及び幹事署名の上、地区ガバナーにその指名を地区大会におけるクラブ選挙人に提出することを証明しなければならない。地区大会における各選挙人は審議会の地区代表選挙に一票を投ずる権利を有するものとする。

投票で最高点をとった候補者をその地区からの審議会代表とする。次点者は代理者と宣告され審議会員がその任務を果しえない場合に限りその任務につくものとする。審議会員又は代理者の何れもその任務につくことができない場合には、地区ガバナー(グレート・ブリテン及びアイルランドでは国際ロータリー代表)がその地区内で資格のある他の会員を指名して審議会での地区代表たらしめるものとする。

地区において候補者が只一人である場合には投票を要しないものとし、地区ガバナー(グレート・ブリテン及びアイルランドにおいては国際ロータリー代表)はその候補者を審議会の代表と宣言するものとする。

(ロ) 郵便投票 理事会は、事態がそれを必要とする場合には、地区に対しその地区よりの審議会代表及びその代理を郵便投票によって選ぶ権限を与えることができる。斯様な場合には、地区ガバナーはその地区内各クラブ幹事宛その地区よりの審議会代表候補者推薦の呼びかけに関する公式文書を作成し、且つ郵送しなければならない。総ての推薦は文書を以てし、クラブの会長及び幹事の署名を要するものとする。それらの推薦は地区ガバナーによ

って定められた期日前に地区ガバナーの手に到達しなければならない。地区ガバナーは、資格ある推薦された候補者の氏名をアルファベット順に記載した投票用紙を作成し、これを各クラブに郵送し、且つ郵便投票を行わしめなければならない。各クラブは、選挙の行われる前月の最終日現在の、名誉会員を除く、クラブ会員数25名又はその過半数毎に一票の選挙権を有するものとする。但し各クラブは少くとも一票の選挙権を有するものとする。地区ガバナーが望むならば、茲に定められた郵便投票を施行する目的のため委員会を指名し、その委員会に地区ガバナーに代つて、茲に規定された職務を施行せしめることができる。

第4節 通告 審議会開催の少くとも30日以前に、事務総長は、印刷当時に報告のあった審議会員の名簿を公表し、同時に審議会開催時期と場所の通知を各会員に郵送するものとする。

第5節 信任状 審議会開会前に、会長は信任状委員会を任命しなければならない。信任状委員会は、審議会の開催される前にその場所において審議会の会員資格を証明する信任状を検査し、之れに査証を与えなければならない。委員会の処置は、如何なる事件においても、審議会にて再検討することができる。

第6節 定足数 審議会の会員3分の1を以て定足数を構成するものとする。各会員は投票に付すべき各議案に対し単に一票を投ずる権限を有するものとする。

第7節 手続 (イ) 本節(ロ)項の規定に従い、各審議会は、本細則のすべての規定に合致すべき条件の下に、その議事進行に必要と認められる手続規定を採用することができる。審議会開催前に、会長はその審議会によって採択すべき審議規定の原案を作成し且つ議案審議の順序を研究せしめるため委員会を任命しなければならない。

(ロ) すべての制定案は、事務総長によって審議会に伝達されなければならない。但し理事会はすべての制定案を審査し、且つ定款及び細則委員会の助言の下に、如何なる制定案の如何なる不備についても之を提案者に助言しなければならない。

(ハ) 理事会は、すべての決議案を審査し、且つ理事会が国際ロータリーの計画範囲内にあると認めたそれらの決議案を審議会に送達するよう事務総長に命令するものとする。理事会が定款及び細則委員会の意見を徴した上、決議案が国際ロータリー計画の範囲内にあらずと決定した場合には、審議会開催以前にその旨提案者に通告し、その提案者がその決議案を審議会及び国際大会で審議することについて審議会の会員3分の2の同意をうるにあらざれば、斯様な決議案は審議会に伝達されないものとする。

(ニ) 審議会は審議のため正当に伝達された各制定案及び決議案並びに提出されたそれらに関する修正案を審議すべきものとし、且つ国際大会にそれらに対する処置をとるための勧告案を報告すべきものとする。

(ホ) 国際大会への審議会の報告は、審議会議長又は、会長の指名する人によって行われるものとする。

第10条 指名及び選挙

第1節 会長の指名 会長の指名は、ここに規定する方法により、指名委員会、クラブの何れか或は両者により行われるものとする。委員会の委員、又は理事は委員会によって会長に指名される被指名資格がないものとする。

第2節 会長指名委員会 (イ) 構成 会長指名委員会は11名の委員よりなるものとする。内5名はアメリカ合衆国内クラブの会員よりなるものとし、1名はカナダ、1名はグレート・ブリテン及びアイルランド、1名は欧州大陸、北アフリカ、東地中海地域、1名は南アメリカ、中央アメリカ、メキシコ及びアンチレーを含むイベロ・アメリカ、1名は豪州、ニュージーランド及び南アフリカ、そして1名は茲に述べた地理的地域内に所在しないクラブの会員中よりなるものとする。

各委員は、その選ばれるべき地帯又は地域内におけるクラブの正会員、シニア・アクティブ会員、又はパスト・サービス会員でなければならない。

会長又は被選会長又は如何なる元会長の、何れも会長指名委員会の委員となる資格を持たないものとする。会長指名委員会に一度就任した適格ロータリアンは、その就任直後の年にも委員会に就任する被選資格を持つものとする。それ以後は、そのロータリアン

は、前に委員会に就任してより少くとも一年を経過した条件の下に委員会に就任する被選資格を有するものとする。アメリカ合衆国の各委員は国際ロータリーの元理事とする。

アメリカ合衆国における地帯は、理事選択のため理事会によって制定したものとする。

2月1日より15日の間に事務総長は、アメリカ合衆国の各地帯内各クラブの幹事に、そのクラブの所在する地帯内クラブの会員で資格のある元理事のアルファベット順に作成された名簿を郵送するものとする。此名簿は2月1日現在事務総長の事務所所蔵の書類中元理事の記録より作成せらるべきものとする。

事務総長によって各クラブに郵送される名簿には、次の事柄が含まれておらなければならない。

- ロータリアンの氏名
- その保持する会員資格の種類
- その所属するクラブ名
- その保持した国際ロータリーの職務及び国際委員会及びその在職年数。

次回の国際大会において会長指名委員会の委員として選ばれるための候補を推薦せんと欲するクラブは、4月1日又はその前に、その候補者を指名する会合において採択したクラブの決議を事務総長に提出しなければならない。その決議は推薦されたロータリアンの承諾書を得た後でなければ、事務総長に送ってはならないものとする。

若し前記4月1日に事務総長が如何

なる地帯からも単に1名の候補者の氏名を受取った場合には、その後10日以内に会長はその候補者を以てその地帯からの会長指名委員会の委員たることを宣言すべきものとする。若し前記4月1日に事務総長が何れの地帯からでも2名又は以上の候補者の氏名を受取った場合には、その候補者全部の氏名は次の国際大会においてその地帯のロータリークラブよりの投票人によって投票さるべきものとし、その投票人はそれぞれその地帯より1名の選挙に一票を投ずる権利を有するものとする。会長指名委員会委員の選挙は無記名投票によるものとし、候補者数2名を越える場合にはその投票は単一移譲式投票の方法によるものとする。如何なる地帯においても、必要な場合には第2選択者又は以下をも考慮の上で、過半数の投票を獲得した候補者を会長指名委員会の委員たるべきことを宣言するものとする。地帯からの候補者で、必要に応じ第2選択者又は以下をも考慮の上で、2番目の最高得票者を、会長指名委員会の代理委員として宣言するものとする。如何なる地帯においてもその得票が同点の場合には、会長は、国際大会開期中に指名委員会の委員再選挙の時日と場所を指定すべきものとする。アメリカ合衆国における或地帯が会長指名委員を選出することができなかった場合、或はアメリカ合衆国における地帯からの委員に何かの理由により欠員を生じたる場合には、その地帯における最近の適格元理事がその地帯よりの会長指名委員会の委員たるべきものとする。

カナダよりの直前理事はカナダよりの委員となるものとする。グレート・ブリテン及びアイルランドよりの理事はグレート・ブリテン及びアイルランドよりの委員となるものとする。彼等の代理者は、それぞれ最近就任していた彼等の有資格前任者とする。

欧州大陸、北アフリカ及び東地中海地域よりの理事が単に1人の場合には、斯様な理事をその地域よりの委員とし、そして彼の代理者は彼の最近の前任者とする；然しながら欧州大陸、北アフリカ及び東地中海地域より2人の理事がある場合には、前任理事を以てその地域よりの委員とし、他の理事は彼の代理者となるものとする。

イペロ・アメリカよりの理事が単に1人の場合には、斯様な理事はその地域よりの委員とし、理事会はその代理者としてイペロ・アメリカ地域よりの元理事を指名するものとする。豪州、ニュー・ジーランド及び南アフリカよりの理事が出てない場合には理事会は、豪州、ニュー・ジーランド及び南アフリカより1人の元理事を委員として指名し、且つ或他の元理事をその代理として指名するものとする。豪州、ニュー・ジーランド及び南アフリカよりの理事が単に1人の場合には、斯様な理事は豪州、ニュー・ジーランド及び南アフリカよりの委員とし、理事会はその代理として豪州、ニュー・ジーランド及び南アフリカよりの元理事1名を指名するものとする。本節に掲げてない地理的地域よりの理事がない場合には、理事会はその地域より1人の元理事を委員として指名し、且つ又或他

の元理事をその代理として指名するものとする。本節に掲げてない地理的地域よりの理事が単に1人の場合には、斯様な理事がその地域よりの委員であるものとし、理事会はそれら地理的地域よりの元理事1名をその代理として指名するものとする。イペロ・アメリカよりの理事が2名ある場合、豪州、ニュー・ジーランド及び南アフリカよりの理事が2名ある場合、又は本節に掲げてない地理的地域よりの理事が2名ある場合等においては、イペロ・アメリカ地域よりの前任理事を委員とし他の理事を代理者とし、豪州、ニュー・ジーランド及び南アフリカよりの前任理事を委員とし、他の理事を代理者とし；本節に掲げてない他の地理的地域よりの前任理事を委員とし、他の理事をその代理者とするものとする。イペロ・アメリカ地域より2人よりも多くの理事、豪州、ニュー・ジーランド及び南アフリカより2人よりも多くの理事、又本節に掲げていない地理的地域より2人よりも多くの理事がある場合には、イペロ・アメリカ地域よりの委員及びその代理者、豪州、ニュー・ジーランド及び南アフリカよりの委員及び代理者、又はその他の地理的地域よりの委員及びその代理者は、それらの地域よりの理事の中から理事会の投票によって選ぶものとする。最高得点の理事を以て委員となすものとする。次点者を以て代理者となすものとする。

上記本節の規定の下で、アメリカ合衆国の地帯よりの委員選挙規定を除き、投票が同点となり3回投票した後もお決しない場合には、その同点投

票は抽籤によって決するものとする。

委員会は毎年7月31日迄に成立し任期を次回国際大会終了迄とする。代理者が委員会委員と交替した場合にはその任期は委員会の残任期間とする。

以上規定された委員会の委員有資格者はその委員を承諾又は拒否する自由を有するものとする。推薦に先ち、その推薦するクラブに対し喜んでその任務に当る意志を表明した、アメリカ合衆国の地帯よりの委員を除いては、何人といえども、喜んでその任務につき且つその任務を遂行できることの意志を事務総長に表示するまでは委員又は代理の資格は発生しないものとする。

委員及び代理者に関する前記規定中に定められていない委員空席の生じた場合には、理事会は、成るべく空席の生じたと同一の地理的地域のクラブよりそれを補充するための委員を任命するものとする。

(d) 手続 事務総長は、委員会の委員資格に関する前記規定に従い理事会によって決定されていないそれらの委員についてその承諾を求め、その委員の氏名を理事会に通知しなければならない。

理事会は、委員会の委員資格に関する上記規定に従い委員会に就任する理事及びその代理を決定するものとする。

事務総長は委員会の人員をクラブに通知すべきものとする。

委員会はその会合の時に委員長を選ぶものとする。

事務総長は、委員会が会長指名にあたり考慮すべき提案をなさんとするク

ラブにこれを勧誘する通知書を委員会の名において発行し、又は発行せしむるよう取計うべきものとする。

考慮されるためには、その提案は毎年12月31日又はそれ以前に中央事務局指名委員会に到達しなければならない。提案は理事会の定むる様式により指名委員会に提出されなければならない、様式は、各クラブに対し事務総長により、各クラブがその行わんとする指名に関する提案の審議決定に要する30日の期間及び完備した提案書類が12月31日迄に事務総長事務所の指名委員会に到達する期間を保証するに十分の時日において郵送されなければならない。

(e) 委員会による指名 委員会は、毎年1月31日迄に理事会の定むる時日と場所において会合すべきものとする。此会合において委員会は、出来るだけ最も有能な人を指名するということを中心とめて、会長職に対する被指名者を選ぶべきものとする。

委員会の委員9名を以て定足数とする。委員会の総ての議事は、少くとも委員7人の賛成投票を要する会長被指名者選挙の場合を除き、過半数によるものとする。

如何なる理由の下においても、委員会で選んだ会長被指名者が就任することができない場合には、委員会は、郵便又は電信による役員、又は緊急委員会を開催して別の会長被指名者を選ぶものとする。斯様な不慮の出来事に処する完全な手続は、その1月会合の委員会において決定しておかなければならない。委員会で規定されなかった不

慮の出来事の場合には、理事会がその会長被指名者を選ぶのに委員会が従わなければならない手続を決定するものとする。

(f) 委員会の報告 クラブ宛の委員会報告は、委員会終了後10日以内に委員長によって事務総長に証明しなければならない。事務総長は、それを受取ってから10日以内に報告の謄本を各クラブに郵送しなければならない。

(g) クラブによる指名 指名委員会では指名した被指名者の他に、如何なるクラブといえども、次回の国際大会において会長選挙のため提出せらるべき被指名者を、例会において採択された候補者指名の決議案を3月15日迄に事務総長に提出することによって、選ぶことができるものとする。その3月15日に何れのクラブよりも斯様な指名を事務総長が受取らなかった場合には、会長は委員会の被指名者を以て会長被指名者と宣言するものとする。その3月15日に指名が事務総長によって受取られ且つその直後の3月25日迄その指名が有効であれば、事務総長は全クラブにその被指名者の氏名及び資格を通知し、且つ会長の全被指名者は次回の国際大会において投票に付されるであろうことを通知しなければならない。その3月25日に、クラブからの指名で効力を有するものがない場合には、会長は委員会の被指名者を会長被指名者であると宣言するものとする。

(h) 被選会長の欠員 彼が選ばれてから次の国際大会の終る迄の間に被選会長に欠員を生じた場合には、会長指

名委員会は、その他の任務の外に、斯様な被選会長が就任すべき管であったロータリー年度の会長被指名者を選ぶものとする。斯様な選択は実行できる範囲でなるべく速かに非常委員会或はその既定例会において行われなければならない。斯様な会合が実行できない場合には、郵便又は電信投票によることができる。

指名委員会が本節(i)項に従って既に会長被指名者を選び且つ本節(j)項に従い事務総長にその報告を証明してから、斯様な欠員が生じたならば、委員会は、その自由意志において且つその選ばれた被指名者の承認を得て、前記被指名者を次の7月1日に始まる年度の会長被指名者として指名することができる。斯様な場合には、指名委員会は更に一名の、被指名者を彼れが選挙された後に来る暦年7月1日より会長として就任するため次の国際大会で選挙されるよう、選ばなくてはならない。

被選会長欠員補充の手続は会長によって決定されなければならない。そして委員会の報告をクラブに伝達すべきこと及びクラブによる指名についての規定を含まなければならない。斯様な規定は時の許す限り本節(i)及び(j)項に合致していなければならない。欠員の生じた日付が国際大会に近接して委員会の報告を全クラブに報告し且つ国際大会前クラブよりの指名の時日に適当な期間がない場合には、事務総長は相応に可能であるような委員会の報告の通知をなし、そして国際大会の議場においてクラブ代議員による指名を許すべきである。

会長として就任すべき7月1日直前の国際大会の閉会とその7月1日との間における被選会長欠員の場合は、前記7月1日に会長の職に欠員があるものと考えられ、そして斯様な欠員は此の細則第5条第4節に従って補充すべきである。

以上に規定されていない不慮の事件の生じた場合には、会長はその取るべき手続を決定すべきものとする。

(b) 被指名者を国際大会に提出 事務総長は、次の暦年7月1日に始まる年度の会長として会長指名委員会で正規の指名を受けた被指名者の氏名、及びクラブにより正規に指名された被指名者の氏名を、選挙に付するため国際大会に提出すべきものとする。

被選会長欠員に当り適用ができる場合には、事務総長は更にその国際大会に続く次の7月1日に始まる任期の会長の職に、会長指名委員会により正規に指名された会長被指名者の氏名及びクラブにより正規に指名された如何なる会長被指名者の氏名をも選挙に付すため提出すべきものとする。事情が前記(b)項の規定の適用を必要とする場合には、指名は国際大会の議場においてクラブ代表により行われてもよい。

財務局長の指名

第3節 財務局長の指名 務財局長に対する総ての指名は国際大会の議場においてなすものとする。定款及び細則に従い、如何なる選挙人も、財務局長の職に1名の被指名者の氏名を提出することが出来る。財務局長の指名提出は次の書式に限る。

「……ロータリー・クラブの……私は……のロータリアン……を国際ロータリー財務局長に指名します。」

各被指名者に対しては2名よりも多い動議賛成者は認められない。

理事の指名

第4節 理事の指名 (i) 理事の指名は以下規定された地帯、地理的集団又は地域により行われるべきものとする。理事被指名者の選択(グレート・ブリテン及びアイルランドよりの理事被指名者を除く)は、国際大会においてそれぞれの地帯、地理的集団又は地域におけるクラブの選挙人による投票、或はそれぞれの地帯、地理的集団又は地域におけるクラブの選挙人による投票、或はそれぞれの地帯、地理的集団又は地域におけるクラブによる郵便投票、或は指名委員会手続、或は理事による指名の、何れか、その地帯、地理的集団又は地域におけるクラブによって決定せられた方法により行われるべきものとする。

各地帯、地理的集団又は地域は、その地帯、地理的集団又は地域よりの理事被指名者選択の方法を続けて行うためその地帯、地理的集団又は地域よりの理事被指名者を選ぶ場合国際大会における投票によるか、或は地帯、地理的集団又は地域におけるクラブの郵便投票によるか、或は指名委員会手続によるか、或は理事会による地帯、地理的集団又は地域の理事被指名者選択の方法の、何れかを、理事会によって規定された手続で、郵便投票を以て決定すべきものとする。その郵便投票はま

た、地帯、地理的集団又は地域が次の(二)項に定められた指名委員会手続を用ゆる場合における指名委員会手続に関連した理事候補者の投票方法を決定しなければならない。

その様にして決定された手続の変更についての考慮は、地帯、地理的集団又は地域における最少限3分1の地区の提訴によってのみ行われるものとする。地帯、地理的集団又は地域における最少限3分1の地区の提訴によって、その地帯、地理的集団又は地域の投票人は、理事会の定むる郵便投票によって再び、その地帯、地理的集団又は地域よりの理事被指名者選択の方法を続けて行うため、その地帯、地理的集団又は地域よりの理事被指名者を選ぶに、国際大会における投票によるか、或は地帯、地理的集団又は地域におけるクラブの郵便投票によるか、或は指名委員会手続によるか、或は理事会による地帯、地理的集団又は地域の理事被指名者選択の方法の、何れかを、郵便投票によって決定しなければならない。

提訴せんとする如何なる地区も、地区大会又は必要な場合は郵便投票による地区内クラブの過半数によって採択された決議を事務総長に提出することができる。その提訴は、関係ある地帯、地理的集団又は地域よりの理事被指名者の選択方法の変更を考慮することが要求されている年の1月1日より遅れないよう、その年間に事務総長の手元に届くよう提出されていなければならない。若し上記1月1日までにそのような提訴が、地帯、地理的集団又

は地域における最少限3分1のクラブより事務総長によって受領されたならば、事務総長は10日以内にその地帯、地理的集団又は地域の全クラブにその提訴について通知し、且つ理事会の定むる方法により郵便投票を開始しなければならない。提訴が上記1月1日までに地帯、地理的集団又は地域における地区の3分1以下から事務総長によって受取られた場合には、その提出された決議は最早効力なきものと認められ、且つ地区ガバナーに、そのように通知しなければならない。

地帯、地理的集団又は地域におけるクラブが、その地帯、地理的集団又は地域よりの理事被指名者の選択を国際大会における投票によって行うべきことを決定した場合には、その投票は後に示す(二)項の規定に従い行うべきものとする。

地帯、地理的集団又は地域におけるクラブが、その地帯、地理的集団又は地域よりの理事被指名者の選択を郵便投票によって行うべきことを決定した場合には、その投票は後に示す(二)項の規定に従い行うべきものとする。

地帯、地理的集団又は地域におけるクラブが、その地帯、地理的集団又は地域よりの理事被指名者の選択を指名委員会の手続によって行うべきことを決定した場合には、その選択は後に示す(二)項の規定に従い行うべきものとする。

理事被指名者の選択が理事会による地帯、地理的集団又は地域におけるクラブが、その地帯、地理的集団又は地

域よりの理事被指名者の選択に関するその方法を継続することを決定した場合には、その選択手続は理事会によって決定せられるものとする。

(1) **アメリカ合衆国** アメリカ合衆国よりの理事被指名者の選択は、地帯によって行われるべきものとする。理事候補者推薦の目的及び細則に特に規定されたその他の目的のために、アメリカ合衆国は1より5を含む数字をつけた5地帯に分けなければならない。各地帯は国際ロータリーの近接地区のクラブよりなるべきものとし、且つ各地帯は各地帯内クラブよりの投票人数において略ぼ同数であるように構成せらるべきものとする。

理事会はアメリカ合衆国における各地帯を構成する近接地区の表を決定する。毎年5月又は6月に理事会はアメリカ合衆国における全クラブに地区の表を公表すべきものとする。理事会によってそのように決定され且つ発表された地帯は、次年度の国際大会において選挙せられる国際ロータリー理事指名のために有効であるものとする。各奇数年には、地帯1、地帯2及び地帯3が各々1名の理事を指名し各偶数年には、地帯4及び地帯5が各々1名の理事を指名するものとする。

(2) **カナダ** カナダよりの理事被指名者の選択は集団によるものとする。理事候補者推薦の目的及びその目的のために、カナダのクラブは3集団に分けらるべきである。

理事会はカナダにおける各集団を構成するクラブの表を決定するものとする。

る。各奇数年の5月又は6月に理事会はカナダ内全クラブにそのクラブの表を公表し、且つ何れの集団がカナダよりの理事への被指名者を推薦すべきかの順位を指定すべきものとする。その様に決定された集団は次の会計年度における国際大会において選挙せらるべき国際ロータリー理事指名に有効であるものとする。各偶数年に、カナダのクラブは理事1名を指名するものとする。

(3) **グレート・ブリテン及びアイルランド** 各奇数年にグレート・ブリテン及びアイルランドにおける国際ロータリーにおいて、1名の理事がグレート・ブリテン及びアイルランドにおけるクラブの会員より指名せらるべきものとする。その被指名者の氏名はグレート・ブリテン及びアイルランドにおける国際ロータリーの事務長によって事務総長に証明されなければならない。その被指名者の誰でも選挙に不適格となった場合には、グレート・ブリテン及びアイルランドにおけるクラブよりの選挙人は、その目的のために国際大会において開かれた会合において、過半数の投票を以てその地理的集団よりの理事職のための被指名者を選ぶべきものとする。

(4) **欧州大陸北アフリカ及び東地中海地域** 毎年1名の理事が欧州大陸北アフリカ及び東地中海地域におけるクラブの会員より指名せらるべきものとする。

(5) **アジア** 各奇数年に1名の理事がアジアにおけるクラブの会員より

指名されなければならない。

(6) **イペロ・アメリカ** 南アメリカ、中央アメリカ、メキシコ及び西印度諸島を含むイペロ・アメリカよりの理事被指名者の選択は地帯によって行われるべきものとする。

イペロ・アメリカにおけるクラブより理事候補者を推薦する目的のため、且つその目的のために、イペロ・アメリカは1より3を含む数字をつけた3地帯に分けなければならない。各地帯は国際ロータリーの近接地区の集団にイペロ・アメリカのクラブよりなるものとし、且つ各地帯内クラブよりの投票人数において略ぼ同数であるように構成せらるべきものとする。

理事会はイペロアメリカにおける各地帯を構成する近接地区の表を決定する。各奇数年の5月又は6月に理事会はイペロ・アメリカにおける全クラブに地区の表を公表すべきものとする。理事会によってそのように決定され且つ発表された地帯は、次の偶数年における国際大会において選挙せらるべき国際ロータリー理事指名に有効であるものとする。

各偶数年に1名の理事が、イペロ・アメリカにおけるクラブの会員より、数字の順序に従い順番に、地帯によって指名せらるべきものとする。

(7) **その他** 各偶数年に1名の理事が、アメリカ合衆国、カナダ、グレート・ブリテン及びアイルランド、欧州大陸、北アフリカ及び東地中海地域、アジア又はイペロ・アメリカに所在しないクラブの会員より指名せらる

べきものとする。

(8) **国際大会における理事被指名者の選択** 本節の規定に従い、如何なる地帯、地理的集団又は地域よりの理事被指名者の選択が国際大会において投票により行われる場合には、その地帯、地理的集団又は地域におけるクラブを代表する選挙人は、国際大会期間中に理事候補者推薦の目的のため公式プログラムに示された時と場所に集るものとする。

それぞれの地帯、地理的集団又は地域を代表する、如何なる選挙人も、定款及び細則の定むる処に従い、理事職の候補者としてその地帯、地理的集団又は地域におけるクラブの正会員、シニア・アクティブ会員又はパスト・サービス会員の氏名を提出することができる。若し地帯、地理的集団又は地域の一地方が理事会によって理事被指名者の候補者推薦の目的に指定されたならば、その地帯、地理的集団又は地域よりの候補者はその指定された地方におけるクラブの正会員、シニア・アクティブ会員又はパスト・サービス会員でなければならない。

次期国際大会において地帯、地理的集団又は地域よりの理事候補者推薦を意図するクラブは、4月の第1日又はその以前に、但し会長指名委員が会長被指名の発表をなす以前でなく、その推薦せんとする候補者をたてる例会において採択したクラブの決議を事務総長に提出することにより、そのなさんとする意志を表示しなければならない。若し上記4月1日に事務総長が何かれの一地方、地理的集団又は地域よ

り単に1名の候補者の氏名を受取ったならば、その後10日以内に、会長はその候補者がその地帯、地理的集団又は地域よりの理事被指名者たるべきことを宣言するものとする。

若し前記4月第1日に事務総長が、何れの地帯、地理的集団又は地域からでも1名以上の候補者の氏名を受取ったならば、その地帯、地理的集団又は地域におけるクラブよりの選挙人は国際大会において集り、そしてその名称候補者を推薦する彼等の意志を事務総長宛正しく提出したクラブによって差出されているそれらの候補者の中から、その地帯、地理的集団又は地域よりの候補者を理事職に推薦すべきものとする。

若し1人も候補者が、何れの地帯、地理的集団又は地域よりクラブの意志を以て推薦されなかったならば、その地帯、地理的集団又は地域におけるクラブの選挙人は、国際大会期間中にその選挙人の会合において候補者を推薦すべきものとする。

此の様式のみが理事職の候補者を推薦するに用いられるものとする。

“——ロータリー・クラブの——
は——のロータリアン——を理事職の候補者として推薦する。”

各推薦者に対しては2名よりも多い動議賛成者は認められず、且つ此の様式のみが用いられるものとする。

“——ロータリー・クラブの——
は——のロータリアン——を理事職候補者としての推薦に賛成する。
地帯、地理的集団又は地域よりの選

挙人によって推薦された候補者の氏名は、その選挙人会の議長により事務総長に証明されるべきものとする。何れの地帯、地理的集団又は地域におけるクラブより選挙によって推薦せられた候補者が只1人である場合には、その候補者は自動的にそれぞれの地帯、地理的集団又は地域の被指名者となるものとし、且つその地帯、地理的集団又は地域よりの選挙人会の議長により事務総長に証明されるべきものとする。

何れの地帯、地理的集団又は地域におけるクラブよりの選挙人が1名よりも多い理事候補者を推薦した場合には、その如何なる地帯、地理的集団又は地域におけるクラブよりの選挙人も、その候補者について投票を行うものとし、且つ候補者が2人よりも多い場合にはその投票は、単一移譲式投票の方法によって行われるべきものとする。それぞれその地帯、地理的集団又は地域において投票された、必要に応じて次点者を考慮の上、投票の過半数をえた如何なる地帯、地理的集団又は地域における理事候補者も、指名されたと宣言されるべきものとする。

(ハ) 郵便投票による理事被指名者の選出 本節の規定に従い、何れの地帯、地理的集団又は地域よりの理事候補者選出が郵便投票により行われる場合の手續は次の通りである。

会長は、投票用紙の準備を監督しクラブが投票を行使した時に投票用紙を受取り且つ数えるため投票準備委員会を任命する。その委員会は郵便投票による理事候補者選出の有効な如何なる

地帯、地理的集団又は地域の投票に関する機能を作用するものとする。

地帯、地理的集団又は地域における如何なるクラブも、定款及び細則に従い、理事候補者として、その地帯、地理的集団又は地域におけるクラブの正会員、シニア・アクティブ会員又はパスト・サービス会員の氏名を推薦することができる。若し地帯、地理的集団及び地域の地方が理事会によって理事被指名者の候補者推薦の目的のために指定されたならば、地帯、地理的集団又は地域よりの候補者は、その指定された地方におけるクラブの正会員、シニア・アクティブ会員又はパスト・サービス会員でなければならない。

その地帯、地理的集団又は地域より理事指名の候補者を推薦せんとするクラブは、理事が地帯、地理的集団又は地域より選挙せらるべき国際大会の前年の12月15日までに候補者を立てる例会において採択された決議を事務総長に提出すべきものとする。その決議は、推薦されたロータリアンから彼れが心良く引受け且つ奉仕しようという意志表示の書類、理事会で提供する様式に書き込んだ特別な履歴、及び最近の写真を伴わなければならない。

若し上記12月15日に事務総長が、地帯、地理的集団又は地域から単に1名の候補者の氏名を受取ったならば、その後10日以内に会長はその候補者はその地帯、地理的集団又は地域よりの理事被指名者たるべきことを宣言する。地帯、地理的集団又は地域より1人の候補者も推薦されなかった場合には、理事会はその地帯、地理的集団又は地

域より理事被指名者を指名する。

若し前記12月15日に事務総長が、地帯、地理的集団又は地域より2名又はそれ以上の候補者の氏名を受取ったならば、投票準備委員会は投票用紙、必要に応じ単一移譲式投票用紙及び理事会によって規定した様式に各候補者の履歴を同一程度と記事範囲で書いた記述書を作製する。その記述書は個人的パンフレットの代りに印刷されるべきものとする。

投票準備委員会は、写真と伝記を伴う投票用紙を次の12月31日より遅からざる時期において地帯、地理的集団又は地域における各クラブに郵送するよう手配する。その投票用紙は、投票の上2月の15日より遅からざる時期においてその投票用紙が中央事務局の投票準備委員会に返着されていなければならないという指示と共に、郵送されるべきものとする。

各クラブは最少限一票の投票権を有する。直前の7月1日のクラブにおける会員数を基準に、名誉会員を除き会員数50名以上を有する何れのクラブもその追加50名又はその過半数毎に一票の追加投票権を有するものとする。

2月20日より遅からざる時期において、投票準備委員会は会長の招集により会長によって定められた時と場所に会合し、投票用紙を検査し且つ数を数え、そしてその投票結果の報告をその後5日以内に事務総長に証明すべきものとする。

会長は3月1日より遅からざる時期に郵便投票によって選ばれた理事被指名者の氏名を発表するものとする。

第2回郵便投票を要する同点投票の場合には、投票準備委員会は投票用紙の準備を監督し、且つ理事被指名者選択の第一回郵便投票にて同数点を獲得した候補者の写真及び履歴と共に投票用紙を、3月1日より遅からざる時期において地帯、地理的集団又は地域における各クラブに郵送する手配をなすものとする。その投票用紙は、投票の上次の4月15日より遅からざる時期においてその投票用紙が中央事務局の投票準備委員会に返着されていなければならないという指示と共に郵送すべきものとする。4月20日より遅からざる時期において、投票準備委員会は会長の招集により会長によって定められた時と場所に会合し投票用紙を検査し且つ数を数え、そしてその投票結果の報告をその後5日以内に事務総長に報告すべきものとする。4月30日より遅からざる時期において、会長は地帯、地理的集団又は地域における全クラブにその地帯、地理的集団又は地域よりの次期国際大会において選挙のための理事被指名者を通知すべきものとする。

(二) 指名委員会手続による理事被指名者の選択 本節の規定に従い、地帯、地理的集団又は地域よりの理事被指名者の選択が指名委員会手続によって行われるべき場合には、指名委員会は次の如く構成され且つ行動するものとする。

理事被指名者の指名委員会は5名の委員を以て構成する。各委員はその関係地帯、地理的集団又は地域におけるクラブの正会員、シニア・アクティブ会員又はパストサービス会員である元地

区ガバナーとする。委員は一年の任期を以て選挙されるものとする。その委員会の委員として二度就任した如何なるロータリアンもその後は如何なる年においても就任する権利を有しないものとする。各委員は一票の投票権を有するものとする。

その指名委員会の委員候補者推薦の目的のために、理事会は、地帯、地理的集団又は地域で理事被指名者を選ぶことになっている年の直前の会計年度における第1回理事会において、その地帯、地理的集団又は地域内に5地方を決定し且つ指定すべきものとする。理事会によって決定せられた地方は、地帯、地理的集団又は地域の全部からの委員に、数年にわたり均衡のとれた代表者で良く折合うように、地帯、地理的集団又は地域におけるクラブの数的分布に大体同数を用意するため、毎年変更されることがある。そのように指定された各地におけるクラブは委員会の委員1名を選ぶものとする。

その年の9月15日より遅からざる時期において事務総長は、理事会によって決定せられた指名委員会の委員の分布を、地帯、地理的集団又は地域におけるクラブに通知し、且つ以下定むる委員会の委員候補者推薦の方法をクラブに通知するものとする。

指名委員会の委員は地帯、地理的集団又は地域におけるクラブによって郵便投票を以て選挙せられるものとする。その地帯、地理的集団又は地域よりの理事指名委員会の委員候補者を推薦せんとするクラブは、理事が国際大会において選挙せらるべき年の前会計

年度の12月31日又はその以前に、その候補者を立てる例会において採択された(クラブ幹事により正しく証明された)クラブの決議を事務総長に提出することによって候補者を推薦することができる。その決議は、推薦されたロータリアンが心良く引受け且つ奉仕しうることを書面を以てクラブが確めるまでは事務総長に送ってはならない。

3月1日より遅からざる時期において、事務総長は、理事会が決定した指名委員会の分布を実施するため且つその投票用紙の各々に12月31日に関係クラブより彼が受取った全候補者の氏名を記載した5種の投票用紙を準備し、且つ各その投票用紙を関係クラブに郵送する手配をなすものとする。2人よりも多い候補者のある処には、単一移譲式投票用紙を準備するものとする。

投票するに当っては、各クラブは1月最終日のクラブ会員数に基づきその会員(名誉会員を除く)の50人又はその過半数毎に1票の投票権を有し、各クラブは最少限1票の投票権を有するものとする。会長は3名より少からざる理事会員よりなる投票委員会を任命するものとし、その内1名又は以上は、その理事が無能力化し又は無資格とならない限り、その地帯、地理的集団又は地域よりの理事たるべきものとする。

そこに指示されたクラブで投票された投票用紙は次の4月15日より遅からざる時期において、中央事務局における投票委員会宛発送され且つ到着しなければならない。6月1日より遅から

ざる時期において、投票委員会は投票用紙を検査し且つ数を数え、且つ投票結果を事務総長に通知するものとする。

投票の結果を決定するには、投票委員会は、理事会が決定したように指名委員会の委員の分布を実施するに用いられた5種の投票用紙を、別々に数えるものとする。そのようにして、最高点を獲得した各投票における候補者が委員会の委員であると宣言せられるべきものとする。次点候補者は同一投票で選ばれた委員の代理人と宣言せらるべきものとする。代理委員は同一選挙で選ばれた本委員がその職務を履行できない場合に限り、その職につくものとする。

地帯、地理的集団又は地域より理事が指名されるべき年の前会計年度の6月1日より遅からざる時期において、理事会は、その委員会の委員中より指名委員会の招集者を指定し、且つ次の10月1日より15日の間にその会合を開くべき場所を指定すべきものとする。委員会はその会合の時に、委員会の委員中より議長を選挙すべきものとする。

7月15日より遅からざる時期に、事務総長は、地帯、地理的集団又は地域のクラブに指名委員会の構成を通知し、且つ委員会の名において、地帯、地理的集団又は地域よりの理事指名に委員会の考慮すべき事柄としてのクラブの提案をなさんとする、地帯、地理的集団又は地域における如何なるクラブをも歓迎するという発表を、公布するか公布する手配をなすべきである。

その示唆は、理事が定めた様式に書いて指名委員会に提出するものとし、且つ提案するクラブが適切と看做す候補者のロータリーにおける他の活動に関するすべての参考資料及び提出された候補者の最近の写真を添えるものとする。理事会の定むる様式にはその提案を送るべき会議招集者の住所を含むべきものとする。考慮されるためには、その提案は9月15日より遅からざる時期において、委員会招集者の住所宛指名委員会に到着しなければならない。

委員会は、次の10月中旬に理事会の決定する時と場所において会合するものとする。委員会の委員4名が定足数を構成するものとする。理事被指名者の選択を除き、すべての議事は過半数の投票によるものとする。理事被指名者の選択に当りては、委員会の委員最少限4名の投票がその被指名者に有利に投ぜられていなければならないものとする。

委員会による理事被指名者の選択は、地帯、地理的集団又は地域におけるクラブによってなされた提案から又は他の方法で地帯、地理的集団又は地域におけるクラブの会員中より、行わなければならない。地帯、地理的集団又は地域の地方が理事会によって、理事指名の候補者推薦の目的に指定せられた場合には、その選ばれた理事被指名者は、その地方におけるクラブの正会員、シニア・アクティブ会員又はパスト・サービス会員でなければならない。委員会の委員は、委員会によって理事に指名せられる資格を有しないものとする。委員会は、得ることのでき

る最も有能な人の指名ということの責任を心にとめておくべきものとする。

地帯、地理的集団又は地域より理事職へのその選択に関する委員会の報告は、その会合の後10日以内に事務総長に提出すべきものとする。11月1日より遅からざる時期において事務総長は、指名委員会の選択について地帯、地理的集団又は地域における全クラブに通知すべきものとする。

若し如何なる理由のためにも委員会がその会合で選んだ理事被指名者が就任できない場合には、委員会は別な理事被指名者1人を、郵便又は電信投票にするか或は緊急委員会において選ぶものとする。そのような不慮の事件に処する正確なる手続はその10月の委員会によって決定すべきものとする。委員会によって規定しなかった何か不慮の事情が発生した場合には、理事会は、その理事被指名者選択に委員会が取べき手続を決定すべきものとする。

指名委員会によって行われた選択に加うるに、地帯、地理的集団又は地域における如何なるクラブも、その地帯、地理的集団又は地域より理事候補者を、12月15日又はその以前に、候補者を立てる例会において採択された決議を事務総長に提出することによって推薦することができる。その決議は推薦されたロータリアンが心良く引受け且つ奉仕しようという意志表示の書類、特別な履歴の資料（理事会で定めた様式に書入れた）及び最近の写真を伴わなければならない。地帯、地理的集団又は地域の地方が理事被指名の候補者推薦の目的のため理事会によつ

て指定されている場合には、各候補者はその地方における正会員、シニア・アクティブ会員又はパスト・サービス会員でなければならない。

上記の12月15日に何等の推薦が、その地帯、地理的集団又は地域における如何なるクラブからも事務総長によって受取られていない場合には、会長は12月31日より遅からざる時期において、指名委員会の被指名者をその地帯、地理的集団又は地域よりの理事被指名者として宣言するものとする。上記12月15日にそのような推薦が、地帯、地理的集団又は地域における何れかのクラブより事務総長によって受取られた場合には、理事被指名者の選択は、クラブによる推薦候補者及び推薦委員会の選択の中から、郵便投票又は国際大会においての投票の何れか、本節(イ)項に従い、地帯、地理的集団又は地域によって前以って決定せられた方法によって行わなければならないものとする。

若し地帯、地理的集団又は地域が、クラブの推薦候補者及び指名委員会選択者中からの理事被指名者選択は郵便投票によるべきことを決定したならば、その投票は本節(イ)項に従い行わなければならないものとする。

若し地帯、地理的集団又は地域が、クラブの推薦候補者及び指名委員会選択者中からの理事被指名者の選択は国際大会における投票によるべきことを決定したならば、事務総長は、12月31日より遅からざる時期において、その地帯、地理的集団又は地域におけるクラブに、そのような候補者のすべての氏名を通知し、そしてその地帯、地理

的集団又は地域におけるクラブの選挙人はその候補に投票すべきものとし、そして候補者が2名よりも多い場合には、その投票は単一移譲式投票によるべきものとする。それぞれの地帯、地理的集団又は地域において投ぜられた票数の過半数を獲得したその地帯、地理的集団又は地域における理事候補者は、必要に応じ次点者を考慮した後に、指名されたと宣言するべきものとする。

(四) 国際大会に被指名者の提出 事務総長は、地区、地理的集団又は地域によって、それぞれ理事職に適正に指名せられた被指名者及び、若しあれば、前期の理事会によって理事職に適正に指名せられた被指名者の氏名を、選挙のため大会に提出すべきものとする。

暫定規定

最初の郵便投票は、その地帯、地理的集団又は地域より理事被指名者を選択する上に各地帯、地理的集団又は地域にて従わなければならない手続決定のために以上規定せられたる如く、各地帯、地理的集団又は地域において、1962—63年中に理事会の定むる時と方法によって行わなければならないものとする。

各地帯、地理的集団又は地域よりの国際ロータリー理事指名の方法を決定すべき投票において、各地帯、地理的集団及び地域内の各クラブは、少くとも、一票の投票権を有するものとする。但し理事会の定むる日付におけるクラブの会員数に基づき、名誉会員を除き、50人以上の会員を有する如何なるクラブも、その会員の追加会員数50

又はその過半数毎に一票の追加投票権を有するものとする。

その地帯、地理的集団又は地域より理事被指名者選択に各地帯、地理的集団又は地域において従わなければならない手続は、その地帯、地理的集団又は地域において行われた投票の過半数によって決定せらるべきものとし、且つその手続がそのように決定せられるまでは、その地帯、地理的集団又は地域よりの理事被指名者の選択は、制定案62-4の規定の採択前のその地帯、地理的集団又は地域において有効であったものとする。

以上の規定に従い、各地帯、地理的集団又は地域が最初に、その地帯、地理的集団又は地域より理事被指名者を選ぶにその地帯、地理的集団又は地域において従わなければならない手続を決定した日付の直後の6月30日に、此の暫定規定は本細則の一部たることを停止すべきものとする。

第5節 その他の職に対する指名
事務総長は、それぞれの地区によって地区ガバナーの職に正規に指名された被指名者の氏名及びグレート・ブリテン及びアイルランドにおける審議会員並に国際ロータリー代表の選挙による職員としてその地域大会で正規に指名せられたことを事務総長に証明された被指名者の氏名を、選挙に付するため国際大会に提出すべきものとする。

選挙人及び準備

第6節 選挙人 正規に信任された代議員、委任状による代理者及び自由

代議員が国際大会の投票団を構成し、これを選挙人と称す。

第7節 投票準備委員会 (i) 毎国際大会において会長は、選挙人の中から、国際大会におけるすべての投票準備の任に当るべき、投票準備委員会を任命すべきものとする。本委員会は会長の決する5人より少からざる選挙人を以て構成するものとする。

(ii) 本細則の定むる処により定足数を要する国際大会の第1集会において、会長は役員に対する指名を行い且つ選挙を行う場所、日及び時間について選挙人に注意を与えなければならない。

(v) 投票準備委員会は、投票の準備、投票用紙の印刷及び配布、並びにその計算の任務に当るものとする。投票開始前に、事務総長はその委員会に、信任状委員会の報告による選挙人名簿を提出しなければならない。

(vi) 投票準備委員会は、速かに投票の結果を国際大会に報告しなければならない。報告書は委員会の過半数により署名すべきものである。その委員長は総ての投票用紙をその保管の下におかななければならない。委員会の報告が採択された後に、委員長は国際大会によって別な指令が与えられない限り、総ての投票用紙を破毀するものとする。

選挙

第8節 役員選挙 (i) 各選挙人は、会長、財務局長、毎年選挙せらるべき各理事、グレート・ブリテン及びアイルランドを除く各地区のガバナ

一、及び選挙による役員であるグレート・ブリテン及びアイルランドにおける審議会員及び国際ロータリー代表に各1票を投ずる権利を有するものとする。

(ii) 之等役員すべての選挙は無記名投票によるものとする。斯様な投票に候補者が2名よりも多い場合には、単一移譲式投票の方法によるものとする。但し何れの役職に対しても被指名者単に1名の場合には、選挙人は口頭投票の方法によってその被指名者に対して一括投票をなすよう国際大会事務総長に命令することができる。

(vi) 上記各役職に対する投票の結果、必要に応じて第2及びその後の選択を考慮に入れて、過半数を得票した被指名者を、選挙されたものと宣言しなければならない。

第9節 本節に掲げたそれぞれの役職に対する候補者又は被指名者の総ては、クラブの良い正会員、シニア・アクティブ会員又はパスト・サービス会員でなければならない。

第11条

運営機関

第1節 構成せられた地区において地区ガバナーの直接管理によって運営されているクラブの場合、理事会は、その必要且つ適当と認める委員会、顧問又は他の補助者をおく権限をガバナーに与えることができる。

第2節 理事会が、2又はそれ以上の地理的に近接した地区よりなる地方の中にあるクラブを、地区ガバナーの

監督以外に更に監督の方法を設定せんとする場合には、理事会は斯様な監督をするに当り先ず関係地区内にあるクラブの同意をえて、理事会が適当と認め且つ国際大会によって承認された手続規則を規定しなければならない。

地区ガバナーは理事会が指定することの他のもの

地区

第1節 構成 運営を一層能率的ならしめる目的のため、理事会には多数のクラブによって占められている地域を地区に分割する権限が与えられている。会長は随時、理事会の指令する処によりその境界と共に地区の一覧表を公表するものとする。但し関係地区における全クラブの過半数の反対を押しして変更又は追加してはならない。

第2節 地区協議会 ロータリー教育及び情報提供の目的のために、地区内全クラブの次年度会長及び幹事の協議会が毎年4月又は5月中旬に各地区ガバナーの決する時日と場所において行われるものとする。特別の事情の下において理事会は、(i)茲に定められた以外の時日に地区協議会を開催する権限を与え、(ii)或はその協議会の開催を放棄せしめることができる。

第3節 地区大会 (i) 時日と場所 各地区のロータリアンの大会は、毎年地区ガバナー及び地区内過半数クラブの会長の一致した時日と場所で開催すべきものとする。但しその選ばれた時日が地区協議会、国際協議会、或は国際大会に選ばれた時日と同一であってはならない。理事会は、(1)2或はそ

れよりも多くの地区が連合して関係地区の境界内において大会を開催する権限を与えることが出来、(2)特別な事情の下においては、その地区境界外においてその大会を開催する権限を与えることが出来る。

(d) **地区大会の機能** 地区大会は、その地区内の重要問題について、勧告案を採択することができる。但しその処置は定款及び細則と一致し、且つロータリーの精神と原則を保つものであることを条件としなければならない。各地区大会は、理事会によって審議するよう提出された総ての事項を審議且つ処理し、且つそれに対して決議することができる。

(e) **地区大会幹事** ホスト・クラブの会長と協議の後、地区ガバナーは大会幹事を任命しなければならない。幹事の任務は地区大会の計画とその会議の記録を造る上に地区ガバナーと協力すべきものである。

(f) **地区大会報告** 地区大会終了後30日以内に地区ガバナー又は大会司会代理者、及び大会幹事は大会議事の報告書を作成し、これに各々が署名し、且つその謄本3通を事務総長に、1通宛を地区内各クラブ幹事に送達しなければならない。

第4節 (i) 地区大会投票 地区ガバナー被指名者の選挙、地区ガバナー指名委員会の構成及び任務、及び規定審議会の地区代表選挙を除き、その地区の年次大会に出席した、その地区内クラブの各正会員、シニア・アクティブ会員、又はパスト・サービス会員は、

その地区大会に提出された総ての問題に投票権を持つものとする。如何なる選挙人も、地区大会に提出された如何なる事項についても投票を要求する権利を有するものとし、如斯場合の投票は選挙人に限るものとする。

(ii) **選挙人** 地区における各クラブは、その地区の年次大会に、地区大会の開催される1カ月前の月の最後の日現在の名誉会員を除く会員数に基づき、会員数各25名又はその過半数毎に1名の選挙人を選び、証明し且つ送らなければならない。但し地区内の各クラブは少くとも1名の選挙人を送る権利を有するものとする。各選挙人はそのクラブの正会員、シニア・アクティブ会員又はパスト・サービス会員たるべく、而してその地区大会に出席すれば地区ガバナー・ノミニーの選挙に一票を投ずる権利を有するものとする。

(iii) **委任状** 必要な場合には、その地区大会の開催される場所以外の国に所在するクラブは、国際ロータリー会長の許可をえて、そのクラブよりの欠席選挙人の委任状による投票人として、自己のクラブの正会員、シニア・アクティブ会員、又はパスト・サービス会員、或はそのクラブの所在している地区におけるクラブの正会員、シニア・アクティブ会員、又はパスト・サービス会員を指定することができる。そのクラブ会長及び幹事によって証明せられたならば、彼は、彼の所有する投票権以外に、彼の代表する欠席選挙人の委任選挙権をも有するものとする。

第5節 地区ガバナー (i) 指名
(h)項の規定に従い、各地区は、地区大

会より遅からざる時期において、毎年地区ガバナー被指名者を選ぶものとする。

(ii) **資格** 各地区ガバナーは、その指名された地区におけるクラブの正会員、シニア・アクティブ会員、又はパスト・サービス会員であるものとし、その地区における国際ロータリーの代表者たるべきものとする。地区ガバナーは理事会の一般監督の下に行動しなければならない。

(iii) **被指名者の選択** 本節別項の規定を除き、地区ガバナー被指名者の選択は、地区大会において行われるべきものとする。

(iv) **委員会** 地区大会の第1回全体会議において、地区ガバナー又は大会司会代理者は地区ガバナー指名のための選挙を行うべき場所、日及び時間を指定し、又投票用紙を用意し、提供し、投票場の準備をなし、且つ投票の事務を処理するために3人よりなる委員会を任命すべきものとする。候補者が単に1人の場合には、指名は拍手によって決することができる。

(v) **指名投票** 地区ガバナーの職に指名するための提議は、地区におけるクラブよりの選挙人によって地区大会の議場において行われるべきものとする。投票場は、地区大会が決定する期間開放しておくべきものとする。候補者2名以上の場合には、その投票は地区ガバナーの決する処により連続式投票又は単一移譲式投票の何れかにより行うことができる。

過半数の投票を獲得した候補者がそ

の地区のガバナーの職に指名せられたものと宣言せられるべきものとし且つその指名は、地区ガバナー又は大会司会代理者及び大会幹事によって国際ロータリー事務総長に証明されなければならない。

連続式投票の場合何れの候補者も過半数の投票を獲得しえなかったならば、最低得票者を除き、地区大会の決定する時に何れかが過半数を獲得するまで投票を行うものとする。

単一移譲式投票の場合、過半数の投票獲得者を決定するに当りては、必要に応じて第2及びその後の選択を考慮に入れるものとする。

(vi) **地区ガバナー指名委員会** 如何なる地区も、その地区大会に出席し且つ投票するクラブ選挙人過半数の投票を以て、地区ガバナー指名委員会により、その地区のガバナー被指名者を選ぶ規定を設けることができる。その委員会の任務は、その地区ガバナー被指名者の候補者を推薦するにあるものとする。地区指名委員会の構成及び任務は、地区大会に出席し投票するクラブの投票人の過半数の投票によって採択された決議に規定された処によるものとする。地区指名委員会によって指名が行われたとしても、地区における何れのクラブといえども、ガバナーによって決定せられた日、又はその前に、候補者指名に関する例会において採択されたクラブの決議案をガバナーに提出することによって、地区ガバナー被指名者の候補者を推薦することができる。

指定の期日迄に何れのクラブよりも

斯様な指名をガバナーが受取らなかった場合には、地区ガバナーは、地区ガバナー指名委員会の候補者を以て地区ガバナー被指名者たるべきことを宣言し、その後15日以内にそのことを地区内の全クラブに通知しなければならない。

指定期日に、地区ガバナーが、地区クラブの何れからでも指名を受取り、その指定期日より数えて15日の期限が切れるまでその効力が継続している場合には、地区ガバナーは、地区内全クラブに対して各候補者の氏名及び資格を通知し、且つ全地区ガバナー被指名候補者を次の地区大会において投票に付すべきものとする。

前述の15日の期間を経過した時に、地区内クラブよりの如何なる指名もその効力が継続していない場合には、地区ガバナーは、地区指名委員会の候補者を以て地区ガバナー被指名者であることを宣言し、その後15日以内に地区内全クラブにその旨通知するものとする。

如何なる理由にかかわらず、地区大会の時に、如何なる指名もその効力を継続していない場合には、地区ガバナー職に対する指名は、地区内クラブの選挙人により地区大会の議場において行うものとする。

地区ガバナーは、その地区の被指名者を宣言してから10日以内に、その氏名を事務総長に証明しなければならない。

(b) 郵便投票による指名 必要な場合には、理事会は、次の方法によって

行われるべき郵便投票にてその地区ガバナー被指名者を選ぶ権限を地区に与えることができる。

地区ガバナーは、地区指名委員会がある場合には、その委員と地区内各クラブの幹事に地区ガバナー指名に関する公式発表をなし、之を郵送する手配をしなければならない。総ての指名は文書を以てし、クラブの会長及び幹事によって署名されるか、或は、地区指名委員会の場合には、その委員長によって署名されなければならない。その指名文書は、地区ガバナーによって定められた日又はその前に地区ガバナーの手に到達しなければならない。但し地区ガバナーの決定する期日はその発表の日より20日以内であってはならない。単に1名の候補者の場合には投票の必要ないものとし、地区ガバナーはその候補者を地区ガバナー被指名者候補として宣言するものとする。

候補者が2名よりも多い場合には、地区ガバナーの決する処により、投票は連続式投票又は単一移譲式投票の方法によることができる。

候補者が1人よりも多い時には地区ガバナーは、地区指名委員会のある場合はその委員会の選んだ候補者を記載し、且つ締切期日以内にクラブより受取った候補者の氏名をアルファベット順に連記した投票用紙を作成し、その投票用紙を各クラブに郵送しなければならない。その投票用紙は投票数と共にその発表後15日乃至30日の間にガバナーの定めた締切期日又はその以前にガバナーに返送され且つガバナーによって受取られるようにしなければならない。

い。

各クラブは、その選択の行われる前月の最終日の会員数に基づき、(名誉会員を除く)会員数25名又はその過半数毎に1票の投票権を有するものとする。

過半数の投票を獲得した候補者が、その地区の地区ガバナー職に指名されたものと宣言せらるべきものとする。連続式投票により何れの候補者も過半数の投票を獲得できなかった場合には、最低得点者を除き、地区ガバナーの定むる時期に、何れかの候補者が過半数を獲得するまで郵便によって投票すべきものとする。単一移譲式投票を採用した場合には、必要に応じて第2及びその後の選択を考慮して過半数の得票者を決定しなければならない。

被指名者の氏名は、地区ガバナーによって事務総長に証明されなければならない。而して地区ガバナーは直ちに候補者にその指名されたことを通知しなければならない。被指名者の氏名は次回の年次国際大会における役員選挙の投票用紙に掲載せらるべきものとする。

(c) 特別選挙 何れの地区といえども地区ガバナーの職に被指名者を選ぶことに失敗した場合、又はその職に対する被指名者がその被選挙資格を失った場合、そして国際大会における役員選挙の年次選挙以前に地区によって別な被指名者を選ぶことが出来なかった場合には、理事会はその過半数の投票によって地区ガバナーの職に本細則に定められた資格のあるロータリアンを選挙

しなければならない。

(d) 任務 地区ガバナーは、その地区の年次大会及び年次協議会を司会するものとする。ガバナーは理事会の一般管理の下に、国際ロータリーの綱領を助長し、その地区内新クラブの結成を監督し、且つその地区のクラブ間並にクラブと国際ロータリー間の親善関係を増進する等の特別任務が課せられているものである。

(e) 地区ガバナー 欠員 原因の如何を問わず地区ガバナーの職に欠員を生じた場合には、理事会はその過半数の投票によって、その職の総ての権限及び特権を行使せしめるために本細則に定められた資格を有するロータリアンを、その残余の任期間その職の空位を補充するため選ぶ権限を有するものとする。但し会長は、理事会によってその空位が補充せられるまで、その職務及びすべての権限並に特権を行使せしめるために、資格のあるロータリアンをガバナーの臨時代表として任命することができる。

一時的にガバナーがその職務を行使できない場合には、会長は、その期間地区ガバナーの職務を果し且つそのすべての権限と特権を行使せしめるため資格のあるロータリアンを臨時に地区ガバナーの代理に任命することができる。

国際年次大会において選挙せられた地区ガバナーが、当該地区外にあって、その就任すべき時期に帰ることができない場合には、正地区ガバナーが帰るまで、その直前の前任者が当該地

区のパナーの職を続けるものとする。

第13条 委員会

第1節 常任委員会 会長は次の常任委員会を任命するものとする：

- 定款及び細則委員会
- 国際大会委員会
- 地区設定委員会
- 財務委員会
- 雑誌委員会
- プログラム企画委員会
- ロータリー財団発展委員会

但し会長は、彼の任期の次に来るロータリー年度に開催すべき国際大会に対する国際大会委員会を任命すべきものとする。

常任委員会は、その年のために構成せられたロータリー年度の7月1日にその任務を始めるものとする。

第2節 特別委員会 会長は、その必要と認める、或は理事会の認める特別委員会を任命することができる。その特定の目的が達成せられるまでその任務につくよう任命せられた特別委員会はこれを特定委員会と称する。特別委員会の任期は特定委員会を除き、委員会がそのために任命されたロータリー年度の終りまでとする。特定委員会の任期はそのために任命せられた特定の目的が達成せられた時に終るものとする。

第3節 委員長及び欠員 会長は委員長を指名するものとし、且つその委員会に生ずるすべての欠員を補充する

権限を有するものとする。

第4節 諮問委員会 (イ) 理事会は、地区ガバナーに諮問の目的を以て地区委員会を設定する権限を与えることができる。

(ロ) 理事会は、或国における全クラブを含む集団に、その国内における方針を研究し、且つそれらのクラブによってなすべき社会奉仕の計画をたて、承認をうるため理事会にこれを提出すべき諮問委員会を造る権限を与えることができる。

(ハ) 理事会は、2箇国又は以上の国からなる地域におけるクラブの代表者よりなる諮問委員会を、その地域内のロータリー方針と手続の諸問題を研究し且つこれを理事会に助言するために設定することができる。

第5節 職権による委員資格 会長は、会長指名委員会を除く国際ロータリーの全委員会の職権による委員とする。職権によるあらゆる委員はその委員職のすべての特権を持つものとする。

第6節 任期 本細則、地域その他の委員会の手続規定、又は委員会を設定した国際大会の特別議決等により特に定められたものを除き、如何なる人といえども国際ロータリーの委員会に2年よりも多く在任する権利を有しないものとする。如何なる人といえども一つの委員会に2年間在任したものは同一委員会の次の任命には権利を有しないものとする。本節の規定は、如何なる委員会の職権による委員又は特定委員会の委員には適用しないものとする。

る。

第7節 定款及び細則委員会 本委員会は3名の委員よりなり、内1名は毎年3カ年の任期で任命せられるものとする。本委員会の任務は国際ロータリー定款の文書に関するすべての事項について理事会に助言するものとする。

第8節 国際大会委員会 各国際大会の大会委員会は5名の委員よりなるものとする。国際大会委員会は、本細則又は理事会によって他の役員又は他の委員会に特別に委任されていないすべての大会に関する事項を含み、その任命された国際大会開催の準備に関して責任をもたなければならない。

各国際大会委員会は、国際大会報告書が出来上り且つその報告書が理事会によって採択せられる迄はその任務を続けるものとする。

第9節 地区設定委員会 本委員会は3名の委員よりなり、内1名は毎年3カ年の任期を以て理事会より任命せられるものとする。

本委員会は、新地区の設定及び既設地区の境界を調節するに当り会長及び理事会を援助するものとする。

第10節 財務委員会 本委員会は5名の委員よりなるものとする。内1名は1年の任期にて任命せられ、その他4名の委員は毎年2名宛2年の任期を以て任命せられるべきものとする。

本委員会の任務は次の通りとする。

(1) 一般の運営及び雑誌の各種版に関する国際ロータリーの部課別予算の作成及びその勧告；

(2) 国際ロータリーの資金保管者の推薦；

(3) 国際ロータリーによって用いられている会計帳簿及び記帳方法の監督；

(4) 国際ロータリーの財政に関するすべての事項について理事会に助言。

第11節 雑誌委員会 本委員会は5名の委員よりなるものとし、その過半数が印刷業又はその関係分野において経験のあるものとする。3名の委員は、毎年1名を3カ年の任期を以て任命し、そして2名の委員は毎年1年の任期を以て任命せられるものとする。

委員会の任務は次の通りとする：

(1) 機関雑誌のすべての版を発行するに当り理事会を援助すること；

(2) 編集に関する方針と計画、経営、広告、販売、及び雑誌の発展方策等の勧告をなすこと；

(3) 国際ロータリーの予算編成及び勧告に用ゆる資料として財務委員会に提出すべき雑誌部予算に関する編纂をなすこと；

(4) 各版の雑誌の広告料金を勧告すること；

(5) 国際ロータリーの雑誌購売料及び雑誌取次店への割引料金を勧告すること；

(6) 雑誌に関するすべての事項について理事会に助言すること。

第12節 プログラム企画委員会 (イ) 本委員会は8名の委員よりなり、内

4名は毎年2年の任期を以て任命せられるものとする。

(ロ) プログラム企画委員会の任務は次の通りとする。

(1) 理事会より付託された事項を研究して理事会に報告すること;

(2) ロータリーの綱領及び国際ロータリーの歴史、組織並に目的をロータリアン及び一般社会に周知せしめる計画及びその方法に関与すること;

(3) ロータリーの綱領の受諾と応用を達成する方法の勧告又は提案をなすこと;

(4) 国際ロータリーの計画に有用な、特定プログラム、小冊子及び他の文献の作成、その援助、又はその監督をなすこと。

第13節 ロータリー財団発展委員会

(イ) 此の委員会は5名の委員よりなるものとする。3名の委員は毎年1名宛3年の任期に任命せられるものとし、そして2名の委員、内少くとも1名はロータリー財団の保管委員とする、は毎年1年の任期に任命せられるものとする。

(ロ) 此の委員会の任務は次の事項を含むロータリー財団の目的発展の方法を案出するにあるものとする。

(1) ロータリー財団の活動に対する勧告の創始及び発展、

(2) ロータリー財団の計画宣伝、

(3) ロータリー財団の計画の現存活動の鑑定及び評価、

(4) 資金調達の方法の案出。

此の委員会は其の示唆及び勧告を理事会に報告すべきものとする。

暫定規定

任期3年の委員会委員のための細則に対する本改正の下に行われる最初の任命は、委員3名の内、1名を任期1年、1名を任期2年、1名を任期3年を以て行うものとする。

第14節 委員の資格 委員会の委員長及び各委員は、クラブの正会員、シニア・アクティブ、又はバスト・サービス会員でなければならない。

第15節 委員会幹事 本細則に別に規定されているか、或は委員会を造るに当り国際大会或は理事会によって特別の決議の下に別な規定がない限り、事務総長はすべての委員会の幹事となるものとする。事務総長は代理幹事を指定することができる。

第16節 定足数 本細則又は委員会を造るに当り国際大会或は理事会によって特別の決議の下に別な規定がない限り、委員会の如何なる会議においても委員会の全委員の過半数が定足数を構成するものとする。

第17節 通信による事務の処理 委員会は、本細則或は国際大会又は理事の特別な決議によって定められた手続規定の下に、郵便、電信、無線電信又は電話によって事務を処理することができる。

第18節 権限 会長指名委員会を除き、すべての委員会決議は理事会の承認を受けるものとする。

第14条 会計事項

第1節 会計年度 国際ロータリーの会計年度は7月1日に始まり6月3日に終るものとする。

第2節 クラブ報告 毎年7月1日及び1月1日に、各クラブは、その日の会員数を理事会に証明すべきものとする。その証明書はクラブ会長及びクラブ幹事により署名の上事務総長に送達せらるべきものとする。

第3節 分担金 各クラブは、その正会員、シニア・アクティブ会員、及びバスト・サービス会員の各々につき半年毎に3ドルの人頭分担金を国際ロータリーに支払うべきものとする。理事会は、如何なるクラブに対しても、理事会が正当と認める場合は上記分担金の一部を免除することができる。

第4節 支払日 (イ) 分担金は毎年7月1日及び1月1日を以て本条第3節の規定に従い支払わらるべきものとする。分担金は合衆国通貨で国際ロータリーに支払わらるべきものとする。然しながら、クラブがその会費を合衆国通貨にて支払うことが不可能であるか或は非實際的である場合には、理事会は或他の通貨で支払う権限を与えることができる。如何なる国の通貨といえども、その国のクラブが国際ロータリーにその義務を履行するためには自国の通貨を極端に多く支払わなければならない程度に下落した場合には、理事会はその国のクラブからの支払を調節することができる。猶又、理事会は、非常状態がその処置を適当とする時に

は、分担金の支払を延期することができる。

(ロ) 如何なるクラブも、その加盟日付後の半期に達する迄は分担金支払の義務が生じないものとする。

第5節 予算 理事会は毎年、次の会計年度の予算を採択すべきものとする。予算は必要があれば次の会計年度における理事会によって修正することができる。

第6節 会計検査 理事会は、年次的に又は臨時に国際ロータリーの会計帳簿及び証拠物件を、免許、公認又は登録会計士、或はその国における有名な会計検査人によって検査できるように用意し且つ検査せしめなければならないものとする。事務総長及び財務局長は、理事会よりの要求があれば何時たりともその帳簿及び証拠物件を提出すべきものとする。

第15条 倫理掟

これまでに採用されたロータリーの倫理掟は、本細則の改正に定められた方法以外に変更又は改正してはならないものとする。

第16条 名称及徽章

第1節 保存 国際ロータリーの目的及び綱領の達成上、理事会は国際ロータリーの総ての徽章類(エムブレム、バッジ及び他のインシグニア)を全ロータリアンの専用に利益のため維持し且つ保存すべきものとする。

第2節 使用制限 国際ロータリー
 又はクラブの名称又は徽章類（エムブレム、バッジ又は他のインシグニア）は、何れのクラブ又はクラブの如何なる会員によっても、商品の商標又は特別な品質を表現するものとして用い、或は商業上の目的のために使用されてはならないものとする。その名称又は徽章類（エムブレム、バッジ又はインシグニア）を如何なる他の名称又は徽章と組合せて用いることは、国際ロータリーで認められていない。

第17条

その他の運営事項

第1節 出席報告 各クラブは、その例会における出席月報を、毎月最後の例会直後地区ガバナーのある処ではそのガバナーに、然らざる場合には事務総長に提出すべきものとする。

第2節 ロータリー・クラブの各正会員、シニア・アクティブ会員、及びパスト・サービス会員は、他の如何なるクラブの例会にも出席する特権を有するものとし、且つ何時たりとも出来る限り出席するよう奨励されている。

第3節 国際協議会 (イ) 時期及び場所 次年度の国際ロータリー事業の協議と計画の目的のために、毎年国際協議会を開催すべきものとする。理事会は、国際協議会の開催時期と場所を決定し、且つそのプログラムに責任を有するものとする。

(ロ) 構成 国際協議会の構成は次の如きものとする：会長、その他の理事、もしあれば会長被指名者及び理事

被指名者、事務総長、財務局長、地区ガバナー被指名者、グレート・ブリテン及びアイルランドにおける国際ロータリー審議会の会員被指名者、国際ロータリー委員会委員長、及びその他理事会の指定するもの。

(ハ) 臨時又は地方協議会 緊急事態又は特別の事情に備えるため、理事会はその定むる時期と場所において2又はそれ以上の斯様な協議会又は地方協議会の開催を準備することができる。

第4節 元会長会議 (イ) 構成 クラブにおける正会員、シニア・アクティブ会員又はパスト・サービス会員の資格を保持している元会長よりなる常置会議であるべき元会長会議（以下本節においては会議という）をおく。

会長は、職責による会議員とし、会議に出席し発言権を有するも、議事に対する投票権を有しないものとする。

(ロ) 役員 最後より2番目の元会長が会議の議長となり、最後より2番目の元会長の次前の会議員がその副議長となるものとする。

事務総長は会議の幹事とならなければならないが、その会議員ではない。

(ハ) 任務 会議は通信によって、会長又は理事会より付議された案件を検討しそれに対し、助言し且つ勧告しうるものとする。

(ニ) 合会 会長又は理事の意見で会議の一致した考察及び勧告が必要な場合には、会長又は理事会は会議を招集することができる。国際大会において、その大会に出席した会議員の非公

式会議を開くものとする。

会長又は理事会により会議が招集された場合には、会議の日程があるものとする。日程は、会議の考察と勧告のために、会長又は理事会によって会議に付托された議題を含むべきものとする。

(ホ) 報告 会長又は理事会により招集された各会議の後、会議の議長は理事会に報告すべきものとする。理事会がその目的の爲め全部又は一部を解放するにあらざれば、その報告について何等の発表をも行ってはならない。

第5節 国際ロータリー地域大会 国際ロータリー地域大会として知られているクラブ会員の大会が、理事会によって、その定むる時期と場所において召集されることがある。

理事会は、その会員が地域大会に参加できるクラブを指定するものとし、その名称、構成及び運営、並にそれについての手續規定を含むすべての細部項目を規定するものとする。

斯様な地域大会の目的は、面識と理解を広め且つそれを増進するためにロータリー・クラブの所在地域のクラブ会員を集めること、及びロータリー綱領の範囲内において意見の交換をなし且つ諸問題を討議するために会場を提供することにあるものとする。

地域大会は理事会に対しその目的に添う決議を勧告案として採択することができる。

第6節 議事規定 ローバート式議事規則は定款及び本細則、又は国際ロ

ータリーによって採択された特別規定等に判然しない手續の総てに対する議事法の典拠となすものとする。

第18条 機関雑誌

第1節 権能 理事会は、国際ロータリーの機関雑誌である月刊雑誌を発行し又はその監督及び管理の下に発行せしめる。雑誌は理事会が許可する版を印刷すべきものとする。基礎的な版は英語で印刷し The Rotarian と称する。機関雑誌の目的は、国際ロータリーの目的普及とロータリーの綱領達成に理事会を援助する手段となすにある。

第2節 ロータリアン誌 購読料

(イ) アメリカ合衆国及びカナダにおける各クラブは、その正会員シニア・アクティブ会員、及びパスト・サービス会員が上記定期刊行物の有料購読者となり、その会員資格を保持する間は之を続けることを会員資格の条件となすべきものとする。その購読料はクラブによって正会員よりその一般会費の一部として、或はそれに加えて、徴収せらるべきものとする。各クラブは特別購読出納係の帳簿にその購読料金を記入し、且つ購読者の代理人として会員の購読料を国際ロータリーに送附すべきものとする。

(ロ) ロータリアン誌の購読料は次の通りとする：アメリカ合衆国、カナダ、及びキューバ並に最低郵便料金の通用している国においては、合衆国通貨にて年2ドル（又はクラブ所在国の

通貨にて之と同価値の料金)とし、その他のすべての国においては、合衆国通貨にて年2ドル50セント(又はクラブ所在国の通貨にてこれと同価値の料金)とする。但し理事会は雑誌代理店に取引業者としての割引をなし、且つ公立図書館、病院、教育、慈善その他公共福祉施設、並に贈与及び国際奉仕購読等特別購読料を設定することができる。

機関雑誌の他の版に対する購読料は理事会により決定せられるものとする。

(ハ) 一定年間の雑誌よりの収入の如何なる部分といえども、その発行及び改良費以外の目的に支出してはならない。理事会が別に定めるにあらざれば収支の剰余金は、年度の終りに於いて国際ロータリーの一般剰余金に振替えなければならない。

第19条

ロータリー財団

第1節 ロータリー財団のすべての財産に対する名義は、本細則又は贈与、遺贈、或は遺贈の条件に従い規定せられているものを除き、それを保管し、投資し、処理し、且つ管理する、そして理事会の承認の下に基本金又はそれより生ずる利益を単一信託財産として、国際ロータリーの目的、又はロータリーの綱領推進のため、又は理事会の認めた博愛、慈善、教育、或は他の慈善事業の目的、目標、運動又は公共団体のために支出をなす、5人の保管委員及びその後任者に帰属するものとする。

ロータリー財団の財産を運営するに當っては、贈与、遺贈、或は遺贈の条件で特に別な規定がない限り、保管委員は、前記財産の全部又は一部を、その最も良いと考えられる価格及び条件の下に、売却、貸与、譲渡、或は交換をなし；その必要又は当然と考えられ且つ法律の許す委任状、代理権、又は契約を執行且つ履行し；投資の行われた処の裁判管区の法律が許す限り、現在及び将来施行せらるべき信託資金の投資を制限する如何なる法律にも関係なく、信託資金の投資に適當と考えられる、借款、担保、又は不動産に投資又は再投資し；その所有に帰した現金又は財産を資本又は収入として取扱うべきか否かにつき、又はその正当且つ公正と考えられる処に従い経費又は損失を資本又は収入金に課するか或は割当てるか等を決定し；信託の執行に當り、取消権を保有して、保管委員が適當と認め且つその裁判管区の法律が許す、信託財産の運営及び投資権を委任する信託会社を含む、適当な代理者及び弁護士を選択し且つ雇い、そして適当な報酬及び費用を支弁する等の権限を有するものとし；相当の注意がその選択に払われていたという条件の下に、保管委員は、如何なる場合にも斯様な代理人又は弁護士の怠慢、遺漏、又は悪事に責任を問われることなく；保管委員は、自己の全面的怠慢又は故意の怠慢以外の場合には、如何なる損失又は損害にも責任がないものとする。

第2節 初めての保管委員5名は、理事会の承認を得て会長により、1名は任期1年に、1名は任期2年に、1

名は任期3年に、1名は任期4年に、そして1名は任期5年にそれぞれ任命せられるものとする。その後の任命は、会長により理事会の承認をえて、5年の任期を以て行われるものとする。各保管委員はクラブの正会員、シニア・アクティブ会員、又はバスト・サービス会員たるべく、如何なる保管委員もやめたならばその職席は空位となるものとする。

理事会はその4分の3の投票によって、確かで且つ十分の理由があれば如何なる保管委員といえどもこれを罷免する権限を持つものとする。但しその処置を行う会合の時期及び場所の通知を先ず保管委員に送り、且つ罷免せんとする保管委員にその会合において聴問される機会を与えなければならない。

保管委員の死去、辞職、罷免又は無能力の場合には、会長は理事会の承認をえて、その就任期間その任務につく後任者を任命するものとする。

如何なる理由によって任命又は生じた後任保管委員にも、元の保管委員に与えられたと総ての点において同様の権限と自由裁量を持ち且つ同様の任務が与えられなければならない。

第3節 会長は毎年理事会の承認を得て、保管委員の1人を当該年度の委員長として指定すべきものとする。委員長の死去、辞職又は無能力の場合には、会長は理事会の承認をえてその残任期間の任務を果すべき委員長を指定するものとする。

第4節 保管委員は無報酬にてその任務に當るものとする。

第5節 保管委員は財団の目的及び運営並に贈与、遺贈、及び遺贈の書式に関する情報の作成及びその配布の責任を付託されるものとする。

第6節 保管委員は、寄付者又は遺言者によって特に指定された目的に対して、ロータリー財団の財産よりの収入又はその基本金を支出する全権を有するものとする。ロータリー財団の財産よりの収入を以てなすべき他のすべての支出は、必要な運営費を除き、理事会又は国際大会が決議によって先ずそれを規定した後においてのみ行われるべきものとする。例え理事会又は国際大会の決議により斯様な支出が規定されたとしても、保管委員の過半数が之れに賛成した後でなければ、その支出は行われぬものとする。寄付者又は遺言者が特に指定した目的を除き、ロータリー財団の基本金の如何なる部分も、国際大会の決議及び理事会の決議によって指令され、且つ財団保管委員過半数の賛成によらざる限り、支出してはならないものとする。

第7節 保管委員は、国際大会又は理事会の決議によって与えられた特別の権限によって、何時たりとも、保管委員の見解において、合法的にするため又は贈与、遺贈、或は遺贈の無効になることを防止するため或はロータリー財団の完全又は適當なる運営のために、法人組織が必要且つ適當である場合には、決議によって規定されたか或はその規定がない場合にはその裁判管区の下に保管委員が正当と考える憲章の形式でロータリー財団を法人組織とするに必要且つ適當なすべての手続を

とることができる；そして斯様な法人組織ができ、保管委員による法人への完全譲渡が行われたならば、ロータリー財団の全財産の名義は法人に帰属するものとし、法人は、すべての権利、権限、特権、及び免除を享有し且つ行使することができ、且つ従来保管委員に帰属していたすべての任務を執行するものとする。

第8節 保管委員の経費を含むロータリー財団の運営に必要なすべての経費は、理事会が別に規定しない限り、保管委員の過半数及び理事会の承認により財団の資金より支払われるべきものとする。

第9節 保管委員は、理事会の承認をえて、その見解において必要且つ適当と認めるならば、財団運営の規則を採択することができる；而して斯様な規則のすべては、非合法的なもの又は寄付者或は遺言者の特に表示した意志に反するもの、或は国際ロータリー定款及び細則に反するものを除き、保管委員の約定及び規定となるものとする。

第10節 保管委員は、信託の忠実なる実行に対し如何なる保証金をも提出するよう要求されていないものとし、裁判管区によって要求されている斯様な保証金は撤回されている。

第 20 条 改 正

第1節 時期 本細則は、本細則第

6条第2節に定められた非常時の場合を除き、偶数年に開催される国際大会においてのみ、その改正案の提出されている大会に出席且つ投票する選挙人によって改正することができる。

第2節 提案者 本細則に対する改正案は、クラブ、地区大会、グレート・ブリテン及びアイルランドにおける審議会、規定審議会、又は理事会によってのみ提出することができる。

第3節 手続 本細則を改正せんとする提案は、規定審議会開催日の前年の4月1日までに事務総長に到達していなければならない。

事務総長はその謄本を規定審議会及び国際大会の審議するロータリー年度の8月1日までに各クラブの幹事に郵送するものとする。

事務総長は正規に提出されたすべての改正案を直接審議会に移送しなければならない。

審議会は、正規に提出された斯様な制定案及び提出されたそれについての如何なる修正案も審議し、且つそれについて決議をなすための勧告案を国際大会に報告すべきものとする。

第4節 財務的変更 クラブにより支払うべき分担金についての如何なる変更をなす改正案も、斯様な改正案が通過した国際大会後の1月1日までは効力を発生しないものとする。

標準ロータリー・クラブ定款 及 び 推奨クラブ細則

225頁 — 242頁

標準ロータリークラブ定款

条	題 目	頁
1	名 称	225
2	区域 限 界	225
3	綱 領	225
4	集 会	225
5	会 員 組 織	225
6	役員及び理事	228
7	入会金及び会費	228
8	会 員 資 格 の 持 続 期 間	228
9	公 共 問 題	231
10	刊 行 物	232
11	綱領の承認と定款及び細則の遵守	232
12	仲 裁	232
13	細 則	232
14	改 正	233

*ロータリー・クラブ定款

第1条

名 称

本クラブは、ロータリー・クラブと称する。(国際ロータリー加盟員)

第2条

区域 限 界

第1節 本クラブの区域限界は次の通りである。

(注—クラブ所在地をその主たる金融、商業取引及び運輸の中心とする隣接町村は、此限界内に含まれるものと解せられている)

第3条

綱 領

ロータリーの綱領は、尊ぶべき事業の基準として奉仕の理想を奨励且つ育成し、特に次の事項を奨励育成するにある：

第1 奉仕の一つの機会として、知り合いを拡めて行くこと；

第2 職業上の高き道徳的基準；総ての有用な職業の価値あることの認識；そして社会に奉仕する好機として

*1922年 合衆国カリフォルニア州ロサンゼルスにて開かれた国際大会において採択せられた国際ロータリーの細則は、その後結成せられるロータリー・クラブは、此の標準定款を採用すべきことを要求している。

の各自の業務を、各ロータリアンにより権威あらしめること；

第3 各ロータリアンは、その個人生活、職業生活、社会生活の別なく、常に之れに「奉仕の理想」を適用すること；

第4 「奉仕の理想」に結ばれた職業人の世界的親交によって、国際間の理解と友情と平和とを促進すること。

第4条

集 会

第1節 本クラブは、細則の定める日時に毎週1回例会を開くものとする。但し、非常時又は良い理由の下に、クラブの理事会は、週例会を、同一週の別の日、又は定例日の別な時間、又は別な場所に変更し、或は、法定休日に当る例会を廃止し、或はクラブ会長の死去、又は全地域社会にわたる伝染病の流行又は災害の理由の下に例会を廃止することがある。

第2節 本クラブは、細則の定むるところにより、毎年3月31日以前に、本クラブの役員を選挙するため年次総会を開催するものとする。

第5条

会 員 組 織

第1節 種類 会員は、正会員、シニア・アクティブ会員、パスト・サービスマン会員、及び名誉会員の四種とする。

第2節 正会員資格 品性高潔、事業上令名ある成年男子であって、(イ)一般に認められた立派な事業の経営主、共同経営者、会社役員又は支配人、或は

(ロ) 一般に認められた立派な事業において、自由裁量権と共に執行権を有する重要な地位にあるもの、或は

(ハ) 一般に認められた立派な事業の地方代理人、支店の代表者であって、その代理又は支店業務の執行に関するすべてを委任されているもの、且つ

本クラブ区域内にその事業所を有し、自身で実際に彼がクラブで分類された事業に従事しているもの。

第3節 職業分類 (イ) 本クラブの正会員は、各自の職業に従って分類されなければならない。

(ロ) 各正会員の職業分類は、その所属する商店、会社又は事業場の主要且つ一般に認められた業務を扱うものでなければならない。若し単独で職業に従事する場合は、その職業分類は彼の主要且つ一般に認められた事業活動を含むものでなければならない。

(ハ) 訂正方法 理事会は、その自由裁量において、正当の理由ある場合には、その会員の資格が終結していない如何なる会員の職業分類も、之れを訂正又は調節することができる。提案された斯様な訂正又は調節については、適当な通知をその会員に与え、且つ彼にそれについての聴聞を許さなければならない。

第4節 制限 正会員は、職業の各

分類から夫々一名とする。但し本条第5節及び第6節に規定する、新聞業分類及び第二正会員は此限りでない。

第5節 第二正会員 本クラブの正会員は、その所属する商社又は事業場より一名の追加会員を推薦し、クラブはこれを正会員に選挙することができる。その職業分類は推薦者のものと同じでなければならない。第二正会員の資格は、正会員に要求されているものと同一でなければならない。第二正会員は、彼を推薦した正会員の正会員資格終結と共に、彼の会員資格も終結すること以外は、総ての点において正会員である。

第6節 新聞業分類 本クラブ区域内において発行されている一社以上の新聞代表者は、他の点で正会員たる資格を有する限り、同一分類の下に正会員として入会する資格がある。

第7節 公職者 公選又は任命により特定の期間に限り公職にあるものは、正会員として斯様な職業分類の下に本クラブに入会する資格がない。但し、学校、大学もしくは他の教育機関に在職するものは此の限りでない。

第8節 地方優先 外部商社の地方代理店又は支店の如何なる代表者も、本クラブ区域限界内に主たる事業所を有する適当な候補者がある場合には、正会員となることできない。

第9節 シニア・アクティブ会員

(イ) 本クラブの正会員で

(1) 現に本クラブの正会員であり、通算15年以上何れかのロータ

リー・クラブの正会員であったもの、又は

- (2) 年令65才以上で、通算5年以上一クラブ又はそれ以上のクラブの正会員であったもの、又は
- (3) 国際ロータリーの現役又は元役員であるもの、又は

本クラブの正会員であった如何なるパスト・サービス会員も、本クラブの正会員でなくなった時に、シニア・アクティブ会員としての前記資格を有していたもの、

等は、本人の希望により、その意志を幹事に書面を以て通知することによって、本クラブのシニア・アクティブ会員となることできる。

(ロ) 本クラブは、クラブの正会員をやめた時に既に、シニア・アクティブ会員となる資格を有していた何れのロータリー・クラブの元会員をも、任意、シニア・アクティブ会員に選ぶことができる。但しかかる元会員は、本クラブの区域内か本クラブ所在の郊外地に居住していることを要する。

(ハ) シニア・アクティブ会員は、次に示す条件を除き、正会員の総ての権利、特権及び責任を有するものとする。

- (1) 彼は職業分類を代表するものではない。そして
- (2) 彼は第二正会員を推薦する権利をもたないものとする。

本クラブは、かかるシニア・アクティブ会員の従事する職業分類に、一名の有資格者を、会員として入会せしめることができる。

第10節 パスト・サービス会員

(イ) 職業生活から引退した理由の下に、正会員の資格が終結したロータリー・クラブの元会員で、五年以上何れかのロータリー・クラブの正会員であったものは、本クラブのパスト・サービス会員に選ばれることができる。かかる元会員は、パスト・サービス会員としての総ての資格を有する限り、正会員の資格を失うと同時に、或はその後随時、パスト・サービス会員に選ばれることができる。但し、職業生活からの引退が、ロータリー会員でなくなった後に起ったものは、パスト・サービス会員となることはできない。パスト・サービス会員は本クラブの区域内、若しくは、本クラブ所在地の郊外に居住し、且その居住を継続することを要する。但し、本クラブの正会員であったものは、彼が本クラブの正会員でなくなった時に任んでいた場所に居住し且つ居住し続けることができる。

(ロ) 次に示す条件を除き、パスト・サービス会員は正会員と同様の権利、特典及び責任を有するものとする。

- (1) 彼は職業分類を代表するものではない。
- (2) 彼は、(本条第9節(イ)項の規定を除き)シニア・アクティブ会員となる意志を行使できない、
- (3) 彼は、第二正会員を推薦する権利を有しない。

第11節 名誉会員 (イ) クラブ区域内に居住し又は居住したことのあつた成年男子であつて、ロータリーの理想推進にその地又は他の地において、

著しい貢献をなしたものは、本クラブの名誉会員に選ばれることができる。

(ロ) 名誉会員は、入会金及び年会費を免ぜられるものとし、投票権を有せず、クラブの役員になることができない。又、クラブの財産について何等の権利をもたず、且つ職業分類を代表しない。但し、総ての会合に出席する資格を有し、且つクラブにおける他の総ての特典を享有するものとする。本クラブの名誉会員は、他の何れのクラブにおける如何なる権利又は特権をも受ける資格がない。

第6条

役員及理事

第1節 本クラブの管理主体は、細則の定むる処により組織せられた理事会とする。

第2節 本文中別に明確に定められたものを除き、総てのクラブ事項に関する理事会の決定はクラブに対し異議の申立ができるという条件の下において最終とする。理事会は、総ての役員及び委員会の管理権を有するものとし、正当の理由あるときは役員を罷免することができる。役員及び委員会の処置に対して異議の申立があるときは、理事会はその審査に当る。理事会の処置に異議あるときは、クラブに対して異議を申立てることができる。クラブは、理事会によって指定された例会に之を付議し、定足数に達した出席会員三分の二以上の得票あるときに限り、理事会の決定を破棄することができるものとし、幹事は、斯様な異議申立に関する通告をその例会の少くとも五日前に発送すべきものとする。

第3節 本クラブの役員は、会長一名、副会長一名又は以上、何れも理事でなければならない、及び幹事、会計、会場監督各一名とする。幹事、会計及び会場監督の一部又は全部を理事とするか否かは細則を以て定める。

第4節 役員は、選挙後の七月一日に就任し、その選ばれた期間若しくは後任者が就任するまでその職務をとるものとする。

各役員及び理事は、本クラブの名誉ある正会員（第二正会員を含む）、シニア・アクティブ会員又はパスト・サービス会員でなければならない。

第7条

入会金及び会費

第1節 本クラブの各正会員、シニア・アクティブ会員及びパスト・サービス会員は、細則に定められた入会金及び年会費を納入しなければならない。但し本クラブの正会員であったシニア・アクティブ会員又はパスト・サービス会員は、更めて入会金を納入することを要しないものとする。

第8条

会員資格の持続期間

第1節 期間 会員資格は、以下定むる規定により終結せられざる限り、本クラブ存続中継続するものとする。

第2節 終結 (イ) 正会員は、クラブの区域内において、その保持する職業分類に自ら従事することをやめた場合、又はその商社との関係を絶ったときは、その資格は自動的に終結すべきものとする。

(ロ) 第二正会員の資格は、その推薦者たる正会員の資格終結又は彼が本クラブのシニア・アクティブ会員になった事により、第二正会員の資格は自動的に終結すべきものとする。若し第二正会員たりしものが、直ちに本クラブの正会員に再選せられた場合には、更めて入会金の支払を要しないものとする。

(ハ) シニア・アクティブ会員の資格は、若しその会員が本クラブの選んだものであり且つ本クラブの区域内又はその郊外に居住しなくなった場合には、自動的に終結するものとする。此規定は、自己の意志によってシニア・アクティブ会員になったものには適用しない。

(ニ) パスト・サービス会員の資格は、その会員が再び職業生活に入り、或は本クラブの区域内若しくはその郊外に居住しなくなった場合には、自動的に終結すべきものとする。此の規定の第二の条件は、本クラブの正会員であったパスト・サービス会員には適用されない。斯様な会員は、彼が本クラブの正会員でなくなった時に彼が住んでいた場所に居住し且つ居住し続けることができる。

(ホ) 名誉会員の資格は、その選ばれた次の六月三十日に、自動的に終結すべきものとする。但し、理事会は、任意その決議によって、年々その資格を継続することができる。名誉会員がクラブの区域内に居住しなくなった場合と雖も、理事会はこれを継続せしめることができる。

第3節 再入会 第2節の規定により正会員の資格を終結した場合、その

人は以前と同一又は別な職業分類の下に更めて入会を申込みことができる。斯様な申込は、その職業分類の会員資格者として他に優先して選考されなければならない。再入会のときは、更めて入会金を納入することを要しないものとする。

第4節 会費不払による資格終結 会員が、所定の納入期日後三十日を経過するも、その会費を納入しないときは、幹事は文書を以て、その分っている最近の住所宛、催告を發すべきものとする。催告の日付後十日以内に納入しないときは、その会員の資格は自動的に終結するものとする。

かかる会員は、クラブに対する全滞納金を支払い、且つその前職業分類が補填されていないときに限り、理事会の裁量の下に、本人の嘆願があれば、その会員資格を復権することができる。

第5節 欠席による資格終結 (イ) 正会員、シニア・アクティブ会員及びパスト・サービス会員は、次に規定する場合を除き、引続き四回例会に欠席したときは、規定に従ってその欠席を補填するか、相当の理由ありとして理事会がこれを承認しない限り、その会員資格は自動的に終結するものとする。

会員にしてそのクラブ例会に欠席したものは、欠席した日の直前六日、本クラブの例会当日、又はその直後六日の内何れかの日に他のロータリー・クラブ又は仮ロータリークラブの例会に出席し、その欠席を補填することができ、この出席は出席したクラブの幹事よりの通知、或は本人よりの報告によって、本クラブ例会出席と同様の成績に認めるものとする。

正会員、シニア・アクティブ会員、又はバスト・サービス会員が、或他のクラブの例会に出席する目的を以て、そのクラブの例会日時に例会場に行った時、そのクラブがその週の例会日時又は場所を、中止、延期又は変更していた場合においては、その事情について訪問したクラブの幹事の通知があるか、或は本人よりの報告があれば、若しそのクラブの例会が通常に開かれておれば、出席成績となりえた週間に対して、その会員は本クラブによってその出席成績を認めらるべきである。

国際ロータリーの役員又は国際ロータリー委員会、又は地区ガバナー特別代表として奉仕し、或は国際ロータリーに雇われている、本クラブの正会員、シニア・アクティブ会員又はバスト・サービス会員は、ロータリーの職務上本クラブ例会を欠席した場合その職務にある間は、その事情を本人よりクラブに通知すれば、その例会の出席成績に認めらるべきである。

本クラブの正会員、シニア・アクティブ会員、及びバスト・サービス会員は、国際ロータリー大会、国際協議会、国際ロータリーの元及び現役員に対するロータリー協議会、ロータリー地域大会、国際ロータリー委員会、ロータリー地区大会、地区ロータリー情報講習会、ロータリー地区協議会、又は正式に発表せられたロータリー・クラブ都市連合会等へ相当に直行して往復する期間、本クラブの例会に欠席した場合にも、本人より本クラブにその旨通知があれば、本クラブの出席成績に認めらるべきものとする。

本クラブの正会員、シニア・アクティブ会員、及びバスト・サービス会員は

本クラブの例会に欠席し、国際ロータリー大会、国際協議会、国際ロータリーの元及び現役員に対するロータリー講習会、ロータリー地域大会、国際ロータリー委員会、ロータリー地区大会、地区ロータリー情報講習会、ロータリー地区協議会、又は正式に発表せられたロータリー・クラブ都市連合会等へ、その欠席した直前六日、欠席当日又はその直後六日の内何れかの日に出席し、本人よりその旨本クラブに通知すれば、本クラブの例会出席成績に認めらるべきものとする。

(ロ) 正会員、シニア・アクティブ会員、又はバスト・サービス会員の資格は、次に規定する場合を除き、クラブ会計年度の第一又は第二の六か月間に、その出席率が60パーセント以下である場合は、理事会が適当且つ十分の理由ありと認めて之を許さない限り、自動的に終結すべきものとする。

(ハ) シニア・アクティブ会員又はバスト・サービス会員が、病気又は傷害のため、長期にわたり本節の規定に従いがたき場合には、理事会に申出ることにより、その理由の続く限り、出席規定の適用を免れることができる。此欠席は、クラブの出席記録に計算しないものとする。

(ニ) 何れかのロータリー・クラブに合計二十年或は以上会員であったもので、年令六十五才を超えたシニア・アクティブ会員、又はバスト・サービス会員は、出席規定の適用より免除されたい希望を文書を以て幹事に通告することができる。理事会が之を承認すれば、かかる会員の出席又は欠席は、クラブの出席記録に計算しないものとする。

第6節 その他の理由による資格終結 (イ) 本クラブにおける会員資格を停止すべき会員の資格については、その目的のために招集された理事会において理事三分の二以上の得票によって之を終結せしめることができる。

(ロ) 如何なる会員の資格といえども、理事会において十分な理由ありと認めるときは、その目的のために招集された理事会において、その三分の二以上の得票によって終結せしめることができる。

(ハ) 前掲(イ)及び(ロ)の何れの場合においても、当該会員に対し理事会に文書で返事を出す機会を与えるため、少なくとも十日間の余裕を以て文書によりその本人に通告しなければならない。彼は又、その事件弁明のため理事会に出頭する権利を保有するものとする。斯様な通告文書は、直接本人に手交するか、或は、分っている本人の最近の住所宛、書留郵便を以て郵送されなければならない。

(ニ) 会員資格の終結が決定したときは、幹事は、理事会の決議後七日以内に、文書を以て之を当該会員に通告しなければならない。かかる前会員は、その通告日付後十四日以内に、クラブに対し異議の申立、若しくは本定款第12条に規定する仲裁の何れかを選択し、その通知を文書を以て、幹事に提出することができる。異議の申立があった場合は、理事会は、その通知受理後二十一日以内に開催される例会の日を以て、異議申立に関する聴問の日とする。かかるクラブ会合及びその特別議事に関しては、少なくとも五日前に文書を以て、之を各クラブ会員に通知しなければならない。猶お、此会合

に出席を認められるものは、本クラブ会員に限るものとする。

(ホ) 本節の規定により、理事会が会員の資格を終結した場合、異議の申立があれば、その聴問期間が経過するか、若しくは仲裁人の裁定が発表されるまでは、クラブは斯様な職業分類の下に新会員を選んではならない。

(ヘ) クラブに対し異議の申立がなされず、或は仲裁の要求がない限り、理事会の処置は最終的なものとすべきである。異議の申立があった場合には、クラブの処置を最終的なものとすべきである。

第7節 退会 本クラブ会員の退会届は、文書を以て(会長又は幹事宛)提出すべきものとし、且つその会員のクラブに対する総ての未納金が皆済されたときに、理事会によって承認すべきものとする。

第8節 財産権 その喪失 本クラブにおける会員の資格が、如何なる状態の下に終結したものであっても、その人はクラブに属する資金、その他一切の財産に関する権利を喪失すべきものとする。

第9条

公共問題

第1節 都市の一般福祉については本クラブ会員は利害関係を有する。そしてかかる福祉に関する公共問題の是非については、会員の個人的意見を纏める上に会員を啓蒙するため、クラブ集会において、公正且つ聡明にこれを研究討議することができる。但し、本クラブは論争中の如何なる公共議案に対しても意見を発表してはならない。

第2節 本クラブは、公職に対する候補者に賛成したり、推薦してはならない。又、如何なるクラブ集会においても、かかる候補者の功罪を論じてはならない。

第10条 刊行物

第1節 本クラブにおける正会員、シニア・アクティブ会員、又はバスト・サービス会員を承諾することによって、その会員は自発的に国際ロータリーの月刊雑誌の購読者となる。購読は六カ月を一期とし、会員である間継続するもので、途中会員を罷めた場合には、その期の最終日までとする。

第2節 購読料は、本クラブによって、各会員より半年毎に前金にて徴収するものとする。幹事は之を購読予約金特別勘定に受入れ、国際ロータリーに送金しなければならない。

第3節 国際ロータリー理事会は、アメリカ合衆国及びカナダ以外にあるクラブでの利用のため、本条を削除した標準クラブ定款を規定することができる。

第11条

綱領の受諾と定款及び細則の遵守

会員は、入会金及び会費の納入によって、綱領に表明されたロータリーの原則を受諾し、本クラブの定款及び細則に服従し、且つその規定を遵守し、之に拘束されることを承認したものと、そしてこれらの条件の下において

のみクラブの特権に浴するものとする。定款及び細則の冊子を受領しないことを理由として、その遵守を免れることはできない。

第12条

仲 裁

会員又は元会員とクラブ、或は役員若しくはクラブ理事会との間に、会員資格とか定款又は細則の違反問題、或はクラブより会員の除名等に関し、論争を生じた場合、或は、その目的のために規定せられた手続のもとで満身に解決できない何かの問題が生じた場合には、その事件は仲裁によって解決すべきものとする。各当事者は一人の仲裁人を指名し、仲裁人は一名の裁定人を指名するものとする。仲裁人によって到達した決裁又は、仲裁人間の意見不一致の場合には裁定人の決裁は、最後のものとし、且つ全当事者を拘束するものとする。

第13条

細 則

第1節 本クラブは、国際ロータリーの定款並びに細則（地方別運営規則の設定せられている処では、その規則）及び本定款に抵触しない、本クラブを統轄するための追加規定を示す細則を採用すべきものとする。細則はその中に設けられた改正手続規定に従って、随時、之を改正することができる。

第14条

改 正

第1節 時期、本定款は、国際ロータリー細則に定められた緊急の場合、及び本条第4節に定められた場合を除き、各偶数年に開催される国際ロータリー大会において、改正案上程の際に出席し、投票する選挙人の過半数の得票によってのみ、改正せられるべきものとする。

第2節 提案者 本定款の改正は、本条第4節に規定せられたる場合を除き、各クラブ、地区大会、中央審議会若しくはグレートブリテン及びアイルランドにおける一般審議会又は大会、規定審議会、又は国際ロータリー理事会によってのみ、提案せられるべきものとする。

第3節 方法 本定款を改正せんとする如何なる提案も、規定審議会の開催される年の前年四月一日以前に、国際ロータリー事務総長に送達されなければならない。

国際ロータリー事務総長は、規定審議会及び国際大会が制定案を審議するロータリー年度の8月1日までに、各クラブの幹事に、その謄本を郵送すべきものとする。

国際ロータリー事務総長は、総ての適正に提案された改正案を、直接審議会に伝達しなければならない。

審議会は、適正に提案された斯様な各改正案及びそれに関して提出された如何なる修正案をも審議し、而してその採否決定のための勧告案を国際大会に報告すべきものとする。

第4節 本定款の第1条（名称）及び第2条（区域の限界）は、定足数の会員が出席した、本クラブの例会において、出席会員の三分の二以上の得票により、之を改正することができる。かかる改正案の通知は、斯様な例会の少くとも十日以前に、全会員に郵送せられなければならない。なお、此改正は、国際ロータリーの理事会に提出して承認を求め、その承認を俟って始めて効力を発生するものとする。

注：此細則は単に推奨にとどまるもので、ロータリー・クラブによってその事情に適合するよう変更することができる。但し如斯変更は、クラブ定款又は国際ロータリー定款及び細則に矛盾しないことを要する。何か疑問の存在する場合には、国際ロータリー理事会の審議を求むるため、その変更案を国際ロータリー事務総長に提出しなければならない。(此細則に代案のある處は、クラブは単にその一つを採択すべきである。他の案は線を引いて消さなくてはならない。)

ロータリー・クラブ細則

推奨クラブ細則

条	題 目	頁
1	理事及び役員選挙	235
2	理 事 会	235
3	役員の仕事	236
4	集 会	236
5	入会金及び会費	237
6	投票方法	237
7	委 員 会	237
8	委員会の任務	238
9	欠席の承認	239
10	財 政	239
11	会員選挙の方法	240
12	決 議	242
13	日 程 順 序	242
14	改 正	242

(注：次の二節は前掲の代案として掲げたものである。採択しなかった節は抹消すること。)

第1条

理事及び役員選挙*

第1節 役員選挙の会合一ヵ月前の例会において、議長は理事候補者の指名をクラブ会員に求むるものとする。出席会員は、数に制限なく、これを指名することができる。これらの被指名者は投票用紙に記載し、年次総会の投票に付し、最多数の投票を得た名の候補者を以て当選者とする。

第2節 選挙せられた理事は、年次総会後一週間以内に会合し、会長一名、及び一名又は以上の副会長を互選する。此の同一会合において、理事会は、幹事、会計及び会場監督を選挙するものとし、その何れか又は全部が理事であっても良く或は理事でなくても差支えない。理事以外から選ばれた場合には、幹事及び会計は、職権により理事会の一員となり、理事会の決定する理事会員としての責任及び特権を有するものとする。

第1条 — 代 案

第1節 役員選挙の会合一ヵ月前の例会において、議長は、クラブ会員により会長、副会長、幹事、会計及び理事会員名を指名することを求めるものとする。指名は、クラブの決定する所に従い、指名委員又は出席会員による。その何れか又は両者によって行うことができる。指名委員会を置くことに決定した場合には、その委員はクラブの決定する方法によって任命しなければならない。正当に行われた被指名者の氏名は、各役職毎に、ABC順に投票用紙に記載し、年次総会の投票に付する。会長、副会長、幹事及び会計の候補者は、それぞれ投票の過半数を得たものを、その役職の当選者とする。投票の過半数を得た人の理事候補者を以て理事当選者とする。

第2節 斯く選挙された役員及び理事は、直前会長を加えて理事会を構成し、選挙後一週間以内に会合して、会員中より会場監督を選任する。

第3節 理事又は役員に欠員を生じたときは、残余の理事の議決によって補充する。

第4節 被選役員又は被選理事の欠員は被選理事会の残りの被選理事の処置によって補充せらるべきものとする。

第2条

理 事 会

第1節 本クラブの管理主体は、本細則第1条、第1節の規定により選挙された理事会でなければならない。

*注：役員及び理事の選挙手続は、理事会における連続に関する規定を入れることが出来る。

(注：第1条の代案が採択せられた場合には、次の代案を採用することを要する。採択せられなかったものを抹消すること。)

代案

第2条 — 代案

第1節 本クラブの管理主体は、本クラブの.....名の会員即ち本細則第1条第1節に定むる処により選挙せられた.....名の理事、会長、副会長、幹事、会計、及び直前会長よりなる理事会とする。

第3条

役員 の 任 務

第1節 会長 クラブの集会並びに理事会を司会し、その他一般にその職務に属する総ての義務を執行することは会長の任務である。

第2節 副会長 会長不在の場合、クラブの集会並びに理事会を司会し、その他一般にその職務に属する総ての義務を執行することは、副会長の任務である。

第3節 幹事 会員名簿を保管し、集会の出席を記録し、クラブの集会、理事会及び委員会に関する通知を発送し、これら集会の議事録を作成保管し、毎年一月一日及び七月一日に国際ロータリー事務総長宛なすべき、各半期毎の会員報告を含む、国際ロータリーに対する所要の報告、国際ロータリー事務総長宛なすべき、会員移動報告、及び毎月最後の例会の直後地区ガバナー宛なすべき例会出席月報の提出、ロータリアン誌の購読料の徴収及び国際ロータリーへの送金、及び一般に幹事の職務に属する義務を履行することは幹事の任務である。

第4節 会計 総ての資金を保管し、年次総会において、或は理事会の要求により、その収支を明らかにし、その他会計の職務に属する義務を履行することは、会計の任務である。退職の場合は、すべての資金、帳簿、その他その保管するクラブ財産を、後任者又は会長に引継がなければならない。

第5節 会場監督 会場監督の任務は、通常その職務に属する義務、並びに、会長又は理事会の指定するその他の任務を行なうことである。

第4条

集 会

第1節 年次総会* 本クラブの年次総会は、毎年.....

.....に開催し、その際次年度の理事を選挙する。

注：第1条において代案を採用した場合には、次に掲げる代案を採用しなければならない。採用しなかった節を抹消する。

代案

第4条 — 代案

第1節 年次総会 本クラブの年次総会は、毎年.....に開催し、その際、次年度の役員及び理事を選挙する。

*注：標準クラブ定款第4条第2節は、「本クラブの役員選挙の年次総会は、本クラブ細則の定むる 処により毎年三月三十一日以前に開催すべきものとする」と規定している。

第2節 本クラブの例会は、.....(旺日).....(時).....に開催する。

例会の変更又は休会に関する通知は、適当な時期にクラブの全会員に発せられなければならない。

第3節 会員総数の三分の一は、年次総会及び例会において定足数を構成する。

第4節 定時理事会は、毎月.....

.....に開催する。臨時理事会は、何時たりとも必要と認めたる時、又は理事二名以上の要求があるとき、これにつき適当な期間において通知し、会長之を招集する。

第5節 理事総員の過半数が理事会の定足数を構成する。

第5条

入会金及び会費

第1節 入会金は.....とし、入会承認に先んじ納入すべきものとする。

第2節 会費は.....とし、七月一日と一月一日に各半年分を納入すべきものとする。なお、各半年分の内ドルを、各会員のロータリアン誌の購読料に充当することを諒解する。

(注：ロータリアン誌の購読料は、最低郵便料金の行われていない国においては、一年合衆国貨幣にて二ドル五十セントである。)

第6条

投 票 方 法

本クラブの議事は、無記名投票によらなければならない。役員及び理事選挙以外は、口頭投票によって処理する。

第7条

委 員 会

第1節—(イ) 会長は、理事会の承認を得て、次の常任委員を任命する。

- 社会奉仕委員
- 国際奉仕委員
- 職業奉仕委員

(ロ) 会長は、理事会の承認を得て、社会奉仕、国際奉仕、及び職業奉仕の特殊な事情に応じて、必要と認めるその他の委員を任命する。

(ハ) 社会奉仕委員会、国際奉仕委員会、及び職業奉仕委員会は、それぞれ理事の内より会長が任命する委員長と、二人以上の他の会員を以て構成する。

(ニ) 会長は、理事会の承認をえて、クラブ奉仕の特殊な事情に応じ、次の委員を任命する。

- 出席委員
- 親睦委員
- 会員選考委員
- プログラム委員
- 広報委員
- ロータリー情報委員
- 次の委員を毎年一名宛任命する。
- 職業分類委員
- 雑誌委員

そしてその他会長が、クラブ運営に必要と認める委員を任命する。

(ホ) 職業分類及び雑誌委員会は各々3名の委員よりなり、毎年一名宛の委員を3年の任期を以て任命する。

此の規定の下に行われる最初の任命は次の如くする。3名の委員の内1名は1年の任期を以て、1名は2年の任期を以て、1名は3年の任期を以て任命する。

雑誌委員会は、何時でも可能な場合には、クラブ会報編集者及び地方新聞又は広告業を代表するクラブ会員を含まなければならない。

(ヘ) 会長は、別に理事一名を、すべての会務活動に対する責任者として任命する。此理事は、会務関係の特殊な事情により任命されるすべての委員会の任務を監督し、且つ調整する。

(ト) 会長は、すべての委員会の権限上の委員であり、之に伴うすべての特権を有する。

(チ) 各委員会は、細則によって委託されている事項、並びに会長又は理事会が委託する事項を処理すべきものとする。但し、理事会によって特別の権限を与えられたる場合を除く外、理事会に報告し、その承認を受けるまでは、行動を執ってはならない。

第8条

委員会の任務

第1節 社会奉仕委員会 本委員会は、本クラブ会員が社会関係において、その責任を果すために、指導及び援助となる計画を立て、之を実施する。その委員長は、本クラブの社会奉仕活動の責任者となり、社会奉仕の特殊な事情に応じて任命される、すべての委員会の活動を監督し、調整する。

第2節 国際奉仕委員会 本委員会は、本クラブ会員が国際奉仕に関する事項について、その責任を果すために、指導及び援助となる計画を立て、之を実施する。その委員長は、本クラブの国際奉仕活動の責任者となり、国際奉仕の特殊な事情に応じて任命される、すべての委員会の活動を監督し、調整する。

第3節 職業奉仕委員会 本委員会は、本クラブの会員が職業関係において、その責任を果し、又、各自の職業において業務の一般的標準を向上させる為に、指導及び援助となる計画を立て、之を実施する。その委員長は、本クラブの職業奉仕活動の責任者となり、職業奉仕の特殊な事情に応じて任命される、すべての委員会の活動を監督し、調整する。

第4節 (イ) 出席委員会 本委員会は、出席を指定せられた人々による地区協議会及び地区ロータリー情報及び拡大講習会への出席及びすべてのクラブ会員による地区大会、都市連合会、地域大会及び国際大会への出席を含むすべてのロータリー会合への出席を奨励する方法を講じなければならない。本委員会は、特に本クラブの毎週の例会、及び本クラブ例会に出席出来なかった場合には、他のクラブの例会に出席することに重点を置いて、出席を奨励する方法を講じ、全会員に出席の必要条件を周知せしめ、良好なる出席の一層よき動機を増進し、且つ不良な出席の原因となる事情を究明して、それを排除するよう勉めるものとする。

(ロ) 職業分類委員会 この委員会は、毎年十一月一日又はその以前に、

その地域社会の職業分類に関する調査をなし、職業分類概要を参照し、充填及未充填の職業分類の一覧表を作製し、理事会により開放が宣言せられた時にその未充填の職業分類に名士を推薦する重要性を会員に強調し、必要によりクラブにおいて現在代表されている職業分類を再検討し、且つ職業分類に関するすべての問題について理事会の諮問に依するものとする。

(ハ) 親睦委員会 本委員会は、会員間に親睦と友情を増進し、会長又は理事会により課せられるクラブの一般目的遂行のために働くものとする。

(ニ) 雑誌委員会 此委員会は、ロータリアン誌或はレビスタ・ロータリアン誌に対する読者の興味を喚起し、雑誌週間を実施し、クラブ例会のプログラムにその雑誌の簡単な月例評論を準備し、新入会員の誘導にその雑誌を利用することを奨励し、ロータリアンでない講演者にこれを一部贈呈し、図書館、病院、学校その他の読書室に寄贈するため及び国際奉仕のため雑誌の購読予約をなし、ニュース及び写真をその雑誌編集者に送付し、或は他の方法を以て、クラブ会員並びにロータリアン以外の人に対して有益な雑誌たらしめるようにする。

(ホ) 会員選考委員会 本委員会は、会員に推薦されたすべての者を、その個人的方面から検討して、その人格、事業、社交的及び地域社会的地位、及び一般的な適格性を周到に調査し、すべての申込書に対するその判定を報告すべきものとする。

(ヘ) プログラム委員会 本委員会は、

は、クラブ例会並びに臨時集会のプログラムを準備編成すべきものとする。

(ト) 広報委員会 本委員会は、(1) 社会一般に対し、ロータリー、その歴史、綱領及び範囲についての知識を与え、(2) クラブに関する適切な公表を計るために、計画を立て且つ実施すべきものとする。

(チ) ロータリー情報委員会 本委員会は、(1) 入会候補者にロータリークラブの会員としての特典、及びその義務を詳細に説明し、(2) 会員、特に新入会員に、その特典並びに責任に関して適確なる理解を与え、(3) 会員に、ロータリー、その歴史、綱領、範囲、及び活動についての知識を与え、(4) 会員に、国際ロータリー管理運営の進展に関する知識を与えるために、計画を立て、之れを実施すべきものとする。

第9条

欠席の承認

書面を以て正当な理由を具し、理事会に申請書を提出すれば、特定の期間会員のクラブ会合への出席を免除する賜暇が与えられる。

(注：かかる賜暇は、会員資格の喪失を防ぐためのものであって、クラブへ出席の成績にはならない。従って、賜暇を受けた会員は、標準クラブ定款第8条第5節(ハ)又は(ニ)項の規定により認可された欠席を除き、他のクラブに出席しない限り、クラブの出席簿には欠席と記録せられる。)

第10条

財政

第1節 会計は、クラブのすべての資金を、理事会が指定した銀行に預金

するものとする。

第2節 すべて勘定書は、役員二名の署名ある証書に対し、会計が署名した小切手を以て支払うものとする。クラブのすべての会計事務に関しては、毎年一回、公認会計士又は相当の資格を有するものによって、周到なる検査が行なわれるべきものとする。

第3節 資金管理の責任を有する役員は、クラブ資金保管の安全を期するため、理事会の要求ある場合は、保証金を提供するものとする。但しその費用はクラブの負担とする。

第4節 本クラブの会計年度は、毎年七月一日に始まり、翌年六月三十日に終る。会費は七月一日から十二月三十一日迄と、一月一日から六月三十日迄の二期に分ち徴収する。国際ロータリーの人頭分担金及びロータリアン誌代金は、毎年七月一日及び一月一日に、その日現在の会員数を基礎に納入すべきものとする。

(注：半期中途に入会した会員の雑誌代は、中央事務局の仕切書に基づき納入する。)

第5節 理事会は、毎会計年度の始めに、当該年度の予算を作成し、或は作成せしめる。理事会が予算の承認を与えたときは、理事会がその変更を命じない限り、予算はそれぞれの目的に対して支出の限界を示すものである。

第11条

会員選挙の方法

第1節 正会員(第二正会員を含む)

(1) 時々理事会は、職業分類委員会によって作成された充填及び未充填職業分類の一覧表を検討し、未充填の職業分類の内、若しありとすれば何れを

推薦のため開放すべきかを考慮決定し、会員に対し、推薦のため開放された職業分類を知らせる。

(2) 開放された職業分類を充填するための有望な正会員の氏名が、良い立場にある正会員、シニア・アクティブ会員、又はパスト・サービス会員によって推薦せられたならば、先ず第一に正式の推薦カードにより幹事を通じて、理事会に提出する。

(3) 理事会は、それを職業分類委員会に移牒し、委員会は、職業分類の立場から、被推薦者の資格を審査し、推薦された職業分類が正当か不当かを決定して、推薦カードを審査し事情を具して理事会に返送し、理事会は次にこれを会員選考委員会に移牒する。

(4) 会員選考委員会は、被推薦者の人格、職業、社交上の立場及び社会人としての一般資格について十分検討をした上で、投票に付し、その委員会で反対投票一票を超えない場合には、被推薦者は資格があり且つその旨理事会に勧告されて然るべきものと認められたものとなすべきである。会員選考委員会はその処置を理事会に報告すべきものとする。

(5) 次に理事会は、職業分類委員会及び会員選考委員会の決定事項を検討し、その決定を受入れるか、拒否するか、或は又、それを職業分類委員会及び会員選考委員会に差戻し再検討の上決定せしめる。

職業分類委員会及び会員選考委員会が、被推薦者に反対の報告をなし理事会がその決定を受入れた場合には、推薦者はその旨幹事より通知を受ける。

(6) 職業分類委員会及び会員選考委員会が、被推薦者に対して賛成の報告をなし、理事会がその決定を受入れた場合には、幹事は推薦者に通告する。

(7) 推薦者は、ロータリー情報委員会の委員を帯同して、被推薦者に、ロータリー・クラブにおける会員の特権及び義務について委しく知らしめ、且つ口頭又は書面を以て、クラブの会員に被推薦者の氏名を発表することの承諾を受ける。

(8) 氏名発表の承諾を被推薦新会員より得た後に、幹事は書面又は印刷した書式を以てクラブの各会員に、被推薦候補者の氏名、その代表する商社及びその推薦された職業分類を書き込み、通知する。

(9) 如何なる会員も被推薦者の選挙に反対であれば、その反対理由を具し書面を以て理事会に通告することができるよう十日間の余裕をおく。

(10) その期間に、何等の反対がなければ、被推薦者は会員に合格したものと見做すべきものとする。

若し何等かの反対申出があれば、理事会はその定例又は臨時理事会において、それを検討して、被推薦者について無記名投票を行う。定例又は臨時理事会に出席した理事によって行われた投票中、反対投票.....票を超えざるときは、被推薦者は会員に合格したものと見做すべきものとする。

(11) 幹事は、次いで、推薦者及び被推薦者に会員として彼の合格を通知し、そして被推薦者にクラブ会員に申込みよう勧誘しなければならない。

(12) 被推薦者が、会員の責任につい

て彼の理解と受諾を表現する正式な申込書に書き入れ、署名の上、第5条に定められた入会金と共に、これを幹事に提出した時に、彼は正当に会員に選挙せられたものと見做すべきものとする。

(13) 完全に書き入れられた申込書及び入会金を受取ったならば、幹事は、新入会員にロータリー会員証明票を発行する。

(14) 幹事は、次に、新入会員報告用紙に、必要事項を書き込み、完備したものを国際ロータリー事務総長に送付する。

被推薦会員が拒否せられた場合には、推薦者は、幹事よりその旨通知を受ける。

第2節 シニア・アクティブ、パスト・サービス、及び名誉会員。これら三種類の会員の何れに対する推薦候補者も、書面を以て理事会に提出し、そしてその選挙は正会員選挙と同一の形式にて行われる。但し、斯様な推薦は、定例又は臨時理事会の何れにおいても審議することができ、且つ理事会の意志によって、本条第1節に定められた段階の何れを省略してもよい。定例又は臨時理事会に出席した理事会の会員によって投票された無記名投票中、反対投票.....票を超えざるときは、被推薦会員は正当に選ばれたものとする。但し、本クラブ定款に定められたシニア・アクティブ会員の総ての資格を有する、本クラブの如何なる正会員又は、嘗つて本クラブの正会員であって且つその正会員でなくなったとき既に本クラブ定款に定められたシニア・アクティブ会員の資格のあった本クラブの

パスト・サービス会員は、その希望によって、書面を以て、その意志を幹事に通告することにより、シニア・アクティブ会員となることができる。斯様なシニア・アクティブ会員の場合には、申込書又は選挙を要しない。

第3節 元第二正会員の再選。本クラブ定款第8条第2節(ロ)項の定むる処により、その資格の終結した、本クラブの元第二正会員の申込は、同一職業分類又は異なる職業分類の下にある他のものに優先して、迅速に審議すべきものとする。理事会は、その自由意志により、その申込を職業分類及び会員選考委員会に移譲することが出来、且つ異議申立のため十日間の余裕を置くことができる。異議申立はその理由を述べ書面を以て理事会に提出しなければならない。定例又は臨時理事会において、理事会はその申込者に対し、職業分類及び会員選考委員会及び提出された異議の適用できる処を考慮し、無記名投票を行う。定例又は臨時理事会に出席した理事によって行われた投票中、反対投票の票を越えざるときは、元第二正会員は正当に正会員に選ばれたものとし、幹事よりその旨通知を受ける。

申込が拒否された場合には、申込者は幹事よりその旨通知を受ける。

(注:理事会により最終の無記名投票による会員選挙を規定する。此細則の代りに、クラブは、正会員、シニア・アクティブ、パスト・サービス、又名譽会員申込者の選挙を、クラブ会員による最終無記名投票によるものとし定足数を有する例会において、出席会員総数四分の三以上の得票によって決する規定を、細則に採用することができる。)

第12条

決 議

第1節 本クラブに重大なる関係を有する決議又は動議は、理事会が審議した後でなければ、本クラブは之を審議しない。クラブ集会において、かかる決議又は動議が提出されたときも、之を討論に付さないで理事会に回付するものとする。

第13条

日 程 順 序

開会
来訪ロータリアン紹介
通信及び告知
委員報告(あれば)
未決議事
新議事
講演又は他のプログラム
閉会

第14条

改 正

本細則の改正は、定足数の会員が出席する例会において、出席会員三分の二以上の賛成によって、之をなすことができる。但し、改正案の通知は、その集会の少くとも十日前に、各会員に郵送されなければならない。本細則の改正又は追加は、クラブ定款及び国際ロータリーの定款並びに細則に矛盾してはならない。

地 帯 図

理事指名のための地帯及び集団の説明

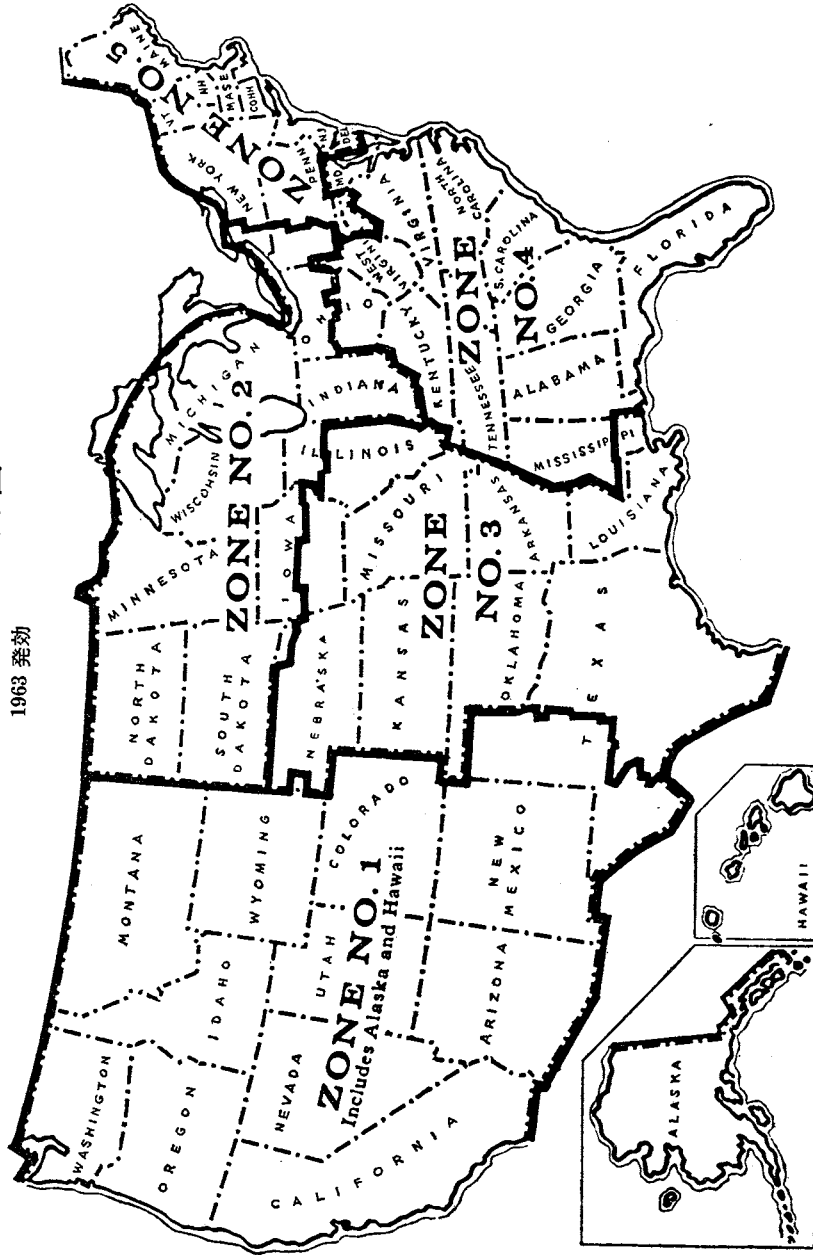
244—245 頁

ロータリー用語の語彙集

247—254 頁

合衆国選出理事指名の地帯図

1963 発効



覚 書

アメリカ合衆国選出理事指名の地帯に含まれる地区

国際ロータリー理事指名の目的のためとその他細則に特別に規定された目的のために、アメリカ合衆国を5地帯に分ける。各地帯は国際ロータリー理事会によって決定せられた隣接地区の集団にある合衆国の加盟クラブからなっている。(国際ロータリー細則第10条第4節参照。44—53頁)

1961—62年国際ロータリー理事会は1963年(1)における理事指名のため、アメリカ合衆国内地帯の構成は次の如くすべきことに意見が一致した。

- 地帯 1: 地区 500,*502,*504,*506,*508, 510, 511, 513, 516, 519, 522, 524, 526, 528, 530, 532, 534, 539, 542, 545, 547, 549, 552, 573.
- 地帯 2: 地区 *558, 561, 595, 597, 600, 622, 625, 627, *629, 631,*633, 636,*638,*640, 642, 644, 649, 654, 656, 658, 660, 663, 665,*709, 728.
- 地帯 3: 地区 563, 565, 567, 569, 571, 575, 577, 579, 581, 584, 587, 589, 591, 593, 603, 605, 607, 609, 611, 615, 617, 619, 620, 646, 651, 680, 682, 684.
- 地帯 4: 地区 667, 669, 671, 674, 676, 678, 686, 688, 690, 692, 694, 696, 699, 730, 733, 753, 755, 757, 760, 762, 767, 769, 771, 773, 775, 777.
- 地帯 5: 地区 *704, 712, 715, 717, 719, 721, 723, 725, 735, 737, 739, 741, 743, 745, 747, 749, 751, 746, *779,*781,*785, 787, 789, 791, 793, 795, 798.

* アメリカ合衆国クラブ

1) 注 1962年国際大会において、理事は地帯4及び5より任期2年で選出された。即ち1962—63及び1963—64年。故に、1963年の国際大会においては単に地帯1、2及び3のみから理事が指名せられる。

カナダ選出理事の指名集団

1人の理事指名の目的のため、そしてその目的のみカナダの加盟クラブを3集団に分つ。各集団はカナダにおける加盟クラブの地理的分布が大体均衡を保つように構成せられている。(国際ロータリー細則第10条第4節参照。44—53頁)

国際ロータリー細則は、各奇数年の5月又は6月に理事会が、カナダの各集団に含まれる加盟クラブの一覧表をカナダの全加盟クラブに対して印刷し、且つカナダより1名の理事被指名者を提案する集団の順番を指定しなければならないということを規定している。

1960—61に国際ロータリー理事会は、1962年に理事指名のためカナダにおける3集団の構成を次の如く決定した。

西部カナダ(地区 502, 504, 506, 508 536, 555, 558)
 中部カナダ(地区 633, 638, 640, 707, 709)
 東部カナダ(地区 629, 701, 704, 779, 781, 782, 785)
 カナダの3集団が1人の被指名者を出す既定順番により、東部カナダ集団が1962年に2年任期に選ばれる理事の被指名者を提案している。

イペロ・アメリカ選出理事候補者の地帯に含まれる地区

イペロ・アメリカにおけるクラブより理事候補者推薦の目的、そしてその目的においてのみ、イペロ・アメリカは三つの地帯に分割される。各地帯は、国際ロータリー理事の決する隣接地区の集団にあるクラブよりなる。(国際ロータリー細則第10条第4節参照、44—53頁)

1961—62年度に、国際ロータリー理事会は、理事選出の候補者推薦のため、イペロ・アメリカ内の地帯の構成を次の如くすることを決定した:

- 地帯 1: 地区 465, 467, 468, 474, 476, 478, 481, 483, 486, 489, 491, 493, 498.
- 地帯 2: 地区 445, 449, 451, 453, 455, 457, 458, 459, 461, 463, 468, 472, 484.
- 地帯 3: 地区 400, 403, 406, 411, 413, 415, 417, 419, 424, 429, 435, 440, 446.

及び英領ギアナ、仏領ギアナ、グアデループ、マーチニック、バージン島、西印度連邦。

イペロ・アメリカにおける三地帯の理事推薦の規定順序に従い、1962年には地帯3より2年の任期に選挙せらるべき理事候補者を推薦すべきものとする。

国家又は地域単位

1957年(オステンド)国際大会は地域別運営方式を制定している国際ロータリー定款及び細則の改正案(第3号)を採択した。此の立法にある改正案は国家別又は地域単位の運営方式を廃止した。然しながら此の立法はオステンド大会以前に存在した国家別又は地域別単位に関し次の如き決議をしている。

「更にこの決議案は現存する定款第8条及び細則第10条に規定される国家別又は地域別単位の権利、特典、権力、義務及び責任を取消すものではないが、定款第8条及び細則第10条は現存国家別又は地区別単位に対し引続き効力を有すること、但し今後のものには無効であることを決議する。」

上記国家別及び地域別単位の規定は1926年版の国際ロータリー定款及び細則に記載されている。

ロータリー用語及び熟語

Acting District Governor—地区ガバナー
事務取扱— 地区ガバナーが空席になった場合に、新ガバナーが国際大会、又は国際理事会によって選挙せられるまでその事務を執行するために、国際ロータリー会長の指名したもの。

Active Member—正会員— 国際ロータリーの定款及び細則に定められた如く、職業分類の下にクラブ会員として選ばれ、会員としての義務権利、及び特典を有するクラブの会員。

Additional Active Member—第二正会員
同一商社の同僚である正会員によってクラブ会員として推薦され、且つ推薦者と同一職業分類の下に、クラブ会員として選挙されたクラブの正会員。第二正会員は、総ての意味において正会員であって、推薦者の退会とかシニア・アクティブ会員への転移の場合には同時に退会しなくてはならないということ以外は、クラブ会員として総ての義務、責任及び権利を有する。

Admission Fee—入会金— クラブ会員としての申込者によってクラブに支払う料金。料金の額は一定しない。それは各クラブがその細則に規定している額によって異なる。

Advisers of Revista Rotaria (133 頁参照)

Alternate (delegate)—代理者—(代議員)—
何れのクラブでも、国際大会にその代議員を選択するに当り、代議員1人に対し1人の代理者を選ぶことができる。此の代理者は所属代議員不在の場合、国際大会において投票する権利を有する。

ANZAO—豪・新爾・南阿・其他— オーストラリア、ニュージーランド、南アフリカ(地中海に沿う国及び地理的地域を除く)その他

の集団、例えば、USCB, SACAMA, G.B. & I., CENAEMA, 又は Asia に含まれない土地の略字。

Attendance Contest—出席競争— アラスカ、及びハワイを含む合衆国、カナダ、及びバーミユダのクラブ間でロータリー・クラブの例会に、ロータリアンの出席を奨励し且つ増進するために行われる競争。此の競争は国際大会において決議せられた規則の下に施行せられる。国際ロータリー理事会は同一規則の下に出席競争の参加者として、他地域のクラブを指定することがある。

Attendance Report (Club)—出席報告(クラブ)— 各クラブが国際ロータリー細則に基づき、地区内にあるクラブはその所属ガバナーに然らざるクラブは国際ロータリー事務総長に、毎月行う例会の出席報告。

Attendance Report (Governor)—出席報告(ガバナー)— 所属地区のクラブから受取った、月例出席報告の一覧表。ガバナーは一覧表を国際ロータリー事務総長に送る。国際ロータリー事務局においては、此の内 USCB の諸地区ガバナーから受取った報告に基づいて、出席競争の結果を作成する。

Balanced Membership—平均された会員組織— 職業人が片寄っていないクラブの会員組織。

Bd.—理— 国際ロータリー理事会の略字。此の略字に伴う数字は年度を表わす。仮令ば理. 44—45 は 1944—1945 年の理事会の略字である。

Birthplace of Rotary—ロータリーの誕生地— 第1番目のロータリー・クラブの創立された合衆国イリノイ州シカゴ市。

Board of Directors (Club)—クラブ理事会— クラブ細則の定むる処により構成せられたクラブの運営機関。

Board of Directors (R.I.)—国際ロータリー理事会— (7頁参照)

Boys and Girls Week—少年少女週間—少年少女と、その人格養成の活動、及び少年少女の一般福祉問題等について、社会的注意を喚起せしめるよう計画された週間。

Brief Report of the Convention—国際大会略報— 国際大会終了直後、全部の加盟クラブに送られる、大会議事録の要約。

CENAEM—欧大陸・北阿・東地中海— ヨーロッパ大陸、北アフリカ、及び東地中海地域の略字。

Central Office (C.O.)—中央事務局— アメリカ合衆国イリノイ州エバンストンにある国際ロータリーの中央事務所。

Certificate of Nomination of District Governor—地区ガバナー指名証明書— 地区内クラブによって、ガバナーの職に正しく指名されたロータリアンの指名を証明し、地区ガバナー及地区大会幹事によって署名せられた証明書。

Charter Fee—加盟金— 国際ロータリーに加盟を許可された各クラブが国際ロータリー細則によって支払うべき定められた料金、合衆国貨幣 100 ドル。

Charter Member—創立会員— ロータリー・クラブの創立会員、即ち国際ロータリー加盟前に選ばれた会員。

Classification—職業分類— 地区社会に捧げている単独且つ明瞭な職業奉仕を説明する言葉又は語句。術語としては、正会員が関係している商社、会社又は公団の主要且つ認められた職業の活動を最も正確に説明する言葉又は語句である。

Classification Roster—職業分類表— クラブで既に充填されているもの及び未だ充填されていないものを示す、地域社会の職業活動の完全なる一覧表。

Club Assembly—クラブ協議会— クラブの計画及び活動について協議する目的で集るクラブの全役員、理事及び各種委員長の会合。
Club Review Checklist—クラブ照合表— クラブ役員がクラブの実態を再検討するに備え又クラブの運営と趨勢についてガバナーと検討する準備をなすために計画される照合表。

C.O.—中央事務局— アメリカ合衆国イリノイ州エバンストン市にある、事務局中央事務所の略字。

Commission on Rotary International Administration (C.R.I.A.)—国際ロータリー管理調査委員会— 地方管理に影響する手続に関する現行規則を検討し、改正案を作成し、猶お委員会において、有利と認める地方管理に対する案、又は代案、変更、或は再確認、又は地域的或は国家単位の管理形式を研究し、提案するための委員会を設定することを、国際ロータリー理事会に一任した1934年デトロイト国際大会の決議に基づき、1935年1月国際ロータリー理事会によって設定された委員会。国際ロータリー管理委員会は1935、1936、及び1937年の国際大会に報告を提出し、1937年国際大会において公式に解任せられた。

Considered as Withdrawn—撤回と看做す— 国際大会に提出せられた議案取扱に対して、ロータリーで自然に生じた議事進行法。国際大会において裁決することは好ましくないが、同時に否決したという記録も残したくない提案は撤回と看做すことになっている。此の取扱は1年或は以上延期された議案にも用いられ、その間にその問題に対して更に研究すべき問題として残されることがある。

Convention—国際大会— (46—54頁参照)

Convention Proceedings Book—国際大会報告書— 国際大会終了後毎年国際ロータリーによって発行される大会記録の挿画印刷物。

Conv. Res.—国際大会決議録— 国際大会決議録の略字。

Council of Past President—元会長会議— (12頁参照)

Council on Legislation—規定審議会— (7頁参照)

Countries and Geographical Regions—国及び地理的地域— ロータリーの存在する世界各地に関連して用いられる慣用語。

C.R.I.A.—国際ロータリー管理調査委員会— 国際ロータリー管理調査委員会の略字。

Delegate—代議員— 各クラブは、その名誉会員を除く会員 50 名又はその過半数毎に 1 名の代議員を如何なる国際大会にも送る権利を有する。

Delegate-at-Large—自由代議員— 現在クラブにおいて正会員、シニア・アクティブ会員又はパスト・サービス会員の資格を保有する国際ロータリーの各役員及び各元会長は、国際ロータリーの定款及び細則によって国際大会における自由代議員として布告せられ、各議題に対し一票の投票権を有する。

District—地区— 国際ロータリーの管理目的のためにクラブが集っている一定の範囲に与えられた名称。

District Assembly—地区協議会— (12頁参照)

District Committee—地区委員会— (60—61頁参照)

District Conference—地区大会— (12頁参照)

District Conference Report—地区大会報告書— 地区大会における決議事項、出席クラブ数、ガバナー被推薦者、その他についてガバナー及び大会幹事が国際ロータリーに提出するよう要求されている報告書。

District Funds—地区資金— 種々なる目的のため(主として地区大会費の全部又は一部の資金とするため)、多くの地区で設定している資金。此の資金に対する分担は、地区によって異なるが、任意でなければならない。斯様な資金の設定に関する特別の権限は何処に

も与えられていない。従ってロータリアン個人又はクラブに対して、人頭分担金の性質において徴収することはできない。

District Governor—地区ガバナー— (10頁参照)

District Governor Ad Interim—暫定ガバナー— 国際大会において選挙せられたガバナーが当該地区外にあって、就任時迄にその地区に帰着出来ない場合に、正ガバナーが地区に帰着するまで、前ガバナーが暫定ガバナーとしてその事務に当る。

Dues and Fees—会費及入会金— 各正会員、パスト・サービス会員、及びシニア・アクティブ会員は入会金及び年会費として所属クラブ細則に示された額をクラブに支払う。その金額は国際ロータリーの加盟クラブ間に統一されてはおらない。

Elector—選挙人— 選挙人とは正当に選ばれた代議員、委任状保持者及び自由代議員で国際大会の選挙母体をなすものである。

Enactment—制定案— 国際ロータリー定款国際ロータリー細則、又は標準クラブ定款等の改正をする国際大会の立法。

ENAEM—欧・北阿・東地中海— ヨーロッパ、北アフリカ、及び東地中海の略字。

ENAEMAC—欧・北阿・東地中海諮問委員会— ヨーロッパ、北アフリカ、東地中海諮問委員会の略。

European, North African and Eastern Mediterranean Advisory Committee—欧州・北阿・東地中海諮問委員会— (69—72頁参照)

Exchange of Youth—青年交換— 自国での業務経験を持つ青年に短期間他国で同一経験を持たせる機会を与えよとか、学生に他国で勉強する機会を与えよとか、休暇中に他国に滞在せしめるというような目的で、青年の相互交換。

Executive Committee—運営委員会— (8頁参照)

Extention Aide—拡大補助者— ガバナー自身が必要な援助を与えない場合、ガバナー代理がその指定せられた土地にロータリー・クラブを設立するに当り、誰か他に援助をえなければならぬような情勢にある場合に、ガバナーが指名したロータリー・クラブ設立に経験あるロータリアン。特別の場合には、拡大補助者自身がクラブを組織することもある。

Extention Within the Club—クラブ内拡大— クラブ所在地内に適当な代表者のある職業分類の総ての代表者がクラブ会員に含まれるようその会員数の増加。

Extention Work—拡大事業— ロータリー・クラブの存在しない地方にクラブを設立して、ロータリーを拡める事業。此の事業は事務局の援助を受け、ガバナーによってその所属地区内において行われる。他の地域においては特別に指名された代理者によって事務局と協同で行われる。

Founder of Rotary—ロータリー創始者— 1905年に最初のロータリー・クラブを創立したポール・ハリスに用いる用語。ポール・ハリスは1947年1月27日に逝去した。

Four Avenues of Rotary Service—ロータリー奉仕の四大部門— クラブ奉仕、職業奉仕、社会奉仕、及び国際奉仕等に関する用語。

G. B. & I.—英・愛— グレート・ブリテン及びアイルランドの略字。

General Council (R.I.B.I.)—R.I.B.I. 審議会— R.I.B.I. の役員(会長、直前会長、副会長、名誉会計、及び事務長)及びグレートブリテン及びアイルランド内地区の代表よりなるグレート・ブリテン及びアイルランドにおける国際ロータリーの管理機関。グレート・ブリテン及びアイルランドから出ている国際ロータリー理事は職権上参事会員である。

General Officers of R.I.—国際ロータリー一般役員— 国際ロータリー会長、第1、第2、及び第3副会長、残りの10理事、事務総長

及び財務局長。

General Secretary's Letter to R.I. Officials—国際ロータリー役員への事務総長通信— 国際ロータリーの役員、委員会その他に時々発送する通信。それはそれら役員に重要な情報を持つもので、且つ経費の都合で複写になっているが受取る人に対して親書である。

Governor's Monthly Letter—ガバナー月信— 所属各クラブ会長及び幹事に対して、ガバナーが毎月発送する公文書であって、特別の関心と重要性のある事項を含むものである。

Group Representatives—集団代表— 予め定めた地区内クラブの集団で、クラブ役員を援助するために、ガバナーによって指名された、非公式ガバナー代理。ガバナーはその任務を何人にも代理せしめる権限を持っていないから、これらの代理は何等の権能を持たない。

“He Profits Most Who Serves Best”

— 最も良く務めるものは最も多く報いらる — ロータリー文献、その他に用いられる標語。

Honorary Member—名誉会員— (184頁参照)

Ibero America—イベロアメリカ— イベロアメリカという用語は、ヨーロッパのイベリア半島から来た、スペイン及びポルトガル人によって植民された、アメリカの諸国を指すものである。R.I. の構成について、R.I. 細則の定むる処によれば、イベロアメリカは南アメリカ、中央アメリカ、メキシコ、及び西印度群島を含むということになっている。

Intercountry Committee—国際委員会— ニカ国或はそれ以上の国におけるクラブ及びロータリアンの間に交際を奨め、その結果として色々と異った国民の間に理解を深め親交を増すために、関係地区ガバナーによって造られたロータリアン、ロータリー・クラブ又は地区の委員会。

International Assembly—国際協議会— (11頁参照)

International Officers—国際ロータリー役員参照。

Lapel Button—襟章— ロータリーの会員によって徽章として飾られる。金地に青のエンメルで造られたロータリーの襟章。

Member Club—加盟クラブ— 国際ロータリーの員として正式に加盟を許されたロータリー・クラブ。

Membership Application Card—入会申込カード— クラブ会員としての申込をなすために、推薦された人によって用いられる文票。

Membership Identification Card—会員証明票— 全加盟クラブにおいて採用するよう、国際ロータリー理事会で推薦せられた、一定のポケット型のカードで、会員たることを証明するもの。それには国際ロータリー事務総長の署名の他、会員の名称、クラブ名、職業分類、支払った会費の有効期日、クラブ幹事の署名、及び本人の署名すべき空欄が設けられてある。

Membership Proposal Card—会員推薦カード— クラブに会員を推薦せんとするに当り、クラブ会員たる推薦者の用ゆるカード。

Membership Report Cards—会員報告カード— 国際ロータリーは各クラブ幹事に対し、三種類の報告用カードを、新会員、退会会員、及び住所並に職業分類の変更等を国際ロータリー事務所に報告するために提供している。

Memo of Official Visit of District

Governor—ガバナー公式訪問報告書— ガバナーが所属地区内各クラブに公式訪問をした際に書き入れて、クラブ提出のクラブ計画及び目標の総括と共に、ガバナーに最も近い国際ロータリー事務局に送るべく印刷した様式書。此のメモの目的は、クラブの活動状況を国際ロータリーが良く知ることと、クラブに対する奉仕指導の材料とするためである。

Non-Districted Club—非地区クラブ— 国際

ロータリーの地区に所属せず、本部理事会の直接管理下にあるクラブ。

Object of Rotary—ロータリーの綱領— 国際ロータリー定款第3条、標準クラブ定款第2条に定むるロータリーの綱領。(綱領の文章は175頁参照)

Occupational Book Shelf—職業書架— ロータリー会員がその代表する職業に関する書籍を、その所在地学校に寄付して出来た図書棚。

Officers, Club—クラブ役員— クラブ役員は、会長、又は以上の副会長、幹事、会計、及び会場監督よりなる。

Officers, R.I.—役員— 国際ロータリーの役員は、会長、第1、第2、及び第3会長、他の理事、事務総長、財務局長、ガバナー、及びグレート・ブリテン及びアイルランドにおける国際ロータリー代表会長、直前会長、副会長、名誉会計等である。

Official Directory—公式名簿録— (135頁参照)

Outline of Classifications—職業分類概要— クラブの充填及び未充填の職業分類一覧表の作製に利用することの出来る、職業活動の正確且つ一定な説明を案出するにクラブを指導するために発行された、職業奉仕の科学的配置を載せた国際ロータリー文献。

Past Service Member—パストサービス会員— (183頁参照)

Per Capita Dues—人頭分担金— 各クラブが、国際ロータリーに対し半年毎に、即ち7月1日及び1月1日現在正会員、シニア・アクティブ会員、パスト・サービス会員、の数に従って支払う人頭分担金。

Provisional Rotary Club—仮ロータリー・クラブ— 国際ロータリーの加盟員としての正式な申込書が、国際ロータリー中央事務局によって受け取られ、且つ確認された。少くとも25人の会員よりなる結成集団は、それが国際ロータリーの加盟員に認められるまでは“仮ロータリー・クラブ”と称ばれている。

Purposes of Rotary International—国際ロータリーの目的— (イ)世界を通じてロータリーを奨励し、推進し、拡大し、且つ管理する。(ロ)国際ロータリーの活動を調整し且つ一般的指導を行う。

Regions—地域— 地域という言葉は、地域大会、地域諮問委員会等の目的を以て、必要な場合に一定のクラブ、又は臨時的に或地域内にあるクラブを集合する時に用いられる。

Regional Conference—地域大会— (140—144) 頁参照)

Registration Fee, Convention— 国際ロータリー大会登録料— 国際大会に出席登録するときに満 16 歳以上のもの 1 人 1 人が国際ロータリーに支払う料金。此の料金は 10 ドルを超えざる程度において国際ロータリー理事会がその都度決定する。選挙人は登録料を支払わない限り選挙の資格が生じない。

Resolution—決議— 大会の意志を表示し、或は国際ロータリー定款又は標準クラブ定款を改正しなくとも出来る施策、又は処置を決定、又は否決する大会の行為。

Resolution 34—決議第34号— 1923年セントルイス国際大会において、決議第 34 号として採択せられ、その後の大会において改正された、社会奉仕活動に対する、ロータリーの施策声明書。(全文は 37—38 頁参照)

Revista Rotaria—レビスタ・ロタリアー 国際ロータリー機関誌のスペイン語版。

R.I.—国際ロータリー— 国際ロータリーの略字。

R.I.B.I.—グレート・ブリテン及びアイルランドの国際ロータリー— グレート・ブリテン及びアイルランドにある国際ロータリーの略字。(14 頁参照)

R.I. News—国際ロータリー・ニュース— (134 頁参照)

R.I. Representatives—国際ロータリー代表— グレート・ブリテン及びアイルランド内地区における国際ロータリー及び R.I.B.I.

の代表。国際ロータリー代表は R.I.B.I. の審議会員であり且つ国際ロータリーの役員である。彼等は各地区内のクラブで被指名者として推薦され、地区大会で被指名者として選ばれ、国際大会において選挙せられる。その所属地区内クラブの監督にあたり、審議会を通じて国際ロータリー理事会に責任を持つ。

Rotary—ロータリー— ロータリーは、友愛の精神、主義と実行、及び手本となる慣例、並びに成就せんとする目的及綱領を持つ処の、ロータリー・クラブ及びロータリアンの組織機関の表現及び指表として用いられる。

Rotary Education—ロータリー教育— (1)ロータリーの綱領、主義、及びその発達とその四大奉仕の部門について、会員に知らしめる処置。(2)自己献身、及びロータリーの理想奉仕によって表現せられた責任と理解の観念を各ロータリアンに起さしめる処置。

Rotary Foundation, The—ロータリー財団— (148, 178, 219 頁参照)

Rotary Foundation Fellowship for International Understanding—国際理解のためのロータリー奨学金— (153 頁参照)

Rotary Information and Extension Institute—ロータリー情報講習会 (66 頁参照)

Rotary Institute for Present and Past Officers of R.I.— 国際ロータリー現及び元役員のロータリー研究会— 国際協議会開催当時、別に同所に招待された者で、協議会に直接関係のない。過去及び現在の国際ロータリー役員、国際ロータリー委員会委員、及び現在の R.I.B.I. 役員元 R.I. 代表者及び退任せんとするガバナー及び国際協議会に参加しない R.I. 代表等からなる、ロータリー企画及び管理問題に関する非公式研究会。

Rotary International in Great Britain and Ireland (略字 R.I.B.I.)—グレート・ブリテン及びアイルランド内国際ロータリー— グレート・ブリテン及びアイルランドにおけるロータリー・クラブ連合会の名称。(14頁参照)

Rotary Wheel—ロータリー歯車— ロータリーの徽章に関連して用いられる言葉。

R.R.—レビスタ・ロタリアー レビスタ・ロタリアーの略字。

SACAMA—中南アメリカ・メキシコ・及び西印度群島— 南アメリカ、中央アメリカ、メキシコ、及び西印度群島の略字、

Secretariat—事務局 (10 頁参照)

Semi-Annual Report—半期報告— 毎年7月1日及び1月1日現在のクラブ会員数を、各クラブが理事会に証明する報告。その目的のために中央事務局より提供せられる様式にクラブ会長及び幹事が署名し R.I. 事務総長に送付される。此等の報告はクラブが R.I. に支払うべき人頭負担金の基礎に使用される。

Senior Active Member—シニア・アクティブ会員— (183 頁参照)

“Service Above Self”—超我の奉仕— ロータリー文献、その他で用いられる標語。

Similar Organization—類似団体— 国際ロータリーに類似した目的及び型式を持つ奉仕クラブ。

Special Assemblies—特別協議会— 国際大会において、同一国又は数か国の一団からなるロータリアンによって、相互に知り合を深め、友情を温め、且つその国又は集団国に関係ある特別の問題について討議する目的を以て集る会合。

Special Representative—特別代表— クラブ創立に関し、詳細にわたる世話を、ガバナーに代って行う。普通は後援クラブの会員の中から、ガバナーの指名したロータリアン。

Sponsor Club—スポンサー・クラブ— 新クラブの組織に援助し、国際ロータリーの一員としての速かなる発達を遂げるよう指導する責任をとったロータリー・クラブ。スポンサー・クラブは、新クラブを創立した特別代理の所属クラブであるのが普通である。

Staff—職員— 国際ロータリー活動を進める上において、国際ロータリーの一般役員、ガ

バナー、国際ロータリー諸委員、及び加盟クラブを事務総長の下に援助する国際ロータリーの雇人。

Standard Club Constitution—標準クラブ定款— 1922年6月1日以後国際ロータリーに加盟した総てのクラブによって採用されるよう、国際大会において規定されたクラブ定款。

Student Loan Funds—学生貸付資金— 上級教育を受けんと欲する学生で、その勉強を継続するのに必要な資金を持たない、有望な若い男子及び女子に貸与するために、クラブによって設定せられた基金。

Summary of Club Plans and Objectives—クラブ計画及び目標— 地区ガバナー公式訪問の際手渡す、今年度のクラブ計画及び目標に関してガバナー及び国際ロータリー中央事務局へ提出すべき簡潔な情報の総括。

Terms of Reference—任務— 委員会又は同種会合の権限及び任務に関する定義。

Territorial Limits of a Rotary Club—ロータリー・クラブの区域— 正会員が、事実上その所属職業分類の業務に従事し且つその職場を持つクラブ定款に定められた区域。パスト・サービス会員及び選挙されたシニア・アクティブ会員は、クラブの区域内又は、その近郊に居住しなければならない。

Territorial Unit—区域別単位— 1922年(ロスアンゼルス)の国際大会で規定せられた、国際ロータリー加盟クラブの管理形式。1927年(オステンド)の国際大会でこの管理形式は中止されたが、現存する国別単位の権利、特権、義務、及び責任は、現存単位として、そのまま有効であることを明記している。(R.I.B.I. 14 頁参照)

The Four-Way Test—四つのテスト— (164 頁参照)

The Rotarian—ロータリアン— 国際ロータリーの公認機関雑誌の英語版。

USCB—合衆国・カナダ・パミュダアメリカ合衆国、カナダ、及びパミュダの略字。

印刷物、地区	67, 135	祈禱	30
ウ		通知	237
運営顧問	69	例会次第	242
運営体	7, 176, 184	場所	31
運営団体、国際ロータリー	208	有望会員の出席	114
エ		学生、来賓として	94, 116
英国ロータリークラブ協会解釈	14, 252	例会	76, 225, 237
審議会	10, 14, 250	他の奉仕クラブと	31, 39
営利化、ロータリーの	123-125	会費、国際ロータリー人頭負担金参照	
SACAMA 解釈	252	会費、ロータリー・クラブ	77, 228, 237, 239
オ		徴収	240
贈物		最低	77
受納	145, 178, 219	無支払	229
会長代理に、地区大会にて	66	会員、解説	251
ロータリー財団に	145, 178, 219	会員証明票	116, 251
欧州、北アフリカ、及び東地中海地域・諮問委		訪問会員による提出	18, 116
会員	69-72, 249	非ロータリアン	116
委員長	60, 70	会員資格、ロータリークラブ(特種会員資格審	
用語	71	査参照)	109-117, 182-184, 252-231
会合	71	正会員と名誉会員、同一クラブで	111
出席、国際ロータリー役員	72	追加ロータリークラブ	110
議事録	71	職業の代表	114
国際ロータリー理事被指名候補者選択手続	22	会員の年令	76, 115
手続規定	69-71	会員申込	239-241
欠員	70	カード	
欧州大陸、北アフリカ及び東部地中海地域	249	会員証明	116, 161, 251
略字	248	訪問会員による提示	18, 116
加盟、クラブの	79	推薦	251
出席優勝牌	18	創立会員	76, 248
よりの理事	200	職業分類、職業分類参照	
青年交換	96	船長	110
国家間の連合委員会	98	委員会	237, 239, 240
国家間連合会	97	継続	114
新クラブ結成、費用	85	組成	175
国際ロータリー理事被指名候補者選択手続	22	芸術家	110
クラブ名簿	135	外交官	110
国家間連合委員会	98	二重	109, 184
指名委員会へ代表	193, 194	会費	77, 228, 237, 249
欧州国家諮問委員会	69	期間	228
カ		国際ロータリー雇人	184
会合、ロータリー・クラブ	76	拡大	114, 250
年次総会	225, 236	個人的で商社のものではない	109
出席、例会出席参照		種類	109, 182-184, 225-228
取消	16, 237	欠席の承認	239
2週間に	76	制限	226
国家間	97	一覧	124
		選挙方法	240, 241
		最少	113
		国籍	111

無差別	30, 111	理事会々員	7, 176
一つのクラブのみに	109, 184	指名(国際ロータリー、会長指名委員会)	193-198
特権	178, 183, 184, 217, 227	クラブによる	193-197
推薦カード	251	委員会による	193-198
推薦	230-240	任期	186
公職保持者	184, 226	理事としての	11, 186
資格	109, 115, 175, 226	欠員	186
事務所位置	109	会長指名委員会	20-21, 193-198
定足数	237	代理委員	20, 194, 195
記録及び報告	216, 217, 236	構成	193-196
均衡のとれた組織	26, 114, 247	会合	20, 196
再入会	229	手続	20, 198
回復	229	定足数	196
報告書式	251	報告	197
退会	231	任期	195
ロータリー財団奨学生	111	同点投票	195
半期報告	216, 236, 237	欠員	196
不本意な元ロータリアンの身分	116	会長、被指名者	20, 198
終結	182, 229, 231	経費	84
呼称	178	会長被選者	7, 186
転居	111	任務	186
会計監査		経費	84, 86
ロータリー・クラブ	240	任期	11
国際ロータリー	216	欠員	186, 197-198
報告	87	会長、ロータリー・クラブ	228
ロータリー財団	152	任務	29, 236
会計代行(財務代行)	9	被選挙、地区協議会出席	29, 64, 209
会計事項	216	委員会の職責による委員	238
会計年度		指名及び選挙	235
ロータリー・クラブ	240	資格	29, 228
国際ロータリー	82, 216	任期	228
ロータリー財団	152	カウンセラー、ロータリー情報	32, 67
改正(制定案参照)		会場監督、国際ロータリー大会	188
クラブ細則	43, 122, 232, 242	会場監督、ロータリー・クラブ	228, 235, 236
R.I. 細則	7, 21, 42, 102, 178, 221	外国政府代表	110
クラブ定款	7, 43, 102, 181, 233	隔週例会	76
R.I. 定款	7, 42, 102, 178	拡大補助者	75, 85, 250
会長、国際ロータリー	176	学生	
欧州、北アフリカ及び東地中海諮問委員会出		青年の交換	95, 158, 249
席	72	国際理解の奨学生	153-158
理事会に代って行い権限	35	追加	156-158
理事会議長	7, 9, 176	クラブ会合のお客	96, 116
地域大会の議長	140	紹介状	95, 116
任務	9, 186	貸費資金	253
選挙	20, 176, 186, 198, 208	国際間理解増進	95-97
委員会の職責による委員	9, 213	関税改正	167
元会長会議	12, 217	「各ロータリアンは青少年の亀鑑」標語	169
経費	86	各国に関する文献	99
地理的選択	10	加盟金	77, 181, 248

再承認クラブ	80, 182
加盟、クラブ	77, 80
申込	80, 181
言語	80
伝達	80
大ブリテン及びアイルランド国際ロータリー	80
放棄	182
カナダ	
より理事	21, 200, 223, 245
指名委員会に代表	193, 194
カナダ合衆国クラブ、投票	21
合衆国理事指名のための地帯	245
地区	244
活動の三大重点	63
ガバナー、地区ガバナー参照	
課税、財団寄付金の控除	150
仮ロータリー・クラブ	75-77, 78, 251
地方名	76, 162
結成	78
徽章の使用	122
関税改訂	167
管理委員会、国際ロータリー運営	8, 19, 185
管理委員会、ロータリー財団、ロータリー財団	
管理委員会参照	
癌研究	41
キ	
機関雑誌、雑誌、国際ロータリー、参照	
徽章	118-127
色、公式	119, 123
説明	118-119
歴史	118
使用許可書	121
保護	119-120
放棄、終結クラブによる	182
使用	118-126, 178, 216
許可	120-121
少年クラブ	126, 170
婦人	122, 125
使用料	120-121
仮クラブ	122
使用料手続	120-121
商標	120, 217
徽章類、徽章参照	
北アメリカ運輸委員会	48
規定審議会	7, 104-105, 177, 191-193
議長	104, 191
「全体委員会」	105
信任状	104, 192

討論	104
起草委員会	105
地区代表者の選挙	191
非常立法	103
会員資格	7, 104, 191
郵便投票による指名	192
役員	191
議事次第	104
議事録	105
定足数	104, 192
報告、国際大会へ	105, 178, 193, 221
手続規定	104, 192
幹事	104, 191
時期及び場所	7, 104, 177
会員への通知	192
汽船上のロータリアン会合	17, 110
祈禱、例会における	30
寄付、国際ロータリー資金よりの	91
地方的事件	40
救助、戦災ロータリアン	145
災害時	146
救済事業	145-147
寄付	145
財団の一日標として	145
方針	146
災害時における	146
救済資金	145-147
教育	
成人	41
有望市民の	128
協議会、協議会名参照	
議事法、ロバート	104, 218
義務保険	90
業務	
助言及援助、ロータリアンに、委員会	33
カード・ロータリー徽章の使用	122
解釈、職業分類目的に	26
規則	
順序、クラブ例会	242
ロバート式議事規則	218
関係、ロータリアン間の	123
地区大会	166
標準	164, 166
文房具、ロータリー徽章の使用	122
銀行預金、国際ロータリー	9
ロータリー・クラブ	239
ロータリー財団	152

ク	
区域限界、ロータリー・クラブ	73, 109, 162-163, 181, 225, 253
第2クラブ、区域内	77, 115, 181
変更	43, 162, 233
区域単位	14, 245, 253
国	
法律及び習慣の批判	95
影響、クラブ定款への	42
文献	99
忠誠	128
ロータリアン関係	95, 128
ロータリーがその機能を停止した	80
国々の習慣及び法律	
批判	95
クラブ定款への影響	181
区分的協議会	64, 217
クラブ加盟委員会	79
クラブ会員会費の半年期支払	83, 216, 237, 240
クラブ幹事	228
任務	236
被選者、地区協議会に出席	64, 209
指名及び選挙	235
資格	228
任期	228
クラブ計画及び目標の総括	63, 253
クラブ監督	
集団	8, 60, 61
クラブ協議会、解釈	248
クラブの検訂、ガバナー公式訪問に備え	248
クラブの部分的集団	8
クラブ再建	182
ロータリーがその機能を停止した国における	
再建	80
クラブ例会の祈願	30
クラブ、ロータリー	
活動	
社団法人	44
運営	29-33, 57, 177, 208
記念日遵奉	30
年次総会	225, 236
国際大会出席	52, 177
銀行預金	239
バンナー	32
名称、変更	162
加盟認証状、加盟、クラブ参照	
構成	175
定款の権限、限界	44

法人組織	38, 93, 94, 128
解散	116
懲戒	182
論争	232
青年交換	96, 158, 249
拡大、クラブ内	114, 250
機能停止	182
会計年度	240
監督	228
収入	228, 237
法人化	43
位置	73
大都市における	77, 115, 175, 181
会合、ロータリー・クラブ会合参照	
他団体の会員資格	39, 40, 45
投票方法	237
番号、国際ロータリーの	7
日程順序	242
支払、人頭負担金の、人頭負担金参照	
プログラム	30
印刷物	123
地域又は区分集団	8
再建	80, 182
報告	
地区ガバナーに	217, 247
国際ロータリーに	216, 217, 236
内部代表会員	114
辞退	182
雑誌購読	232
役員選択	30
青少年奉仕	168
機構	12
計画及び目的報告	63, 253
監督	8, 60, 177, 208
終結、国際ロータリー加盟の	182
区域限界	73, 109, 162-163, 181, 225, 253
変更	43, 162, 233
投票	177, 237
例会	76, 225, 237
軍務、ロータリアンの	17
ケ	
経費請求書	88
欠員、国際ロータリーの役職に	
理事会	10, 185
委員会	12, 213
地区ガバナー	212
会長指名委員会	196
会長	186

被選会長	186, 197-198	科学及び文化	
事務総長	186	組織 (UNESCO)	101
財務局長	186	国際協議会	11, 217
財団管理委員会	220	ガバナー被指名者の出席	58, 59, 85
欠員、ロータリー・クラブ役員に	235	経費	84, 85
法廷奉仕	17	位置	85, 217
欠席承認	18, 239	プログラム	19, 35
病気又は障害による	230	ロータリー拡大	81
決議案、国際ロータリー大会(立法参照)	101, 106	ロータリーに関する公報の増進	139
	187, 193, 252	責任	19, 217
調査	107	目的	11
非常時	102, 187	国際交換	
提案様式及び方法	105-106	バナー	32
状態、1910より1942年に採用された諸案	106	通信	97
国際大会の投票	49	講演者	98
決議 No. 23-34, 37-38	252	切手	97
決定に訴願		青年	95, 158, 249
ロータリー・クラブ理事会	228, 231	国際学生交換委員会	158
国際ロータリー理事会	182, 184, 185	国際赤十字、協力	146
言語、公式	80, 136	国際懇話会	52
補助	100	国際大会	7, 46-54, 177, 188-199
研究に学校と協力	97	運営経費	46, 47, 85
スペイン語教育、アメリカ合衆国の学校にて	97	出席	52, 177
研究集団	97	委員会	84
建築物、国際ロータリー本拠	91	理事	85
原子力に関する提案	94	ガバナー被指名者	59
		増進	48, 59
		統計	54
		監査役報告	87
		徽章、元役員	52
		投票準備委員会	49, 207
		簡単な報告	248
		予算案、国際ロータリー、国際大会にて代議	
		員へ配布	87
		召集	188
		委員会	11, 213, 214
		任務	47
		手続	35
		報告	214
		任期	214
		契約	46, 48
		規定審議会、大見出し参照	
			49, 189
		信任状	46, 177, 188
		日付	189
		委員会	53-54
		過去の大会	189
		討論	49, 177, 188, 249
		代議員	49, 188, 247
		代理者	49, 188, 247

コ

語彙	247, 254	自由代議員	50, 177, 189, 249
広報	138-139	委任者	49, 177, 188
職への候補者	22	資格	188
国家間		定足数	189
委員会	98, 250	席	190
任期	98	投票	22, 49-51, 177, 188, 189, 200, 254
会合	97	選挙人	10, 20, 21, 49, 103, 177, 202, 207
訪問	98	会合	19, 205, 206, 212
委員会、ロータリー・クラブ	138, 237, 239	非常立法	103, 187
プログラム企画委員会の責任	215	制度、制定参照	
国家奉仕	128-129	招待	47
国家非常時中の活動	129	経費	
諮問委員会	12, 69	運営	47, 85
国家単位	13, 245	出席	84
国家及び他の地理的地域、解釈	249	委員会	84, 85
国家連合会		理事	84, 85
委員会	98, 250	懇親会	52
任期	98	財政的準備	47-48, 85
会合	97	接待費	47, 85
訪問	98	主催クラブ	46, 48
国際連合教育		ホテル割当	51
		友愛の家	47
		招待	46
		立法、立法参照	
		位置	117, 188
		北米合衆国以外	46, 48
		過去の国際大会	53-54
		会場	46, 47
		役員	188
		議事日程	47
		元役員会	53
		場所	46, 177, 188
		方針	47-48
		予備行動	46
		議長	9
		議事録	53-54, 248
		版權	53, 137
		プログラム	47, 189
		委任者	49, 177, 188
		宣伝	46, 47, 139
		目的	7
		定足数	189
		登録委員会	48
		登録料	51, 189, 252
		クラブの代表	7, 49, 177
		決議案、決議参照	
		手続規定	189
		着座	51
		会場監督	188

中央事務局の仕事	48	ソング・リーダー	47
特別	177	召集	188
特別協議会	53, 190, 217, 253	特別協議会	53, 190, 217, 253
時期	46, 177, 188	交通	48
委員会	48	賞牌	52
職種別協議会	254	投票	49-51, 174, 188, 189-190, 194, 202, 208, 254
投票用紙に記載すべき氏名	22	手続	49, 189, 190
単一移譲式投票	22, 50-51, 202, 208	国際地区	57, 69
国際奉仕	92-101	委員会、クラブ	237, 238
ロータリー文献に重点	137	財団の目標	150
国際補助言語協会	100	国際役員、国際ロータリー役員参照	
国際連合		旗	94
国際ロータリーとの関係	94	国際ロータリー印刷物、関する	94
国際ロータリー	7, 118	略字	252
運営、国際ロータリーの運営参照		職員、クラブにおける会員資格	184
会計年度	82, 216	本拠	91
収入、国際ロータリー財政参照		加盟クラブ	7, 175, 181
他組織において	99	名称及び説明	175
組織図	6	地方公共事業	40
地方公共事業	40	国家的事務	128-129
国家的事務	128-129	他組織の活動	99, 130
目的	175, 251	中央事務局、国際ロータリー中央事務局参照	
国際問題	93	国際問題	93
語彙の使用	122	国際ロータリー印	44
国際ロータリー加盟	80, 181	国際ロータリー加盟	80, 181
加盟料金	77, 181, 248	加盟料金	77, 181, 248

再建クラブ	80, 182	クラブにて後援された討論会	131
国際ロータリー加盟資格	7, 175, 181, 182	国際問題について	93
加盟	80, 181	現及び元役員	
委員会	79	経費	30, 86
構成	7, 175	当校へ提供、クラブにより	96
終結	182	交換	
国際ロータリー経費	84-87	バナー	32
国際ロータリー資金支出予算	87, 90	通信	97
国際ロータリー資金よりの寄付	91	講演者	98
地方公共事業へ	40	切手	97
戦災ロータリアンへ	145	青年	95, 158, 249
災害時に	146	公式言語、国際ロータリーの	80, 136
国際ロータリー剰余金		公式名簿	124, 135, 137
経費		商用	124, 135
理事会に付託された権限	176	版權	135, 137
慈善目的に寄付	91	非ロータリアンへの配布	124, 135
国際ロータリー計画増進	91	ホテル、一覧	135
財団資金の流用	159	講習会、地区及びロータリー講習会参照	
雑誌資金の流用	219	公聴	
国際ロータリー、大ブリテン及びアイルランド		理事会、国際ロータリー	184
における	8, 9, 10, 14, 252	クラブ	228, 231
略字	252	国際大会	182, 185
運営	14	国際ロータリー役員への事務総長書簡	250
クラブの加盟	97, 80	候補者	
クラブ認証状	79, 80	理事	
定款及び細則	14	手続、理事会による選択	22
改正	107	地帯、推薦のため	245
理事、よりの	200	職、国際ロータリーにおける	
クラブ名簿	135	発表	22
文献配布	124	国法	
選挙される役員	11	批判	95
一般審議会	10, 14, 176, 207	クラブ定款に影響	42, 181
指名及び選挙	10, 14, 176, 207	交通安全	41
事務局	14	公務	231
シニア・アクティブ会員資格	113	公務員	
国際ロータリー定款及び細則の批准	42, 176	会員への資格	184, 226
国際ロータリー定款委員会及び細則	11, 213, 214	候補者の裏書	232
国際ロータリー・ニュース	134-135	暦改正	100
国際ロータリーの目的	176, 251		
国際ロータリーの運営	7-13, 177, 208, 245		
地方	14, 177, 245		
管理委員会	248		
地区	55-68, 177, 208		
国又は領地単位	245		
大ブリテン及びアイルランド国際ロータリー	14, 177		
中央事務局の奉仕	9		
講演者			
外国クラブ間の交換	98		

資金の支出	87, 142, 143	読者の興味	134, 239
権限	90	購読	83-84, 132, 218, 232, 237
国際ロータリー剰余金より	91, 159	集金	232, 237, 240
費用	84-87	料金	83-84, 132, 218, 237
会計代行者	9	払戻	83
投資	82	週間	134
歳入	83	雑誌委員会、ロータリー・クラブ	237, 238, 239
特別委員会	82		
財政ロータリークラブ（入会金及び会費参照）	239		
講演の経費	30		
募金	31, 41		
クラブ基金取扱	32		
財団、ロータリー、ロータリー財団参照			
財団寄付金の所得税免除	150		
細則、国際ロータリー	42, 181		
改正	7, 21, 42, 102, 178, 221		
（制定を参照）			
批准、クラブによる	42, 176		
本文	181-221		
細則、ロータリー・クラブ	43, 232		
加盟クラブによる受諾	232		
改正	43, 112, 232, 242		
変更、許されうる	43, 235		
服従、会員の	232		
本文	235-242		
災害、救助	146		
財務局長、国際ロータリー			
年次報告	10, 53, 187		
給与	186		
任務	187		
選挙	10, 176, 186, 208		
指名	198		
保証金	187		
任期	11, 186		
ロータリー財団会計	151		
欠員	186		
詐欺師	18		
雑誌委員会、国際ロータリー	11, 132, 213, 214		
財務委員会との協力	132		
任務	132		
雑誌、国際ロータリー	132-134, 218, 232, 253		
広告方針	132-133		
権限	218		
予算	214		
版權	137		
編集方針	132		
経費	86		
地区大会及び協議会プログラム発表	134		
目的	218		
支所長	175, 226, 227		
社会奉仕	37-41		
委員会、クラブ	237, 238		
協力、他団体との	38		
会議の手続規定	39		
参画、国際ロータリーの	40		
刊行物	39		
決議案第 23-34 号	37, 252		
翻訳	39		
出席委員会、ロータリー・クラブ	237, 238		
出席競争			
クラブ	15-18, 247		
国際大会	52		
宗教、ロータリーの関心において	30, 128		
集団監督、クラブの	8, 60, 61		
集団代表者	60, 61, 250		
資産権利没収	231		
資産所有権	43		
CENAEM. 解釈	248		
C.O. 解釈	248		
C.R.I.A. 解釈	249		
G.B.I. 解釈	250		
資格喪失の元ロータリアン	115		
資金に対する懇請	41		
建築計画のため	123		
クラブによる	41, 124		
くち券	31, 41		
国際ロータリーへ	40, 91		
人道的援助及び設備の供給	146		
災害の時に	146		
戦災ロータリアン	145		
資金支出	87, 90		
資金募集活動、クラブによる	41		
建築計画、名称の利用	123		
富籤、抽籤券類	30, 41		
募集援助	123		
慈善資金、資金に対する懇請参照			
自動車保険	90		
シニア・アクティブ会員資格	109, 112-113, 183, 227,		
	241		

入会金	228	規定審議会	104, 191	職業分類集団	166	非常時	102
出席要求	230, 231	元会長会議	217	倫理掟、ロータリー	166, 216	提案様式及び方法	105-106
バッジに職業分類	113	地域大会	140, 141, 143	委員会、クラブ	166, 237, 238	国際大会における投票	49
選挙方法	183, 227, 241	ロータリー財団	151	職業書棚	251	制定案、立法案参照	102-108
再建クラブにおける	113	保証金	187	正しき業務規準	166	撤回と認む	248
特権	183, 227	任期	10, 11, 186	声明		非常時	103, 187
資格	112	欠員	186	「4つのテスト」	132, 164-166	提出	
英愛国際ロータリー	113	若年者、会員に	115	「職業を通じての奉仕」	164	冊子	103
終結	183, 229	小冊子	135	所得税、財団寄附控除	150	理事会の方針	20
指名、国際ロータリークラブ役員の	235	国際ロータリーの出版認可を有する	136	新会員		提案様式及び方法	105-106, 187, 192
指名、国際ロータリー役員の	193-208	配布	9, 131, 137	ロータリーに関する教育	32, 239	地区大会にて提出	65
理事会	198-207, 245	欧州	72	入会式	114	青年活動、青年への奉仕参照	
理事会により	22	大ブリテン及びアイルランド	124	人頭分担金	83	青年会とロータリー・クラブ	169
大会において	201-202	国際的に重点をおく	137	新クラブ		青少年への奉仕	168-170
イペロアメリカの	21, 23	翻訳	136	スポンサー・クラブの援助	75, 77, 81	少年少女週間	169, 248
郵便投票	202-203	各国に関して	100	職業分類の最低数	26, 27	ロータリー類似少年クラブ	170
アメリカ合衆国地帯地区	244	商業会議所、ロータリーとの関係	40	出席競争参加	17	徽章の使用	126
選択方法	21	少年クラブ、ロータリー類似	170	人頭分担金	83, 216	地区委員会	168
選択方法指名委員会手続による	204-207	少年少女週間	169, 248	プログラム	77	手紙の交換、切手	97
宣伝	22	少年事業、青少年奉仕を見よ		訪問	81	青年交換	95, 158, 249
召集者	21	商標、ロータリー徽章の使用	120, 217	身体障害児童	40	ロータリー・クラブ会員としての組織役員	168
アメリカ合衆国及びカナダにおける	21, 245	正取引規準の掟	166, 216	身体障害者のための国際協会	40	国際理解奨学生	153
地区ガバナー	10, 207, 210-212	紹介状、非ロータリアン	95, 116	新聞代表		目標	168
証明書	248	召集されたロータリアン	17	クラブと年次会合	139	組織、クラブの関係	169
委員会	210-211	職業別協議会、解釈	254	新聞職業分類	32, 139, 184, 226	プログラム	168
郵便による	211	職業関係協議会	166	親睦委員会、ロータリー・クラブ	237, 239	国際理解の増進	95-97
会長	193-198	職業図書棚	251			学生、学生参照	
クラブによる	197	「職業を通じて奉仕」	164	ス		世界事情	93
国際ロータリー代表、大ブリテン及びアイル		職業指導	166	スポンサークラブ	75, 77, 81, 253	「世界理解週間」	97
ランドの	10, 14, 208	職業分類	24-28, 176, 226-228, 248			「世界戦争中のロータリー」	108
財務局長	198	創立会員資格	27, 76	セ		赤十字	146
諮問委員会	213	委員会、クラブ	237, 238, 239, 240-241	正会員資格	109, 176, 182, 226, 247	選挙による役員、大ブリテン及びアイルランド	11
地区	61, 213	外国の同一職業分類の人との接触	97	同一クラブ内名誉会員	111	選挙人	10, 20, 21, 49, 103, 177, 202, 207
地域	12, 69, 142, 213	修正	226	支店代表者	175, 226, 227	解釈	249
欧州	69-72	制限	226	職業分類	24, 176, 226	宣伝、ロータリーに関する広報参照	
事務総長、国際ロータリー	10, 176, 186	一覧表、ロータリアンの	124	選挙	249		
年報	10, 53, 187	合併会社	28	制限	176, 226	ソ	
欧州、北アフリカ及東地中海地域諮問委員会		新聞代表	184, 226	新聞	32, 184, 226	創立会員	76, 248
出席	72	単種工業地	27	公務員	184, 226		
理事会代行権限	35	職業分類概要	24, 25, 27, 251	資格	175, 226	タ	
法人印の捺印権限	44	版權	137	再選挙	229	大会 大会名を参照	
給料	186	原則固守	27	復権	229	代議員、国際大会代議員参照	
任務	9, 103, 141, 143, 146, 178, 186, 196, 221, 233	公職	226	終結	229	大都市第2クラブ	77, 115, 181
国際大会に関する	47, 48	ロスター	248	政治	128, 167, 232	会員	110
選挙	10, 186	「60%」勧告	184, 226	政府		脱退	
国際ロータリー役員への書簡	250	「10%」代表、単一大分類の	26	事務、ロータリーの関係	92-94, 128-129	国際ロータリーより	182
幹事		「10%」代表、単一団体の	26	役員、ロータリーの後援者として	67	クラブ会員の	231
理事会	176	用語	24, 25	奉仕、ロータリアン	17	貸費資金、学生に	253
国際ロータリー委員会	215	職業奉仕	164-167	制定(決議参照)	101, 106, 187, 193, 249		

第2正会員	114, 182, 226, 240, 247
シニア・アクティブ会員に変更	112
創立会員	76
選挙	182, 240
資格	182, 226
再選	242
終結	183, 229
大ブリテン及びアイルランド、国際ロータリー、大ブリテン及びアイルランドにおける、参照	
正しき業務の規準	166
他の組織におけるクラブ会員	45, 130
国際身体障害者福祉に	40
社会奉仕審議会に参加	39
他の組織の文献、クラブへの配布	125, 137
他の奉仕クラブにおける国際ロータリーの会員資格	110
他の組織における国際ロータリーアンの会員資格	99, 130
誕生地、ロータリーの	247
単一移議式投票	22, 50-51, 202, 207, 208, 210, 212
チ	
地域運営	14, 177, 245
「地域社会」用語解釈	73
地域	252
名簿	135
地域諮問委員会	12, 69, 142, 213
欧州	69, 72
地域大会	12, 140-144, 218
委員会	140, 142
会長代理出席経費	86
過去の大会場所	144
参加者	144, 218
手続規定	140, 218
中央事務局、国際ロータリーの事務局参照	
中央事務局、国際ロータリー	10, 248
運営上の奉仕、ガバナー及びクラブに	9
支所	9
建築物	91
クラブ及びクラブ委員会の接触	131
経費	86
クラブに奉仕、如何なる国においても	9, 108
国際大会に奉仕	48
職員	10, 253
クラブにおける会員資格	184
仲裁	232
忠誠、国家及びその宗教	128
チュリッヒ事務所	10, 254
経費	86

地区	56-68, 208, 249
運営	55-58
職業関係会議	166
委員会	61, 96, 165
諮問	61, 213
拡大	73
財政	67
国家間	98
指名	210, 211
名簿	135
青年の交換	96, 158, 249
基金	67, 249
大ブリテン及びアイルランド	14
地区連合会	97
国際	57, 69
クラブ数	55, 57
国際ロータリーの数	8
組織	55, 67
印刷物	67
ロータリー情報講習会	32, 66
大きさ	55, 57
監督	8, 208
北米合衆国及カナダ及びイペロアメリカ理事	
指名地帯	244-245
各地帯所属地区一覧表	245
地図	244
地区委員会	61, 67, 73
諮問	61, 213
資金	67
国家間	98
地区ガバナー	10, 57, 210
ロータリー事務によるクラブ欠席	16
代理	212, 247
暫定	249
職の運営	59
運営補助者	208
運営奉仕、中央事務局による	8
自動車旅行	89
事務	60
任務	10, 57, 58-59, 150, 212
選挙	10, 208
経費	59, 60, 84-86
国際協議会出席	59, 85
請求書	88
旅行費	89
拡大補助者	75, 250
経費	75, 85
集団代表者	60, 61, 250
名誉	67

直前、クラブ訪問	62
公式訪問記録	63, 251
月信	59, 60, 62, 250
指名	10, 12, 207, 210-212
証明書	248
委員会	210, 211
郵便による	211
クラブ公式訪問	59, 60, 62
元、元役員参照	
資格	57, 58, 210
記録	62
報告	
出席	15
公式訪問記録	63, 251
半期	62
クラブの集団監督代理	8, 60, 61, 250
特別選挙	212
特別代表	74, 86, 253
身分	58
任期	11, 58, 186
活動の3点同位部門	63
旅費	89
空位	212
クラブ訪問	59, 60, 62
宣伝	139
地区ガバナー被指名者	
出席	
国際協議会	58, 59, 85
被指名証明書	248
選択の資格	57
地区協議会	12, 63-64, 209
次年度会長及幹事の出席	12, 64
経費	
クラブ会長被選者及幹事被選者	64
地区ガバナー	59
集団	64
司会者	58, 60, 212
プログラム	
発表	63
新会員の紹介	115
雑誌	134
シニア・アクティブ会員	113
ロータリーに関する一般情報の増進	139
運営委員会の責任	19, 35
目的	12, 63, 209
部分的	64
放棄、会合の	63, 209
地区再編成、地区設定参照	
地区集団協議会	64

地区設定	55-57
委員会	55-57, 213, 214
地区大会	12, 64-66, 209
出席奨励	65
期間	64
選挙人	209
接待	65
費用	
地区ガバナー	59, 60
会長代理	86
機能	209
連合	64, 209
位置	12, 65, 204
境界外	209
他国、理事候補選択	22-23
元役員会	65
会長代理者	65, 66
経費	86
贈物	66
司会者	58, 60, 212
プログラム	64
会長代理講演	65
ガバナーによる管理	65
発表	
国際大会立法	65
雑誌	134
運営委員の責任	19
委任状	210
目的	12
報告	209, 249
採決決議	66
幹事	209
時期及び場所	12, 64, 209
投票	209
地区大会における会長代理	65, 66
経費	86
地図、アメリカ合衆国理事指名の地帯	244
「地方」の説明	73, 162
「超我の奉仕」	127, 253
直前会長、国際ロータリー	150
直前ガバナー、クラブ訪問	62
地理的集団	
理事	22-23, 198-201
指名委員会に代表	193
ツ	
通信、国際交換	97

テ	討論	
定款、国際ロータリー	国際大会	189
受諾、批准、クラブによる	規定審議会	104
改正 (制定参照)	特許権及び特許料手続に関する事項	120-121
採択日	特別委員会、国際ロータリー	11, 35, 82, 213
クラブによる批准	任期	35, 213
書き換	特別協議会	53, 190, 217, 253
本文	特別代表	74, 86, 253
定款及び細則委員会	図書館	
定款及び細則、大ブリテン及びアイルランド	職業書棚	251
改正	都市農村関係増進	41, 168
定款、ロータリー・クラブ	都市連合一般協議会	131
承諾、会員による	都市連合会、出席補填	16
採用	富籤類	31, 41
改正		
(制定参照)	ナ	
変更、国の法律に従う	名呼びの習慣	115
権限の限界	ニ	
標準	日程順序、ロータリー・クラブ	242
除外例	入会申込	
本文	ロータリー・クラブに	239
定款事項	国際ロータリーに	80, 181
定足数	任期	
理事会、ロータリー・クラブ	国際ロータリー委員会	213, 214
理事会・国際ロータリー	会長指名委員会	195
クラブ会員	特別	35, 213
委員会、国際ロータリー	地区ガバナー	11, 186
国際大会	欧州、北アフリカ、東地中海地域諮問委員会	69-70
規定審議会	ロータリー・クラブ役員	30, 228
会長指名委員会	国際ロータリー役員	11, 186
「撤回案」、解釈	財団管理委員	129-220
ト	人頭分担金	83, 178, 216, 240, 251
投資	変更	221
投票	支払期	83, 216, 240
通信による	為替相場	83, 216
クラブ内	半年期間に入会した会員	83
カナダ及びアメリカ合衆国の加盟クラブ	新クラブ	83
国際大会、(国際大会代議員参照)	滞納	182
地区大会	払戻	83
方法	任務、解釈	253
投票準備委員	ネ	
投票代議員カード、解釈	年次報告	
道標	会計監査報告	87
道徳、ロータリー規準	国際大会において代議員への配布	87
道徳信条 (倫理掟)	国際ロータリー役員	53, 186-187
同業組合、参加に関する勧告		

ハ	ロータリー徽章の使用	122
パスト・サービス会員資格	会長代理夫人の経費	86, 89
入会金	プログラム、クラブ	30, 239
出席要求	中央事務局よりの材料	131
襟章の職業分類	新クラブ	77
選挙方法	スポンサー・クラブ	77
特権	ロータリアン誌の利用	134
再建クラブにおける	プログラム企画委員会	11, 213, 215
資格	手続	34
終結	プログラム委員会、クラブ	237, 239
旗	文献、ロータリー	95, 132-137
ロータリーの	国際ロータリー許可を有する	136
国際連合の	配布	9, 131, 137
発送簿	欧州	72
ロータリー雑誌	大ブリテン及びアイルランド	124
公式名簿の使用	国際主義強調	137
バッジ	翻訳	136
襟章	各国に関する	99
国際大会における元役員	ヘ	
使用	兵役、ロータリアンへの	17
許可	ホ	
役員(R.I.)	「奉仕活動」ロータリアンの参加	38
ハリス、ポール・ビー、ロータリー創始者	奉仕の理想	37, 93, 130, 175
著作権所有印刷物	法人印	45
半年期報告	法人化	44
半年期会費支払	訪問ロータリアン報告カード、解釈	254
ヒ	募金、クラブによる資金募集参照	
Bd. 説明	北米合衆国、カナダ、	
引札をまわす、クラブ又はロータリアンに	アメリカ合衆国及びカナダのクラブによる投	
非公式会合、ロータリアンの	票	21
避難者	ロータリー財団への寄付金より所得税免除	150
救済会	理事	21, 193, 194, 245
不本意解散後の会員資格の立場	学校におけるスペイン語教育	97
標語、ロータリー	指名委員会に代表	193-194
フ	関税改正	167
フォーラム、都市連合	理事指名の地帯	21, 198-200, 244, 245
フォーラム、クラブ	保険、自動車	90
副会長、国際ロータリー	保償金	
選挙	財団役員	152
順番、欠員の場合	財団保管委員	221
会長の職に	役員、ロータリー・クラブ	240
副会長、ロータリー・クラブ	事務総長及び財務局長、国際ロータリー	186-187
婦人	補助言語	100
ロータリー・クラブ付属単位	本拠、国際ロータリー	91
職業分類クラブ	部分的協議会	64, 217
ロータリーにおける会員資格		

ム	
無学、成人	41
無地区クラブ	7, 8, 251
欧州大陸、北アフリカ、及び東地中海地域諮問委員会	69
規定審議会代表者	7
監督	8
メ	
名称、国際ロータリー	118, 175
名称、大ブリテン及びアイルランドにおける国際ロータリー	14
名称、ロータリアン	118, 170, 178
クラブ印刷物における使用	123
名称、ロータリー	118, 127, 252
歴史	118
保護	119-120
使用	122, 216
少年クラブ	126, 170
建築工事	123
仮ロータリー・クラブ	76, 122, 251
制限	122, 217
商標	120, 217
婦人補助単位及び職業分類クラブ	125
名称、ロータリー・クラブ	76, 118, 225, 233
変更	162, 233
脱退	182
名簿、公式名簿参照	
名誉会員	109, 111, 184, 228
同時に正会員、同一クラブ内	111
船長のための	110
期間	229
選挙方法	184, 228, 241
外国政府代表者のための	110
特権	112, 184, 228
資格	184, 228
住所	184, 229
ロータリー財団奨学生のための	111
終結	229
モ	
元会長会議	12, 217
議事	218
報告	218
元役員、国際ロータリー	
襟章	52
国際大会における諸会合	53
地区大会における諸会合	65
大会における予約席	51
奉仕利用	67
クラブ訪問	62, 67, 81
費用	30, 86
宣伝	139
元ロータリアン	115
「最も良く務むるものは最も多く報いらる」	127, 250
ヤ	
役員、国際ロータリー	9, 14, 176, 184, 186, 251
ロータリー事務上クラブ例会欠席	16
理事会に代って行う権限	19
襟章	119
手当金	186
管理監督	184
任務	184, 186
選挙	49, 176, 186, 208
経費	84-90
指名国際ロータリー役員指名参照	
昇任順序	11, 30
会長(国際ロータリー会長参照)	
資格	186, 208
罷免	184
報告	187
如何なる国におけるクラブへの奉仕	108
保証金	187
任期	10, 186
肩書	176
他の組織との関係に使用	22, 122, 131
ロータリー徽章の使用	119
欠員	186
クラブ訪問、ロータリー・クラブへの訪問参照	
役員、ロータリー・クラブ	228, 235, 236, 251
襟章	119
任務	236
被選挙、地区協議会出席	29, 64, 209
選挙	235
次期会長、地区協議会に出席	29, 64, 209
会合	31, 237
指名	235
昇任順序	11, 30
資格	228
再選	30
選択	30
保証金	240
任期	30, 228
欠員	235

ユ	
友愛の家	47
“Yours Rotarily” 字句の使用	124
USCB, 解釈	253
優賞牌	
クラブ出席	18
国際大会出席	52
郵税	
中央事務局による航空郵便利用	9
郵便投票	
理事会	18, 185
クラブによる国際ロータリー	
理事ノミニエー選択方法	21
欧州、北アフリカ及び東地中海諮問委員会	71
指名	
理事会	202-203
規定審議会	192
地区ガバナー指名	211
ロータリー財団管理委員会	151
有望会員、クラブに招待	114
ユースティス国際大会出席優勝牌	52
ヨ	
予算案、国際ロータリー	53, 87, 216
配布、国際大会代議員へ	87
作成、財務委員会による	214
予算案ロータリー・クラブ	240
「四つのテスト」	132, 164-166
ラ	
ラテン・アメリカ、イペロ・アメリカ参照	
ラテン語、ロータリー標語	127
リ	
料金、ロータリー・クラブ	77, 228, 237, 249
徴収	240
最低	77
滞納	229
旅費	
航空	88
自動車	89
欧州、北アフリカ及び東地中海地域諮問委員	
会	72
方針	88-90
国際ロータリー資金	89
理事、理事会参照	
理事、公式名簿参照	
理事指名地帯	
イペロアメリカ	21, 200-201, 245
アメリカ合衆国	245
地図	244
理事会、国際ロータリー	7, 19-23, 176, 184, 250
訴訟、決議に対し	182, 184, 185
出席、欧州、北アフリカ及び東地中海諮問委員会に	72
郵便投票	19
議長	7, 9, 176
給与	186
構成	7, 176
管理及び監督	184
決定	19
任務	8, 184
選挙、暫定理事会にて	10, 185
選挙	7, 186, 207
経費	84, 87, 88, 89
被指名者	84
裁判管轄	185
会合	185
意見書	106
指名	198-207, 245
理事会に依り	22
大会において	201-202
郵便投票	202-203
指名委員会手続	204-207
地帯	21, 244, 245
被指名者、選択方法	21, 201-207
権限	176, 184, 185
委任	8, 19
手続、理事選択の	22
提出議案方針	20
資格	208
定足数	185
幹事	176
任期	11, 186
委員会の検討	35
旅費	88-90
欠員	10, 185
投票、通信による	19, 185
夫人の経費	19, 185
理事会、ロータリー・クラブ	228, 235-236, 248
訴訟、決定に対し	228, 231
選挙	235
職権による理事会員	235
会合	31, 237
指名	235
定足数	237
任期	30, 228

欠員	235
立法(規定審議会参照)	102-108
撤回と認める	248
非常時	103, 187
提出	
小冊子	103
理事会の方針	20
提出の様式と方法	105-106, 187, 192
地区大会における発表	65
立法機関、国際ロータリー	7, 101
料金、入会金及び会費参照	
ル	
類似組織	253
会合ロータリアンの出席	17
少年クラブ	126, 170
新ロータリー・クラブ結成要因	79
ロータリー・クラブとの連合会	31, 39
ロータリアンの会員資格	110
婦人の	125
レ	
例会出席	15-18, 229-231, 238, 247
競争	15-18, 247
欠席承認	17, 18, 239
他クラブにて補填	15
欠席	229
報告	15, 17, 217, 236, 247
60% 規定	15, 230
例会次第	242
レビスタ・ロータリア	132, 252
略字	252
顧問	133
経費	86
購読料	84, 132, 134
連合地区大会	65, 209
連合奉仕クラブ会合	31, 39
ロ	
「ロータリアン」解釈	118
ロータリアン雑誌、国際ロータリー機関雑誌参	
照	
ロータリアンの子息	
親切に	96
信用状を	95, 116
ロータリーの特質	75
ロータリアンの特質	93
ロータリアン、母国との関係	95, 128
ロータリアン、名称の使用	122, 123, 170

ロータリアンの一覧表の商用	124, 135
ロータリー以外の企画裏書、ロータリー・クラブによる	38, 45, 128
国際ロータリーによる	40, 128
ロータリー以外の奉仕クラブ、類似組織参照	
ロータリー拡大	73-81, 250
大都市における第2クラブ	77, 115, 181
クラブ加盟委員会	79
地区ガバナー補助者	76, 85, 250
委員会	73
ロータリー・クラブなき国又は地理的地域	73
ロータリーがその機能を停止した国	80
地区ガバナーによる	63, 73
経費	75, 85, 86
国際協議会にて	81
方針	73
有望地方	74
仮クラブ	77, 78
特別代表者	74, 86, 253
スポンサー・クラブ	75, 77, 81, 253
調査	74
クラブ内	114, 250
「ロータリー解釈、(名称、ロータリー参照)」	252
世界紛争中のロータリー	108
ロータリー教育	31, 131, 138-139, 252
プログラム計画委員会の責任	215
ロータリー記念日、遵奉	30
ロータリー・クラブ会費	77, 228, 237, 249
徴集	240
最低	77
不支払	229
ロータリー・クラブ訪問	
競争	18
地区ガバナーの	59, 60, 62
報告	63
直前ガバナーの	62
詐欺師の	18
国家間の	98
新クラブへ	81
食事費支払	18
現及び元国際ロータリーの役員	62, 67, 81
経費	30, 86
宣伝	139
会員証明カード提出	18, 116
自クラブへの報告	16, 18, 254
ロータリー・クラブ入会金	77, 228, 237, 247
徴集	240
最低	77
再入会	299

ロータリー・クラブの欠席	15-18, 229
ロータリーの後援者	67
ロータリー講習、解釈	252
ロータリー財団	148-161, 178, 219-221
遺贈	148, 178, 219
運営	151-153, 219
予算	152
会計監査	152
銀行預金	152
資金募集	159
寄付	
入会申込又は会員証明カード等に	116, 161
所得税の免除	150
任意である	161
信託の宣言	148
地区委員会	155, 161
基本金より支出	146, 149, 150, 219, 220
奨学生、名誉会員資格に	111
選択手続	154-156
クラブ及び地区会合の出席	158
同窓生	158
国際理解奨学金	153-158
追加奨学金制度	156-158
候補者の推薦者	156
志願者資格	153
財政	152
贈与	148, 178, 219
ロータリー文献印刷費支弁	137
資金の投資	152
法的地位	148
ニュース・レター	160
綱領目標	150
資金支出目的	149
資金募集	159-161
戦災ロータリアンの救助	145
事務長	151
保証金、事務員	152
保証金、保管委員	221
資金の流用、剰余金より	159
救済資金の流用	145, 146

財務局長	151
財務局次長	151
ロータリー財団保管委員会	150, 219, 221
郵便による投票	151
委員長	220
給与	220
報告	53, 152
任期	219-220
欠員	220
ロータリー財団奨学金委員会	153-154
任務	154
ロータリー財団発展委員会	11, 160, 213, 215
ロータリー情報講習会、地区	32, 66
ロータリー情報相談役	32, 67
ロータリー情報委員会	31, 237, 239
ロータリーの基本的特徴	75
ロータリーの計画	
促進	130-131
経費支出	91
雑誌ロータリアンによる	132
ロータリーの綱領(ロータリー計画参照)	130, 175, 225, 251
会員による承諾	232
翻訳	136
ロータリーの商業化	123-125
ロータリーの創始者、解釈	250
ロータリーの特徴	75
ロータリー文献の翻訳	136
ロータリー奉仕の四部門	250
ロータリー類似組織、類似組織参照	
ロータリー輪、解釈	252
60パーセント出席規定	15, 230
60パーセント職業分類勧告	26
ロザノフ出席賞牌	18
ロバートの議事規則	104, 218
論争問題	232
ワ	
若き会員	115

00.12
ロータリー資料室

272

移管

